

令和2年第3回志布志市議会定例会会議録
目 次

| 第1号（9月8日） | 頁 |
|---|----|
| 1. 議事日程 | 17 |
| 2. 出席議員氏名 | 18 |
| 3. 欠席議員氏名 | 18 |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 18 |
| 5. 議会事務局職員出席者 | 18 |
| 6. 開 会・開 議 | 19 |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 19 |
| 8. 日程第2 会期の決定 | 19 |
| 9. 日程第3 報告 | 19 |
| 10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 | 19 |
| 11. 散 会 | 21 |
| | |
| 第2号（9月9日） | |
| 1. 議事日程 | 22 |
| 2. 出席議員氏名 | 24 |
| 3. 欠席議員氏名 | 24 |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 24 |
| 5. 議会事務局職員出席者 | 24 |
| 6. 開 議 | 25 |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 25 |
| 8. 日程第2 報告 | 25 |
| 9. 日程第3 議案第62号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ いて | 25 |
| 10. 日程第4 議案第63号 志布志市田之浦ふるさと交流館条例及び志布志市内之倉農村 広場条例の一部を改正する条例の制定について | 27 |
| 11. 日程第5 議案第64号 志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例 の制定について | 29 |
| 12. 日程第6 議案第65号 志布志市志布志農村研修センター条例の制定について | 29 |
| 13. 日程第7 議案第66号 志布志市選挙公報の発行に関する条例の制定について | 33 |
| 14. 日程第8 議案第67号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第9号） | 34 |

| | | | |
|---------------|-------------|---|----|
| 15. 日程第9 | 議案第68号 | 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) | 41 |
| 16. 日程第10 | 議案第69号 | 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) | 41 |
| 17. 日程第11 | 議案第70号 | 令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号) | 42 |
| 18. 日程第12 | 議案第71号 | 令和2年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号) .. | 43 |
| 19. 日程第13 | 議案第72号 | 令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号) | 44 |
| 20. 日程第14 | 議案第73号 | 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第2号) | 45 |
| 21. 日程第15 | 諮問第3号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | 45 |
| 22. 日程第16 | 諮問第4号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | 46 |
| 23. 日程第17 | 一般質問 | | 47 |
| | 小辻 一海 | | 47 |
| | 小野 広嗣 | | 64 |
| 24. 延 会 | | | 85 |

第3号(9月10日)

| | | |
|-------------------------------------|-------------|-----|
| 1. 議事日程 | 86 | |
| 2. 出席議員氏名 | 87 | |
| 3. 欠席議員氏名 | 87 | |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 87 | |
| 5. 議会事務局職員出席者 | 87 | |
| 6. 開 議 | 88 | |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 88 | |
| 8. 日程第2 一般質問 | 88 | |
| | 野村 広志 | 88 |
| | 尖 信一 | 109 |
| | 青山 浩二 | 126 |
| | 西江園 明 | 140 |
| 9. 延 会 | 158 | |

第4号(9月11日)

| | |
|-----------------|-----|
| 1. 議事日程 | 159 |
| 2. 出席議員氏名 | 160 |
| 3. 欠席議員氏名 | 160 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 160 |
| 5. 議会事務局職員出席者 | 160 |
| 6. 開 議 | 161 |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 161 |
| 8. 日程第2 一般質問 | 161 |
| 平野 栄作 | 161 |
| 八代 誠 | 172 |
| 丸山 一 | 182 |
| 南 利尋 | 195 |
| 9. 延 会 | 212 |

第5号（9月14日）

| | |
|-------------------------------|-----|
| 1. 議事日程 | 213 |
| 2. 出席議員氏名 | 214 |
| 3. 欠席議員氏名 | 214 |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 214 |
| 5. 議会事務局職員出席者 | 214 |
| 6. 開 議 | 215 |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 215 |
| 8. 日程第2 一般質問 | 215 |
| 小園 義行 | 215 |
| 鶴迫 京子 | 233 |
| 9. 散 会 | 250 |

第6号（9月25日）

| | |
|---|-----|
| 1. 議事日程 | 251 |
| 2. 出席議員氏名 | 253 |
| 3. 欠席議員氏名 | 253 |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 253 |
| 5. 議会事務局職員出席者 | 253 |
| 6. 開 議 | 254 |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 254 |
| 8. 日程第2 報告 | 254 |
| 9. 日程第3 議案第62号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ | |

| | | | |
|-----|-------|---|-----|
| | | いて …………… | 254 |
| 10. | 日程第 4 | 議案第63号 志布志市田之浦ふるさと交流館条例及び志布志市内之倉農村 広場条例の一部を改正する条例の制定について …………… | 255 |
| 11. | 日程第 5 | 議案第64号 志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例 の制定について …………… | 256 |
| 12. | 日程第 6 | 議案第65号 志布志市志布志農村研修センター条例の制定について …………… | 256 |
| 13. | 日程第 7 | 議案第66号 志布志市選挙公報の発行に関する条例の制定について …………… | 258 |
| 14. | 日程第 8 | 議案第67号 令和 2 年度志布志市一般会計補正予算（第 9 号） …………… | 259 |
| 15. | 日程第 9 | 議案第68号 令和 2 年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号） …………… | 264 |
| 16. | 日程第10 | 議案第69号 令和 2 年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号） …………… | 265 |
| 17. | 日程第11 | 議案第70号 令和 2 年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） …… | 266 |
| 18. | 日程第12 | 議案第74号 財産の取得について …………… | 267 |
| 19. | 日程第13 | 議案第75号 令和 2 年度志布志市一般会計補正予算（第10号） …………… | 269 |
| 20. | 日程第14 | 陳情第 4 号 休校時において小中学校でオンライン授業を実施するための 速やかな検討及び予算措置に関する陳情書 …………… | 272 |
| 21. | 日程第15 | 陳情第 6 号 大規模な災害の予兆、発生に対する志布志市内の児童生徒の 安全を保障することを目的とした陳情書 …………… | 274 |
| 22. | 日程第16 | 陳情第 7 号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を 求める陳情 …………… | 277 |
| 23. | 日程第17 | 報告第 4 号 継続費精算報告書について …………… | 279 |
| 24. | 日程第18 | 報告第 5 号 令和元年度志布志市健全化判断比率について …………… | 279 |
| 25. | 日程第19 | 報告第 6 号 令和元年度志布志市資金不足比率について …………… | 280 |
| 26. | 日程第20 | 認定第 1 号 令和元年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について …… | 280 |
| 27. | 日程第21 | 認定第 2 号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について …………… | 285 |
| 28. | 日程第22 | 認定第 3 号 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について …………… | 285 |
| 29. | 日程第23 | 認定第 4 号 令和元年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて …………… | 285 |
| 30. | 日程第24 | 認定第 5 号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて …………… | 285 |
| 31. | 日程第25 | 認定第 6 号 令和元年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について …………… | 285 |

| | | | | |
|-----|-------|--|---|-----|
| 32. | 日程第26 | 認定第7号 | 令和元年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について | 285 |
| 33. | 日程第27 | 認定第8号 | 令和元年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について | 285 |
| 34. | 日程第28 | 認定第9号 | 令和元年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について | 286 |
| 35. | 日程第29 | 発議第2号 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について | 290 |
| 36. | 日程第30 | 発議第3号 | 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出について | 291 |
| 37. | 日程第31 | 閉会中の継続審査申し出について (文教厚生常任委員長) | | 293 |
| 38. | 日程第32 | 閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長) | | 293 |
| 39. | 閉会 | | | 293 |

令和2年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

| 月 日 | 曜日 | 種 別 | 内 容 |
|------|----|------------|------------------------------|
| 9月8日 | 火 | 本会議 | 開会・会期の決定 |
| 9日 | 水 | 本会議 | 議案上程・一般質問 |
| 10日 | 木 | 本会議 | 一般質問 |
| 11日 | 金 | 本会議 | 一般質問 |
| 12日 | 土 | 休 会 | |
| 13日 | 日 | 休 会 | |
| 14日 | 月 | 本会議 委員会 | 一般質問 予算審査特別委員会（現地調査） |
| 15日 | 火 | 委員会 | 常任委員会 |
| 16日 | 水 | 委員会 | 予算審査特別委員会 |
| 17日 | 木 | 休 会 | |
| 18日 | 金 | 休 会 | |
| 19日 | 土 | 休 会 | |
| 20日 | 日 | 休 会 | |
| 21日 | 月 | 休 会 | 敬老の日 |
| 22日 | 火 | 休 会 | 秋分の日 |
| 23日 | 水 | 休 会 | |
| 24日 | 木 | 休 会 | |
| 25日 | 金 | 本会議 | 委員長報告・討論・採決・令和元年度決算関係議案上程・閉会 |

2. 付議事件

| 番号 | 事 件 名 |
|--------|--|
| 議案第62号 | 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第63号 | 志布志市田之浦ふるさと交流館条例及び志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第64号 | 志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第65号 | 志布志市志布志農村研修センター条例の制定について |
| 議案第66号 | 志布志市選挙公報の発行に関する条例の制定について |
| 議案第67号 | 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第9号） |
| 議案第68号 | 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第69号 | 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第70号 | 令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第71号 | 令和2年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第72号 | 令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第73号 | 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第74号 | 財産の取得について |
| 議案第75号 | 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第10号） |
| 諮問第3号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 諮問第4号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 報告第4号 | 継続費精算報告書について |
| 報告第5号 | 令和元年度志布志市健全化判断比率について |
| 報告第6号 | 令和元年度志布志市資金不足比率について |
| 陳情第4号 | 休校時において小中学校でオンライン授業を実施するための速やかな検討及び予算措置に関する陳情書 |
| 陳情第6号 | 大規模な災害の予兆、発生に対する志布志市内の児童生徒の安全を保障することを目的とした陳情書 |
| 陳情第7号 | 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情 |
| 認定第1号 | 令和元年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第2号 | 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第3号 | 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第4号 | 令和元年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第5号 | 令和元年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第6号 | 令和元年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第7号 | 令和元年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について |

認定第8号 令和元年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 令和元年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

発議第3号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出について

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

閉会中の継続審査申し出について

(文教厚生常任委員長)

閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

| 質 問 者 | 件 名 | 要 旨 | 質問の相手方 |
|--------|-----------------|--|--------|
| 1 小辻一海 | 1 豪雨災害への対策について | <p>(1) 本市を襲った令和2年7月豪雨による災害は、同じ場所で積乱雲が次々と発生し集中して大雨が発生する線状降水帯が多発して、土砂崩れや道路陥没など被害が多数発生している。このことは、異常災害がもはや身近に起こり得る日常になりつつあるということを示す裏付けになったものだと思うが、このような異常気象の時代に、どのようにしてわがまちの人命と財産を守っていくのか、その対策について問う。</p> <p>① 土砂災害警戒区域や危険区域の実態把握と周知について問う。</p> <p>② 土砂災害ハザードマップの取り組みと活用について問う。</p> <p>③ 避難勧告・避難指示の告知及び避難所の運営と防災備蓄用品の常設について問う。</p> | 市 長 |
| 2 小野広嗣 | 1 土地基本法等の改正について | <p>(1) 所有者不明土地の増加や自然災害の頻発等により、適正な土地の管理の重要性が増大していることに鑑み、適正な土地の管理を企図して土地基本法等の改正が行われ、本年3月31日に公布された。土地基本法で規定された新たな理念・所有者等の責務や基本的施策で定める内容に基づいた今後の施策を具体的に示す「土地基本方針」を新設し、その策定・更新を通じて、防災・減災の観点からも重要な所有者不明土地対策、管理不全土地対策等の個別施策を着実に展開していくとしている。今回の改正に対する本市の認識と、新設された「土地基本方針」に示されている、以下5点について問う。</p> <p>① 低未利用地の適切な利用・管理を促進する施策の展開について</p> | 市 長 |

| 質 問 者 | 件 名 | 要 旨 | 質問の相手方 |
|----------|-------------------------------|---|------------|
| 2 小野 広 嗣 | 1 土地基本法等の改正について | <p>② ランドバンクについての認識と活用等の推進について</p> <p>③ 管理不全の空き地・空き家対策の現状と今後の取り組みについて</p> <p>④ 土地の境界及び所有者情報の明確化を図る地籍調査の円滑化・迅速化について</p> <p>⑤ オンライン化の取り組みも含めた各種台帳連携等による土地・不動産に関する情報基盤の整備に関する認識について</p> | 市 長 |
| | 2 統合型地理情報システム（統合型GIS）の利活用について | (1) ICTの活用による情報化施策が推進される中、自治体が保有するデータのオープン化など、その利活用に関する市民の意識や期待も高まっている。本市の統合型地理情報システム（統合型GIS）の活用状況について問う。 | 市 長 |
| | 3 地域共生社会に向けた取り組みについて | (1) 地域共生社会とは、子ども・高齢者・障がい者など全ての人が地域で住民が互いに助け合って暮らし、生きがい等を共に創り、高めあうことのできる地域を共に創っていく社会の構築を目指すものである。多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するためには、行政の縦割りから分野横断へ転換が必要である。本市における地域共生社会の実現に向けた課題を含めた基本的な考えを問う。併せて、学校教育における共生社会の形成に向けた取り組みについて問う。 | 市 長 教育長 |
| 3 野村 広 志 | 1 コロナ禍後について | (1) 新型コロナウイルス感染症の終息後、本市が進めるべき施策について考え方を問う。 | 市 長 |
| | 2 防災行政全般について | <p>(1) 台風や大雨等による風水災害は、特に河川域で甚大な被害をもたらした。今後、新たな指針に基づく治水の在り方について検証すべきではないか。</p> <p>(2) 自主防災組織による避難所運営について考え方を問う。</p> | 市 長 市 長 |

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|-------|---------------|---|-----------|
| 4尖 信一 | 1 教育行政について | <p>(1) 新型コロナウイルス感染症が終息しない中、本市の学校教育の運営について以下を問う。</p> <p>① プログラミング的思考の授業や英語授業がスタートし、さらにはコロナ禍の対応で教員の負担が一層増加している。新型コロナウイルス感染症予防の消毒作業や授業サポートなどにおいて、学校運営協議会や地域住民との連携した取り組みは考えられないか。</p> <p>② 本市での学力向上における目標設定がされているが、この状況の下、現在の進捗状況はどうか。また、学力向上のためにどのような対策を講じているか問う。</p> <p>③ 教科書の選定について、その選定基準や委員の選定方法を問う。</p> <p>④ 大学入試制度の変更に伴い、受験者の思考力や判断力も求められるようになる中、人材育成のための小中学校での授業の在り方をどのように考えているか問う。</p> | 市長 教育長 |
| | 2 コロナ禍の対応について | <p>(1) 現在、第2波と思われる感染が拡大する中、様々な支援策が実施されている。今後も終息が見えない状況で、経済的支援の在り方と、本市の長期的な取り組みについて以下を問う。</p> <p>① 感染が発生するたびに行う支援は、一時的な対処である。市民が安心して経済活動に参加できるように、様々なウイルスを不活性化できる機器の導入に対して補助金を交付することで、経済の活性化を図る考えはないか問う。</p> <p>② コロナ禍の中、初めて東京都の人口が2,200人ほど減少している要因として、感染を恐れての地方移住が起きているとの一部報道もある。今回、志布志市観光特産品協会の志布志駅舎への移転に伴い、隣接するサンポートしぶしアピア内への企業誘致を図る考えはないか問う。</p> | 市長 |

| 質 問 者 | 件 名 | 要 旨 | 質問の相手方 |
|---------|------------------------|---|---|
| 5 青山浩二 | 1 本庁舎移転計画について | (1) 移転にかかる費用は総額いくらになるのか問う。 (2) 専門知識を持つ学識経験者、市内各種団体の代表者及び市民代表者で構成される志布志市庁舎等の在り方検討委員会の進捗状況について問う。 (3) 中長期計画の考え方について問う。 | 市 長 市 長 市 長 |
| 6 西江園 明 | 1 不登校児童・生徒の実態と行政支援について | (1) 不登校児童・生徒の実態と不登校の定義を問う。 (2) 現在行っている不登校児童・生徒への行政支援を問う。 (3) 家庭教育学級の取り組み状況について問う。 (4) 本市のSC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）の配置状況と勤務体制を問う。 (5) 不登校問題について、SSWをもっと活用すべきと思うが見解を問う。 (6) 不登校問題に、今後どのように取り組む考えか問う。 | 市 長 教育長 教育長 教育長 教育長 市 長 教育長 |
| | 2 ひきこもりの実態と行政支援について | (1) ひきこもりの実態と定義を問う。 (2) 社会投資として支援に取り組み、解決に導くべきと考えるが見解を問う。 (3) ひきこもり問題に、今後どのように取り組む考えか問う。 | 市 長 市 長 市 長 |
| | 3 公共施設について | (1) 公共施設の長寿命化計画について、内容と進捗状況を問う。 (2) 公共施設において、単独処理浄化槽方式から合併処理浄化槽方式への転換が進まないのはなぜか。 (3) 転換へ向けた今後の計画を問う。 | 市 長 教育長 市 長 教育長 市 長 教育長 |

| 質 問 者 | 件 名 | 要 旨 | 質問の相手方 |
|--------|------------------------|--|--------|
| 7 平野栄作 | 1 蓬原・野井倉開田の導水路の改修等について | (1) 本市においては、昨年及び本年と大雨による大規模災害が続けて発生した。この大雨により両開田の導水路も被災し、最も必要な時期に水が供給されないという状況に見舞われた。両開田はそれぞれ500haの水田を抱えており、水稻等の耕作者からそれぞれ所管する土地改良区に苦情の電話が相次いだと聞いている。今後も、台風や大雨による災害が懸念されるが、導水路の改修及び改良についての認識を問う。 | 市 長 |
| | 2 土地改良区との連携について | (1) 農地の貸し借りには、農業委員会が行う利用権設定と農政畜産課内にある農地中間管理機構によるものに分別されると認識している。また、土地の賃借料については農業委員会がその目安としての金額を提示しており、これを基に賃借料を決めている状況にある。さらに、農地についてはそれぞれの地区毎に土地改良区が組織されているが、土地持ち非農家の増加等により、水利費等賦課金の徴収に支障が出ている状況もあると聞いている。今後も担い手への集約化が一段と加速する中、土地改良区との連携も強化すべきと思うが認識を問う。 | 市 長 |
| 8 八代 誠 | 1 防災・減災（豪雨及び台風等）対策について | (1) 前川・安楽川・菱田川の二級河川河口に位置する有明町通山地区を含む志布志市街地の河川氾濫時における避難判断の現状について問う。 | 市 長 |
| | | (2) 豪雨及び台風襲来による災害発生時の庁舎内連携及び市内建設業者等との連携について問う。 ① 道路啓開（救援ルートの確保）のための方策について。 ② 現時点において、庁舎内での情報共有が十分ではないと感じるが、どのように認識しているか。 | 市 長 |

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|-------------|---|--|--------|
| 8八代 誠 | 1 防災・減災（豪雨及び台風等）対策について | ③ 災害発生時の早い段階で市内建設業者等との連携が必要と考えるが、現状では、どの時点で業者等との連携を図っているのか。 ④ 松山・志布志・有明地域、それぞれの専門的知識を有する建設業者等を庁舎内に集め、より効率的で効果的な作業を進めるなどの手法は考えられないか。 | 市長 |
| 9丸山 一 | 1 保護条例について | (1) 志布志湾に飛来する絶滅危惧種であるコアジサシ類の保護条例を策定すべきではないか。 | 市長 |
| | 2 防災対策について | (1) 市道一丁田・宇都鼻線の肆部合地区信号付近の排水対策について問う。 | 市長 |
| | | (2) 防災上の観点から、菱田川河口をストレートに開削はできないか問う。 | 市長 |
| | | (3) 7月豪雨により、市内の橋りょうに木材等の漂着物が堆積している。今後発生する台風等にも備え、早急に撤去すべきではないか。 | 市長 |
| 3 保護対策について | (1) 本市に群生する貴重なフクロハイゴケの保護対策を急ぐべきではないか。 | 教育長 | |
| 4 坪枯れ対策について | (1) 本年度の本市における早期水稻栽培では、ウンカによる坪枯れの被害が多くみられた。今後、被害の拡大を防止する対策が急務と考えるが、見解を問う。 | 市長 | |
| 10南 利 尋 | 1 災害対策について | (1) 7月に発生した豪雨災害について、本市における復旧作業の進捗状況について問う。 | 市長 |
| | | (2) 先手管理の観点から、自然災害に対して新たな防災対策に取り組むべきではないか問う。 | 市長 |
| | 2 経済対策について | (1) コロナ禍の今、市内全体に過度な不安感が漂っているように感じる。しっかりとした感染対策を講じながら、日常の経済活動をもっと促すべきではないか問う。 | 市長 |
| | | (2) マイクロツーリズムの取り組みについて問う。 | 市長 |

| 質 問 者 | 件 名 | 要 旨 | 質問の相手方 |
|---------|------------|--|--------------------------|
| 10南 利 尋 | 3 観光振興について | <p>(1) 市内観光スポット整備事業の進捗状況について問う。</p> <p>(2) 夏井、陣岳、ダグリ岬周辺の大自然を生かした観光事業に取り組むべきではないか問う。</p> <p>(3) 新たなまちづくりに対して商業施設の誘致に取り組むべきではないか問う。</p> <p>(4) 志布志駅周辺に観光案内や行政情報、各種イベントなどの情報発信できる大型モニターの設置に取り組むべきではないか問う。</p> | 市 長 市 長 市 長 市 長 |
| 11小園義行 | 1 国保について | <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、3割以上の収入減少が見込まれる世帯は、国保税が減免される旨の国の事務連絡や通知が出ている。その内容や周知の在り方と現在の状況を問う。</p> <p>(2) 子育て支援策として18歳以下の子どもの均等割額の見直しは考えられないか。</p> | 市 長 市 長 |
| | 2 災害対応について | <p>(1) 7月豪雨は、本市に大きな被害をもたらした。災害発生後の状況把握の在り方は、どのような体制で取り組まれているか。</p> <p>(2) 被害状況が確認できた後の処理対応について、本庁、各支所の体制はどのようになされているか。</p> <p>(3) 今日の災害を受けて、技術職員の増員は考えられないか。</p> | 市 長 市 長 市 長 |
| | 3 福祉行政について | <p>(1) 9月は知的障害福祉月間である。啓発活動の取り組み状況はどうか。</p> <p>(2) 相談活動の在り方として窓口の在り方等、関係機関とどのように連携しているのか。</p> <p>(3) 敬老祝金の支給を予算の範囲内で75歳以上全員に支給する考えはないか。</p> | 市 長 市 長 市 長 |

| 質 問 者 | 件 名 | 要 旨 | 質問の相手方 |
|--------|--------------|---|--|
| 12鶴迫京子 | 1 スポーツ振興について | <p>(1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け延期となった、燃ゆる感動かごしま国体における県等との協議状況について問う。</p> <p>(2) 今後、延期された国体開催に向けた本市のスポーツ振興の在り方について問う。</p> <p>(3) 第2次志布志市スポーツ振興計画の策定に向け開催された市スポーツ推進審議会において、抽出された現状や課題とはどのような内容だったのか。また、同計画策定までのスケジュールはどのようなになっているか。</p> | 市 長 教育長 市 長 教育長 市 長 教育長 |
| | 2 保健行政について | (1) 歯と口の健康が脳疾患や心臓疾患等に大きく影響するとも言われていることから、本市においても歯科衛生士の採用は考えられないか。 | 市 長 教育長 |

令和2年第3回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：令和2年9月8日（火曜日）午前10時09分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

出席議員氏名（19名）

| | | | | | | | |
|-----|----|---|---|-----|---|---|---|
| 2番 | 南 | 利 | 尋 | 3番 | 尖 | 信 | 一 |
| 4番 | 市ヶ | 谷 | 孝 | 5番 | 青 | 山 | 浩 |
| 6番 | 野 | 村 | 広 | 7番 | 八 | 代 | 誠 |
| 8番 | 小 | 辻 | 一 | 9番 | 持 | 留 | 忠 |
| 10番 | 平 | 野 | 栄 | 11番 | 西 | 江 | 園 |
| 12番 | 丸 | 山 | 一 | 13番 | 玉 | 垣 | 大 |
| 14番 | 鶴 | 迫 | 京 | 15番 | 小 | 野 | 広 |
| 16番 | 長 | 岡 | 耕 | 17番 | 岩 | 根 | 賢 |
| 18番 | 東 | 宏 | 二 | 19番 | 小 | 園 | 義 |
| 20番 | 福 | 重 | 彰 | | | | 史 |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名（0名）

議会事務局職員出席者

| | | | | | | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務局長 | 藤 | 後 | 広 | 幸 | 次 | 長 | 松 | 永 | 憲 | 一 |
| 調査管理係長 | 毛 | 野 | 仁 | | 議 | 事 | 係 | 長 | 末 | 原 |

午前10時09分 開会 開議

○議長（東 宏二君） ただいまから、令和2年第3回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。

○
日程第2 会期の決定

○議長（東 宏二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの18日間にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの18日間に決定しました。

○
日程第3 報告

○議長（東 宏二君） 日程第3、報告を申し上げます。
地方自治法第243条第2項の規定により、公益財団法人志布志市農業公社から令和元年度事業報告及び収支決算書、令和2年度事業計画書及び収支予算書が、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、志布志市教育委員会から志布志市教育委員会外部評価委員会点検評価報告が、また監査委員から監査委員報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思います。

次に、本日予定しておりました付議案件の審議につきましては、台風10号による災害復旧対応のため、市長から延期の要請がありましたので明日、行うことといたします。

○
日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（東 宏二君） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について2人の欠員が生じているため、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同規約第8条第4項の規定により全ての市議会議員の選挙における得票数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のう

ち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこでお諮りします。

選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（東 宏二君） ただいまの出席議員は19人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第33条の規定によって、立会人に丸山一君及び玉垣大二郎君を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

（候補者名簿配付）

○議長（東 宏二君） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○議長（東 宏二君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（東 宏二君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（藤後広幸君） それでは順をお願いいたします。

2番、南利尋議員。3番、尖信一議員。4番、市ヶ谷孝議員。5番、青山浩二議員。6番、野村広志議員。7番、八代誠議員。8番、小辻一海議員。9番、持留忠義議員。10番、平野栄作議員。11番、西江園明議員。12番、丸山一議員。13番、玉垣大二郎議員。14番、鶴迫京子議員。15番、小野広嗣議員。16番、長岡耕二議員。17番、岩根賢二議員。19番、小園義行議員。20番、福

重彰史議員。18番、東宏二議員。

○議長（東 宏二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。丸山一君及び玉垣大二郎君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（東 宏二君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数19票、有効投票19票、無効投票0票。有効投票のうち、川越桂路君16票、木原繁昭君0票、前川原正人君3票。以上であります。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○

○議長（東 宏二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、議案上程及び一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前10時22分 散会

令和2年第3回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和2年9月9日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第62号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第63号 志布志市田之浦ふるさと交流館条例及び志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第64号 志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第65号 志布志市志布志農村研修センター条例の制定について
- 日程第7 議案第66号 志布志市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第67号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第9 議案第68号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第69号 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第70号 令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第71号 令和2年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第72号 令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第73号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 一般質問
 - 小 辻 一 海
 - 小 野 広 嗣
 - 野 村 広 志
 - 尖 信 一
 - 青 山 浩 二
 - 西江園 明
 - 平 野 栄 作
 - 八 代 誠
 - 丸 山 一
 - 南 利 尋
 - 小 園 義 行

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

| | |
|-------------|-------------|
| 2番 南 利 尋 | 3番 尖 信 一 |
| 4番 市ヶ谷 孝 | 5番 青 山 浩 二 |
| 6番 野 村 広 志 | 7番 八 代 誠 |
| 8番 小 辻 一 海 | 9番 持 留 忠 義 |
| 10番 平 野 栄 作 | 11番 西江園 明 |
| 12番 丸 山 一 | 13番 玉 垣 大二郎 |
| 14番 鶴 迫 京 子 | 15番 小 野 広 嗣 |
| 16番 長 岡 耕 二 | 17番 岩 根 賢 二 |
| 18番 東 宏 二 | 19番 小 園 義 行 |
| 20番 福 重 彰 史 | |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|---------------------|-----------------------|
| 市 長 下 平 晴 行 | 副 市 長 武 石 裕 二 |
| 教 育 長 和 田 幸 一 郎 | 総 務 課 長 北 野 保 |
| 財 務 課 長 折 田 孝 幸 | 企画政策課長 西 洋 一 |
| 情報管理課長 岡 崎 康 治 | 港湾商工課長 假 屋 眞 治 |
| 税 務 課 長 吉 田 秀 浩 | 市民環境課長 留 中 政 文 |
| 福 祉 課 長 木 村 勝 志 | 保 健 課 長 川 上 桂 一 郎 |
| 農政畜産課長 重 山 浩 | 耕地林務水産課長 立 山 憲 一 |
| 建 設 課 長 鮎 川 勝 彦 | 松 山 支 所 長 中 吉 広 志 |
| 志布志支所長 小 山 錠 二 | 水 道 課 長 新 崎 昭 彦 |
| 会 計 管 理 者 桑 迫 悟 | 農業委員会事務局長 小 野 幸 喜 |
| 教育総務課長 萩 迫 和 彦 | 学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎 |
| 生涯学習課長 江 川 一 正 | 危 機 管 理 監 河 野 穂 積 |
| 志布志支所産業建設課長 八 木 辰 浩 | 志布志支所福祉課長 平 井 孝 実 |

議会事務局職員出席者

| | |
|-------------------|-----------------|
| 事 務 局 長 藤 後 広 幸 | 次 長 松 永 憲 一 |
| 調 査 管 理 係 長 毛 野 仁 | 議 事 係 長 末 原 和 幸 |

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。



日程第2 報告

○議長（東 宏二君） 日程第2、報告を申し上げます。

先の定例会から議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第6号は、総務常任委員会へ、陳情第7号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第3 議案第62号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第3、議案第62号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、幼児教育・保育の無償化等の措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（木村勝志君） 議案第62号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料1ページをお開きください。

改正の趣旨といたしましては、基準府令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきまして、まず、(1)の3行目でございますが、今回の幼児教育・保育の無償化により、幼稚園や認可外保育所等が対象となる子育てのための施設等利用給付が新設され、この給付を受けるためにも、市の支給認定が必要となることから、用語の区分の整理を行うもの

でございます。

次に（２）でございますが、これまで保育所等に通っている子どもにつきましては、保育料に副食費が含まれておりましたが、幼稚園に通っている子どもにつきましては、副食費を実費で支払っていたところでございます。

幼児教育・保育の無償化が実施されるにあたり、公平性を保つ観点から保育所等に通っている子どもの副食費が無償化の対象外とされ、実費徴収をすることとされましたことや、低所得世帯や多子世帯につきましては、副食費を免除することとされましたことから、所要の改正を行うものでございます。

最後に（３）で、特定地域型保育事業所卒園後の受け皿の提供に伴う連携施設の確保義務が緩和され、連携施設の確保に関する経過措置期間について、５年延長することとされたため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、以下の表で御説明申し上げます。

第13条につきましては、利用者負担額等の受領に関する内容で、同条第１項の改正は、保育料につきまして、３歳児から５歳児が無償とされたことから、保育料の支払いを受ける範囲を、０歳児から２歳児に限定するための改正でございます。

同条第４項第３号の改正につきましては、今回の幼児教育・保育の無償化により、全ての３歳児から５歳児につきまして副食費が実費徴収となりましたが、「ア」で、低所得世帯について免除する規定を、「イ」で、多子世帯について免除する規定を新設するものでございます。

２ページをお開きください。

具体的には、低所得世帯の定義につきましては、市町村民税所得割合算額が、１号（教育）認定子どもの場合が７万7,101円未満の世帯、２号（保育）認定子どもの場合が５万7,700円未満の世帯、多子世帯の定義につきましては、基本的には、子どもが３人以上いる世帯の３人目以降の子どもが対象となりますが、１号（教育）認定子どもの場合が、小学３年生以下の子どもの中で３人目以降の子ども、２号（保育）認定子どもの場合が、小学校就学前の子どもの中で３人目以降の子どもとするものでございます。

また、「ウ」の部分になりますが、０歳児から２歳児につきましては、幼児・教育保育の無償化の対象外とされ、原則、保育料を支払うこととなりますが、保育料に給食費が含まれているという考え方でございますので、食事に係る費用は徴収しないとするものでございます。

第42条につきましては、特定地域型保育事業の運営に関する基準のうち、特定地域型保育事業者と特定教育・保育施設等との連携に関する内容で、同条第２項及び第３項の新設につきましては、特定地域型保育事業者は、代替保育の提供のための連携施設を確保する必要があり、これまで、認定こども園、幼稚園又は保育所に限定されておりましたが、小規模保育事業A型、もしくはB型、または事業所内保育事業を行う者等も連携協力を行う者として認めるように基準を緩和するものでございます。

同条第４項及び第５項の新設につきましては、特定地域型保育の提供の終了の際、保護者の希

望に基づき、引き続き受け入れて教育・保育を提供することの要件を緩和するものでございます。

具体的には、同条第4項第1号が、特定地域型保育の提供の終了後、市長が認定こども園、幼稚園又は保育所への入園について入園調整をする際、当該保護者の希望に基づき必要な措置を講じているときで、同条第4項第2号が、連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合でございますが、連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合は、利用定員が20名以上である企業主導型保育事業に係る施設、または市が運営費支援等を行っている認可外保育施設を、連携協力を行う者として認めるという内容でございます。

3ページをお開きください。

同条第8項の新設につきましては、保育所型事業所内保育事業を行う事業者のうち、満3歳以上の幼児を受け入れている事業所につきましては、連携施設の確保をしないことができると要件を緩和するものでございます。

25ページをお開きください。

附則第5項につきましては、連携施設に関する経過措置の内容で、平成30年4月1日時点において、全国の特定地域型保育事業者のうち連携施設の要件を全て満たした事業所は約46%で、約半分は連携施設を確保できていない状況を踏まえ、今回、経過措置を5年間延長するものでございます。

その他の改正につきましては、用語の整理や、読み替え規定の整理等でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第62号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第4 議案第63号 志布志市田之浦ふるさと交流館条例及び志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第4、議案第63号、志布志市田之浦ふるさと交流館条例及び志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、志布志市田之浦ふるさと交流館条例及び志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市田之浦ふるさと交流館及び志布志市内之倉農村広場の管理形態を、直営から

指定管理者制度に変更するため、関係条例の規定を整備するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○生涯学習課長（江川一正君） それでは、議案第63号、志布志市田之浦ふるさと交流館条例及び志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料34ページを御覧ください。

各施設の位置図でございます。「⑥」が田之浦ふるさと交流館で、「④」が内之倉農村広場でございます。内之倉農村広場につきましては、潤ヶ野地区営農研修センターと近接する場所に位置しているところでございます。

これらの施設は、地区公民館活動の中心となる施設として使用いただいている施設でございますが、市の直接管理施設であるため、市の使用許可を受けることが必要となっており、地域の方々が使用する際の利便性の向上と、事務の簡素化が課題となっております。

今回、管理形態を直営から指定管理者方式に変更することにより、事務の簡素化を図り、地域と連携した施設の利便性の向上と有効活用を一層推進するために改正するものでございます。

付議案件説明資料27ページをお開きください。

志布志市田之浦ふるさと交流館条例の新旧対照表を御覧ください。内容につきまして説明を申し上げます。

第3条の指定管理者による管理、第4条の指定管理者が行う業務の規定につきましては、指定管理者方式を導入するにあたり規定を新設するものでございます。

第5条は、開館時間についての規定で、開館時間については、指定管理者が市長の承認を得て変更することができるものがございます。

第6条は、休館日についての規定で、指定管理者が市長の承認を得て臨時に休館することができるものと変更するものでございます。

第7条は、利用の許可を規定しておりますが、これまで利用の許可を市長が行っておりましたが、指定管理者が行う手続きに変更するものでございます。

第8条は利用の制限、第9条は利用権の譲渡の禁止について規定しておりますが、それぞれ「市長」は「指定管理者」に、「使用」は「利用」に、「使用者」は「利用者」に、「命令」は「規則の規定」に、「使用权」を「利用権」に改めるものでございます。

第10条につきましては、引用規定の条のずれに伴う改正でございます。

第11条は利用料金、第12条は損害賠償義務について規定しておりますが、それぞれ「使用料」は「利用料金」に、「使用者」は「利用者」に、「損傷」を「毀損」に改めるものでございます。

第13条は委任についての規定で、規則で定めると改めるものでございます。

第14条につきましては、引用規定の条のずれに伴う改正でございます。

付議案件説明資料30ページをお開きください。

志布志市内之倉農村広場条例の新旧対照表を御覧ください。内容について説明申し上げます。

第3条の指定管理者による管理、第4条の指定管理者が行う業務の規定につきましては、指定管理者方式を導入するにあたり規定を新設するものでございます。

第5条は行為の禁止、第6条は利用の禁止または制限、第7条は監督処分、第8条は損害賠償義務について規定しておりますが、それぞれ「市長」は「指定管理者」に、「使用」は「利用」に、「使用者」は「利用者」に、改めるものでございます。

第9条は委任についての規定で、規則で定めると改めるものでございます。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第63号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第5 議案第64号 志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第65号 志布志市志布志農村研修センター条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第5、議案第64号及び日程第6、議案第65号、以上2件を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第64号、志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市志布志農村研修センターのうち、森山地区生活改善研修センター、潤ヶ野地区営農研修センター及び八野地区農業構造改善センターについて、管理形態を直営から指定管理者制度に変更し、条例を新規制定することとなったため、これらに関する規定を削るとともに、題名を志布志市帖五区農産加工研修センター条例に改めるものであります。

次に、議案第65号、志布志市志布志農村研修センター条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市志布志農村研修センターのうち、森山地区生活改善研修センター、潤ヶ野地区営農研修センター及び八野地区農業構造改善センターについて、管理形態を直営から指定管理者制度に変更するため、指定管理者制度に関する事項を定める必要があることから、条例を新規制定するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○志布志支所産業建設課長（八木辰浩君） それでは、議案第64号、志布志市志布志農村研修セ

ンター条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

志布志市志布志農村研修センター条例では、森山地区生活改善研修センター、潤ヶ野地区営農研修センター、八野地区農業構造改善センター、帖五区農産加工研修センターの四つの施設がございましたが、森山地区生活改善研修センター、潤ヶ野地区営農研修センター、八野地区農業構造改善センターの管理形態を直営から指定管理者制度に変更し、別途条例を制定することに伴い、帖五区農産加工研修センターのみとなることから志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正するものでございます。

付議案件説明資料34ページをお開きください。

帖五区農産加工研修センターの位置でございますが、位置図の「①」になります。志布志町帖4789番地2、弓場ヶ尾に位置しているところでございます。

付議案件説明資料35ページをお開きください。

写真の上段が帖五区農産加工研修センターの外観でございます。

付議案件説明資料の32ページの新旧対照表をお開きください。

次に、条例改正の内容につきまして、説明を申し上げます。

条例の題名を「志布志市志布志農村研修センター条例」から「志布志市帖五区農産加工研修センター条例」に改めるものでございます。

第1条の規定につきましては、題名の改正と同様の理由により、「志布志市志布志農村研修センター」を「志布志市帖五区農産加工研修センター」に改め、条例上の略称も「農村研修センター」から「研修センター」に改めるものでございます。

第2条の規定につきましては、表以外の部分中「農村研修センター」を「研修センター」に改め、同条の表中森山地区生活改善研修センターの項、潤ヶ野地区営農研修センターの項及び八野地区農業構造改善センターの項を削るものでございます。

第3条の規定につきましては、「農村研修センター」を「研修センター」に改め、「(帖五区農産加工研修センターの加工調理室(以下「加工調理室」という。))」を「加工調理室」に改めるものでございます。

第4条から付議案件説明資料33ページの第7条までの規定並びに第12条及び第13条の規定につきましては、「農村研修センター」を「研修センター」に改めるものでございます。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○生涯学習課長(江川一正君) それでは、議案第65号、志布志市志布志農村研修センター条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料34ページを御覧ください。

各施設の位置図になっております。「②」が森山地区生活改善センター、「③」が潤ヶ野地区営農研修センター、「⑤」が八野地区農業構造改善センターの位置となっております。

先ほども申し上げましたが、これらの施設は、地区公民館活動の中心となる施設として使用し

ている施設でございます。市の直接管理施設であるために、市の使用許可を受けることが必要となっており、地域の方々が使用する際の利便性の向上と、事務の簡素化が課題となっております。

今回、管理形態を直営から指定管理者方式に変更することにより、事務の簡素化を図り、地域と連携した施設の利便性の向上・有効活用を一層推進するために改正するものでございます。

それでは、議案書を御覧ください。志布志市志布志農村研修センター条例の内容について御説明申し上げます。

第1条は、設置する目的について規定するものでございます。

第2条は、名称及び位置についての規定で、それぞれの施設名称と位置を規定するものでございます。

第3条は、指定管理者による管理についての規定で、市長が指定するものにこれを行わせると規定するものでございます。

第4条は、指定管理者が行う業務についての規定で、同条各号で、業務内容を規定するものでございます。

第5条は開館時間、第6条は休館日について規定するものでございます。

第7条は利用の許可、第8条は利用の制限、第9条は利用権の譲渡の禁止について規定するものでございます。

第10条は原状回復義務、第11条は利用料金、第12条は損害賠償義務について規定するものでございます。

第13条は委任、第14条は過料について規定するものでございます。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 同じような形態で使用される方もそうなんですけど、今回帖五区農産加工研修センターを別に残して、ほかの3改善センターはこういう形だということなんですけど、帖五区農産加工研修センターを残した理由についてお願いします。

○志布志支所産業建設課長（八木辰浩君） 帖五区農産加工研修センターにつきましては、ほかの3施設と違いまして研修室に加工調理室が併設されております。

加工調理室は使用料が発生しており、これの徴収や蒸気ボイラー調理機器等の取り扱い、またこれらに対するケガや事故等が起きた場合への対応など、現時点では指定管理者方式の整理がつかない状態にありますので、引き続き協議検討を要することとしております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありますか。

○11番（西江園 明君） 志布志市志布志農村研修センター条例の第12条を見た場合、損害賠償義務がございませぬけども、これは利用者がうんぬんしたときには市に賠償しなければならないという表現ですけど、損害賠償ですけど、今課長からもちょっとありましたけど、例えばこの施設

の管理が悪くて、利用者がケガをした場合、特に台風なんかあって、たまたま入ったときに例えば瓦が落ちてきて、ケガをしたというようなときの管理上の責任というのは、どこにあるんですか。そしてそれはどこにうたってあるんですか。想定していないということですか。

○総務課長（北野 保君） 施設の過失によりますケガ等につきましては、市が主催する行事等があるかと思えますけれども、そういった場合につきましては、市が総合賠償保険をかけておりますので、そちらの方での対応ということになるかと思えます。責任につきましては、市の方の責任ということになります。

○11番（西江園 明君） ちょっと確認しますが、市が主催する事業のときには、市が責任を負う。でも公民館とか、例えば自治会で借りて使いますよね。そういう場合にはどうなるんですか。

○総務課長（北野 保君） 施設に過失がある場合につきましても、市の方の責任になりますので、市の方で対応するということになります。

指定管理施設の場合につきましては、指定管理者が施設に係る保険に加入いたしまして、施設かshiがあった場合についてはそれに対応いたします。市の方で管理している施設につきましては、市の方で損害賠償保険に加入をいたしまして、そちらの保険で対応するということになります。

○11番（西江園 明君） ちょっと確認しますが、その市の施設とかうんぬんという表現をされると、今前半の方で指定管理者が責任があるというような表現だったけど、市の施設だったら、結局、市が指定するのは全部市の施設ですよ。指定管理者に今管理かshiがあるような、最初答弁だったので、ちょっともう一回今の答弁を具体的に分かりやすく教えてください。結局、指定管理者に責任があるのかどうかという確認です。

○議長（東 宏二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。



午前10時31分 休憩

午前10時33分 再開



○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○総務課長（北野 保君） 失礼いたしました。施設自体のかしにより損害が生じた場合につきましては、市に損害賠償義務が生じるということになります。ただ、指定管理者の責めにより損害が生じた場合につきましては、施設管理者が損害賠償をすることになるということになりますので、今回御質問がありますように、施設自体のかしによるものにつきましては、指定管理施設だろうとも全て市の方の責任ということになります。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第64号及び議案第65号は、文教厚生常任委員会に付託いたし

ます。

日程第7 議案第66号 志布志市選挙公報の発行に関する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第7、議案第66号、志布志市選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号、志布志市選挙公報の発行に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、志布志市の議会議員及び長の選挙における、選挙公報の発行に関し、必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（北野 保君） 議案第66号、志布志市選挙公報の発行に関する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

各候補者が政治姿勢を市民に訴える機会の創設と、市民の方々に政治及び選挙に関心を持っていただき投票率向上につながるよう、今回、条例を定め、市長、市議選において選挙公報を発行しようとするものであります。

第1条は、本条例の趣旨でございます。公職選挙法第172条の2の規定では、地方選挙の選挙公報の発行は任意とされており、「条例の定めるところにより、選挙公報を発行することができる」と定められているところであります。

第2条は、選挙公報の発行に際して、掲載の内容、発行回数を定めております。発行回数は、選挙ごとに1回となります。

第3条は、選挙公報に掲載するときは、選挙管理委員会へ文書で申請することとなっております。同条第2項にあります法第150条の2は、品位を損なう言動をしてはならないという趣旨でございます。

第4条は、選挙公報の発行手続きについて定めており、原文のまま掲載することや、掲載順番については、選挙管理委員会のくじによることなどが定めてあります。

第5条は、選挙公報の配布について定めており、選挙人名簿に登録された世帯に配布することや選挙の期日の前日までに配布することを定めております。

第6条は、選挙公報の発行を中止する場合について規定してあります。中止する場合としては、法第100条第4項にありますように、選挙すべき議員数に対して、候補者数が同じか又は超えない場合で、選挙の必要がなかった場合であります。また、天災やその他避けることのできない事故等が発生した場合には、選挙公報を中止することとしております。事故等で印刷会社へ公報原稿等を届けられないケースを想定しているところであります。

第7条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定めるものとし、申請書の

様式等別途、規程で定めることとしております。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第66号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第 8 議案第67号 令和 2 年度志布志市一般会計補正予算（第 9 号）

○議長（東 宏二君） 日程第 8、議案第67号、令和 2 年度志布志市一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号、令和 2 年度志布志市一般会計補正予算（第 9 号）について説明を申し上げます。

本案は、令和 2 年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、ふるさと納税推進事業、災害復旧事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第67号、令和 2 年度志布志市一般会計補正予算（第 9 号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に36億2,774万7,000円を追加し、予算の総額を347億7,728万2,000円とするものでございます。

それでは、予算書の 5 ページをお開きください。

第 2 表の地方債補正でございしますが、県営土地改良事業負担金、林道整備事業等に伴う合併特例債を3,040万円、災害復旧事業に伴う災害復旧事業債を補助事業で 6 億5,270万円、単独事業で 3 億8,900万円、合わせて10億4,170万円増額、また、臨時財政対策債の起債可能額の決定に伴い 1,936万1,000円減額するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございしますが、予算書の 8 ページをお開きください。

10款、地方特例交付金、1 項、地方特例交付金、1 目、地方特例交付金は、交付額の決定に伴い、1,184万2,000円増額しております。

9 ページをお開きください。

11款、地方交付税、1 項、地方交付税、1 目、地方交付税は、普通交付税の交付額の決定に伴い、1 億5,351万2,000円増額しております。

10ページになりますが、13款、分担金及び負担金、1 項、分担金、1 目、農林水産業費分担金は、農業用施設災害復旧に伴う受益者の災害分担金を4,119万円増額しております。

12ページをお開きください。

15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活困窮者の自立支援に伴い、自立相談支援事業費を227万9,000円増額、5目、災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧事業を7億2,669万6,000円計上しております。

13ページをお開きください。

2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、令和元年5月に成立したデジタル手続法による住民基本台帳法の一部改正に対応するためのシステム改修に伴い、戸籍・住基情報システム改修事業を333万3,000円増額、3目、衛生費国庫補助金は、災害等廃棄物処理事業を303万円計上、6目、教育費国庫補助金は、計画変更の交付決定に伴い、市内遺跡発掘調査等事業を121万3,000円増額しております。

14ページの16款、県支出金、2項、県補助金、1目、総務費県補助金は、コミュニティ・プラットフォーム形成促進事業を30万円計上、4目、農林水産業費県補助金、1節、農業費補助金は、国の制度変更により交付単価及び取り組み面積の増加に伴い、環境保全型農業直接支払事業を405万8,000円増額、事業主体から事業取り下げの申し出に伴い、産地パワーアップ事業（茶振興対策）補助金を9億円減額しております。

2節、林業費補助金は、県単林道改良事業を600万円増額、3節、水産業費補助金は、夏井漁港の照明灯設置に伴い、県単市町村漁港整備事業を30万円計上、8目、災害復旧費県補助金は、農林水産業施設災害復旧事業を4億5,472万5,000円増額しております。

15ページをお開きください。

3項、県委託金、2目、民生費県委託金は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止による地域人権フェスタ事業の中止決定に伴い、人権啓発活動委託費を90万円減額。5目、教育費県委託金は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、スクール・サポート・スタッフ配置事業を258万5,000円、学びの保障のための教育体制整備事業を1,419万6,000円それぞれ計上しております。

16ページの18款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、ふるさと納税の増加見込みにより、ふるさと志基金寄附金を15億円増額しております。

17ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として5億7,183万2,000円減額、5目、地域づくり推進基金繰入金は、イベント運営事業の中止等に伴い、144万6,000円減額、15目、ふるさと志基金繰入金は、ふるさと納税の寄附見込額の増加に伴う事業等に充当する財源として10億204万2,000円増額しております。

18ページの2項、特別会計繰入金、1目、特別会計繰入金は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計について、令和元年度の繰越額の確定による精算に伴い、合わせて1,622万6,000円増額しております。

19ページをお開きください。

20款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金は、令和元年度一般会計の繰越額の確定に伴い9,922万9,000円増額しております。

20ページの21款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、鹿児島県被災者生活支援金等、合わせて642万1,000円増額しております。

21ページをお開きください。

22款、市債は、10億5,273万9,000円増額し、総額で29億2,943万9,000円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の22ページ、説明資料は1ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、密状態を回避し、新型コロナウイルスの感染リスクの低減及び本庁・支所間の移動に要する時間及びコスト削減を図るため、テレビ会議システム導入事業を978万6,000円計上しております。

4目、企画費は、交通機関の利便性の向上を図り、誰もがスムーズに市内を移動できる移動網を目指すチョイソコしぶし運行事業として委託料を438万6,000円計上、説明資料は2ページをお開きください。

交流人口や関係人口、定住人口等の創出につながる拠点づくりである移住・交流支援業務を強化する移住・交流支援業務強化事業として委託料を671万円計上、ふるさと納税寄附金を積み立てるため、積立金を15億円増額しております。

7目、自治振興費は、共生・協働によるまちづくりを推進するため、地域の特性を生かし地域課題の解決等に主体的に取り組む地域コミュニティ協議会の組織化を図る地域コミュニティ協議会化支援事業を60万円計上、説明資料は3ページになりますが、豪雨等に伴い被災した、地域活性化プランに基づき設置した施設の復旧に係る費用を補助することにより、地域活性化の継続を図るふるさとづくり委員会施設災害復旧事業を300万円計上しております。

予算書は24ページをお開きください。

3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費は、令和元年5月に成立したデジタル手続法による住民基本台帳法の一部改正に対応するためのシステム改修に伴い、委託料を333万3,000円増額しております。

予算書の25ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止による地域人権フェスタ事業の中止決定に伴い、11節、需用費等、合計で90万3,000円減額、説明資料は5ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、生活困窮者住居確保給付金の申請者の増加が見込まれるため生活困窮者自立相談支援事業を304万円増額しております。

予算書は26ページになりますが、4項、災害救助費、1目、災害救助費は、災害見舞金の執行見込額の増加に伴い、災害救助扶助費を51万円増額、自然災害において住家等に著しい被害を受けた被災者の生活を支援する被災者生活支援金支給事業を300万円計上しております。

予算書は27ページ、説明資料は4ページをお開きください。

4款、衛生費、2項、清掃費、2目、塵芥処理費は、令和2年7月豪雨による災害が特定非常災害に指定されたことから、損壊した全壊家屋又は半壊家屋の解体・撤去を行い、生活環境の保全を図る災害等廃棄物処理事業として委託料を606万円計上しております。

予算書は28ページ、説明資料は6ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、国の制度変更による交付単価及び取り組み面積の増加に伴い環境保全型農業直接支払事業を541万円増額しております。

5目、茶業振興費は、事業主体からの事業取り下げの申し出に伴い、産地パワーアップ事業（茶振興対策事業）を9億円減額しております。

説明資料は7ページになりますが、6目、畜産業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種畜産共進会が中止となったことに伴い畜産共進会等謝礼事業を585万9,000円減額しております。

8目、農地整備費は、事業費変更及び負担率改定に伴う事業費に係る地元負担分として県営土地改良事業負担金を930万円増額しております。

予算書は29ページ、説明資料は8ページをお開きください。

2項、林業費、3目、林道整備費は、林道施設災害復旧事業に該当しない災害箇所を県単林道事業で復旧を図るため工事請負費を1,500万円増額しております。

予算書の31ページ、説明資料は3ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、3目、観光費は、寄附見込額の増加に伴い、ふるさと納税推進事業を9億8,113万3,000円増額しております。

説明資料は、4ページをお開きください。

実行委員会において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により秋の陣まつりの中止が決定したことに伴い、イベント運営事業を583万2,000円減額しております。

予算書の33ページ、説明資料は11ページをお開きください。

10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費及び3目、教育指導費は、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業に伴う学習の遅れへの対応のため、子どもたち一人ひとりの学習定着度に応じたきめ細かな指導を図るためのTT指導や家庭学習の準備・チェックの実施等担任の補助等を実施するために学習指導員を配置する学びの保障のための教育体制整備事業を1,635万6,000円、児童・生徒の健康管理や教室等学校の換気・消毒などの新型コロナウイルス感染症対策等に係る担任等の補助等を実施するため、スクール・サポート・スタッフを配置するスクール・サポート・スタッフ配置事業を276万9,000円それぞれ計上しております。

予算書の35ページ、説明資料は12ページをお開きください。

5項、社会教育費、6目、文化財保護費は、原田3号地下式横穴墓出土の古墳時代鉄製品について、保存処理に伴う安定台作製と実測図等作成業務を行う市内遺跡発掘調査等事業を242万7,000円増額しております。

予算書の36ページ、説明資料は8ページから9ページになりますが、11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費は、令和2年7月豪雨により被災した農地及び農業用施設並びに林道施設を復旧するため8億2,925万2,000円増額しております。

予算書の37ページ、説明資料は10ページをお開きください。

2項、公共土木施設災害復旧費、1目、現年公共土木施設災害復旧費は、令和2年7月豪雨により被災した公共土木施設を復旧するため11億2,950万円増額しております。

予算書の38ページ、説明資料は12ページをお開きください。

3項、文教施設災害復旧費、1目、現年文教施設災害復旧費は、令和2年7月豪雨により被災した城山総合公園駐車場下法面を復旧するため600万円増額しております。

なお、予算書34ページの10款、教育費、2項、小学校費、及び予算書36ページから39ページの11款、災害復旧費につきましては、7号補正予算の一般財源の一部を9号補正において地方債に財源振替を行っております。

以上が、補正予算第9号の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（西江園 明君） 説明資料で教育委員会所管分ですけれども、まず、学びの保障のための教育体制整備事業とスクール・サポート・スタッフ配置事業、これが追加補正になっていますが、予算的にみますと、この二つの事業を単純に合わせると1,900万円ぐらいになるんですけど、予算書上は1,700万円ぐらいの追加補正となっていますけれども、この差というのは、前の既定予算の中で不足額を計上したというふうに理解していいのかということが1点と、学びの保障のための教育体制整備事業は県の補助があるからいいことなんですけれども、私の地元の学校では先生が足りずに、言うなら学習指導員か支援員という形なのか先生たちの配置が1学期は足りない状況で、昨年からすると指導體制が外から見たときには子どもたちにとっては不幸な事実というのがあって、2学期からは何とか追加ができるような説明があったんですけども、この学習指導員というのは、今私が話したように非常にそういう補助というか支援する人たちが足りない状況の中で、この学習指導員の配置が可能なのか。あるいは県費の補助がありますから、決まった人たちが確保されているのか、その辺を伺います。

○財務課長（折田孝幸君） まず1番目の御質問についてですけれども、説明資料の11ページ、学びの保障のための教育体制整備事業、1,635万6,000円と、スクール・サポート・スタッフ配置事業、276万9,000円と予算をお願いしているところですが、予算書の33ページになりますが、先ほど若干説明しましたが、補正額として事務局費で216万円、それから教育指導費で1,696万5,000円ということで、二つの目に分かれて社会保険料については事務局費の方で予算計上ということになります。これを合計すると、今予算説明資料の合計額と一致するというふうになっておりますのでよろしく申し上げます。

○学校教育課長（谷口源太郎君） 御質問の件についてお答えいたします。

予算説明資料に二つの事業がございますけれども、上段が学習指導員になります。そして下の段がスクール・サポート・スタッフということで、だんそれぞれ業務が違っておまして、学習指導員の方は、主に子どもたちの指導にあたっていただく予定になっております。現在も、市費の特別支援教育支援員等が23名配置されておりますけれども、それに加えて今回のこの事業で21名の方を配置しまして、子どもたちの支援にあたっていただくということになっております。

それから、スクール・サポート・スタッフにつきましても業務の概要なんですけれども、新型コロナウイルス感染症に係る検温の手伝いをしてくださいますり、それから登校等の支援、そういったことをしていただくのが業務内容になります。こちらの方が、市内で9名の方を一応想定しております。先日の管理職研修会で、校長先生方にもこういった予算をお願いしているところですので、「人材の確保の方をお願いします」ということで言っておりますけれども、想定しておりますのは、学校運営協議会の方々でありますとか、それから各学校で学校応援団という人材リストがございます。そういった方々のお力をお借りしながら、子どもたちの学びの保障に対しての手当てということで想定しているところでございます。

以上です。

○11番（西江園 明君） スクール・サポート・スタッフの方は理解しましたけど、学びの保障のための教育体制整備事業の場合、21名ということは各学校に一人ぐらいつつ配置されるというふうに理解していいのか。そして今の課長の説明では、学校側にもそういう説明をして学校側で探してくださいというふうに投げているというか、表現がちょっと悪いですけど、そういう状況なんですけど、運営協議会とか学校で作っている組織の中で、一般の方を含めてそういうふうにご手配してくださいということですけども、そうなった場合にこの方たちは、常勤で週5日勤務というふうになるんですか。

○学校教育課長（谷口源太郎君） お答えいたします。

今の勤務条件といいますか、雇用の条件なんですけれども、実際には子どもたちの指導にあたっていただく方でございますので、教員免許状を持っていらっしゃる方、保有者が望ましいということで考えておりますけれども、教員免許状を持っていらっしゃる方であれば、授業でメインの指導もしていただけるんですけれども、今回の場合は、担任の先生がいらっしゃって、その方のまた補助というような形ですので、今回の場合はそういう免許保有は望ましいけれども、今回は問わないということで、できるだけ指導をしてくださる人材を見つけるということで、そういう条件で探しているところでございます。

具体的には、一人の学習定着に応じた個別指導やT T指導の補助、それから家庭学習の準備、チェック、担任の業務の補助、そういったことを1日5時間程度平日勤務でお願いをしているところでございます。

○議長（東 宏二君） 西江園議員、予算審査特別委員会の委員になっておられますので、委員会で質疑をお願いします。

○11番（西江園 明君） 終わります。

○議長（東 宏二君） ほかにございませんか。

○19番（小園義行君） 1点だけお願いします。

この産地パワーアップ事業の事業主体の取り下げ申請があったと。これは理由が明確ではないんですけど、このコロナの影響でこういうことなのか。もしこの関係が補助金を減額するという事で、4ラインの大きな事業だったにもかかわらず、消費低迷などそういったものの関係で取り下げなのか、その主な理由は何ですか。

○農政畜産課長（重山 浩君） お答えします。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、輸出、国内需要ともおっしゃるように消費が低迷したと、あと収束の見通しがいまだつかないということで、一旦事業を取りやめたいということの申し出でございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、南利尋君、市ヶ谷孝君、野村広志君、小辻一海君、平野栄作君、西江園明君、丸山一君、玉垣大二郎君、長岡耕二君。

以上9人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました9人を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において予算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。



午前11時09分 休憩

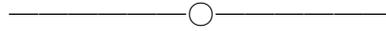
午前11時22分 再開



○議長（東 宏二君） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。委員長に西江園明君、副委員長に市ヶ谷孝君。

以上であります。



日程第9 議案第68号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（東 宏二君） 日程第9、議案第68号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,981万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ45億4,257万5,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を3,963万8,000円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を574万1,000円増額するものであります。

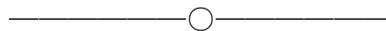
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第68号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第10 議案第69号 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第10、議案第69号、令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号、令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ83万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億9,048万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を120万1,000円減額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を43万1,000円増額するものであります。

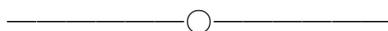
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第69号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第11 議案第70号 令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（東 宏二君） 日程第11、議案第70号、令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号、令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億2,143万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億9,000万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を3億1,663万3,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、償還金を2,771万円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の予備費を2億8,366万7,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第70号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りいたします。日程第12、議案第71号から日程第16、諮問第4号まで、以上5件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号から諮問第4号までの5件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第71号 令和2年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第12、議案第71号、令和2年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号、令和2年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を63万円減額するものであります

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を63万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第71号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第13 議案第72号 令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第13、議案第72号、令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第72号、令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、予備費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ280万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

歳入は、繰越金を1万2,000円減額するものであります。

4ページをお開きください。

歳出は、予備費を1万2,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

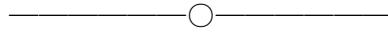
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第72号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第14 議案第73号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

○議長（東 宏二君） 日程第14、議案第73号、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を106万円減額するものであります。

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を106万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

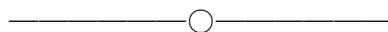
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りします。議案第73号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第15 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（東 宏二君） 日程第15、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、令和2年12月31日をもって任期が満了する上原登氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

上原登氏の略歴につきましては、説明資料の38ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

お諮りします。諮問第3号は、適任とすることに御議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は、適任とすることに決定しました。

—————○—————

日程第16 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（東 宏二君） 日程第16、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、令和2年12月31日をもって任期が満了する八代明子氏の後任として、飯野直子氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

飯野直子氏の略歴につきましては、説明資料の39ページ及び40ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

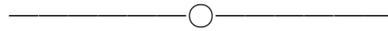
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

お諮りします。諮問第4号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は、適任とすることに決定しました。



日程第17 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第17、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、8番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○8番（小辻一海君） 久しぶりのトップバッターということで、大変緊張しております。改めまして、皆様こんにちは。会派、獅子と公明の小辻一海でございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、先に通告いたしました豪雨に対する災害対策について、1項目だけに絞って質問してまいりたいと思います。

質問に先立ちまして、令和2年7月豪雨、更に今回の台風10号によってお亡くなりました方々や御遺族に心よりお悔やみ申し上げます。併せて被災地の一日も早い復興を願うとともに、心よりお見舞い申し上げます。また、今回本市にとりましても甚大な被害が発生しました。その中で、災害から今日まで、職員の皆様の災害復旧に向けた献身的な姿を至る所で拝見させていただきました。公務員という立場で市民の皆さんの生命と財産を守るという目的に向かい、ひたむきに職務を遂行された職員の皆様と、災害現場の最前線で市民の生命・財産を守り続けられた消防団の皆様をはじめ、今回の災害から復旧復興に携わっておられる関係者全ての皆様にいろいろと御尽力をいただきましたことを、心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

私は、今回特に7月豪雨災害時の現場の確認や市民の皆さんの災害への恐怖、自然防災に対する不安の声を基に、この災害で見えてきたことや感じたことをところどころに絡めさせて質問してまいりますので、執行部の皆様におかれましては市民の皆様の心に響く温かい答弁を期待し、質問に入らせていただきます。

防災対策についての質問は、今回で2回目であります。前回は平成26年の9月議会で質問しました。確か広島市の住宅地で土砂災害が発生して、多くの犠牲者が出たのではなかったかと記憶しているところであります。そのことを踏まえ、本市も土砂災害の危険箇所が多く点在していることから、土砂災害から市民の生命と財産を守る防災対策の基本的な取り組みについて議論いたしました。あれから6年経過して、今気候変動による異常気象で同じ場所で積乱雲が次々と発生し、集中して大雨が発生する線状降水帯、バックビルディング現象や秋雨前線を台風が刺激して、大雨が全国各地で多発し、大きな災害が発生しております。このことは、異常災害がもはや身近

に起き得る日常になりつつあることを示す裏付けになっているものだと思います。

そこで、このような異常気象の時代に、どのようにして我がまちの人命と財産を守っていくのか。その対策について、まずはお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 小辻議員の御質問にお答えいたします。

本年7月3日から11日にかけての豪雨では、市内各所で災害が発生したところであります。降り始めからの総雨量は観測所によっては900mmを超える大雨となり、時間雨量も80mmを超える猛烈な雨を観測した観測所もあったところであります。

これまでも考え得る防災対策を実施してきたと考えておりますが、近年はこのような豪雨が頻発しておりまして、これまでの対策では対応が難しくなっていると感じているところであります。私どもに課せられた使命は、何と云っても市民の生命や財産を守ることです。実施してきた対策を検証し、災害発生において人的被害が発生しないように、今後も努力してまいりたいと考えております。

○8番（小辻一海君） そこは災害から市民の生命財産を守るためですので、しっかりと進めていただきたいと思います。

今回本市を襲った7月の豪雨では、道路浸水や土砂崩れなど被害が多数発生し、人的被害が報告されなかったことは、結果として幸いでありましたけれども、今後今年を上回る異常気象で大規模災害が発生し、人命につながる大きな災害になるおそれがあることを予測すれば、そういった現場の状況把握をしっかりとやっていただき、実態に即した地域防災計画の検証、見直しをその都度行う防災会議が重大になってくると考えますが、その会議が開催されたのか、開催されていなければいつ頃になるのか、またどんな内容が議論されていくのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今年度につきましては、まだ開催をしていないところでありますが、開催予定としましては、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられるところでありますので、11月か12月頃の開催を予定しているところであります。

主な協議内容につきましては、地域防災計画の修正がございまして。各地域防災計画につきましては現在修正中ではありますが、内容量が膨大でございまして、修正に時間を要するところであります。このほか防災に関する各種計画書またはマニュアルの策定、修正等がある場合は、そのことも協議事項として取り組みをしていきたいところでございます。

○8番（小辻一海君） そこは、しっかりとした中身のある取り組みをお願いしたいと思います。

7月の豪雨災害については7月22日の議会全員協議会や8月12日の臨時議会において、今回の大規模な災害への復旧・復興について、全員一丸となって早い復旧・復興に取り組んでいくとお示しをいただきました。いまだに住宅の土砂撤去が進まず、自宅以外での生活を余儀なくされ、親戚にお世話になっている方もいらっしゃいます。この復旧作業の進捗状況については、後の方で南議員が質問されますので、私からはまずは市民生活に影響を及ぼす災害をやはり第一として、一日も早い復旧に取り組んでいただくことをお願いし、今回はその災害から、いかにして市民の生命・財産を守るかという事前防災の視点から、具体的に質問の中身に入っていきたいと思いま

す。

では、平成26年の私の土砂災害警戒区域の質問に、前市長が平成23年から調査指定が始まり、現在も調査は継続しており、市内全域の調査が完了するのはあと3、4年必要であると答弁されていますが、調査は市内全域で終了しているのか。終了であれば、本市の指定状況についてお示しただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） お尋ねの調査ということではありますが、平成23年に始まりまして平成30年度には市内全域で完了しております。指定数でございますが、急傾斜が493か所、土砂流が103か所の合計の596か所となっている状況でございます。

○8番（小辻一海君） では、県が警戒区域や特別警戒区域に指定するまで、市との協議や現地確認あるいは地元での説明会とかいろいろなことがあろうかと思うのですが、工程的にどういう作業が行われ、どのような手順で進められていくのか、そこはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 市内の危険箇所を抽出して基礎調査、そして調査結果を市町村に通知後、住民説明会や関係市町村長の意見を抽出し、区域指定手続を実施することになります。区域指定までの作業期間は、おおむね大体3年ぐらいとなっております。

○8番（小辻一海君） 分かりました。先ほどの数字で土砂災害警戒区域が596か所ということでありましたが、市内で指定される区域あるいは今後指定される区域の住民に対して、区域指定の詳細あるいは危険ということの周知は、どのようにされているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 市民への周知につきましては住民説明会、調査を完了した後、工事図書縦覧のほかには市役所、県ホームページ等でも公表をしているところであります。

○8番（小辻一海君） そこは、地元の方々が一番心配されているところですので、しっかりとした対応をお願いします。

土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されたことによって、土砂災害から市民の生命・財産を守るため、どのような土砂災害対策に取り組まれていくのか、事業、規制等をお示しただけないでしょうか。

○建設課長（鮎川勝彦君） お答えいたします。

土砂災害警戒区域に指定されますと、土砂災害防止法に基づき、宅地建物取引業者は当該宅地または建物売買等にあたり、警戒区域内である旨について、重要事項の説明書交付の義務付けが生じます。

次に、土砂災害特別警戒区域に指定されますと、同じく土砂災害防止法に基づき住宅地分譲や社会福祉施設、幼稚園、病院といったような要配慮施設の建築のため、開発行為では県知事の許可が必要になってまいります。

また建築物の構造規制として、想定される衝撃に耐えるような居室を有する建物の構造のような規制がなされるところでございます。

○8番（小辻一海君） では、昨今大雨が発生する線状降水帯現象で豪雨災害が増えていることから、急傾斜地崩壊対策事業を進め、防災・減災対策を図る必要性は非常に高まってきている状

況であると思っております。昨年の風雨による災害、今回7月の豪雨災害において、松山地域、有明地域、志布志地域の山間地域や市街地の西谷・田屋敷地区等の被害状況を目の当たりにしたとき、土砂災害警戒区域指定の災害対策について、市長はどのようなお考えをお持ちか、見解をお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、かねてから未然にしっかりと、そういう状況等の把握をしながら未然に防ぐということが一番じゃないかなというふうには思っております。

○8番（小辻一海君） ぜひ今答弁されましたので、しっかりと県とも連携を取りながら、事態に即した対応をとっていただきたいと思います。そこは職員がそういったところをしっかりと歩いて回って、状況把握をするということが大事だろうというふうに思います。

そこで、土砂災害危険箇所等の定期的な点検・検証が年に何回行われているのか。併せて点検後の危険箇所の見直しを何年ごとにされているのか。詳細については担当所管課が御存じだと思いますので、お示しいただけないでしょうか。

○建設課長（鮎川勝彦君） お答えいたします。

現在、道路ストック総点検ということで、舗装の点検それから法面の点検、道路付属物の点検、橋りょうの点検を行っているところでございます。

橋りょうにおきましては、5年に1度の近接目視の点検、それから舗装におきましては、現在路面性状車を使いまして、ひび割れ等の調査を行っております。あと法面の点検におきましては、なかなか非常に多くて点検ができていない状況でございます。それから付属物の点検は、5年ほど前に行いましたので、また来年度以降予定したいと考えているところでございます。

以上です。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 治山関係ですが、治山関係につきましては、毎年5月頃、各自治会の方に山地災害に備えるというパンフレットをお配りいたしまして、その中で異常な現象、山の水が止まったり出たりとかそういうところがあったり、過去崩れたというところがあれば連絡をしてもらいまして、それに基づいて県の林務担当課と現地調査を行いまして、その中で補助対応となる分は、翌年度に要望をかけているところでございます。

○議長（東 宏二君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後からは1時05分から再開いたします。



午前11時57分 休憩

午後1時02分 再開



○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○危機管理監（河野穂積君） 先ほど事業の件で御質問がありましたので、補足して説明させていただきます。

土砂災害警戒区域の指定といいますのは、事業を実施するというよりも避難体制の整備を図る

というのが一番の目的でございます。その中で必要な事業をやっていくということがございますので、例えば急傾斜の事業でありますとか砂防の事業でありますとか、そういったものを選択しながらやっていくということになるかと思えます。

○8番（小辻一海君）そこは市民の生命・財産に関わることでございますので、しっかりとした対応を求めておきます。

昨今、杉の伐採が各地で行われています。今回の災害の中で伐採後の山の土砂崩れや道なりに土石流が道路に流れ込んだりしている状況が発生しています。人家の近くだと人命の危険も出てきます。個人所有で何もできないと言われたら一言ですが、市として伐採される方々への対策として何か講じられているのでしょうか。その辺りはどうでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君）伐採についてですが、4月で伐採届の厳格化を行っております。その中で提出する書類が確認書という形で、その中に遵守事項といたしまして、伐採にあたっては林地の保全、落石の防止、土砂の流出、風水害等各種災害に誘発することのないように、十分考慮してくださいということで、確認書を取って周知しているところでございます。

○8番（小辻一海君）そここのところは、しっかり確認書を取っていただきたいと思えます。そこは事前防止として、しっかりまた指導もお願いしたいと思えます。

急傾斜地警戒区域や土石流の警戒区域に住んでいる方々は、大雨や台風のと看はいつも恐怖の状況に立たされているわけですが、点検・検証される際は、危険におびえている住民の声をしっかりと聞くということは最も重要になってくると考えますが、その辺りはどうされているのでしょうか。

○市長（下平晴行君）そういう状況は、地元の方が一番詳しいわけでありまして、当然その地域の方々の意見等をしっかりと聞いて対応していくという取り組みをしていかなければいけないと考えております。

○8番（小辻一海君）今そういう答弁をされましたので、しっかりとした対応をお願いします。

今回の豪雨を考えたとき、市内の土砂災害の危険度がどのくらいになってくるかという予測が、市民の生命・財産を守るために、重要な鍵だと思っております。市長は過去の同僚議員の質問に、土砂災害被害予測調査は土砂災害警戒区域との関連もありますので、県と連携しながら調査・研究を行っていききたいというふう述べられていますが、そのことはどこまで進んでいるのでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君）お答えいたします。

先ほどの市長の答弁にもございましたけれども、土砂災害警戒区域の指定というのが平成30年度に完了をしております。その土砂災害警戒区域の指定図の中には、被害想定区域というのが示されております。これを活用しながら、その地区の危険な場所、危険度というのをまた改めてまとめながら、市民の方々にお示ししていく必要はあるかと思えます。ただ、590数か所ございますので、そういったところのデータも取りまとめをしながら、もちろん県もデータを持っておりますので、そういったところの活用もできるかということも含めて、今後検討させていただき

ればと考えております。

○市長（下平晴行君） 大隅河川国道事務所や大隅地域振興局等々の連携をしっかりと取りながら、対応していきたいと。また、先だっては知事にも要望をしたところでありました。例えば、一戸数に対しての補助の対象がないということも含めて、何とかそういう治山等が一戸でもできないのかということの補助体制づくりもしていただきたいとお願いをしたところでございます。

○8番（小辻一海君） この被害予測調査については、津波等に関してはある程度進んでいますが、土砂災害については取り組みが遅いということで、下平市長もですが、前市長のときも何回となく求められていることです。先ほども申されたわけですが、市長が本会議の場で、県と連携しながら調査・研究を行っていきたいと答弁され、しかも毎年のように集中して大雨が発生する線状降水帯現象が増えているわけですので、津波による河川や浸水に限らず、土砂災害被害予測調査も進めるべきだと思いますが、もう一回そここのところをお願いします。

○市長（下平晴行君） これは、先ほど言いましたように、行政、我々は、市民の生命・財産を守る、これは義務でありますので、しっかりそこ辺を踏まえた中でそういった取り組みをしてみたいと考えております。

○8番（小辻一海君） 市長が進めていくと答弁されましたので、そういった取り組みを急いでいただくことを求めておきたいと思います。

では、土砂災害ハザードマップについて少しお聞きします。本市では、地震や津波対策については、比較的詳しく網羅され、津波防災マップも作成されていますが、毎年のように発生しております線状降水帯現象や台風による大雨災害についても、年々激しさが増し、人命に関わる危険災害がいつ発生しても不思議でないのが現状です。この大雨による災害対策についても、もう少し踏み込んだ形で避難情報、伝達方法等が表示された土砂災害ハザードマップ作成も早急に取り組むべきと考えますが、そのあたりはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市のハザードマップは、志布志市防災マップとして有明・松山地域及び志布志地域の2種類を作成し、各家庭に配布をしているところでございます。

このマップは作成してから10年近く経過しており、掲載されている危険箇所の情報なども古くなっております。ハザードマップにつきましては、今年度予算計上いたしまして、志布志市総合防災マップを作成中であります。このマップには、土砂災害警戒区域や特別警戒区域、津波浸水想定区域また避難所などを掲載しており、縮尺も従来の防災マップより大きくするなどして、より活用しやすいものになるよう調整をしているところであります。今年度中に市民の皆様に配布できるように取り組みをしているところでございます。

○8番（小辻一海君） ただいまの答弁で、本年度の予算に計上されているとのことで少し安心したところです。

では、本市のハザードマップ作成にあたり、今回熊本県の球磨川流域では、近年相次ぐ大雨や台風などによる浸水や氾濫が予測された場所で大きな被害が出て、地域の危険性を住民に知らせ

るハザードマップ作成・活用というのが課題となったようですが、市長はそのことについてどのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、熊本県よりも今おっしゃったように、実際のハザードマップの必要性というのがあるわけではありますが、その実行性、実際にハザードマップを見て市民の皆さんが危険箇所、先ほど言いました土砂災害警戒区域や特別警戒区域等々、見てすぐ分かるような、そしてそれが実行できるようなそういうものでないといけないというふうに考えて、見やすいように、大きめの形で対応をしているということでございます。

○8番（小辻一海君） このハザードマップは、自主防災組織活動や住民が見ながら自分たちの家屋、住んでいるところはどれくらい危険であるかという、先ほど市長も申されましたが、生命・財産を守るために判断資料として、やはり使い勝手の良いものでなければならぬと思っておりますが、そのためには地元の状況、浸水しやすい道路、避難にあたって危険な箇所など地域住民への情報収集が必要と考えますが、そのあたりはどのように取り組まれていくのでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、先ほど申し遅れましたけれども、基本的に自助・共助・公助ということでまず自助、日頃からどこに危険箇所があるのか、そして災害に備えながら自分の命は自分で守るといふ、そういう取り組みをしていかなければいけないと思うわけでありまして、それと併せてハザードマップで示しているその危険区域、箇所等々をかねてから確認して、すぐ対応ができるようにしていただくための取り組みをしていけたらと考えております。

○8番（小辻一海君） ハザードマップ作成にあたっては、地域住民との情報交換を十分にやっていただきたいと思っております。

今回地域の人に、「災害が起きたら避難する場所はどこですか」とお聞きしましたところ、即答をされた方々の少なさと、知らない方が多かったことにびっくりしたところでした。大雨や台風時には、行政告知端末や防災無線で放送はよく流れますが、それを聞いていないという方が多いようでございます。また防災マップのことをお聞きしますと、「持っていない」「知らない」という方が多いようでございます。そういうことから、災害時の避難に対する心構えを改めなければ、大変なことになると痛感したところでした。

このことを考えますと市報、ホームページまたは防災マップ等により避難場所の周知徹底ということも大事ですが、日頃から実践的な避難所開設訓練が必要と考えます。また、避難所運営マニュアルの中には、避難所開設訓練メニューまで明記してありますが、避難所開設訓練は何回実施されているのでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

避難所の設置運営訓練につきましては、平成29年度の津波防災訓練において、各公民館長さん等に集まってお聞きいただきまして、訓練を行ったところであります。その後は避難所の開設設置訓練というのは行ってはいないところでありますけれども、また、避難所運営マニュアルというのもございますが、これも新型コロナウイルス感染症に対応したものに変わっていかないといけないということもございまして、マニュアルの変更と併せて、そのマニュアルの完成後にまたお知らせ

せをして、訓練ができればと考えております。

○8番（小辻一海君） 実施されていくということですね。そのことについてはよろしくお願ひします。

次に、避難所の運営につきまして、今回新型コロナウイルス感染症対策の中、対応には限界があり避難所の在り方には改めて課題が残されたと思っております。そこで、避難の在り方についていくつかお聞きしてまいります。

現在の災害時に出す避難情報が分かりにくいということで、内閣府においては、避難情報の在り方について議論が続けられていますが、本市の地域防災計画において、豪雨及び河川の氾濫、土砂災害等々が予測される際の警戒レベル3、警戒レベル4が出される基準をお示しいただけないでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

基本的には気象庁が出す警戒レベルに応じて避難の情報を出すというふう考えております。

警戒レベル3ですと、気象の情報としましては警報レベルということになっておりますので、その際に今避難準備情報等を出すということは考えております。それから警戒レベル4の段階で避難勧告若しくは避難指示（緊急）という形になっていくとしております。

ただ、避難準備情報等につきましては、いろいろな気象情報で警報というのが出た際に、必ずしも発令をするとは限りませんので、その警報が発令された際に当然職員は待機態勢を取るんですけども、その雨雲の状況でありますとか雲の動きそれから水位の状況、そういったものを確認しながら必要に応じて避難の情報を出すという形を取っております。

○8番（小辻一海君） 本市の警戒レベルの基準は大体理解しました。

では、気象庁は台風が発達する可能性のある熱帯低気圧も自治体に早めに避難や防災対策を検討できるように、5日先に予報期間を拡大したとのことは、新聞に掲載してありましたが、本市は雨も強くない明るいうちに早めに避難するという具体的な避難勧告、指示など、情報伝達はどのように取り組まれているのでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

特に今回の台風10号につきましては、特別警報級の台風というのがずっと気象庁の方から発表されておりましたので、避難の方法としましては、まだそれほど影響のない風も強くない状況で、今回は避難の準備情報を出したところでございます。

そしてその進路方向も見極めながら、かなり接近して北上していくということもございましたので、次の日には避難勧告を発令して、明るいうちにそれほど状況がひどくないうちに、そういった情報を出したところでございます。

今後におきましても、その台風の動きでありますとか大きさ、勢力、そういったものを判断しながら総合的にそういった避難の情報を出していきたいと考えております。

○8番（小辻一海君） 情報を出されているのは分かるんですよ。私が言っているのは、情報伝達の方法はどうされるんですかということです。インターネットを通じてとか、そのことです。

○危機管理監（河野穂積君） 大変失礼をいたしました。

まず、手段としましては、防災行政無線でのお知らせ、それから安全安心メール、それと今公式LINEもございますので公式LINEでのお知らせ、それからホームページということでお知らせをしております。防災行政無線は当然行政告知放送端末も連動しておりますので、各家庭にもそういった情報伝達ができるということで、実施をしているところでございます。

○8番（小辻一海君） 分かりました。情報提供について多岐にわたっていることは、今理解しました。先日担当課から頂いた資料を見ますと、防災無線や行政告知放送端末で、数多くの防災無線放送は流れていますが、避難所によっては行政告知放送端末やテレビも無く、情報収集ができない。また、電話も無いところもあり、携帯電話は災害時に非常にかかりにくくなるのが分かっています。更に機種によっては電波の入らないところもあり、緊急連絡に困っている避難所もあります。

また平成29年11月に作成された志布志市避難所運営マニュアルの中には、通信手段については複数の通信手段を確保し、柔軟に対応できるように努めると明記してあります。体育館は無理としてもほかの避難所にケーブルテレビ、行政告知放送端末の引き込み整備や公衆電話を設置していただき、情報収集手段の確保や緊急連絡体制づくりの整備を検討していただきたいと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

確かに避難場所からの情報の伝達でありますとか、また逆に避難所に情報伝達するという方法ですけれども、まず、行政告知放送端末につきましては、指定避難所になっているところには順次整備をして、情報管理課の方になりますけれども整備をしていただいているという状況でございます。

それと電話の件ですけれども、各指定避難所にはNTTの特設公衆電話という回線が既に整備されております。今まで活用はしていなかったんですけれども、今回の台風におきまして非常に大きい台風ということでもございましたので、特設公衆電話を申し込んで、そこで公衆電話ですのでかけるだけにはなるんですけれども、そういった活用もできるようにということで今回はそういった取り組みをしたところでございます。ただ、行政告知放送端末がどうしても設置ができないという場所につきましては、総務課の方で進めております防災行政無線の戸別受信機の整備も検討すべきであるというふうなことで、内部では協議をしているところでございます。

○8番（小辻一海君） このことについては、避難所に入られる方々が大変心配をされていますので、そこはよろしく願います。

では、平成22年度に光ファイバーケーブルを市内全域に敷設し、防災行政無線と連動した行政告知放送端末が、各戸に設置されている状況で感謝しているところですが、このケーブルが災害等で切断されたら、復旧までに時間がかかり、利用できない期間が発生することは市長も御存じだと思います。しかし、行政告知放送端末で行政告知放送は流れないが、ラジオ放送が聞けることを市民の方が何人ぐらい御存じかということです。私も今回の台風10号では、停電が3日続き、

情報源の機器として行政告知放送端末のありがたさを痛感させられたところでした。行政告知放送端末はラジオと同様に停電でも電池さえ入れれば台風などの災害時には、情報収集の重要な防災用品になります。本市には、あえてラジオを購入しなくても、その代用の行政告知放送端末が各戸に設置してあるわけですので、行政告知放送端末が停電でもラジオとして利用できることを、市民の方へどのような形で、どれほど周知が行われているのかお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 災害時において、ラジオはおっしゃるとおり非常に有効な情報収集の手段と考えております。また、本市では、コミュニティFMへの割り込み放送もできる場所があります。市民の皆様には、改めてラジオとして活用できる旨のお知らせをしていきたいと考えております。また、行政告知放送端末についても、おっしゃるとおり、その活用をしっかりとしていかなきゃいけないというふうに考えているところでございます。

○8番（小辻一海君） 担当課に行政告知放送端末の設置率をお聞きしましたところ、7月現在で設置率が84%とお聞きしましたが、これだけ設置されている状況の中、市民の中には行政からの情報提供だけだと思っている方も多いようです。

そこで、今回の質問前に情報管理課へ事前防災の一環として、「台風などで停電のときは、ラジオとして利用できることを事前に周知すべきではないか」とお尋ねしたところ、今回の台風10号では、電池を入れればラジオとして使えることの事前周知がありましたが、できれば操作の仕方や各放送局が何チャンネルとかは、市報、散らし等や防災ハザードマップの中に掲載して周知するとか、また大雨や台風の時期は、事前に行政告知放送端末の試験的な利用方法を検討することが、市民の生命・財産を守る手段になるのではないかと考えますが、そのあたりはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおりだと思います。行政告知放送の活用が先ほどの84%ということであれば、当然これを活用して市民の生命・財産を守っていかなくちゃいけない大きな手段の一つであろうかと思っておりますので、再度この行政告知放送端末の活用の仕方をどういう形でそういう情報提供ができるのか、内部で十分協議して対応してまいりたいと考えております。

○8番（小辻一海君） 分かりました。情報提供が一番重要になってきますので、そのことはしっかりとお願いしたいと思っております。

では、防災行政無線や行政告知放送端末の情報提供ということでお聞きします。確か7月6日だったと思います。屋外の防災行政無線は呼び掛けているのですが、屋内の行政告知放送端末には内容が聞こえないという、行政告知放送端末と防災行政無線回送が連動しないシステム障害が生じたようですが、原因は解明されたのでしょうか。

○情報管理課長（岡崎康治君） お答えいたします。

7月の豪雨の際に、緊急時に放送される防災行政放送無線と行政告知放送が連動して放送が流れないという事故が発生したところですが、原因といたしましては、本庁舎と情報センターを結ぶ連絡線が断線をしたことによって、連動した放送ができなかったところでございます。

○8番（小辻一海君） 断線ということですね。

ちょっとその日のことを少しお話しします。外では何か放送が流れているのですが、行政告知放送端末機にはラジオ放送は入るが防災放送が流れてこない状況が発生し、最初は私の家の告知放送端末の故障かと考え、情報管理課長と対処方法をあれこれ電話でやり取りし、原因が不明のまま一旦電話を切って、今度は総務課の防災係へ電話したところ、行政告知放送と防災行政無線回送が連動しないシステム障害が原因であるとの説明がありましたので、すぐに情報管理課の方へ連絡を取ったところでしたが、このような災害が発生している中で、行政告知放送と防災行政無線に不具合が生じたことを情報提供の中心となる所管課が知らなかったことはどうかと思うのですが、このことは総務課が情報管理課に不具合となっている原因の連絡を取られていれば、こんなことは起きなかったのではないかと思います。このような市民の生命・財産を守るべき緊急災害時での庁舎内の情報交換は、どうされているのでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） この行政告知放送と連動しないというのが、市役所内では外の放送と庁舎内全部に同じ放送が流れます。ですが、避難勧告を出した後のいろんな放送が庁舎内で聞けなくなったということがございまして、原因がそのときには判明しなかったということでございます。後もってその断線によって通信ができていないというようなことが判明しましたので、最初の段階ではそういった状況が発生していたという原因が、こちらとしてもつかめていなかったということでございます。

おっしゃいますように、しっかりとそういったところは所管課と連携を取るべきだと思っておりますので、今後においてはそういったところもしっかりと連携を取っていきたいと考えております。

○8番（小辻一海君） このような市民の生命・財産を守るべき緊急災害時ですので、そのところは、しっかりと庁舎内の情報交換をやっていただきたいと思っております。

今回、システム障害の原因は、災害によるケーブル切断のようでございますが、行政告知放送端末については、ケーブルが切断したときは使いものにならないということが市の方でも説明されているわけです。先ほどラジオ放送のことを申し上げましたが、NPO法人志布志コミュニティ放送は、停電でもケーブルが切断しても、FM志布志局としてラジオが流れ、行政告知放送端末でも聞くことができます。そのことは先ほど市長も答弁されました。また本市とNPO法人志布志コミュニティ放送は、災害時の放送に関する協定書も平成21年9月11日に結ばれていますので、災害時には避難勧告や避難道路等の情報を伝達して、緊急割り込み放送をすとかFM志布志の電波を活用させていただき、防災行政無線とFM志布志局が連動して、行政告知放送端末のラジオで本市の防災情報を聞けるようなシステム運用を早急に検討する必要があるのではないのでしょうか。そこはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、先ほどありました行政無線それから行政告知放送等々の連携が取れなかったという面では、今議員がおっしゃったように、コミュニティFMの割り込み放送等ができるわけでありまして、そこ辺をしっかりと対応できるように、取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 市長がそのような答弁をされましたので、そこはそのようにしていただきたいと思います。

ここで、紹介します。8月28日の南日本新聞のひろば欄に、「役立った地元FM局の道路情報」という小見出しで記事が掲載されていました。7月6日の豪雨のときに、FMかのやが普段放送する地元の話や催し物紹介ではなく、リスナーがメールやFAXなどで知らせた道路状況に関する情報を伝えてくれて、大いに役立ったとのことで、地元のコミュニティFMかのや放送へ感謝の思いがつつられていました。本市にもNPO法人志布志コミュニティ放送によるFM志布志が開局されていますので、市の事前防災の周知や宣伝等々の情報提供の手段になると考えます。少し予算を計上しても、FM志布志局の育成と継続を考えても、道路情報、災害情報、志布志市単独のラジオ番組を増やして、志布志市の情報源として日頃から大いに利用すべきだと考えますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） そういう人命にも関わること等の情報提供がしっかりできるとなれば、当然そういう対応をしていかなきゃいけないというふうに思いますので、支援のことについては、内部でしっかり協議して対応してまいりたいと考えております。

○8番（小辻一海君） このことは、これ以上は申し上げませんが、災害時の放送に関する協定書も結ばれていますので、検討していただくことを要望しておきます。

では、先にお聞きしたところ、今回の豪雨では7月3日から5日までは松山地域、志布志地域、有明地域に各1か所の避難所を開設され、一番多い日で市内に18か所は開設されたとお聞きしました。また本市の地域防災計画の中で27か所の一時避難所が設けられ、災害の程度により19か所の追加避難所が設けられていますが、今回の7月豪雨では、中山間地域であれだけの多量の雨が降ったにもかかわらず、当初それぞれの地域に、避難所を各1か所に決められた根拠をお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 当初は、避難準備、高齢者等避難開始を発令したことに伴い、3か所の避難所を開設しましたが、大雨により地盤もかなり緩んでいると判断したことから、避難所を13か所に追加開設したということでございます。

○8番（小辻一海君） 最初から3地域に1か所ではなくて、やはり最初からそのような形でやっていたきたいということを今申し上げているんですよ。

○市長（下平晴行君） 当初、避難準備、高齢者等避難開始情報に対応するための避難所として、おっしゃるように3か所を開設しましたが、災害の状況に応じて開設を増やすことは、当然考えなければならないと思っておりますので、今後もその状況を勘案しながらしっかり対応してまいりたい、検討してまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） いいでしょう、行政の危機管理として甘いような気もしないでもありませんが。

それでは、いただいた防災放送過程の履歴を見ますと、7月9日の12時にレベル4からレベル3に警戒レベルが切り替えられたとの放送が流され、その時点で、引き続き市民の命を守るとい

うことで避難所が開設されていましたが、この日の17時に、有明地域の方で避難所の変更が行われたわけですが、変更された原因をお聞かせいただけないでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

議員がおっしゃられますのは、有明地区公民館を有明の青少年館に変更したということかと思えます。このことにつきましては、選挙の関係がございまして、有明地区公民館のホールが選挙の開票所となっておりましたので、避難が長引く場合のことを考慮しまして、有明の青少年館の方に避難所を移したところでございます。

○8番（小辻一海君） 県知事選挙の投票準備のための変更とのことですが、投票日は事前に分かっていたと考えますが、しかも8日までは有明地区公民館に開設されていたわけですので、途中で避難所を変更することは、避難されている住民がいらっしゃった場合、人命に関わる災害の危険性が迫っている中、非常に危険な対応ではなかったかと危機管理に疑問を持ったところでした。

それでは、避難所において例年になく危機管理にひと苦労されていると思いますが、内閣府は避難所の新型コロナウイルス感染症対策として密を避け、十分なスペースを確保するよう全国の自治体に指示したと報道がありました。本市の避難所はどのような感染症対策に取り組まれているのでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） おっしゃられますように、新型コロナウイルス感染症に対応するという通知も来ております。

まず、基本的には避難をされている方々の間隔を空けていくということでの対応、そして必要な場合には、パーテーション若しくは仕切りでの区画分け、それと手指消毒、体温の測定、それから今回から避難所に入られる際に、健康チェックという用紙を用意して対応したところでございます。

○8番（小辻一海君） では、先日の台風10号では、コロナ禍で超過収容のため、別施設への移動が他市町村で続出したと新聞・テレビ等で報じられましたが、本市の状況をお示しいただけないでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

今回の台風10号では、市内に20か所の避難所を開設いたしました。そのうち2か所で収容人員を超えるような状況に迫られていたということで、別の施設に御案内したところでございます。避難所としましては有明地区公民館、それと志布志市文化会館、この2か所が収容人員をオーバーするというような状況に迫られておりましたので、まず、有明地域の公民館につきましては、別館の会議室、2階の会議室、それと1回の女子休憩室を開設したところでございます。そこに合わせて4世帯7人の方々が避難をされました。

文化会館におきましては、図書館横の志ふれあい交流館を開設いたしまして、同じく4世帯7人の方が避難をされたということでございます。

○8番（小辻一海君） 分かりました。

では、避難所に避難されている方がいて、避難所が変更になった場合の移動についてお聞きしますが、今回のように施設が隣り合わせの場合は少し安心するところですが、7月9日の豪雨時のように、有明地区公民館から有明青少年館という少し距離がある中での移動という、市の判断が原因で避難所から次の避難所への移動や、避難所に災害が発生したとき、二次避難所、福祉避難所への移動は避難者の車両に乗り合わせて移動になるのか。そのとき、万が一、土砂災害等に遭遇して、人災が発生した場合の責任はどうなっていくのか、そのあたりはどうでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

有明地区公民館から有明青少年館へ変更した際には、有明地区公民館に避難者はいなかったところでございます。そういったところもございまして、次に仮に避難者がいたときには、最初から有明青少年館への案内ということで考えていたところでございます。

○8番（小辻一海君） 万が一ですよ、その避難所で発生した場合に、避難所から避難所へ移動する場合はどうなんでしょうかということですよ。

○危機管理監（河野穂積君） おっしゃいますように、そういった異常気象の中で避難所を移すというのは、非常に危険であると認識しております。ですので、状況によると思いますけれども、仮にあの状態の有明地区公民館に避難者がいて、選挙の関係で移動していただかないといけない、場所を移さないといけないという状況が発生したときには、当然選挙の関係もありますので選管の方の協議でありますとか、そういったものも含めて、なるべくその場所から移動をさせないという方法を取るべきであると考えております。

○8番（小辻一海君） 災害時には想定外のことがいろいろ出てきますので、行政が責任をもって安全を担保した上での行動をしていただきたいと思います。

今回のように、避難所の変更というものは、よほどのことがない限りないと思いますが、途中で避難所を変更することは、非常に危険な対応だと思います。今、避難所を移動する場合の責任について質問をしたわけですが、今回の令和2年7月豪雨は、気象庁の情報から土砂災害や道路決壊などの災害はある程度予測されたにもかかわらず、今回当初開設された安全な避難所が、3地域に当初各1か所というのも、非常に避難に危険が伴ってくると思います。地域で1か所といいますと、志布志地域の場合は、私の住んでいるところから志布志市の避難所まで14kmも離れていますので、そこへ行くには非常に危険が伴います。私は指定された避難所というのは、まずは通常の一時避難所を全て開設して受け入れるべきだというふうに思っているわけですが、人的配置ということもありますので、安全な避難を考えてせめて校区公民館単位で1か所開設ということ、当初から考えるべきではなかったかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどから指摘がございましており、その地域地域での対応がすぐできるような体制づくりを、やはりしていかなければいけないだろうと思うところがございます。

やはり自助ということで、自分の命は自ら守って、早めに対応、避難をしていくということを言っている反面から、やはり避難所の開設の在り方というのはしっかり考えなければいけないと思っております。

○8番（小辻一海君） 人命に関わることでありますので、避難所を開設される時はぜひとも当初から校区公民館単位で1か所の避難所設置ということをお願いいたします。

避難所についても一つ、7月豪雨で避難所として開設された志布志地域の森山地区生活改善研修センターを含め、有明地域2か所、松山地域1か所は、私が調べた限り、地域防災計画や避難所運営マニュアルにも、避難所として明記されていないのですが、通常の避難所として指定してあるのでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） 今、議員がお尋ねになられた森山地区生活改善研修センターにつきましては、本市の指定避難所にはなっておりません。

○8番（小辻一海君） 多分ですね、森山地区生活改善研修センター、それから新橋地区公民館そして有明青少年館、これは指定避難所になっていないと思いますよ。マニュアルにも防災計画の中にも入っていませんからね。私も以前から学校施設より、できれば青少年館や公民館などの変更を要望しているわけですので、この三つの施設が悪いということではないです、誤解しないでください。住民の方は通常の避難を考えた場合、避難所として公表しているところへ向かわれると思います。当日、市が防災無線や行政告知放送端末で、避難所をどこどこに開設しましたという情報の呼び掛けが、どの程度届くかということではありますが、放送を聞いていない、聞こえなかったときは、事前に公表しているところへ避難されるのが人間の心理であろうと思います。避難所を変更する場合は、急な変更でなく、日頃から事前公表をするなり、住民への的確な情報提供を行っていただかないと、住民が迷うこととなりますので、そこらをよく考えていただきたいと思うからお聞きしているんです。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるとおり、聞こえなかった場合は、前もって避難していた場所をおそらく使うであろうというふうに思いますので、そういうことを事前にかねてから避難所の位置については、場所については、先ほどもハザードマップの方でお示しをしておりましたように、そこも含めてしっかりと市民の皆様には分かっていただくような体制づくりをしていきたいと考えております。

○8番（小辻一海君） そこは、日頃からの情報伝達ということが住民の生命を守る唯一の手段となってくるので、的確な情報提供をお願いします。

今回もう一つ気付いたのが、避難所に防災備蓄用品の毛布等が置いていなかったことが、危機管理として疑問に思ったところですが、どうされているのか。併せて、過去に体育館等の避難所に備蓄用品の保管倉庫を設置することも検討されていたとお聞きしましたが、そのことはどうなったのか。その2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） このことについては、特に備品等については避難所に常設していなくて、避難所を開設する際に職員が持参して対応しているという状況でございます。

○危機管理監（河野穂積君） 避難所になっていますところは、全て施設管理者がございまして、その場所の確保というのを協議をしながらやっていかないとはいえないとは考えております。まだ、その置く場所について詳細に決定をしているところではございませんけれども、今回の台風10号

の関係で、やはり持ち込むものに大きなものが結構ございましたので、そういったものも含めて、今その備蓄は可能かどうかというところの調査というのは始めているところでございます。ただ、今の段階でその避難所のところに何を置くというのは、まだ決定はしていないところでございます。

○8番（小辻一海君） では、防災備蓄用品は職員が配布を行って対応していると答弁されましたが、避難所には何人の職員を配置されているのでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） 基本的には2名の職員を配置するというので、職員の配置を決めております。

○8番（小辻一海君） 避難所には2名の職員配置と、今管理監の方から答弁がありました。7月豪雨時のたしか8日だったと思います。田之浦ふるさと交流館には、女性職員の方が一人だったと記憶しているのですが、2名の配置は間違いはないですか。再度お聞きします。

○危機管理監（河野穂積君） 確かに7月の際には1名だったということがございます。この1名にならざるを得なかったのは、知事選挙の関係で期日前投票の対応でありますとか、そういったものもありまして十分に職員を配置することができなかったというところでございます。基本的には2名配置ということをお前提にして、職員の割当てを決定しているところでございます。

○8番（小辻一海君） 確か1名だったと思いましたので、再度お聞きしたところです。

あの大雨の中、道路はあちこち決壊している中、多分恐怖を感じながら職務に専念されたと思います。避難所での緊急時を考えた場合、せめて2名以上の配置をされたほうがよいと考えますが、再度どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、どういうことが起きるか分かりませんので、少なくとも2名は必要だと思っております。

○8番（小辻一海君） そこで一つ提言になると思いますが、今回のような大雨や台風になると土砂災害や道路決壊が発生し、職員の避難所への運営サポートも危険が伴い、当然防災備蓄用品の配布も困難になると思います。また、職員は通常の公務も行い、更に災害時には災害配置人員も必要になってくると思いますので、市職員の対応は非常に難しくなってくると思います。自主防災組織の活用が一番ですが、組織の在り方にも苦勞されているところがあるように見受けられますので、そこで防災備蓄用品を非常時用として全避難所に常設できれば一番よいのですが、先ほど言われた保管の責任等も伴ってきます。また、体育館への保管庫設置もされていない状況ですので、各校区に避難所として開設されている公共施設の指定管理者に、指定管理の契約の条件として、避難所の運営サポートと防災備蓄用品の保管をお願いすることはできないでしょうか。もちろん相手もあることですので、そのあたりの御検討はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは大変ありがたい御質問であるというふうに感じております。職員もそうではありますが、消防団の皆さんもそれぞれの役割があらわれるわけでありまして、そういう方向でもしできるとすれば大変ありがたいと。そして地域で自分たちの地域は自分たちで見守りをしていこうという、そんなことにつながっていけば、より災害での人命を守るということに

つながるんじゃないかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○8番（小辻一海君） なぜこのことを要望するかというと、今回の豪雨の前の6月29日から30日にかけてだったと思ひます。勘違いでしたらすみません。私の地区で大雨による土砂災害による危険を危惧された駐在さんが避難した方がよいと判断され、地区の指定避難所を緊急に開館していただき、3人の住民が避難所に緊急避難されたわけですが、防災備蓄用品の毛布等が無く、近くの知人から借りて一泊された状況が発生しております。そのときの夕食は、おにぎりを公民館で用意したところでした。これからもこのような局地的な集中豪雨が発生し、緊急避難所の開設があり得ることを予測すれば、早急に毛布等の防災備蓄用品を常設することは、危機管理の一つとして必要ではないでしょうか。再度お考えをお聞ひしますがどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、やはりその地域の方々がそういう現状を知っていただいて、すぐ対応ができるという面でも含めて、その自主防災組織も含めて指定管理の中で対応できれば、逆に早めに対応ができるんじゃないかなというふうに思うところがございますので、そこ辺は十分内部で検討させていただきたいというふうに思ひます。

○8番（小辻一海君） そのことは対応を早急に検討していただくことをお願ひします。

これからの時期、先日のような命の危険が伴う台風が発生することが予測されますが、地球の温暖化に伴う気温の上昇で、大気を含む水蒸気が増え、秋雨前線を台風が刺激して大雨が続くことも考えられます。過去の一般質問の中で、同僚議員が「災害を予測して、事前に防災のために1億円の事前防災事業を行うと将来起きるであろう7億円の被害を減らすことになる」と言われ、「防災を事前にやることとやらないことによって、被害率が1対7になる」と述べられたことがありました。更にこのことによって救われる人命と財産のことを考えると、それはお金に換算できるものではありません。いかに災害時の事前防災が大事か、更に第一次避難の情報発信を的確に行い、住民を早急に避難させ、一人の犠牲者も出さないことが市長の使命であると考えます。

今回は豪雨災害の対策についてあれこれ申し上げましたが、徹底した災害対策を施していただくことをお願ひし、最後の市長の豪雨災害等々への防災対策に臨むお考えをお聞ひして、私の一般質問を終わります。

○市長（下平晴行君） 私どもは、やはり市民の皆さん方が元気であってそして行政も担われているわけでありますので、このコロナウイルスも含めて、しっかりと市民の生命と財産を守っていくための対策、対応、未然のことも話がありましたとおり、災害でも防除災害、いわゆる災害の起きる前にそういう災害防止をしていくというような工事等でもありますので、それを全体を含めて、事前に、未然にできる取り組みをしてまいりたいと考えております。

○8番（小辻一海君） 終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

コロナ対策換気のために、午後2時20分まで休憩いたします。



午後2時08分 休憩



○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、15番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○15番（小野広嗣君） それでは、皆様こんにちは。会派、獅子と公明の小野でございます。

まず、質問に入ります前に、令和2年7月豪雨そしてこのたびの台風10号により、お亡くなりになられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。被災された方々と被災地域の日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。また、今般の新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、医療従事者をはじめとした感染症拡大防止の最前線で御尽力されている皆様、またこのコロナ禍の中にあって、災害対応も難しさを増している、そういった中で日々努力をされている本市の職員をはじめとした全ての関係者の御労苦に対し、心より感謝と敬意を表するところでございます。

それでは質問通告に従い、順次質問してまいります。はじめに、今般の土地基本法等の改正に関連して質問をいたします。

昨今、所有者不明土地の増加や自然災害の頻発等により、適正な土地の管理の重要性が増大していることに鑑み、適正な土地の管理を企図して土地基本法等の改正が行われ、本年3月31日に公布されました。土地基本法で規定された新たな理念、所有者等の責務や基本的施策で定める内容に基づいた今後の施策を具体的に示す「土地基本方針」を新設し、その策定・更新を通じて、防災・減災の観点からも重要な所有者不明土地対策、管理不全土地対策等の個別施策を着実に展開していくこととしております。

そこで、今回の法改正に対する本市の認識について、まず伺いたいと思います。併せまして、今回新設されました「土地基本方針」に示されました主な内容に関連して、以下5点質問をいたします。

一つ目は、人口減少等の進展に伴う土地利用ニーズの低下等を背景に、所有者不明土地や管理不全の土地が増加しておりますが、低未利用地の適切な利用・管理を促進する施策の展開について伺いたいと思います。

二つ目に、ランドバンクに対する認識と今後の活用等に向けた本市の考え方について伺いたいと思います。

三つ目に、管理不全の空き地・空き家対策の現状と今後の取り組みについて伺いたいと思います。

四つ目に、土地の境界及び所有者情報の明確化を図る地籍調査の円滑化・迅速化について伺います。

五つ目に、オンライン化の取り組みも含めた各種台帳連携等による土地・不動産に関する情報基盤の整備に関する認識について伺っておきたいと思います。

次に、統合型地理情報システムいわゆる統合型GISの利活用について質問をいたします。

ICTの活用による情報化施策が推進される中、自治体が保有するデータのオープン化など、その利活用に関する市民の意識や期待も高まっております。各部署が所有するデータを庁内で共用できる形で利用していく統合型GISの利活用については、これまで本市においても、全庁的な利活用について検討されてきておりますが、そこで本市の統合型地理情報システムの活用状況の現状について伺っておきたいと思っております。

次に、地域共生社会に向けた取り組みについて質問いたします。

地域共生社会とは、子ども・高齢者・障がい者など全ての人が、地域で住民が互いに助け合って暮らし、生きがい等を共につくり、高め合うことのできる地域を共につくっていく社会の構築を目指すものでありますが、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するためには、行政の縦割りから分野横断へ転換が必要であります。平成29年の社会福祉法改正により、制度ごとではなく課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が、市区町村の努力義務とされました。

そこで、本市における地域共生社会の実現に向けた課題を含めた基本的な考え方を伺いたいと思っております。併せて、学校教育における共生社会の形成に向けた取り組みについて伺っておきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

まず、低未利用地の適正な利用・管理を促進する施策の展開につきましてお答えいたします。

人口減少、高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下等を背景に、所有者不明の土地や管理不全の土地が増加するなど、土地、建物を巡る状況は、生活環境の悪化の原因やインフラ整備や防災上の重大な支障となることから、対応は喫緊の課題と認識しております。国において土地基本法等の一部を改正する法律が、令和2年3月に成立、公布され、土地所有者等の土地の適正な利用、管理に関する責務が明らかにされました。またこの法律に基づき、土地施策の総合的推進を図るための具体的施策の方向性を示す土地基本方針が、本年5月に閣議決定されました。このようなことから、本市においても現在取り組んでいる空き地・空き家対策等の諸課題も含めて、市の関係部署が一体性を持って土地施策を講じることができるよう、国・県との連携を図りながら、先進事例を参考にして計画的な取り組みがどのような形でできるか、協議を重ねていきたいと考えております。

次に、ランドバンクについての認識と活用等の推進についてお答えいたします。

人口減少に伴い、土地利用の担い手の減少や利用ニーズの低下等により、管理不全の土地が増加している状況下において、改正土地基本法に基づく土地基本方針の中で、管理不全の土地等に関する地域での相談体制の構築や、適切な管理・流通・再生を担うランドバンク等の地域連携に資する先進的取り組みを支援することが示されております。

先進的な取り組みをされた団体等もございますので、本市として現在の取り組みを含めて、どのような取り組みができるか先進事例等を参考にしていきたいと考えております。

次に、管理不全の空き地・空き家対策の現状と、今後の取り組みについてお答えいたします。

本市においても空き家対策として、空き家特措法に基づき、平成29年に「志布志市空き家等対策計画」を作成したところであります。また、都市計画マスタープランにおいても、基本的な考え方として人口減少、少子高齢化の中で、快適な生活環境を維持するため、コンパクトなまちづくりを進め、居住機能や産業機能を集約し、適正な土地利用の推進を図るとしております。このことから快適な住環境の維持として、空き家の利活用から空き家の撤去までの事業を進めている次第であります。

今後、空き家・空き地対策について、地域住民と一体となり予防保全を図るため、引き続き協議をしてまいります。

次に、土地の境界及び所有者情報の明確化を図る地籍調査の円滑化・迅速化についてお答えをいたします。

本市の地籍調査事業は、第2次計画である昭和45年から54年に着手し、平成11年までにそれぞれの旧三町で管理をしております。合併後はシステムによる集中管理として、市民のニーズに対応可能な事務処理に努めております。議員御指摘のとおり、土地の境界及び所有者情報を更に行政全般における施策立案等の基礎資料として利活用されております。平成2年からの第7次計画においては、調査方法に航空写真をはじめとするリモートセンシングデータなどを活用した調査方法も導入され、現地立ち会いのルールも見直されているようであります。本市の地籍調査成果はシステムによる一元管理となっており、毎月の移動処理と入力更新し、常に最新の情報に保ちながら、修正すべき箇所についても申し出があれば調査後速やかにデータ修正を行い、市民のニーズに応え得るものとなっております。また、航空写真の併用、縮尺割合の自由選択などの機能も充実され、市民が利用しやすいシステムとなっております。

次に、オンライン化の取り組みを含めた各種台帳連携等による土地・不動産に関する情報基盤の整備に関する認識についてお答えいたします。

不動産の異動を登記という形で管理する法務局では、紙ベースでの申請と通知が長い間、常態化しておりました。法務省の方針により鹿児島地方法務局曾於出張所におきましても、情報基盤の整備によるオンライン化が協議検討中であります。毎月発生する異動事務の簡素化・円滑化を図るため、電子データの受領に向けた作業を法務局主導で、管轄自治体の曾於市、志布志市、大崎町の2市1町で7月より進めており、現在まで3回の協議を重ねております。本市の基幹システム移行に合わせ、導入できるよう協議を進めてまいります。

次に、統合型地理情報システム（統合型GIS）の利活用についてお答えいたします。

本市の統合型地理情報システムは、現在、庁内での活用を行っております。地籍の成果情報や航空写真のほかに各所管課が保有する地図情報について取り組み、土地の利用状況や特徴について情報を共有することが可能であることから、令和2年7月豪雨災害においても被災場所の確認など、有効に活用されている状況であります。本市が保有するデータのオープン化に関しましては、庁内のGIS利活用部会の中で、利活用を図る上で必要な事項や外部への公開について協議

を行っているところでございます。

今後につきましては、更に協議を進め、課題を整理し、外部公開に向け、部会を中心に関係各課の連携を促し、導入に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、地域共生社会に向けた取り組みについてお答えいたします。

本市における地域共生社会の実現に向けた課題を含めた基本的な考え方についてでございますが、本市におきましては、志布志市社会福祉協議会と連携し、平成31年度から令和5年度までを計画期間とした第2期志布志市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、基本目標4の中で地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進を掲げ、関係機関、団体等と連携しながら取り組んでいるところでございます。

私が市長に就任しましてから、市役所組織の取り組み体制につきましても、「課や係を超え、市役所全体がチームとしての市民サービスの向上に努めてもらいたい」と職員にも指示しているところでございます。

今後は、志布志市全体の地域共生社会を実現したいというふうに考えているところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 学校教育における共生社会の形成に向けた取り組みについてお答えいたします。

「障害者の権利に関する条約」が採択されて以降、障がい者等が積極的に社会参加、社会貢献できる共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築が求められています。本市においては、インクルーシブ教育の理念に基づき、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学べるような教育活動を進めております。

また、通級指導学級の開設や特別支援学級の新設、特別支援教育支援員、医療的ケア支援員等の人的配置、バリアフリー等の環境の整備、教職員を対象とした研修の場の設定により、子ども一人ひとりがその能力や可能性を最大限に伸ばせるよう努めているところです。

教育委員会としましては、特別な配慮が必要な子どもを含めた全ての子どもたちが一人の人間としての権利を保障されながら、自立できるよう、関係各課と連携しながら推進してまいります。

○15番（小野広嗣君） 市長そして教育長、それぞれ御答弁いただきましたので、質問通告の順に従って質問を続けてまいりたいと思います。

冒頭で市長に少し答弁いただきましたけれども、この土地基本法の改正について、僕は質問通告の中でこの5項目の質問もしておりますけれども、法改正全般にわたって、本市の認識はどうかというのを問うておりますので、そのことに対して答弁はなかったですよ。そこをもう一点確認させてください。

多分ですね、当局は質問のいわゆる総くりの中で、今回土地改正法があった。その目的とするところは何なのかと、それをどう受け止めたのかということをお聞きしているわけですよ。そこに対する認識はどうかというのを問うているんですが、答弁は、個別の一つ一つのこの5項目の1番目の答弁から始まっているんですよ。でも、この5項目を問う中で、今回の法改正の

趣旨も見えてまいりますので、では僕の方から大きくくりの中でのどうしても市長に聞いておきたいことを問うておきたいと思えます。

今回の土地基本方針、先ほど市長が言われました令和2年の5月ですね、この方針が示されました。ここではもう基本的な施策が具体的な方法としていくらかそのメニューが出ております。その中の基本となるのが、この土地計画制度におけるこの管理の観点が増加されたということはすごく重要だということなんです。そうすると、ここにこう書いてあります。「土地所有者の責務」、これを新たにこの規定が置かれたと。そして、土地所有者には土地の適正な利用・管理に関する責務があることが明記されたということがすごく大事なんですね、施策としても。そしてこういった変化に応じて国はもとより、地方公共団体が講ずべき基本的施策についても見直しが行われたということなんです。そういった一つ一つに対してどういう認識を持たれているのかというのを聞きたいわけです。その中で、先ほど市長が3点目の中で言われていました。土地、空き家・空き地ですね。ここでも言われていましたけれども、今回住民との一体性というのを市長言われていましたので、よかったなと思うんですが、今回のこの計画を作る上で大事なのが、住民など関係者の意見反映など、適切な合意形成の手続きを経なければいけないと。そしてその上で必要な土地の利用及び管理に関する計画を策定するということなんです。ですから、今後本市がこういった土地基本法の改正を受けて、計画の見直しをしていく。そこには当然都市マスタープランであるとか上位法であるとか、そういったものを横にらみにしながら進めていくんですけども、必ず見直しをやっていくわけですね。そのときに、この住民が基本になりますよと。いわゆる住民の中に知恵があるんだと。その住民と一緒にプランを練っていかなければいけない。そして時代を担う計画にしていかなければいけないというのが狙いなんです。そういった意味で、住民を巻き込んだそういった計画策定にあたる仕組みづくりをしっかりとやってほしいと思えますが、市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、住民の皆さんの財産として管理していくわけでありますので、そういう住民も巻き込んだ取り組みというのが、今回の法改正の趣旨目的であろうと思うところでありますので、そこは十分内部でも協議して対応してまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 住民との合意形成を経て、しっかりとした計画を策定していただければという思いで質問させていただきました。

もう一点、市長、今回のこの基本方針の中には、過疎化に関して先ほど市長もちょっと述べられましたけれども、コンパクトシティの推進を実は求めているんですよ。このコンパクトシティの推進についてはこれまでも何回となく、本田市長のときも、下平市長になってもう2回質問しております。そして市長も前向きな答弁をされております。ですから1点だけお聞かせください。このことは、上位法、総合振興計画もマスタープランにも様々書かれています。そして、松山地域、有明地域、志布志地域、こういった地域ごとの適性に応じて、公平で公正なそして的確な土地の活用ということを進めていくというふうにならわっているわけですね。そうしていった場合

に、こういった法改正があったならば、やはり少しずつ見直しが必要と迫られるわけですね。で、国は人口減少の中で、これでもかこれでもかという方向で、コンパクトシティへ向けた施策の展開を自治体は図って生き残ってほしいというふうに言っているわけですが、そのことについて、現状での市長の思いを一つお聞かせください。

○市長（下平晴行君） これは先ほどおっしゃいましたように、地域地域の特性を生かしていくためにはどうすればいいのかということでもありますので、コンパクトシティという取り組みについては、やはり特性を生かした取り組みをしていかなければいけないと考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 確認ですが、コンパクトシティをいわゆる一極集中型、全部志布志市の中心市街地に集めると、そういう発想では当然ないわけですね。それぞれの地域に少しコンパクトにまとめていって、そこを公共交通機関でしっかりつないでいくと。そして各3地域がそれぞれにまちを構成していくと。そして一つの志布志市として理想とするまちづくりを目指していくということになるんだろうと思います。そのことは今後ともしっかりと進めていくという方向でよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、そのような考え方で取り組みをしてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 確認をさせていただき意味で質問させていただきました。

では、それぞれお答えいただきましたので、個別に通告の中身に沿って質問していきたいと思っております。先ほど市長も少し述べられたわけですが、こういった人口減少等の進展に伴って、この土地利用ニーズの低下というのが起きているわけですね。その背景には、いわゆる所有者の不明であるとか、この管理不全の土地が増えていくわけですね。それをいわゆる低未利用地の適切な利用、管理というのを進めていくのは、本当に悩ましい問題ではあるんですけども、本市としても様々な取り組みをこれまでもされています。そして先ほどそのことは述べられたので、個別にあと具体的にお聞きする中で明らかになってくると思うんですが、今回市長が答弁された中で、国はこういうふうを示していますね。低未利用地の需要喚起と取り引きのマッチングを図るんだと。そして有効利用の誘導のために、低未利用地の適切な利用・管理を促進するための税制特別措置法をスタートさせておりますけれども、この低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除というのが、この税制特別措置なんですけど、この件に関しては、市長は理解をされていますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 実際いって中身については、まだそこまで私も入り込んでおりませんので、ちょっと答弁ができないところでございます。

○15番（小野広嗣君） 市長、実はですね、今回の質問にあたって非常に残念だなと思ったのが、この点で一つありました。なぜかという、今市長が言われたように、これは令和2年度の税制改正においてこの低未利用地の土地を譲渡、いわゆる売却とか交換等をした場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されているんですよ。そして、例えばこれは、譲渡価格が500万円以下の低額な低未利用土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除するという制度なんです

よ。これが、この適用期間というのが、実はもう始まっているんです。令和2年の7月1日から令和4年の12月31日までの間に譲渡した場合ということで、この2年半なんですよ。このことが市長にも届いていない。当然でしょう、ホームページ等でもこのことを検索したら志布志市は出てこないんです。広報にも載せていない。ところが自治体をあちこち検索でかけたら、7月からスタートですから、6月と7月にはこれを載せている自治体がいっぱいあるんですよ。広報等でも出しています。鹿屋市もしっかり出していますよ、近くでは。全国的にはいっぱい出しています。これですね、すごく大事なことで、いわゆる小さい土地、500万円ぐらいで譲渡するような土地、隣を買いたいという人たちもいる、売りやすい、買いやすいということも出てくる。こういったことが市民益として、制度として生まれているのに、このことが市民に情報として出されていない。これは決定的な問題だと僕は思っています。市民サービスを提供していかなきゃいけない行政として、あるまじき姿だなと思いますけれども、ここはどうなんだろうかね。

○市長（下平晴行君） これは、やはり市民の皆さん方にそれなりの負担をかけるのを、先ほどもありましたように100万円の控除等々があるとすれば、その活用をしていないということは、やはり市民にその負担をかけているんだということになりますので、そこ辺は内部でもうちょっと早め早めにその情報提供をしていくような、この前も企画政策課の方での情報提供の在り方ということで取り組みをしているところですが、それも含めてもうちょっとしっかり対応してまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長の答弁はそういうことでしょうかけれども、日頃からこの土地活用、こういったことは大事なことですよね。このことに関する土地活用によるまちづくりというのを、市長がお一人で全てを把握するのは難しい話ですよ。ですから、それを支える職員の皆様がしっかりと土地活用によるまちづくりというアンテナを張っていれば、こういう情報はしっかりと出せるわけですから、しっかりと、これはもうホームページはもとより、使送便等でしっかりと市民の皆さんに情報を、これはもう時限が決まっていますから、早めにお出ししていただければというふうに思います。

あと2点目のこのランドバンク。これは市長の御認識を聞きたいと。志布志市が当然こういうシステムを取っていないということは分かっていますけれども、これは5年ほど前から国がランドバンクの活用ということで、この先進的な管理不全土地対策を支援してきたわけですね。本年も当然募集をしまして、本年は6団体がこの支援対象になっていまして、鹿児島県では奄美市がここに入りました。10を超える団体が出して認められたのがこの6団体ということで、この5年間こういったのが続いています。当然市長の方にも情報はいつていると思いますけれども、山形県の鶴岡市、ここは人口13万人なんです、中心部の空洞化ということで、どこも一緒ですけどね、高齢化と老朽家屋の問題、空き家は約2,800棟、本市はこれより多分多いと思います。毎年100棟ずつ増えている。こういう状況の中で、空洞化を防いで結局人口密度を保っていかないと、都市機能が維持できない。そういったことでこれまでも申し上げましたけれども、立地適正化計画をしっかりと練って、その上で日本版のランドバンク事業ということで、空き家・空き

地、幅の狭い道路を一体で再編し、良好な宅地を生み出す。それを担うのが例えば宅建業者、建設会社、司法書士、法律家、こういった専門家集団、これで「NPO法人のつるおかランド・バンク」というのを作って、成果を上げていて、ここは今年採用になっていますけど、もう3年前からスタートをさせています。こういった先進的な事業実績をしっかりと捉えていただいて、できれば来年、再来年ぐらいはこういった施策を学んだ上で、そこに肉付けをして、本市としてもこういったランドバンクの活用等で、しっかりと国の支援の認定を受けると。そういう在り方が望ましいなと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるとおり、空き地・空き家の管理、流通そして再生を担う組織ということで、それぞれの行政あるいは専門家等が連携した体制づくりというのをしているということで、これは本当におっしゃるように、こういう組織をしっかりと活用した体制づくりをしていかなきゃいけないというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 市長の方でも、この先進事例といえればいっぱいあるわけですけども、こういった質問の機会を捉えて、職員の皆さんが情報を得ていただいてですね。それを市長に提供をしていただいて、検討を前向きに加えていただければと思います。

特にこの3番手ですね、これがすごく悩ましくて大事なんですけど、この管理不全の空き地・空き家対策の現状と今後の取り組みについてということで質問をしたわけですが、本市においても平成27年に空き家特措法が完全施行されて以降、随時このことについて取り組んでいらっしゃることは存じ上げております。そういった中でこれまで本市も全体的な空き家の情報把握、実態調査が行われているわけですが、過去にもその数字はお聞きしたことがあります。しかし直近では総務省が一昨年に行った住宅土地統計調査の結果が昨年の4月に公表されております。そういった中から見ていったときに、本市の住宅数における空き家数というのも分かりますかと思いますが、そういった数字が分かれば、あるいは空き家率まで分かればお示しをいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 住宅土地統計調査において、市の空き家率は26.26%であります。人口減少、少子高齢化に伴い、今後も増加が予想されるというふうに思うところでございます。市としましてもこの数値を受け、引き続き空き家の予防策を推進していきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 今、市長に言っていただきましたけど、この住宅の総数、そしてそれに占める空き家数、そのことによって空き家率というのが出てくるんですけど、そういった空き家総数が分からないとイメージとしては分からないですよ。

○建設課長（鮎川勝彦君） お答えいたします。

平成30年度土地統計調査によりますと、志布志市住宅総数1万8,050戸、空き家総数が4,740戸になっているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 4,740戸、それを総数で割ったとき今26%と。市長、約4分の1の空き家率、そしてさっき言いましたこの山形県は、人口13万人ですけど空き家が2,800戸ですから、うちが今言われたのが4,740戸。うちの空き家率というのはすごい状態ですね。そこをにらんで

今後施策を展開していかないといけないと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先進事例から見ると26%というのは本当にちょっとあまりにも高いなと思うところでもありますので、そういう先進事例等をしっかりと確認しながら、対応してまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。ぜひそういった方向で進めていっていただきたいと思いますが、あとこの問題で大事なのが特定空き家といわれる分がありますね。これは、ここ数年ずっと志布志市は1件で推移しているんですよ。ところが我々がまちを歩いていくと、特定空き家に指定されるんじゃないかというところが結構あるんですね。市民の皆さんから受ける声でも。しかし、そこには指定されないということは、ハードルがかなり高いというふうに思うんですね、指定に至るまでが。だけれども、指定に至らないからいいのかということそうではないわけで、そこらはどうなのか。そのハードルの面も含めてお示しをください。

○建設課長（鮎川勝彦君） 特定空き家の要件といたしましては、空き家のうち放置することが不適切な状態にある建物といたしまして、倒壊など著しく保安上危険になるおそれ、衛生上有害となるおそれ、それから環境を損なっている状態のところを特定空き家として認定しているところでございます。

空き家で市に相談をいただきますと、現地調査等を行いまして、志布志市の空家等対策協議会で検討いたしまして、その結果、特定空き家と認定しているような状況でございます。現在のところ1件でございます。

○15番（小野広嗣君） 特定空き家として指定されているのが1件だけれども、それに準ずるのではないかという、言葉として準特定空き家みたいな表現が可能であれば、そういったところは結構あるなと思うわけですね。そうした場合に、市民であるとか我々議会人であるとか、職員の皆様から様々な情報や苦情が市に寄せられて、それに対して改善していただきたい、そういう案件があろうかと思いますが、その案件はどのくらいあるんでしょうか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 特定空き家以外の相談件数は、過去26件でございます。

○15番（小野広嗣君） 相談件数が過去26件、まあまあそれなりにあるんでしょう。もっとあるのかなというふうに思っていますけれども。それではそういったところに、いわゆるお願いであるとか通知といいますか指導をするわけですが、それによって改善されたかどうかという確認は、しっかりなされているんですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 相談があった件数が26件のうち、全てにおいて文書等でお願いをしたりしているところで、現在この26件のうち、6件解体が済んでいるところでございます。なかなか1回ではなくて、定期的にお願いをしているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 継続的にお願いもされているということであれば、理解をするわけですが、いわゆる通知しっぱなし、指導しっぱなしということのないように進めていかなければ、いつまでもたっても解決をしないということですので、ここは重々そういった方向で進めていっていただければというふうに思います。

あと危険廃屋解体撤去事業を、ここ10年間展開をされています。大事な事業だと理解をしていますが、その運用状況についてお示しをいただければと思います。

○建設課長（鮎川勝彦君） 危険廃屋解体撤去事業は、平成22年度から事業実施しておりまして、現在実績といたしまして、427戸、573棟を取り壊しているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 一生懸命されておりますよね。それで十分理解をされるんですが、先ほどの4,740戸という空き家、それを全て撤去しなきゃいけないというわけではないんでしょうが、なかなかこっちは進んでいるけれども、空き家もどんどん増えていくということで、悩ましいなと思うんですが、それではこの危険廃屋解体事業が実施されて、これだけの数が出ていて、その後どのように利活用されているのかという調査、追跡、これがしっかりできているのかというのがすごく大事かと思いますが、ここはどうなんでしょうか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 解体撤去ののちの追跡調査は、行っていないところでございます。

○15番（小野広嗣君） 市長、今やり取りをしているんですが、そういった追跡調査をしていない。これはやっぱり、やりっぱなしということになってしまいますよね。やっぱり適正な管理ということであれば、その解体をした後にどういった活用がされているのか、そういうふう維持管理されているのか、ここを行政としてはしっかり見ていかなきゃいけない。これがないというのがすごく問題だと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、撤去した後の調査は、どういう形で活用できているのかということまで含めると、しっかり調査をすべきであろうというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長がそういう答弁でございますので、建設課の方もそういった意識で取り組んでいただきたいと思います。大事な事業ですので。

あと空き家バンクが開設されて7年が経過をしているわけですが。いろいろ課題もあるわけですが、それなりに推移をしてきている数字的なものは分かっております。このことに関して、先ほど市長が言われたように、志布志市もこの空き家のための計画を3年前に作成しております。そういった意味では、何件登録があって、契約がどれだけ成立したのか。この家屋と土地、両方含めて分かっていたらお示しをください。

○企画政策課長（西 洋一君） 空き家バンクのこれまでの実績につきましては、平成25年度に制度がスタートしております。現在まで建物の登録数が延べ70件、土地につきましては延べ16件となっております。そのうち成約済みの件数は、建物につきましては23件、土地が4件というふうになっているところでございます。

○15番（小野広嗣君） この7年間の経緯で建物が23件、土地に関しては4件の契約になったと。そういった数字をお聞きになって、市長はどんな感想をお持ちでしょうか。

○市長（下平晴行君） 件数からいくと、3分の1にも満たないような状況でありますので、もうちょっとこの辺の取り組みをしていかなければいけないというふうに感じましたところです。

○15番（小野広嗣君） この事業が立ち上がったときはさんさんたる状況でありましたので、それから見ると少しずつ進歩はしておりますけれども、まだまだ足りないというふうに思います。

その辺は市長がそういう御理解ですので、ぜひ、施策として様々展開していただければいいと思いますが、今後大事なものは、これから空き家になりそうな土地、高齢者が亡くなった場合になかなかその土地の引き継ぎ手がない、あるいは逆に亡くなった場合に家族が多すぎて、なかなか話がまとまらない。そういう状態で空き家の状態がずっと続くというか、いわゆる超高齢化社会における特に高齢者を巻き込んだ悩ましい問題があるわけですが、ここに対するいわゆる手当。これは事前予防ですよね。空き家を生まないための事前予防についての考え方が、もしおありでしたらお示しをください。

○市長（下平晴行君） これは、先ほどから指摘がありますように、そういう空き家バンク等の活用と取り組み、そして地域でのそういう活用ができないのかどうか、そこ辺も含めたこれは全課で対応していかなくちゃいけない課題だというふうに思いますので、しっかりどういう形でそういう解消ができるのかですね、検討してまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 実は市長、「志布志市空家等対策計画」というのがあるわけですが、この中を見ていくと、「所有者等の意識の涵養」ということで、「広く空家等所有者に対し啓発を行い、空家等の問題に関する意識の涵養を行う」と。そのためにいわゆる広報、ホームページ、例えば文書通知と納税通知ですね、こういったものを通じて空き家等の所有者に対して情報提供を行うとなっているんですが、それが具体的にどのくらい機能しているのか、効果を生んでいるのかお分かりですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 毎年、固定資産税の通知時に空き家・空き地の相談の散らしとか、あと空き家の相談窓口等々のお知らせの文書を市外・県外等に発送しているところでございます。実績等については、なかなか把握はしていないところでございます

○15番（小野広嗣君） そのことに対して反応があれば、その数字だけでもいいでしょうけど、なかなか把握するのは難しいんだろうというふうには理解はします。

そういった中で、本市の施策ですね、ということも含めて情報提供されているわけですよ。もう空き家バンク、空き家リフォーム助成事業、移住定住促進事業、危険廃屋解体事業、こういったものもやっていますよという情報も提供されております。その中に、公益社団法人志布志市シルバー人材センターによる空き家等管理業務というのがありますけれども、この中身とその実績について少しお示しをください。

○建設課長（鮎川勝彦君） 空き家等の適正な管理の推進に関する協定ということで、シルバー人材センターと協定を結んでいるところでございます。空き家・空き地等の管理をシルバー人材センターが委託を受けるもので、除草、樹木のせん定、空き家の見守り等を行う業務でございます。

平成27年度から行ってございまして、令和元年度までで360件の実績がございまして、本年度は89件の実績がございまして、市内34件、市外21件、県外28件の方からの委託があるところでございます。

○15番（小野広嗣君） それぞれ数とすればかなりの数で活用されていますけど、中身としては、

金額的にシルバー人材センターに対して支払う金額が大きくなるような御相談が多いのか、簡単な御相談が多いのか、そこを少しお示してください。

○建設課長（鮎川勝彦君） 一番大きな金額としましては、20万円ほどの契約があると聞いているところがございます。一番低額が2,000円、平均いたしますと3万円程度の委託料となっております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。何かこの墓地の管理とかそういったことも心配されて、お願いをされるというのも聞いた覚えがありますけれども、よく分かりました。

市長、この計画の中には、こうあるんですね。相談体制の整備、空き家等に係る問題についてということで、「多岐にわたることから総合窓口を設置し、関係部局や団体と連携した相談体制の整備を行う。」また、「地域の専門家と連携した相談体制を構築する」とあるわけですが、私の方から見てこの点について、あまり進んでいない、ほとんど進んでいない、そのように思えるんですがどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 話を今ずっと聞いていますと、まだ進んでいる状況ではないと感じたところがございます。

○15番（小野広嗣君） 本当にそう思うんですね。今問題は悩ましいんですけれども、市長、少し簡単な先進事例、すぐ取り組みやすいような先進事例を御紹介させていただきたいと思えます。

例えば、簡単に言います。千葉県の流山市では、市が不動産業者、設計業者そして建設業者あるいは弁護士さんとか、様々な支援チームを作って、売却希望や個人希望者がワンストップで相談ができる体制を整えたんですよ。そのことによって効果がどんどん上がっているという事例があります。

このことについてどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） そういう弁護士とか建設業者等々と連携を取って、そういう対応ができるのであれば、こういう先進事例を参考にして、取り組みをしていかなければいけないなというふうに思ったところがございます。

○15番（小野広嗣君） 相談体制でもう一点。これは神奈川県松田町というところなんです。空き家発生予防に向けた取り組みを推進するということで、リーフレットは配布しているんです。空き家の発生の大きな要因というのは、先ほども申し上げましたように、使用者、所有者が死亡ということがありますね。今後高齢化が一層進んでいるということになると、所有者死亡を起因とする空き家がどんどん出てくる。これを防がなきゃいけないというのが、この町の施策です。そしてその中に、リーフレットにこうタイトルがあるんですね。「老後に備えて考える失敗しないお家の話」というタイトルの冊子です。これですね、すごくいいなと思ったんですけど、高齢者の関心が高いと思われる終活問題ですよ。この終活を問題とした講演会を開くのに併せて、かねて空き家予防講演会も年3回行っていくと。そのことによって、生前のうちに家族の方と土地の整理について考える大切さを学ぶということもあります。「終活＝空き家予防」という意識付け

を図っているということですね。

もう一つ、ここはリーフレット以外にチェックシートを二つ用意して、所有者にあらかじめ相談したい内容を整理して、相談に臨むことができるようにしたシートを作っているんです。このシートを使って家庭や家族でこの問題を考える機会をつくるということにも役立ち、意識付けにもなる。シートの二つ目は、これは行政側なんですけど、相談を受ける職員には、どの職員が対応しても相談に適した専門家につなぐことができるようにしている。その効果を発揮しながら、発生予防意識付けの参考になる取り組みを行っている。本市でも、一人暮らしや高齢者の世帯が増えているわけで、こうした高齢者に向けた意識付け、発生予防対策というのはすぐにもこういった先進事例を本市でも行っていけば、先ほど言っていたような意識の醸成、総合相談窓口に対する対応、取り組めるとは思いますがどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私もあらゆる事業については関係課というのをやめて、全課でという考え方をしておりますので、やはり全職員がそれなりの自分がもしその立場だったらということをして全職員が考え方を持っていくことで、あらゆる事業にも対応はできるのではないかなと思いますので、そこ辺を全体を含めた職員の取り組み、考え方で対応してまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長、今二つの先進事例をお示ししました。リーフレットのこと、チェックシートのこと、すぐにでも取り組めるすばらしい内容だと思うんですが、そして終活と併せていわゆるこの空き家対策セミナーをやる。すばらしいことだと思うんですよ。どうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、言われるとおりにすぐにでも対応ができるような、取り組みができるようなことではないかと思っておりますので、これを課長会等々でも、このことについて協議をしてみたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 大分時間をこの件で取っていますので、あと土地の問題もございまして。土地に関して、様々な苦情等が寄せられていると思っておりますけれども、それに対して努力義務ですので、指導というのはなかなかできづらいわけなんですけど、やっぱりそういった声が挙がったときにしっかりと通知等もなされていると思っておりますけれども、その認知件数が分かればお示しをください。

○市民環境課長（留中政文君） 空き地につきましては、市民の方から隣地の雑草の繁茂があった場合については、管理をしてほしいということが相談があるわけなんですけれども、直近3年間で申し上げますと、平成30年度が市内全域で11件で、令和元年が6件、令和2年が年度途中でありますが、今5件の相談があり通知をしているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 課長が今答弁されて、11件と6件と5件ですよ。これはそういった通知を出されて、その後改善されたかどうか、そういった確認は取れているんですか。

○市民環境課長（留中政文君） 通知はいたしましたけれども、その後、その土地が改善されているかという確認の方は行っていないところでございます。

○15番（小野広嗣君） 市長、先ほどの危険廃屋のその後の処理、管理の在り方、今の空き地の

通知をした後の今で22件ほど、こういった追跡をしていない管理の在り方というのは、仕事のやりっぱなしというんですよね、こういうのはね。ここはしっかり改善してほしいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはやはり現場主義と言っていますように、やはり現地を実際確認してどういう状況なのかというのは、もうあらゆる事業でも共通のことだというふうに思いますので、そこはしっかり対応するようにしてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） それでは、この筆界未定の問題が、今回も7月豪雨による災害があつて様々出ました。ここに対しても国が様々な施策を打っておりますが、現状におけるこの筆界未定についての本市の取り組み状況、そういった認識、ここをお示しをしていただければと思います。

○税務課長（吉田秀浩君） 今、議員御指摘の筆界未定地でございますが、今までは確かに法が改まる以前は、双方の土地所有者が申し入れをしてその上で筆界を確定するという申請義務がございました。申請による処理でございましたが、今議員おっしゃるように災害等があつて、その土地を何らかの取り扱いをしなければならないとなったときに、行政の方で所有者どちらか一方の承諾があれば、行政が申し立てをして筆界を確定するというところへの法制が一步進んでなされたところでございます。ですので今後、今言われるような有用な土地活用のために、行政が公共事業等で手を付ける際は、そういった手法も一つ使えるというようなことになっていると認識をしております。

以上です。

○15番（小野広嗣君） 今の答弁は理解をしています。当然質問するにあたって、今の国の情報も全部得ていますので。本市がこれまで取り組んできている中での課題とかいっぱいあったと思うんですよ。そういったものをお示してください。

○税務課長（吉田秀浩君） 今までは、やはり筆界未定となった土地につきましては、基本、所有者双方の協議によって解決をするしかなかったところがございます、その形が双方の所有者で片付かない、解決に至らないという部分が非常に多くございました。やはり当初の段階でそういった行き違いがあつた土地については、経過年数を経ても、なかなか決まるものではございませんので、そこについてはなかなか解決しがたいという課題があつて、そういった形ですずっと手付かずの土地等もあつたというふうに認識しているところでございます。

○15番（小野広嗣君） そういった現状を受けて、全国同じようなことだろうと思うんですよ。それで国が制度を改正していくと。だからそこに対してしっかり、当然分かっていらっしゃると思いますが、アンテナをしっかり立てて情報を取得していくことをしっかりとやっていただければというふうに思っております。

5点目、オンライン化ですね、このオンライン化のところは、もう認識をお聞きするだけですので特になんですが、ただ、この7月3日に「所有者不明土地対策の推進に関する基本方針」というのが、関係閣僚会議で出されています。そうしていった場合、このオンライン化を進めていく中で、こう書いてあります。「こうした制度を構築するまでの間においても、自治体の協力

においての登記手続きの促進や関係機関から自治体への紹介による所有者情報の把握の取り組みを進め、関係機関の協力による所有者情報の把握を着実に推進をする」となっていますので、これからの取り組みになると思いますが、そういったことにしっかり対応できるように、情報の取得と庁内での体制を固めていただきたいと思います。市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、オンライン化の体制づくりを、これはあらゆる今の新型コロナウイルス感染症対策に関してもであります。これはこれからあらゆる事業を運営していくためにも、あるいはそれぞれの事業所、部署との連携、それから国とか県とかも含めて、これは必要なものじゃないかというふうに思っています。

○議長（東 宏二君） ここで換気のため、10分間休憩いたします。

○
午後3時22分 休憩

午後3時31分 再開
○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○15番（小野広嗣君） それでは、統合型GISに移りたいと思います。本市では、この志布志市情報化計画の中で統合型GISの利用促進ということ言えば、この施策の概要が示されています。その中で具体的な取り組みについては、この統合型GIS利活用協議会でしっかり検討することになっておりますけれども、その検討状況と協議会の回数の頻度といいますか、その中身についてお示しをください。

○情報管理課長（岡崎康治君） お答えいたします。統合型GISの利活用につきましては、平成30年3月に策定をしました「志布志市情報化計画」に基づき、協議を進めているところでございます。

具体的には、先ほど申されましたように、利活用協議会の方で協議をするということですが、回数につきましては、今年度2回開催をして協議を行っているところでございます。

○15番（小野広嗣君） その中で今期待される効果というのがあって、システムの効率的な運用、活用が図られて市民へのサービス向上につながると、そして維持費の削減が図られる。災害時の迅速な対応が図られるというふうになっているんですけども、この期待される効果は立派なものだと思うんですが、これは年次計画を見ていきますと令和4年ぐらいをめどに作り上げていくということ。そしてこの優先度を見ていくとAランクなんです。そういった点から見ると、その利用促進の速度が本当に遅いと僕には思えてならないんですが、市長はどう捉えていらっしゃいますでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、やはり遅いというふうに感じております。

○15番（小野広嗣君） 本当に市長がおっしゃるように遅いんですよ。市民に対してサービスを提供する在り方ですので、スピードアップしてほしい。そしてこれは施策の概要でも、各部署が

所有するデータ、地籍、道路、建物、河川これを庁内で共有できるシステムを作り上げていく。しっかりここに地図データを落とししていく。そして航空写真等も活用していく。先進地になると、ここに街路灯であるとか、冒頭質問しました空き家・空き地対策の情報等も入れているんですよ、市長。そういった活用の在り方というところまで踏み込んでほしいと。遅いのは遅いで構いませんけれども、これからのこととしてスピードアップを図ってほしいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、やはりスピード感を持った取り組みの体制をしていかなきゃいけないというふうに思っているところであります。

○15番（小野広嗣君） これは要請をしておきますからね。スピードアップの促進を図っていただきたいと。

あと市長、この庁内、庁外があってですよ、市外向けということも今後の取り組みとしてやっていくと、先ほど述べられたと思うんですが、ここでもやっぱり一般公開やスマートフォンアプリを活用したシステムの利用を目指してやっていくということで、これを先進自治体を見ていきますと、タウン情報や観光情報とか子育て情報とか、市の様々な情報をこの統合型GISに取り込んでいるんです。そしてもっと言えば、投稿システムをやっているんですね。様々な市民の声を入れられるんです。そうするとスマートフォンとかパソコンから、例えば道路の不具合がこうなっていますよという市民情報を得られるんですよ。それを地理情報に落とし込んでいく。そうすると情報共有してみんなで手が打てる。もっとすごいところがあるんですよ、いわゆる猫とか犬とか生物とか、こういった情報まで送り込んでいく。そして、生物多様性に本市ではこういう取り組みをしていますよというのを世界中に発信して、この地理情報システムを作っているというところもあります。これは活用方法によっては、本当に内外向けに大変な働きをする統合型GISにしていかないといけないというふうに思いますので、市長の心意気をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） これは、対外的にということでもありますので、このことを活用することによって、市民の皆さん方の市民に対するあらゆる対応ができるんじゃないかということで、内部でも十分検討してまいりたいと考えています。

○15番（小野広嗣君） そういう市長の前向きな答弁ですので、理解をしました。

もう時間もありませんので、次の地域共生社会の実現のためにという観点から質問させていただきます。平成29年の社会福祉法の改正があって、それ以降制度ごとではなくて、課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が、市区町村の努力義務とされたんですね。それ以降の本市の取り組みあるいは課題があったらお示しをください。

○志布志支所福祉課長（平井孝実君） お答えいたします。

志布志市の課題といたしましては、それぞれのセクションにおいて窓口が設置されておりますが、その情報の一元化だったり、複雑化している対象者に対して一緒にするという組織体制がまだ十分にできていないところでございます。

○15番（小野広嗣君） 当然そのことが課題になっていて、こういった質問になっているわけでございます。市長、こういったことを受けて、国はこの令和2年までに、このことに対する検討を加えるという方針でありました。そしてこういったことを受けて先の国会で、三つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設をされました。その三つにお聞きをしたいと思っています。

その三つの支援の一つ目が、包括的な相談支援。これは福祉の窓口は、今課長がおっしゃっていただいたように、高齢者や障がい者や子ども、様々な分野に分かれているんですけども、どんな相談があっても同じところで丸ごとその相談に答えていくということが大事なんだということなんですね。例えば、65歳以上の高齢者が来て介護の相談をしますね。ところが、実はうちには引きこもりの子どもがいてうんぬんとなってきたときに、「それはここでは対応できませんから」ということではいけない、丸ごとそこで答えられる体制を作るんだという、この包括的な相談支援に対して国がしっかりと打ち出しをしています、市長の御認識を伺いたと思います。

○市長（下平晴行君） 包括的な相談窓口についてであります、本年3月に組織変更の分科会を立ち上げ、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者など複数課にまたがる内容や、異なる分野での複合的な悩みを抱える相談者を支援するための窓口設置に向けた検討を進めているところであります。また、福祉・保健課分野の課長補佐以上の職員を中心に現在まで5回開催し、組織の内容や場所等について協議をしているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今内容的には理解しました。様々に協議をいただいているということで、ありがたいことだと思います。

二つ目が、地域につなぎ戻していくための参加の支援という角度、いわゆる仕事をしたり地域活動に参加したり、本人に合った場所を探してあげて、そこで役割を見いだせるように支援をする。有り体に言えば本人のニーズに合った地域資源をうまく有効利用して、社会とのつながりを回復することがこの参加支援だと言われています。ここについての御認識もお聞かせください。

○市長（下平晴行君） これは、私「シェア金沢」というごちゃ混ぜの施設を見に行ったところでありましたが、町ごと丸ごとといいますか、高齢者から子どもから学生から障がい者から、そういう異年齢の交流をすることで対応しているという、さっき言いましたごちゃ混ぜという、何か将来そういう形でのまちづくりができたらいのかなというふうに思っているところであります。おっしゃいますように、このことをどのようにして共生社会の実現に向かって取り組みをしていけばいいのかということでは、これはもう当然必要なことでありますので、全課で対応してまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 地域につなぎ戻していくための参加の支援について様々な施策を打っていただければと思うわけですが、また具体的には後ほどお話をします。

三つ目が、地域づくりに向けた支援、いわゆる子ども食堂であるとか運動クラブであるとか、様々なことを市民が一緒になって作り上げていく。これは観光問題でもあってもいいし、農業問

題であってもいいし、様々なそういったこの地域づくりに向けた支援をしっかりと行政もやっていると。こういう方針が打ち出されています。これで三つ目です。この三つ目についても御認識をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 子ども食堂等々も含めてそういう地域で支え合うということが、いわゆる共生社会の基本じゃないかなというふうに思いますので、そういう取り組みの体制づくりをどのようにしていったらいいのかを、内部で十分協議してまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 先ほど述べましたね。この三つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業、これを実施することによって、先ほど課長も述べていただきました。制度の縦割りを打破して、そして制度に人を合わせるのではなくて、困りごとを抱えている本人と家族を中心とした支援へと、これは福祉の大転換を図るのが狙いなんですね。断らない相談支援、そして誰も置き去りにしない社会を実現する基盤となる事業だと言われています。

今回、コロナ禍で改めて人と人とのつながり、これが重要だと再認識をされたと思いますけれども、まさにこの事業を展開することが人と人とのつながりを再構築する事業になっていくと思うんです。既に市長、これまで250を超える自治体でモデル事業が行われています。来年度から、この事業を実施する市区町村に、国が交付金を支給する新たな制度が本格的にスタートするんです。そのことがあって今回この質問をしています。

ですから、改めて伺いたいんですが、来年4月からスタートするこの重層的支援体制整備事業について、本市としても積極的に取り組んでいく必要があると思うのですが、どう取り組むお考えなのか。市長のお考えをお示してください。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃったようなことを含めて、これから地域共生社会推進委員会なるものを設置し、そしてそれぞれの支援についての協議検討を行い、事業活用して、地域共生社会実現に取り組んでまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 8月28日までにアンケート調査が行われて、全国の市区町村に意識調査、この事業に取り組むのかどうか、財政的には何が必要なのかというのを出すようになっているんです。そこはどうだったんですか、本市は。

○福祉課長（木村勝志君） お答えいたします。

来年度の事業の実施につきましては、まだ要望は出していないところでございます。

○15番（小野広嗣君） これになぜ手を挙げていないのかが不思議でならないわけですが、これは今後この事業に参加したいと言えどもまだ間に合うんですよ。市長、これは内部でしっかり検討していただいて、この重層的な支援体制に取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますように、内部で十分協議をして取り組みしてまいりたいというふうに考えます。

○15番（小野広嗣君） そういう答弁ですので、ぜひ前向きに手を挙げていていただきたい。まだ間に合いますので、国がそういう情報を提供しておりますので。

それを進める場合に、この市役所内の関係部署の連携体制、庁内体制が大事、さっき課長が言われたとおりですよ。この体制をどう構築するか。他機関にわたる部署をしっかりと組んで、大阪の豊中市、ここがモデルになっていますけれども、ここはその体制を市長のトップダウンで、すごい分野にわたって作っております。そういったプロジェクトチームを立ち上げて臨んでいかなければいけない事業ですので、そのことも併せて検討して、速やかに取り組んでいていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君）　そういう取り組みを協議している中で、どのような形で取り組めるのか、内部で協議検討をさせていただきたいと思います。

○15番（小野広嗣君）　ぜひそういった方向で進めていていただきたいのと、あとこれ今すぐにといいことではない案件なんですけど、市長にも以前にも話をしております。本庁舎が移転をする。そうすることによって、例えば地域包括支援センターが志布志からこっちへ来ていますけれども、できれば総合福祉センターなるようなものを、箱物じゃないですよ、新たに造るということではなくて、既存の施設あるいは民間の施設でもお借りするとかして、総合福祉センターを造って、一括的な今言ったようなことも対応できる体制を取るといいうことも、一つの道だと僕は思うんですが、近い将来的にそういったお考えはないのかお示しをください。

○市長（下平晴行君）　私としまして、福祉・保健行政を円滑に推進するためには、福祉・保健に関わる組織、市役所でいいますと福祉課、保健課そして社会福祉協議会やシルバー人材センターなど全ての機関、団体が、おっしゃいますように一つの施設内にあるのが望ましいというふうに考えております。そのような観点から総合福祉センターなるものの設置について、今後協議検討していく必要があると考えております。

○15番（小野広嗣君）　今の市長の答弁は理解できますので、ぜひ前向きに進めていただければと思います。

あと今申し上げた事業推進するにあたって、やはり人材の確保、こういったものがすごく大事だと指摘されていますので、庁内にあってもまた庁外にあっても、そういった人材の確保に向けても鋭意取り組んでいただければというふうに思っております。

あと教育委員会のサイドでありますけど、もう教育長が私が聞きたいことをもう冒頭答えられましたので、それに合わせてそれ以上のことはないんですが、このインクルーシブ教育ということについて、これは訳して言えば、包容する教育制度なんですね、法にうたってあるのは。そして様々言われました、権利の問題も言われました。合理的配慮をしっかりと、健常者とそうでない方々が一緒に共生していく社会を作り上げていく。そのことを学校教育だけにかかわらず、この地域社会の皆様も共有しなければいけない。そこに対しても努力を払ってほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君）　共生社会の実現に向けて、先ほど答弁の中で、学校教育の中では、様々な人的支援あるいは環境整備とか進めているということでございましたけれども、今議員が言われますように、学校教育のみならず地域社会との連携、そういうことも非常に大事になって

くるのかなとそういうふうに思っております。

先般、野神小学校にエレベーターの設置ということで、議員の皆様方の理解でできるようになりましたが、学校の中で困っている子どもがあのような形でエレベーターを設置することによって、自分の生活がまた生き生きとできる、そういう環境を作っていくのも、ある意味家庭や地域の協力なしにはできないだろうと思いますので、あくまでも学校だけという範囲でなくて、やはり家庭、地域一体となって、そしてまた市長部局の方とも連携を取りながら、今共生社会の実現に向けて取り組んでいくことが大事なとそういうふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） よく分かりました。先ほどの答弁でも申されたように、特別支援教育であるとか、こういったものをしっかり取り組んでいращやるわけですがけれども、これまで以上に着実にそこにしっかり取り組んでいって、この共生社会への取り組み、ここを理解を進めていただければというふうに思います。

あと少し視点を変えて質問を1、2点したいと思うんですけれども、これは市長、教育長に伺いたいんですけれども、この人権が尊重される共生社会の実現ということがあります。日本国憲法第11条において、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と定められております。一人ひとりに対して公平で平等に権利を保障し、生活を支える使命があるこの自治体であるからこそ、全ての人にとって優しく寄り添っているまちなのかどうか問われていると思うんですね。その核になるのがこの共生社会への認識だと、僕は思っております。

実は、去年は「子どもの権利条約」が国連で採択されて30年、日本が批准して25年、だからこの25年間この権利に関して日本は進んでまいりました。本市にはすばらしい「子ほめ条例」であるとか、「第2期志布志市子育て支援事業計画」などがありますけれども、この子どもの権利条約の理念にある子ども自身が権利の主体であり、一人ひとりが愛され、見守りながら成長し、社会の一員として尊重されるべきであるということをしっかり押さえて情報発信していくということが大事だと思いますが、もっとそのことを発信してほしいと思いますが、市長、教育長の御意見を伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 人権は、それぞれの市民、人の平等と申しますか、しっかり守っていくということでは大変重要なことでもあります。特に地域共生社会においては、公平等が求められるわけでありますので、やはりそのことの平等性を重視した地域共生社会の在り方に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 私自身は、共生社会の実現のために最も基本になるのは、やはり人権教育なんだろうと思います。それは、人権教育は学校教育だけではなくて、社会教育含めて全て大事になってくるわけですが、先ほど議員言われましたように、日本国憲法の中に基本的人権の尊重がありますし、また教育基本法には教育の機会均等というのがうたわれておりますし、いろんなそういう大きな法律の下に、本市においても、先ほど議員言われました「子ほめ条例」というのがございます。「子ほめ条例」は、まさに子どもたちのいいところを見つけて、そしてそ

れをみんなが共有することによって、子どもたちに自信を付けさせていくというような、そういうことでの子ほめ条例だと思えますが、もう一つ今度4月から、いじめ防止等の条例というのができました。これは突き詰めて言えば基本的な理念は、子どもたちの人権を大事にしていくということに尽きるんだらうと、そういうふうに思っております。周りが全て子どもたちをどう守っていくのかということではいろんな法律等、条例等ができていますので、学校においても職員を含めてこの基本的な人権の尊重ということについて、これまで以上にまた取り組みを進めていって、志布志市が住みやすいまち、住みよまち、そういうものに学校教育も貢献できるようにしていきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） それぞれ御理解をさせていただいてはいると思えますが、この子育て支援事業計画でも、子どもの権利を尊重する社会の実現ということをやっていますよね。市長も大変理解をさせていただいたと思えますが、そういった意味では多くの自治体で志布志市もいろんな施策がありますけれども、もう一步その権利が大事だということであれば、「子どもの権利条例」を多くの自治体がもう作っているんですよ、この25年間の間に。本市にはそれがまだないわけですね。それに対してしっかりと取り組んでいっていただきたいと思えますけれども、市長と教育長の答弁を求めたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 私は、日頃から「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」の実現に向けて取り組みをしているところでありますが、やはり先ほどありましたように、本市の地域共生社会を本当に実現する必要があるかというふうに思っております。そのためにも、このことの重要性と申しますか、しっかりと受け止めて対応してまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 今議員言われましたように、全国には子どもの人権に関する条例というのを作っているところがたくさんあるのは承知しております。先ほど言いましたように、本市においては「子ほめ条例」というあまりどこにも無いような条例というものがあって、子どもたちの良さを見つけていこうということと、今年4月から先ほど言いました「いじめ防止等に関する条例」というものができております。この二つを運用するということの視点でこれから進めていきますが、「子どもの権利に関する条例」については、私の方もまだ中身を十分分かっていないところがありますので、ちょっと調査・研究をさせていただきたいと思えます。

○15番（小野広嗣君） この権利条例は、今教育長が言われた二つの施策の上位に来るんですよ。そこをしっかりと考えて取り組みを進めていっていただきたい、そういうふうに思いますよ。社会全体が全ての子どもを一人の人間として尊重し、その幸せについても支援する必要がある。その核となるのは子どもの権利をどう認識するかなんです。そこについては、前向きに検討するというのもありましたけれど、市長、もう一度お願いします。

○市長（下平晴行君） この権利条例というのをしっかり立てて、やはり子どもから大人までやはり守っていくということでは必要だと感じております。

○15番（小野広嗣君） 今市長の答弁もよく理解できますので、そういった方向で教育長も検討

を加えていって、条例制定に向けて進めていっていただきたいと思います。

こういった計画の基本を見ていくと、全て子どもの権利というものをしっかり見守りながら、守りながら、「子ほめ条例」は褒めてあげる、これも大事なことですよ、子どもの権利を守る。しかし様々なこと、いじめられる場合もあるわけです。それは子どもの権利ということを大人も子どもも理解していないからですからね。そこに対して本市はしっかり条例を作って、子育てを見守っていくよという姿勢を今後とも貫いていっていただきたい。そのことを要請して私の質問を終わりたいと思います。終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後4時00分 延会

令和2年第3回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和2年9月10日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

野 村 広 志

尖 信 一

青 山 浩 二

西江園 明

平 野 栄 作

八 代 誠

丸 山 一

南 利 尋

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

| | |
|-------------|-------------|
| 2番 南 利 尋 | 3番 尖 信 一 |
| 4番 市ヶ谷 孝 | 5番 青 山 浩 二 |
| 6番 野 村 広 志 | 7番 八 代 誠 |
| 8番 小 辻 一 海 | 9番 持 留 忠 義 |
| 10番 平 野 栄 作 | 11番 西江園 明 |
| 12番 丸 山 一 | 13番 玉 垣 大二郎 |
| 14番 鶴 迫 京 子 | 15番 小 野 広 嗣 |
| 16番 長 岡 耕 二 | 17番 岩 根 賢 二 |
| 18番 東 宏 二 | 19番 小 園 義 行 |
| 20番 福 重 彰 史 | |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 市 長 下 平 晴 行 | 副 市 長 武 石 裕 二 |
| 教 育 長 和 田 幸 一 郎 | 総 務 課 長 北 野 保 |
| 財 務 課 長 折 田 孝 幸 | 企画政策課長 西 洋 一 |
| 情報管理課長 岡 崎 康 治 | 港湾商工課長 假 屋 眞 治 |
| 税 務 課 長 吉 田 秀 浩 | 市民環境課長 留 中 政 文 |
| 福 祉 課 長 木 村 勝 志 | 保 健 課 長 川 上 桂 一 郎 |
| 農政畜産課長 重 山 浩 | 耕地林務水産課長 立 山 憲 一 |
| 建 設 課 長 鮎 川 勝 彦 | 松 山 支 所 長 中 吉 広 志 |
| 志布志支所長 小 山 錠 二 | 水 道 課 長 新 崎 昭 彦 |
| 会 計 管 理 者 桑 迫 悟 | 農業委員会事務局長 小 野 幸 喜 |
| 教育総務課長 萩 迫 和 彦 | 学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎 |
| 生涯学習課長 江 川 一 正 | 危 機 管 理 監 河 野 穂 積 |

議会事務局職員出席者

| | |
|-------------------|-----------------|
| 事 務 局 長 藤 後 広 幸 | 次 長 松 永 憲 一 |
| 調 査 管 理 係 長 毛 野 仁 | 議 事 係 長 末 原 和 幸 |

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、6番、野村広志君の一般質問を許可します。

○6番（野村広志君） 皆さんおはようございます。志みらいの野村でございます。一般質問の二日目でございます。張り切ってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

本来なら2020年夏は、日本にとりましてオリンピック・パラリンピックの年となり、気持ちにおいても経済も大変に沸き立つ年となるはずでした。しかし、現実にはコロナ一色の年となってしまいそうであります。我々は、いまだかつて経験したことのないような境遇に長期間さらされ、これまでの当たり前だった日常が根底から覆され、無残にも崩壊していく様を目の当たりにすることになりました。仕事や学校も地域やコミュニティそのものへも、容赦なくその風景を一変させたこの新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界中の人々に現代社会のぜい弱さをまざまざと露呈した結果になったのではないのでしょうか。本市においても多くの方々に御不自由や御不便、御心配をおかけし、またその影響たるや地域経済はもとより、市民の生活環境にわたるまで、計り知れないほどのダメージを及ぼしているのではないかと推察するところであります。新聞報道等によると、第2波の最中にあるとも言われますが、まだまだ先の見えない戦いがもう少し続くのだろうか大変心配をしております。

しかし、いつまでも手をこまねているわけにはいかないと考えております。本年に入って3月頃からでしょうか、本市にとっても本格的な影響が出始め、地域経済に多大なる影響を及ぼしているわけでありますけれども、まだそういった議論をするのは早いとお叱りを受けるやもしれませんが、私は、新型コロナウイルス感染症の終息後について、早い段階からしっかりとアフターコロナへの対応や考え方を整理しておく必要があるのではないかと考えております。

そこで、まずお聞きいたしますが、市当局として、この今回のコロナ禍の状況についてでございますが、現段階で構いませんので総体的な影響について、本市のダメージ状況についてどのように分析されているのかをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

飲食サービス業や宿泊業、運輸業等を対象とした経済持続化給付金支援事業においては、8月

30日現在、506件の申請を受けております。これだけの事業者において、昨年度より売り上げ減があったということが推測できると言えます。

また農業や畜産業においても、特に肉用牛農家と茶業について、販売価格が低迷し、支援策を講じているところであります。業種ごとの差や二次的な影響も考えられることから、一概に申し上げることはできませんが、他業種から経済的支援を望む声が届いており、相当なダメージであると認識するものでございます。

○6番（野村広志君） 市の方も、十分に分析をされていらっしゃるかなと思うわけですが、まだまだこの不透明な部分が多く、今後更にこういったことについては注意深く経過状況の把握をされ、しかるべき判断と対応にあたっていただきたいと思っておりますけれども、特に今も市長の方からありましたとおり、飲食業を含む市中には、疲弊している業種・業態の経済状態にある方々や、子どもたちの学習環境であるとか、また見守りや手助けを必要とする方々への配慮など、懸念される事案はたくさんあるかと思っております。また、本市でも13名の方々が感染をされたということで、大変な思いをされたわけでありましてけれども、感染された方々への特段の心配りについてや、それに伴う偏見や差別、誹謗中傷といったようなものの抑制なども特に強くお願いをしておきたいなと思っております。

併せて重要な事柄として、市の財政状況についてでありますけれども、今回新型コロナウイルスへの対策として多額の財政支出を伴ったわけでありましてけれども、国や県から財政的な支援が施されるわけですが、そういったことで一時的な市の財政への圧迫は、一定の軽減が図られるかとは思っておりますけれども、基金の取り崩しをしたりであるとか追加の支援策等々を含めて、その他の行財政運営に何らかの影響が及ぶことが非常に懸念されるわけですが、併せてこの市中の経済状況が非常に悪化しているというようなことであります。今後そういったことがあれば、今後の税収への影響も大きく関係してくるのかなと思われまして。

そこで、お聞きいたしますけれども、本市が抱えている様々な行政課題があらうかと思っております。その行政課題、今回のコロナ禍の影響によって市政運営上で懸念されること、今後懸念されるであらう事案について捉えていらっしゃることをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 市政運営に係る分野は多岐にわたりますが、いずれの分野においても、今後は新しい生活様式に対応した地域や経済を構築していく必要があると考えております。

経済活動の回復を図りながら、これまでとは異なるという意識の中で、社会的な環境の整備や新たな暮らしのスタイルの確立、消費や投資の促進を進めていくことが求められるというふうに考えております。

○6番（野村広志君） では、ちなみにですけれども、来年度、令和3年度における本市に入ってくるというか、税収の見込み額について、試算があれば少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 令和2年度における税収面への影響につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した納税義務者に対する納税猶予や減免措置等を行っているため、減少することが見込まれるところであります。また終息の時期、終息後の経済状況等が見

通せない状況では、令和3年度の税収の見込みを立てることは困難な状況ではありますが、所得が税額に直接的に影響する市民税、法人市民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などは税収額が減少すると思われま。

資産そのものの評価額に基づき課税される固定資産税につきましては、課税額自体への影響はないと考えられますが、本年4月の地方税法改正に伴い、令和3年度分の固定資産税については、中小事業者等の固定資産税分のうち事業用の家屋及び償却資産について軽減措置がなされること、今回の経済的打撃により、民間の設備投資等にも影響が及んでいること等を想定しますと、税収減は避けられないのではないかとこのように考えております。

いずれの税につきましても、社会情勢や経済活動の状況等が納税に大きく影響することを考慮しますと、先の見通しが立たない現時点においては、具体的な減収額等をお示しすることは厳しい状況でありますので、御理解をさせていただきたいというふうに思うところでございます。

○6番(野村広志君) 理解いたします。現段階では、試算はなかなか難しいというような回答であったかと思っておりますけれども、では、今市長からもありましたとおり、減収に伴って納税が困難になった事業者に対する徴収の猶予をするという特例措置が発令されておりますけれども、本市の中において、現時点で構いませんけれども、この制度を受けた法人・個人の件数についてと、またそれに伴う市税等の猶予金額についてお示しいただけますか。

○税務課長(吉田秀浩君) お答えいたします。

市税の猶予申請の状況でございますが、個人からの申請は今のところございません。14法人から29件の申請がございました。内容でございますが、固定資産税1,534万5,500円、個人市県民税、これは特徴分だけになります78万5,400円、法人市民税54万7,800円、市税の方を合計いたしますと1,667万8,700円について猶予の決定をいたしております。

特別会計の方になりますが、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料それぞれは、これは減免措置となっております。猶予ではなく減免であります。国民健康保険税が169万4,600円、後期高齢者医療保険料が5万5,800円、介護保険料が21万2,884円、合計で196万3,284円となっております。

○6番(野村広志君) 金額を答弁いただいたわけですが、これの猶予があったりとかいうことで、当然猶予ですので、また後にはということですけど、この猶予期間というのはどのようになっていますか。

○税務課長(吉田秀浩君) 市税の場合は、それぞれの納期から1年間の猶予ということになっております。この期間におきましては、督促手数料、延滞金が付かないという形で、1年後に同額を支払っていただくという形になるかと思っております。

以上でございます。

○6番(野村広志君) 1年後、猶予も1年間ということですが、1年後に一括でということですか。

○税務課長(吉田秀浩君) はい、税法上はそういう形になるかと思っております。ただし、納税者か

らの御相談があれば、それについては分納計画なりには応じるところではあると思います。

○6番（野村広志君） 現段階でという数字ですけれども、これ御相談であるとか傾向についてはどのように捉えていらっしゃいますか。

○税務課長（吉田秀浩君） 現段階ということになりますので、本年度の納期分が全て終わったわけではございませんので、今後更に納期ごとに申請を取ります。ですので、この額は単純に申しますと倍ぐらいにはなる可能性はなくはございません。

それと、先ほど市長の方からもありました今後の税収見込みという部分でございますが、現段階で今回の新型コロナウイルス感染症による税収につきましては、税制上の措置というものが全く定まっておらず、今後これが課税分になるのか非課税分になるのかも含めて、今後の動きになってくるといふふうに思われます。ですので、先ほど市長が申しましたように、不透明な状況下でございますので、今の時点で軽々に金額をお示しすることはできませんが、先ほど市長が申しましたように、減収になるということは、まず間違いないのではないかと考えているところです。

○6番（野村広志君） もう一点、先ほど14の法人ということですが、差し支えなければ業種、業態を少し教えていただけますか。

○税務課長（吉田秀浩君） 大ざっぱになりますが、宿泊業、輸送業、こういったところでございます。

○6番（野村広志君） 大変心配されるところでありますけれども、本市においては第2次志布志市総合振興計画であるとか、まち・ひと・しごと創生戦略等に基づき、施策の展開がなされていくわけでありまして、今回のこのコロナショックとでも申しましょうか、この総合振興計画であるとか創生戦略の数値目標などにおいても、当初の実施計画などの遅延する恐れが心配されるかなど、先ほど税収の影響等もあるということですが、そういったことも勘案しながら、この計画自体も計画どおりに進まないのかなどという心配するところですが、そういった軌道修正を余儀なくされるものであるとか、そういったことについての議論というのは、どのように進んでおりますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルス感染症に対応したまちづくりを進めるにあたり、その目標や各事業の位置付けについては議論がなされたところでございます。その上で、現行の第2次志布志市総合振興計画前期基本計画や、第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、特段の改定を行わず、新型コロナウイルス感染症等に対応した地方創生集中戦略として、新たな計画を策定する考えでございます。これは、国が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として創設した交付金に地方創生等うたわれたことなどを受けたもので、本市においても新型コロナウイルス感染症への対応に加え、人口減少対策を視野に入れ、まち・ひと・しごとの創生に資する取り組みとして位置付けようとするものであります。

○6番（野村広志君） 先般国の方でも、東京一極集中の是正を目指す地方創生2020年版まち・ひと・しごと創生基本方針が示されました。その中で大変興味を示す内容がございました。それ

は、今般の新型コロナウイルス感染症の流行で、大都市に人口が集中するリスクについて、改めて浮き彫りになったことを受けて、分散型社会の構築の実現を急ぐという方針が示されたことでありました。また、地域経済を支える人材の育成やオンライン教育の活用においても、地元経済界との連携を強化するとのことのようにあります。それと加えて移住促進策では、東京で働く企業の社員が遠隔地で勤務するリモートワークの推進や、サテライトオフィスの誘致に取り組む地域を支援する動きが加速するようであります。コロナ禍で在宅勤務が広がり、地方への移住への関心が高まっている昨今でありますので、ぜひともこういったことについても早めに情報を収集していただきまして、手を挙げるといふか、そういったことに乗り出していただきたいと思っておりますけれども、市長、お考えを少しお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） このコロナ禍におきまして、都市と地方の両方の良さを生かして働いたり、楽しんだりする生活スタイルが注目されていることは、十分に認識しているところでございます。

まずは、主に個人をターゲットとした取り組みとなりますが、今年度、移住・交流支援業務委託事業として、「しゅし移住・交流サポートセンター」の設置を進めているところであります。これに加え、今回の9月補正において、移住・交流支援業務強化事業として予算計上させていただいており、この事業の中において、コロナ禍における交流人口や関係人口の増加につなげる仕組みづくりを考えているところでございます。働く場所の受け皿の一つとして、コワーキングスペースの提供なども想定しているところでございます。

○6番（野村広志君） この2020年版の地方創生の基本方針に先だって、国の方でもこの予算編成など経済財政運営の指針となる骨太方針も併せて発表をしております。その中でも行政のデジタル化の加速に合わせて、東京の一極集中の是正を大きくうたっており、その本気度が見えるわけですけれども、特にコロナ禍に対応した新たな日常を見据えた働き方改革の観点や、デジタル化を有効に活用したテレワーク等の多様な働き方の拡大を見越して、都市部と地方の両方に拠点を置く「二地域居住就労」を推進するなどの情報技術、ITの活用で地方への移住を後押しするというような指針になっているようであります。こういった一極集中の是正の動きが、地方への関心の高まりと相まって地方への移住を促す好機になると捉えることができるのかなと感じております。

市長、よく考えてみていただきたいなと思っておりますが、本市にも若い世代の方々が、働く場をいかに創出していくのか。そういったことと地方のデジタル化などを含む居住環境の整備ですね、今後こういったことが大きな鍵を握るのかなと言われているようであります。まさにこのコロナ禍のピンチを好機に捉えて、チャンスに転換できるものでないかと感じております。

具体的に本市としても、先ほど移住・交流支援業務強化の事業と、この補正予算の中でも今回新たに提案されておりますけれども、こういったことを含めながら、やはり何らかアクションを起こしていくということが重要になってくるかと思っておりますけれども、具体的にこの移住・交流支援業務強化事業についての内容と併せて、何らかのアクションという形での展望については、市

長としてはどのようにお考えなのか、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 都市と地方の両方の良さを生かして働いたり、楽しんだりする生活スタイルが注目されている中、二地域居住やワーケーションと呼ばれる働き方のトレンドは、人口減少が進む地方にとってチャンスになり得ると考えます。今年度拠点づくりを行う「しぶし移住・交流サポートセンター」を中心としながら、受け入れ態勢の構築を進めてまいりたいというふうに考えております。

○企画政策課長（西 洋一君） 今回補正予算で提案をしております移住・交流支援業務強化事業の内容について説明をいたします。

まず、1点目につきましては、相談支援業務の強化といたしまして、先ほど市長の方からも説明がありましたように、コミュニティスペース、それからコワーキングスペースの提供などによる受け皿づくりの構築を予定しております。

続きまして、移住・交流セミナー等の実施運営の強化といたしましては、各種イベント等をコロナ禍に対応したオンライン化を図るとともに、就農希望者に対する就農体験プログラムの構築を行うこととしております。

三つ目でございますが、移住関連情報の収集及び移住者等への情報発信の強化策といたしまして、民間事業者と連携しました情報発信対象者の拡大、より効果的な移住・交流関係人口を発掘するためのマーケティングを行う予定としております。

○6番（野村広志君） 分かりました。様々いろんな知恵を出していかなければならないのかなと思っておりますけれども、東京23区内に住む20代の35.4%の方が、また首都圏に住む非正規労働者の6割の方々が、地方への移住に関心が高かったり、興味を示しているというデータが示されております。また在京のいくつかの企業においては、コロナ禍や災害等のリスクの軽減を目的として東京都からの脱出が既に始まっているようであります。こういった動きの中において、移住先や移転先として選択されるべき環境が本市の中に整っているのかどうか、そこは肝心になりますので、もう少ししっかりと検証していく必要があるのかなと思っております。同時にウェルカムではないんですけれども、来ていただきたいというようなアクションやサインを、しっかり情報として送り返ることも大事なのかなと感じているところであります。

先ほど少しこの骨太方針のところでも話をしましたけれども、サテライトオフィスの誘致であるとか、そういった事務所等々の誘致活動、本市の方に何らかの問い合わせであるとか、こちらから何かアプローチをしているとか、そういったことについてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは内部でも、今おっしゃったように受け皿を、いわゆるこういうコロナ禍に対する先ほど質問がありました中で、災害リスクに伴う移住者、そういう方々をどう呼び込むか。これはやはり受け入れ態勢の情報提供と、受け皿をどうやっていくかということを経営者等々でも話をしているところがございますので、そこ辺はおっしゃいますように、十分内部でも協議をして受け皿づくりに対応していきたいと考えております。

○6番（野村広志君） テレワークオフィスであったりとか、今言ったサテライトオフィス等々

についてというのは、本市の中にどれくらい誘致されているのかは手元にございませぬけれども、先般新聞で、お隣の曾於市財部町の方でも、オープンしたというような情報があったところでした。やはり受け皿となるべき自治体においても、そういったアンテナをしっかりと張りながら、目を向けていただければなと感じているところです。

あともう一点、本市の中には、港湾関係の企業が多く進出をされておられますけれども、先ほどの東京の一極集中の是正解消や、コロナ禍の災害とリスクの軽減などを目的とした本社機能ですね、ほとんどが本社でない部分もあろうかと思えますけれども、志布志市の方に本社を移すであるとか、リモートワークの導入をするであるとか、サテライトオフィスの相談であるとか、そういった港湾関係の本市に進出されている企業の中に、そういった話や動きをつかんでいらっしゃいませんか。また、今後においては企業側とそういったことを積極的に協議する考えがないか、そこについてはどうでしょうか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 志布志市の方には港湾関係の企業が立地しているわけですがけれども、現在のところ、今まで東京の方から出張という形で来られておりましたけれども、それがコロナ禍でできないという状態の中で、今ではオンラインを使った形での会議をしたりとかいうような状況でございます。その中で、コロナ禍の状況もあるんですけれども、今の時点でこちらの方に移すとか、そういうことについての相談は、今のところはないところでございます。

○市長（下平晴行君） 港湾協議会という組織がありますので、今おっしゃいましたリモートワークの推進あるいはサテライトオフィスの取り組み等ができないかどうか、協議してまいりたいと思います。

○6番（野村広志君） 協議していくということですが、やはり進出されている企業側にとっても、それなりのメリットと申しますか期待されるべき効果みたいなものがないと、なかなか実現してこないのかなという気もいたしますけれども、やはり企業側も新しい時代の職場環境の構築ということを模索されていらっしゃるかと思いますので、積極的に本市の方からも、新たな提案をしていただければどうかなと思っております。

これは例えばですけれども、進出される企業の家族等がこちらに移住されるというようなことがあれば、特別に居住特区のようなエリアを整備するであるとか、またリモートワークやサテライトオフィス等でデジタル化の環境の整備をするであるとか、職場関係にとどまらずに、居住環境の整備においても志布志市を最大限にアピールできるようなことを考えられないかなと思っております。当然、志布志市は、自然の環境においても最高の環境にあろうかと思えますし、食においても十分にアピールできる食材であるとか素材に恵まれております。本市としてはもう一点、東京駐在所という武器もございませぬので、こちらと連携をしながら首都圏の方々としっかりマッチングできるような、新たな仕組みづくりについて取り組んでいただければなと思えますけれども、こういったことを考え、東京駐在所等々を最大限に利活用した取り組みないしは新しい仕組みづくりについての考え方はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、私も今年の1月に東京駐在所の近くにあるふるさ

と回帰支援センターへ行きまして、その当時、年間5万人の人が移住をしたいという申請があるというようなことでありましたので、今おっしゃいましたように、この東京駐在所の活用や職員の取り組み方、そこも含めて今回こういうコロナ禍で、先ほどからありますように、特に地方に住めるような環境づくりを求めていらっしゃるわけでもありますので、そこを生かした取り組みも一緒になってできないか、検討してまいりたいというふうに思います。

○6番（野村広志君） 分かりました。

では、このところでは最後になりますけれども、先ほど少し触れていただきました「二地域居住就労」についてのところでございますけれども、国が示していることについては、コロナ禍の影響を鑑みたりしても、この「二地域居住就労」というそんな時代が到来しつつあるのかなという感想を少し持つわけですが、背景にはやはり先ほどから少しお話ししております地方のデジタル化の推進というのが見えてくるのかなという気がいたしております。国が強く推し進めることによって、首都圏の一極集中の解消と地方との格差是正、併せて地方の課題解決と活性化を図りたいとの考えが見えているのかなという気がいたします。

そこで、この地方のデジタル化ということについてのこの推進の在り方うんぬんについては、市長はどのような見解をお持ちでしょうか。

○市長（下平晴行君） デジタル技術の活用につきましては、このコロナ禍において国においても強力に推進しているものと認識しているところであります。本市におきましても、GIGAスクール構想の加速化をはじめ、ほかにも9月補正においてテレビ会議システム整備事業の予算を計上させていただいたところであります。新たに策定予定の集中戦略の中でも、デジタル化に関わる方向性についても位置付けていく考えであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会経済へ甚大な影響を与えたのみならず、今までの暮らしの在り方まで変化させざるを得ないものであると認識しております。そのような新しい生活様式の中で、感染拡大防止や事業継続などの緊急支援の段階から経済活動回復の段階へ、更に感染症にも経済危機にも強い地域や経済の構築段階へ移行していくことが求められるものと考えております。

○6番（野村広志君） この地方のデジタル化の推進というところで答弁いただきましたけれども、新たな日常や感染リスク等を勘案したときに、このICTをいかに利活用していくのか、リモートワークの推進やサテライトオフィスの誘致、先ほどからお話ししておりますけれども、これにとどまらず、地域の課題の解決であったりとか、そういった部分まで導いてくれることを求めているのが、今のこの地方のデジタル化ではないのかなと私は考えております。

近年このICTのインフラの高度化、AIといった情報通信技術を取り巻く環境は、まさに目覚ましく発展をしております。特にこのデジタル化の中の最先端技術として話題になっております4Gというものに代わる5Gですね、第5世代移動通信システムにおいては、超高速多数同時接続、超低遅延といった特徴を持ち、「ローカル5G」として整備することによって、あらゆる地域課題の解決に活路を見いだしているようでございます。現在、この実証実験が全国でも進ん

でいるようでありますけれども、市長、この「ローカル5G」について何か情報を持ちでしょうか。

○市長（下平晴行君） ちょっと情報を持ち合わせていないところであります。

○6番（野村広志君） 先ほどの地方の情報化ということを含めながら、この「ローカル5G」というのが、先ほどの国の骨太方針の中でも示されておりますし、まち・ひと・しごと創生戦略の今年度2020年版の中にもそういった指針が見えております。これについてできることは様々ございますけれども、本市でも、ようやく乗り合い送迎バス「チョイソコしぶし」の試行運転がよいよスタートしましたけれども、これについては、恒久的には維持管理費としての後年度負担が強えられることは必至でありますけれども、そこでこの「ローカル5G」を導入することによって、先ほど話をしました超低遅延による高度な遠隔運転が可能になるということです。自動運転によるデマンド運転バスの運行などが実現され、高齢者のモビリティの確保が担保されるようでございます。更にはAIを活用することによる配車の仕組みであったりとか、交通路線の最適化なども考えられ、運用コストの低減や効率化が図られると思われま。ほかにも医療改革としての救急搬送の高度化と遠隔診療の実現であるとか、高齢化や人手不足で悩む第一次産業への活用、または災害状況や被災状況を即座に共有できるなどの防災・減災分野への活用等々ですね、この「ローカル5G」にできることというのは、非常に全国的にも期待や可能性が広がりを見せておりますし、国もそのことについては強く推し進めているところでございます。

また、この「ローカル5G」においては、従来の通信事業者が、通常、通信事業者がインフラ整備として基地局等を整備いたしますけれども、そういったものの整備はしなくても、自治体が独自に使える5G電波というこれが「ローカル5G」になるんですけれども、その電波域を付与されるということになります。この5Gシステムを自治体自らが構築ができ、地域における産業の活性化や課題の解決の促進に活用できる仕組みになっているようでございます。国等々が示すこの地方のデジタル化の推進とは、こういった最先端技術の導入を後押しをし、中央と地方の情報格差の是正や首都圏の一極集中の解消を目指した地方の受け皿として、まさに先ほど、市長がおっしゃいました受け皿としての一端を担うと、先駆的な取り組みを地方自治体にさせていただきたいという強いメッセージであると私は捉えております。全国的に地方自治体でもあらゆる可能性を模索しながら、導入に向けた調査・研究が既に始まっております。市長、こういったことを先を見据えながら、先進事例等を調査されていく考えはございませんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今、災害、高齢者の対応、いろんなことが「ローカル5G」も含めて対応できるということでございます。そういう市民にとって生活環境がしやすい体制づくりをやっていくというのは、我々行政の役割でもあろうかと思っておりますので、そこ辺をもうちょっと全課でこのことも取り組みができるかどうか、調査・研究してまいりたいと思います。

○6番（野村広志君） 先ほど「二地域居住就労」という考え方については、お話を少しいただきましたけれども、受け皿となれる可能性も様々あろうかと思っております。何度も申しますように、新たな日常ということで、コロナ禍後の環境の変化を見据えてのことであらうかと思っております。こ

ういった国等が後押しをする方針について、本市の中でどのように捉えてどのようにこれを生かしていくのかということが、重要な判断になるのかなと思っております。市長、まさにその受け皿になるべく施策の展開を今考えておくべきなのかなという気がいたしております。

その中で、本市の中でも受け皿等の制度の一つとして、U・Iターン支援事業というのがあるかと思えます。住宅取得者に対する補助金制度がございますけれども、以前からの移住定住の制度からすると、少し見劣りがするような内容になっているのかなという気がいたしております。今年度4月から制度が変わったようでもありますけれども、制度設計をされたときには、恐らく今年4月からこの運用ということのようでもありますので、恐らく現在のこのコロナ禍の状況は想像だにしていなかったと思えます。

そこでお聞きいたしますけれども、様々な現在の状況等々勘案したときに、この背景を鑑みたときに、こういった制度等についての見直しについてはお考えないかお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 先ほども地方創生集中戦略の話がありましたが、こういう新型コロナウイルス感染症対応等に対応した集中戦略にしっかりと位置付けた上で、地域経済の立て直し、そしてその先の危機に強い地域経済の構築を目指していくということで、しっかりした施策を展開していくという取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） これは先ほど「二地域居住就労」ということでの考え方であったりとか、先般の新聞にも大きく載っておりました「ふるさと副業」というような記事も載っておりました。働き方の多様化が加速していると。都市部で働きながらふるさと、地方で副業すると、「ふるさと副業」と言うんですね。関係人口を増やし地域の新しい社会の在り方をつくっていく手段になるということと、「ふるさと副業」はいきなり移住するよりも現実的で都市と地方で人材を共有することは大きな意義がある等々、この記事には書かれているようでございます。併せて県内の市町村でも先ほどこういった既存の制度ですね、移住であったりU・Iターン等々既存の制度の見直しの動きが既に県内の自治体の中でも起こっているようでもあります。転入者を呼び込むために、子育て世代の加算をしたりであったりとか家賃補助などを拡充したりとか、どこの自治体においても様々工夫され、知恵を出しているようでございます。ぜひ本市も、何らかの手立てを更に講じていく必要があるのかなということを感じて、御提案を申し上げたところです。もう一度どうですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、おっしゃるとおり、コロナ禍において教えられた部分がいっぱいありまして、従来の制度で対応できない部分等も結構あるわけですので、そこ辺を踏まえたことを勘案しながら、制度の在り方等々の見直しができることについては、それをしっかりやっていくということでの対応をしていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 4月に制度が始まったばかり、変わったばかりということもございまして、その段階ではやはりコロナ禍の状況は、想像だにしていけないということもあろうかと思えます。そういったことも含めながら検討をしていただければなと思っております。しっかりアンテナを張り巡らせていただいて情報収集していただきたいものだなと思っております。

新型コロナウイルス感染の影響によってあらゆる分野で仕事や生活スタイルにわたるまで、見直しへの変革を余儀なくされております。今までの慣行の見直しを不断の決意を持って取り組む必要があるのかなと思っております。我々地方に住む者も待つだけではなく、やはり更に中央から地方の方に、人を呼び込む戦略を更に練らなければならないのかなと強く思っております。本市の実情であつたりとか特性・特長、また最も理解されているのは、市長以下職員の皆様であらうかと思しますので、今後、創意工夫をされることを大いに御期待を申し上げて、次に移りたいと思います。

防災行政全般についてお聞きしてまいります。

今年の7月、線状降水帯の発生によりゲリラ豪雨が発生をし、本市でも昨年以上に多くの被害が引き起こされました。また、先週末においては台風10号による被害も多く報告されているようでございますが、私の方から昨年の9月の議会でも一般質問に続き、同様の被害と対応策についてお聞きをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

何十年に一度と言われる大災害が、こうして毎年のように1年に何度も発生するような状況が現在ございます。こういった状況を考えると、やはり防災対策においては、地方行政の中でのプライオリティが非常に高くなっているのかなという気がいたしております。そういった中で、今回特に河川域において甚大な被害が発生をいたしたわけですけれども、いまだ全面復旧にはほど遠い状況にありますので、まずはこの7月豪雨における河川の氾濫や堤防の決壊等々の状況について、まずはお示しいただきたいと思ひます。

○市長（下平晴行君） 河川流域の宅地開発や東九州自動車道など、道路面積の増大、森林の伐採、畑等のマルチ化により雨水が地下に浸透しにくい状況であるため、河川に短時間に直接流れ込む雨水が増大し、甚大な被害をもたらしたと思われまます。

県の河川の災害につきましては、70か所の被害報告があつたと聞いております。市の河川につきましては、河川の断面を閉塞した箇所が5か所、堤防の決壊が2か所、橋の落橋が3か所でございます。

○6番（野村広志君） 大変な被害が出ているのかなと感じるわけですが、この復旧にあたって河川においては、国のもの県のもの、当然市のものということがございますけれども、国や県等々に関連することについては、復旧に向けての協議は進んでおりますか。その辺の状況はどうでしょうか。

○建設課長（鮎川勝彦君） お答えいたします。

国・県の河川につきましては、それぞれ国や県が測量を現在行っておりまして、現在設計中と伺っているところで、今後、災害査定等が実施され災害復旧に向けての工事が始まると聞いています。

○6番（野村広志君） 当然、国・県のものということでございますけれども、志布志市の中にそういった河川はあるわけですので、市の状況であつたりとか、市の担当の方々とそういった復旧に向けての協議であるとか、話というのは実際行われないんですか。そこ辺はどうなんでしょうか。

うか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 国の河川は、志布志市にはないところでございます。県の河川におきまして、復旧等の工法の協議等は行われないうところでございます。

○6番（野村広志君） 協議は行われないうで、復旧は当然県の管理河川だから県がするというような捉え方だなどと思えますけれども、では、少し視点を変えますけれども、昨年お聞きしたところでございますが、昨日の質問でもありましたけれども、防災会議については開催するというところで、11月頃ということでもございましたけれども、昨年お聞きしたのは、災害発生後に総括された、災害に特化した検証をすると、検証会議の開催についてお願いをしたところでございました。市長としてもぜひ開催するべきというような見解であったかと思えますけれども、実際、昨年の災害の後の開催についてはどうだったのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 被災箇所ごとに現状や要因について把握を行い、被災状況の測量設計を行い、復旧工法の検討を行っております。令和元年度におきましては、道路に関しては鹿児島県の土木者技術員OBで構成する災害復旧技術ボランティアメンバー、かごしま全建クラブに災害復旧工法のアドバイスを伺ったところでございます。

○6番（野村広志君） それは検証会議というくくりの中で、そういった協議をしたということですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 議員がおっしゃったような災害に特化した検証会議、全体のものではなくて、なかなか全体でできなくて、個別の案件でそれぞれ検証を行ったところで、また特に昨年度も災害が非常に多かったものですから、鹿児島県のOBの技術者に来ていただいて、検証等を行っていただいたところでございます。

○6番（野村広志君） 市長、これは総体的には、そういった検証会議ということは行っていないという認識でいるわけですが、その必要性についてはどのようにお感じでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今、課長の方で個別的にはそういう会議をしているというところでありますが、これは次の災害等に対しても検証会議というのは必要じゃないかと思っております。

○6番（野村広志君） では、今回7月豪雨、台風等々、これからもまた少し台風のシーズンでございますので、災害が発生する可能性もあろうかと思えますけれども、そういったことを踏まえながら11月の防災会議等、総体的な防災会議になろうかと思えますけれども、実際に起こった災害の検証をするという、それに特化した検証会議については開催されますでしょうか。その辺についてはどうですか。

○市長（下平晴行君） これは、防災会議とは別途で、検証会議というのはしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思うところでございます。

○6番（野村広志君） 皆さん御認識のとおり、非常に最近の雨の降り方だったりとか、災害の発生比率であったりとかそういったことを考えたときに、しっかりと実際起こったことを検証しながら、次の災害の対応であったりとかに生かしていくということが非常に重要なことであろうと思えます。ぜひともこの検証会議を実施していただきまして、生かしていただきたいなお

願いしておきたいと思います。

併せて、これ前回の質問でもいたしましたけれども河川域、特に寄洲と中州の撤去について強く要望いたしたところでもございましたけれども、前回の答弁の中で、県河川の安楽川水系が5本と前川水系で1本ということで、県に要望しているけれどもなかなかここ数年は実施されていないと、この寄洲・中州の撤去については実施されていないというような答弁であったかと思えますけれども、今年に入りましてこの県河川の状況、寄洲・中州の撤去等の状況についてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 県管理河川につきましては、毎年寄洲除去の要望をしているところでございます。今年度は、宮下川と菱田川の土砂除去を計画しているというふうに伺っております。

市の管理河川については、昨年度は森山川、小瀬川、前田川の樹木等の伐採を行ったところでもございます。今後は河川断面の確保のため、寄洲などの土砂除去作業も実施していきたいと考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 今実績について、昨年は2本実施したということで、宮下川と菱田川ということですが。なかなか寄洲や中洲の撤去、土砂の除去については、実施していただけないということを担当の方からも聞いているところでございますけれども、先ほどもありましたとおり、県が管理する河川でありますので、県に要望をしていくということ、当然そういった答弁になるかなんかということは重々承知をしているわけでありましてけれども、市長、もう鹿児島県知事も今回変わりましたけれども、なかなかこう動いてもらえない県に対して、どのように要望して動かしていくのかということも、やはり市長の強いリーダーシップにかかるところが大きいのかなんかという気がいたしますけれども、その辺の意気込みとか思いについてはどうですか。

○市長（下平晴行君） 知事とは今2回ほどお会いしておりますが、知事も職員という経験をされておまして、そういう面では、この前大隅4市5町での全体の要望をしたところでもあります。私もそれぞれの市町村から2分程度要望ということでありましたので、私も要望したところでもあります。その以前に災害で現地を見ていただいた有明と田之浦ですね。畑かん関係のところでもありましたけれども、本当に気さくに話をさせていただいて、おっしゃいますように、やはりリーダーシップの役割というのをしっかりしていかなくちゃいけないというふうに感じておりますので、そういう関係をしっかり築いていきたいというふうに思っているところでございます。

○6番（野村広志君） 分かりました。では、市の管理河川、先ほど伐採等を少し実施したということでありましたけれども、準用河川が16本、普通河川が48本であると昨年は答弁いただいたわけですがけれども、昨年は2本寄洲の撤去をされたということですがけれども、今年度は寄洲の撤去については、この市の管理河川については予定されていらっしゃるのでしょうか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 本年度も寄洲の除去は予定していないところなんですけど、河川の護岸にある草木等の伐採を3河川ほど予定しているところでございます。

○6番（野村広志君） 寄洲の撤去の予定はないということでもありますけれども、市の管理河川全部で64本ですかね、準用河川と普通河川合わせてですね。では、この市の管理河川においては、

道路等においては目視で見えて状況が分かるわけですが、この河川の状況の確認については、なかなか難しいのかなという気がいたしておりますが、現在どれぐらいの頻度でこの河川の状況を確認をされていらっしゃるのか、どのような方法でどのような頻度で確認をされていらっしゃるのか、それを少しお示しいただけますか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 道路のような形でなかなか点検等をやるのは非常に難しいところがございます。やはり災害等が起こったときに、どうしてもそういったときにしかなか現場に行けない状況でございます。そういった被災を受けたところの状況を確認をしたときに、前後の確認を行うような形で行っているところと、あとまた近隣の住民の皆様からの情報をいただいたときに、また随時行くような形にしているところがございます。

○議長（東 宏二君） 換気のため、11時10分まで休憩いたします。

○
午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開
○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○6番（野村広志君） 河川の管理状況についてお示しいただいたところですが、最近の雨の状況は、河川を起因とした災害の発生等々を見た場合に、やはり河川の状況等についての確認については、もう少しやっていただいた方がいいのかなと。これで十分だとは到底思えないのかなと少し感じているところです。最近では、ドローンであるとかそういったものを活用した確認の仕方もあるようでございます。以前では、ボートを出して河川の方から確認するとかもあろうかと思っておりますけれども、そういった機器等も活用しながら、この河川の状況については十分に確認できる体制を整えていただければなと思っております。

では、このところで寄洲・中洲からもたらされる河川容量の減少等による河川の氾濫や堤防の決壊等について、この危険な水準についてですけれども、「もうここで危険だよな」という明確な判断基準だというのを何かお持ちなんでしょうか。そこについてはどうでしょうか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 河川の場合、氾濫危険水位というのがございまして、水防団待機水位、河川の氾濫注意水位、氾濫危険水位というのが県河川の場合は水位計等が川に設置されていますので、そういったものが判断の基準になるところですが、市の管理河川につきましては、水位計等を設置していないものですから、そういった明確な基準がないところがございます。

○6番（野村広志君） 県のものについては、県が示すもの等々の基準でということと理解するわけですが、先ほどから話をしております河川域の状況等々、各市町村で違いますし、本市にも大きな準用河川等々もあろうかと思っております。いくつも抱えておりますので、ぜひとも基準というのが正しいのかどうか分かりませんが、この危険だよという判断をするような基準等についても、今後しっかり捉えていく必要があるのかなと思っておりますけれども、そこについてはどうですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 現在、準用河川が16河川、36kmございます。また普通河川が87kmある中で、まずは準用河川等の重要な河川をどのように管理をするか、また今後その辺の検討をさせていただきたいと思っております。

○6番（野村広志君） ぜひ、これについてはお願いしておきたいなと思います。河川を起因とした災害は、年々増えておりますので、早急に整備をしていただければなとお願いしておきたいなと思います。

あと、ここの危険予測の観点から、昨日の質問の中でもございました、地震津波マップについては、整備されておりますけれども、このハザードマップについては、防災総合マップとして作り直しをし、本年度中には作成したいというような答弁でありましたけれども、これは全戸に配布をするということですが、配布するだけでは、なかなか活用というところまで、やはりいかないのかなと思っております。そういった実際に市民の方々の手が届いたときに、それを活用するような工夫とか、よくそれを目にしていただく工夫みたいなものというのは、何かお考えのところはございますか。

○危機管理監（河野穂積君） 今ございました防災マップにつきましては、現在作成中でございます。各家庭に配布ということを前提に作成を進めているところでございます。

活用方法につきましては、その危険箇所等を示した地図だけではなくて、いろんな避難の情報でありますとか、また非常時の持ち出し用品はこういうものをそろえておいてくださいとか、そういったものを併せて掲載をして、冊子としてお配りをするところでございます。

最初の段階ではお配りする際に、こういったものを作成しましたので御活用くださいの散らしも添えて、一旦は配布をさせていただくということ。それから、もし必要が生じれば、こちらの方からでも公民館に出向いて、こういった地図をこういった方針で作成しましたという説明も必要かというふうには考えております。

○6番（野村広志君） この防災総合マップになろうかと思っておりますけれども、見たことがないとかいう話も以前のやつはあったかと思っております。ぜひ、活用できるような仕組みを構築していただきたいなということと、もう一点、やはりこういった地図情報であったりとかいうことについては、古くなってまいります。更新をするというこのサイクルについては、どのようにお考えですか。

○危機管理監（河野穂積君） 更新のタイミングにつきましては、基本的には冊子版となりますので、また更新が出たページだけを差し替えるというのは非常に厳しいとは考えております。ただ、現在インターネット上、ウェブで見られるウェブ版というものと一緒に構築をしておりますので、そのウェブ版につきましては、内容が更新されたたびに更新をしていくということも考えておりますので、冊子版につきましては、明確な期間というのは今のところ設けてはいないところではございますけれども、大きな変更点等がございましたら、そのときに変更していくという形にはなろうかと考えております。

○6番（野村広志君） 分かりました。

では、これは昨年の豪雨のときの話になりますけれども、市長も御認識のとおり、河川においては蛇行している河川の側面が多く決壊をいたしました。ほどなくして、これは決壊したり氾濫をしたわけですが、そういった氾濫したところを県からの依頼によって、すぐに測量が始まっております。何度か私も現場に出向いて測量の担当の方とお話をしたんですけれども、あと1m堤防のかさを上げていただけないだろうかというような話も、その場でいろいろしたところでした。その担当の方も当然調査されておられますので、現場を見られておられますので、十分にそのことについては認識をされて、理解をされておられました。納得の御様子でした。しかし、一方でそういった内容については、測量の担当の方ではなかなか判断できないということも言われておられました。その後、ほどなくして測量は終わって、現場の復旧工事で復旧がなされたわけですが、原則的な復旧の工事だったのか、堤防高は以前の高さのままで復旧されておられました。不安の残るような状況であったわけですが、そこにきて今年の7月の豪雨でございます。すぐに現場のことが頭をよぎりまして、翌日にすぐ現場に行ってみましたところ、無残にも昨年と同じ箇所が同じように決壊、破壊されておりました。田んぼの中に大量に土砂が流れ込んでおりました。耕作者の方もちょうど見えておまして、「もうやる気を無くす」と。

「どうして昨年の復旧のときにかさ上げをしてくれなかったんだ」ということを、半ばもう諦め気味に言われたところでございました。先ほどの寄洲の撤去の県への依頼のことにせよ、今回の河川のかさ上げにせよですね、被害は本市の中で発生をしておりますので、県への要望をすることでありましたけれども、市として市長がやはり責任を持って、更に強いリーダーシップを発揮していただいて、期待に応えるべく結果を導き出していきたいなと思います。市長、これは本当にお願いでございます。県への強い強い要望をお願いしていただきたいなと思っておりますが、今一度、市長のお気持ちをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるように、災害復旧は施設を原形に復旧するということがあるわけですが、そういうことがもうちょっとかさ上げておけば、今年は災害にならなかったというような事例等を、やはりこれは県の方にもそういう事例等の話をしていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、県の方にもそういう要望をしっかりと災害の在り方についてと復旧ですね、そこ辺はしっかりと要望してまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） しっかりと要望を協議していただきたいなとお願ひしておきますが、これは県河川の部分になりますので、実施が可能かどうかということはありませんけれども、県がなかなかできない、やらないということであれば、その部分については市が単独でもかさ上げをすとか、そういったことは可能なんですかね、それはどうでしょうか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 現在、先ほど市長が申し述べたように、災害復旧工事の原則は、施設を原形に復旧するというところでございます。また、県の河川でございますので、なかなか市の方で施工することは難しいと考えているところでございます。ただ、防災の観点等から、やはりそういった検討が必要になってくるのではないかと。今回河川の決壊等で多くの農地に被害を与えているという状況はございますので、またそのあたりも耕地林務水産課等とも連携を取りなが

ら、検討をしていきたいと考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 市長、よく考えてみていただきたいなと思います。非常に無駄な予算がここで投入されているということになります。先ほどからお話ししています、あと1mと、あと少しかさ上げをすれば、そのときに災害復旧をしておけば、結果論ですけれども、決壊しなくて済んだかもしれないという状況があるわけですので、しっかりその辺も含めながら、先ほどお話をしました検証会議等々でこういった議論をしていただきたいというお願いでございますので、ぜひそういった事例等を出しながら、しっかりと県とも協議をしていただければなとお願いをしておきたいと思っております。大いに御期待を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

鹿児島県は、南北に600km多くの離島を抱えながら課題等が山積しているかと思っておりますけれども、各自治体、必死に我がまちの復旧復興についても傾注されておられるかと存じます。本市もほかの自治体に遅れをとらないような、しっかりと実行性のある要望をして御期待申し上げたいなと思っております。

通告書の中では、今後の新しい指針についてということで、治水の在り方についてということで通告をしておりますので、ここでお聞きしますが、この新しい治水の考え方については、何らか本市の中で協議がなされているかお示しいただけますか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 現在、河川整備基本方針とか河川整備計画等を国土交通省が示しているところでございます。長期的な観点から国土全体のバランス、基本降水・流量等を二、三十年後の河川の整備の目標を科学的または客観的に定めとなっておりますので、またそういったものを参照しながら検討していきたいと思っております。

現在、河川の被災等の要因といたしましては、橋りょうの橋脚またはボトルネック、狭窄部に流木、漂流物によって断面の阻害等が起り、背後の水位上昇になっていると思っておりますので、また今後は流木等のマネジメントそれから先ほどおっしゃった河川の巡回・管理・保守を適切に行えるような体制を整えていきたいと考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 河川に流れ込む水量については、近年降水量の増加だけにとどまらず、あらゆる要素が関係していることは容易に想像がつくわけでございますけれども、抜本的な対策にはなかなか見いだしてこれていないのも現状にあらうかなと感じております。

そこで、一つ御提案でございますけれども、水田地帯にある河川域での対策として、田んぼダムの推進を図ってみてはいかがでしょうか。既に御存じのことと思っておりますけれども、この田んぼダム、豪雨時に一時的に田んぼに雨水を溜め、その後ゆっくりと川に排水をしていく流域の浸水被害のリスクを軽減するものであります。田んぼの水面ですね、これを10cmほど高くすることによって、1haで1,000m³、約100万ℓの貯水が可能なのでございます。これはおよそ25mプールで3面分に当たるということになります。本市も多くの水田を抱えておりますので、面積が増えるごとにその効果も大きくなることが期待されます。費用についてもメーカーによっていろいろあるようですけれども、フィールドゲートという落水柵のようなものとダムキーパーという調整板みたいなものを合わせまして、これは二つ合わせて使うようなものですが、およそ

7,000円から1万円程度で設置が可能なものもあるようでございます。またこの田んぼダムは、農水省も推奨しておりまして、本市でも多くの団体組織が取り組んでおります多面的機能支払交付金事業の資源向上支払の活動の一部として認められており、助成項目となっているようでございます。取り組みについては、これは進めやすいのかなと思っておりますけれども、市長、新たな治水の考え方として、ぜひともこれを進めてみる考えはございませんか。

○市長（下平晴行君） 昔は今みたいに雨量自体は線状降水帯のような影響はなかったと思われませんが、昔から田んぼはその治水というようなことでの話は聞いていたところではありますが、10cm上げることによって1,000m³ということであるということでもありますので、これは随分効果があるのではないかというふうに思うところでございます。しかし農家の皆さんあるいは土地改良区の皆さん方のやはり理解を得て取り組まなければいけないということでもありますので、防災・減災の観点から取り組めないか十分協議していく必要があると思います。

○6番（野村広志君） まさに、このことはいくつかやはり課題もあるようでございます。作業をする上流域の方々と恩恵を受ける下流域の方々の温度差があるようでございます。上流の努力を下流に伝えて、下流の心配を上流が理解をするという、基本的なことでもありますけれども、意思の疎通が大きな課題のようでもあります。いずれにせよ河川域全体で、この対策全体像を示しながら、治水の重要性と考え方を整理していく必要があるのかなと思っております。

こうした治水に対する考え方については、近年やはり豪雨被害を鑑みると、やはりもう新しいフィールドに入ってきているのかなという感じがしております。統計によりますと2019年度までには10年間で一日当たりの200mm以上の大雨が発生した日数については、それ以前よりも1.6倍にも増加しているという報告がございまして。近年の気象変動を鑑みても、ぜひとも本市としても治水の在り方、新たな治水の指針について設けていただきまして、取り組みを進めていただきたいなと思っておりますが、これも新聞記事の中であったところですが、農業用と発電用という形で利水ダムが本市の中にも設置されておりますけれども、事前放水がされたという記事でございまして。鹿児島県でも16か所で事前放水がされたということですが、本市もこの農業用と発電用という形でダムがいくつかございまして、この事前放水についてはどのような状況だったか、分かれば教えていただけますか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今議員おっしゃるとおり、利水ダムにおいてもその調整機能を持たせるということで、今年4月から国交省、農水省あと県と協議をしてきたところでございますが、7月豪雨についてはまだ協議が整っていない状況でありましたので、7月豪雨については機能していなかったんですが、先日の台風10号につきましては、中岳あと輝北ダムについては貯留を実施したところでございます。

○6番（野村広志君） こういった事前放流という形も、治水の効果的なことであるということも示されておりますので、十分に検討していただきまして、この治水計画等々についてもしっかりと全課で意見を共有していただきまして、対策にあたっていただきたいなとお願ひしておきたいなと思います。

ちょっと時間もありません、次に移ります。自主防災組織について、避難所運営についてであります。まず自主防災組織について第2次志布志市総合振興計画によると、組織率が平成27年度の実績で83.1%であると示されておりますが、平成33年度、これは令和3年、来年度になりますけれども、目標値を100%にするということを示されておりますが、現状の組織率についてをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市の自主防災組織の組織率は令和2年4月1日現在で84.97%となっております。自主防災組織は自治会単位を基本としておりますが、高齢化が進む中、自治会単位での組織が難しくなっている状況にあるというふうに考えております。また組織化にされているものの同様の理由により、十分に活動ができていない自主防災組織もあるようでございます。自主防災組織は消防団と同様、地域防災力の要でありますので、組織率の向上を目指すとともに組織強化についても検討を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 今、市長からもありました。なかなか機能していないということでありまして、現在の設置率と100%まで設置をしたいという目標が来年度までありますけれども、それについては進めるということでもいいですか。その設置率等についてはどうですか、数字については。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、市全体で84.97%であります。地域別では松山地域が100%、志布志地域が80.57%、有明地域が86.72%となっている状況でございます。

○6番（野村広志君） 私、この自主防災組織について、今この事務事業評価、マネジメントシートも拝見しておりますけれども、当初の目的として、まずは自治会単位で参加することによって、市民へ身近なものとして防災の意識の啓発を促すことが大きな役割であったと感じております。なかには積極的に活動されてらっしゃる自治会や自主防災組織もあろうかと思っておりますけれども、まずはこの組織率を上げることで、広く市民に知れわたることがその効果の意義を持っていたような気がいたしております。しかし何度も申し上げますように、近年の気象変動により多発している災害の発生を見たときに、いよいよこの自主防災組織が本領と申しますか、本来の目的に沿うような形を発揮するようなときが来たのかなと感じております。今までの組織の設置を進め、防災意識の啓発を進めてこられたわけですので、次は防災リーダー等の育成に更に力を注ぎ、組織の強化を図るべきステージに変わってきたような気がいたしております。いかがですか、この辺の考え方について、従来のこの自治会単位ではなくて、もう少し広域の単位での組織の在り方についての考え方はどのようにお持ちでしょうか。

○市長（下平晴行君） 自治会単位での組織化を基本としてはおりますが、自治会によっては高齢化が進み、自治会単位での組織が大変厳しくなっております。また組織化されていても、なかなか活動ができていない現状もあるようであります。自助・共助の部分強化することを考えた場合、議員おっしゃるように公民館単位での組織化というのが、組織強化という観点からも一つの手法ではないかというふうに考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 自主防災組織、なかなか難しいということの認識は一緒のようでござい

ますけれども、新たにこの組織の再編ということ視野に入れていかなければならないのかなと感じておりますが、現在、モデル地区として協議が進められております地域コミュニティ協議会、公民館単位という形になりますけれども、こういった単位を一つとして、やはり広域で防災の担い手を育成していく必要があるのかなというふうな気がいたしております。こういった組織であれば、地域の消防団との連携もスムーズにまいりますし、またあらゆる団体・組織とも連携が図りやすくなるのかなという気がいたしておりますので、ぜひそういった単位等の再編ということ視野に入れて進めていただければと思います。

あと、このマネジメントシートの中にも、当然そういった公民館での事業の活用ができないかということも認識を持っていらっしゃるようでございますので、進めていただければと思っております。

こういった組織の再編が進むことによって、真に地域に必要な地域自らの手によるこの自主防災組織が機能してきて、ひいては今回の質問の趣旨になりますけれども、自主防災組織による避難所の運営ということにつながるのかなという気がいたしておりますけれども、この点について市長として、市の当局としてはどのようにお考えなのかお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 避難所運営については昨日もお話が出たところでありますが、昼間は職員が備品等を持って避難所へ行く、そして夜は消防団の皆さんがいわゆる管理をしていただいているというようなことでありますが、これが自主防災等々の中でこれが運営されるのであれば、これは大変ありがたいことではないかと思うわけであります。職員はもちろんですが、消防団の皆さん方もそれぞれの役割をしっかりと地域でしていただくということになるかと思っておりますので、そういう考え方を持っております。

○6番（野村広志君） 考え方については御理解いただいているのかなと思っておりますけれども、やはりここに行くには、まだまだ課題があるのかなと思っております。当然自主防災組織をしっかりとした形で再編するということと併せて、様々なリスクについてを考えていかなければならないのかなという気がいたしております。

その中で今回も7月の豪雨、また先週の台風10号による避難所の設置がなされたわけですが、現在このコロナ禍において避難所の定数についても人数を減らすというような記事等も出ておりました。本市の中でも予定人数をオーバーした方々がいらっちゃって、ホテル等を利用された方もたくさんいるというようなこともありましたけれども、実際どうだったのか。その辺についても少しお示しをいただけますか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

今回の台風10号では20か所の避難所を開設いたしました。そのうち2か所の避難所で満員となるような状況が発生するということが見受けられましたので、臨時的に近くの施設を開設したところでございます。場所につきましては、有明地区公民館は本庁別館の会議室、そして文化会館につきましては、図書館近くの志ふれあい交流館というところを臨時的に開けたということでございます。

○6番（野村広志君） この自主防災組織による避難所の運営となったときに、従来の避難所の設置基準等もあろうかと思えますけれども、従来のものでは収まらなくなって、どういうことかと申しますと、避難する方も避難所運営される方も地域の方ということであれば、異動のリスク等を考えたときに適切な避難所の場所を確保する必要性が出てくるのかなと。身近な場所で避難所を設置するという考え方も出てくるのかなという気がいたしております。また、新たなこのことについての設置基準の見直し等々についても、考えていかなければならないのかなと思えますけれども、そこについてはどうでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） おっしゃいますように、現在の防災計画に載せております避難者数というのは、コロナ禍に対応していない避難者数になっております。そういった意味でもその見直しにつきましては、その感染症を考えた避難者数の検討、見直しということが必要であると考えておりますので、現在それにつきましても検討を進めている最中でございますので、今後もそういった形で実施してまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） 最後にお聞きしますが、当然理想として自主防災組織であるとか地域の方々が身近なところで避難所運営ができるようになると、自助・共助という観点からそういったことが理想でありますけれども、様々に課題を解決していかなければならないのかなと思っております。災害は実際に大雨であるとか台風だけではなく、様々な状況で、この避難所の開設というのが想定されるわけですが、そういった場合、初動期においては参集した誰もがちゅうちょなく実働できるということが、この避難所運営の原点、最初になろうかと思えます。そういったことを考えたときに、避難所開設キットというようなものがございまして、そういったものを使いながら、こういった防災リーダーであるとか自主防災組織であるとかいう方々にそういった研修等も入れながら、運営をお任せするというような方向性をぜひ取っていただきたいなと思えますが、最後にそこだけお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 基本的には、避難された方々がその避難所を運営していただくということになりますと、当然今おっしゃいましたように、自主防災、地域の方々ですので、そういう方々が一緒になって避難所運営をしていくと、そういう面では、身近なところに設置ができるという面ではおっしゃるとおりで、かえってそういう連携が取れるんじゃないかなと思ったところでございます。

○危機管理監（河野穂積君） おっしゃいますように、迅速な開設となりますと、そういった類のものは避難所に準備をしておくべきものであると思えます。今まで議論がありましたように、組織化をより強化をする中で、その強化を進めていく際にそういったものも準備をして、研修ができるのであれば研修を進めていくというような方向性ももって、進めてまいりたいというふうには考えております。

○6番（野村広志君） 従来は職員が最初の設置等々をしておりましたので、変わってくればそれなりの準備をしていかなければならないのかなと思えますので、よろしく願いしておきたいなど、十分に議論をしていただきたいなと思えます。

今回、一つ目に、新型コロナウイルス感染症拡大の終息後について、市の当局の考えをお伺いをしました。日本中、世界中がコロナ禍によって疲弊している今でございます。少しでも明るい未来が見いだせるように、共に知恵を出して、努力してまいりたいと思います。

二つ目に、防災行政について、昨年に引き続きお聞きをしてまいりました。常に万全の備えをと考えておりますが、想定を超え、いつも自然に裏切られる思いでいっぱいであります。あらゆる課題に対しては、勇気をもって立ち向かい、丁寧に解決をしていかなければならないと常々考えております。

最後になりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の対応から、災害対応そして台風への対応に至るまで、市職員をはじめ、関係された皆様方の御尽力に深く感謝を申し上げ、私の質問を終わりといたします。

○議長（東 宏二君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

次に、3番、尖信一君の一般質問を許可します。

○3番（尖 信一君） 皆さんこんにちは。昼前、ちょっと時間が中途半端ですけども、少しでも前に進めさせていただきたいと思います。会派、獅子と公明の若きホープの尖信一でございます。よろしく願いいたします。若いというのは議員歴が若いということですから。

今回、7月の豪雨そしてこの新型コロナウイルス感染症の下でいろんな方が犠牲になられ、また日常生活が破壊され、本当に大変な時期と思っております。一日も早く日常の生活が取り戻せるように、心からお祈り申し上げ、また私の家内も二女も病院で働いておりますけど、非常に神経質になっています。我々が本当に普通の日常生活で感染しないように、しないように思っている以上に神経をすり減らしているようであります。そのような中で私たちも少しでも経済が回復でき、そして少しでも皆さんの健康を回復できるような質問ができればなというふうに思って、今回に臨んでおります。

そこで、通告書に従いまして、随時質問させていただきたいと思っております。まず1番目に、教育行政、大変な時期かと思っておりますけれども、新型コロナウイルス感染症が終息しない中で、本市の学校教育の運営について4点ほどお伺いしたいと思っております。市長におかれましては4番目、最後のところで少し教育行政についての思いをお聞きしたい、そこだけお願いしたいと思っております。

まず初めに、プログラミング的思考の授業や英語の授業がスタートし、更にはコロナ禍の対応の下で教員の負担が一層増加しております。新型コロナウイルス感染症予防の消毒作業や授業サポートなどにおいて、学校運営協議会や地域住民との連携した取り組みは考えられないかを、まず最初にお聞きしたいと思っております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

各学校では、これまで子どもたちが安心して学校生活を送れるように、新型コロナウイルス感染症防止基本方針に基づいて、感染症予防を行うとともに、日々の教育活動を見直しながら授業時数の確保に努め、子どもたち一人ひとりの学びの保障に努めているところです。

しかし、これまでになかった感染症予防対策の業務が加わり、教職員の負担が過重となっていることは事実であります。そこで、本市では子どもたちの学習を支える学習指導員と換気や消毒など環境の整備を行うスクール・サポート・スタッフからなる人的配置を進めることとしております。このことが子どもたちの学びの保障と健康管理、教職員の負担軽減につながるものと期待しています。

○3番（尖 信一君） まず、ちょっと少し前提として確認しておきたいんですけども、今回の補正で学校教育課で2件予算が上がっております。学びの保障のための教育体制整備事業とスクール・サポート・スタッフ配置事業ですかね。上と下はちょっとお聞きしようと思っているんですけども、下は今回の新型コロナウイルス感染症対策のためのスクール・サポート・スタッフの配置ということですね。上の方は特別指導員が23名、昨日の質問の中でありましたけれども、更に21名を募集したいということでしたけれども、この事業目的の中に、「臨時休業に伴う学習の遅れへの対応のため」と書いてあります。執行部の方から説明があったのは約50時間不足していると。それを夏休みの削減で取り戻したいと、大体11日間というような御説明がありましたけれども、今の状況として学習の遅れがあるのかどうかをまず確認させてください。

[尖信一君「ちょっと質問を変えます」と呼ぶ]

○3番（尖 信一君） それは後で教えていただければ結構です。

私が初めて議員をやらせていただいた年もそうでしたけれども、根本的に学校の先生が不足しているというのをお聞きしたことがありますけれども、今の現状はどうなんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 昨日、西江園議員の方からちょっとありましたけれども、教職員の配置がなかなか決まらないという状況が毎年ありまして、その一つの要因が、特別支援学級が毎年かなりの数で増えていっている状況があります。特別支援学級が増えるということは、そこに教員を配置しなければいけないという状況がございまして、県の方も新規採用教員をかなり毎年多く採用しているけれども、そういうことで学級増が全県的にかなり増えているという状況がありまして、本市においても正規の教員を配置するのがかなり厳しい状況がありまして、実際のところ1学期も厳しい状況がありましたが、今全ての教員が配置されているという状況になっております。

○3番（尖 信一君） それを聞いて非常に安心しました。やはりこの学校の運営の中で、保護者の方から特に受験生を控えた保護者の方から、非常に授業の進捗状況を心配なさっておられる声がありましたものですから、今再度確認をさせていただきました。

今回のこの補正予算の運用の在り方として、特別指導員や21名の補助指導員ですかね、この方々の募集をするということでしたけれども、どのような形で募集をなさるのか、告知方法ですかね、まずそれを教えていただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） この学習指導員とスクール・サポート・スタッフの募集につきましては、私ども教育委員会の方で県の方にぜひ取り組ませていただきたいということで手を挙げまして、それからスタートしたわけですけども、まず学校の方に学習指導員それからスクール・

サポート・スタッフという、こういう人的な配置がありますけれども、ぜひ希望する学校は手を挙げてくださいということでお願いをしました。最初は、学習指導員についても手を挙げない学校もあつたりしましたけれども、2回に分けて各学校に向けて募集をかけまして、現在のところ学習指導員それからスクール・サポート・スタッフをぜひ学校に配置をしたいということで、今声があがってきているところでございます。

今後については、それぞれの学校をこのスクール・サポート・スタッフそれから学習指導員については、地域の人材をできるだけ活用するというそういう方向性を持って、これから人材の掘り起こしになると思います。その際に、学校運営協議会とかPTAとかいろんなところがありますので、そういう中でこの学習指導員それからスクール・サポート・スタッフの掘り起こしをしていくという、今そういう段階になっているところでございます。

○3番（尖 信一君） 大変な御苦勞をなされているのがよく分かりました。本年度文科省が第二次補正予算で「学校・子供応援サポーター人材バンク」というのを開設して、学習指導員を全国で6万1,200名、それからスクール・サポート・スタッフは大体2万600人を配置するというふうなことを発表していきまして、必要な自治体はホームページに載せてくださいというふうなことをホームページの方でもうたっています。ホームページを調べましたら、非常に少なかったですね。東京都それから大阪市、大阪市以外で大阪府の門真市、岸和田市、それから愛媛県、福岡県、それから京都市、神戸市と。これだけぐらいいか文科省のホームページには掲示をされていなかったんですね。まだまだ今からなというふうに思います。

そこで、学校の運営上、消毒作業とか先ほどからおっしゃっています学習指導の補助等いろいろあると思いますけれども、東京都が「東京学校支援機構」を2019年に設立しまして、このときはまだ新型コロナウイルス感染症拡大ということがなかったものですから、それは想定してなかったんですけれども、いわゆる学校の行事に対して一般の方の支援をいただくためのそういう組織を作ったということなんですね。内容は学習の補助、事務補助、部活動の指導、そして今教育長がおっしゃいました特別支援教育の補助というような形で募集をかけたところ、登録制で6月時点で5,343名が登録しています。内容は元教師もいらっしゃれば学生さん、社会人、主婦、様々な方が登録なさっておるようであります。実際152名が活動なさっておられるようです。その報酬形態、昨日西江園議員も聞いておられましたけれども、最後まで答弁がなかったものですから、ここは本市の場合は確認できていませんけれども、この東京都の場合は無償ボランティア、有償ボランティアそれから有期労働、パート労働というのがあるようでございます。何とか教師の方は補充されましたけれども、特別支援教室の増加ということで非常に教師の皆さんの労力に負担がかかっているという中で、このような学校の様々な内容に対して、市民の支援をいただくというようなことは、例えば学校運営協議会のメンバーとか、場所によってはコミュニティ・スクールと言われていきますけれどもそういう方、または学校のOBの方、またはもっと近隣の市民の方々に声を掛けて、支援をいただくというのは考えておられませんか。

○教育長（和田幸一郎君） まさに、議員今言われましたように、地域の方々にできるだけ学校

のこういうのに協力していただきたいということで、今回のこの学習指導員とそれからスクール・サポート・スタッフの方々というのは、教員免許は特に必要でない、求めてないわけですので、そういう意味では、地域にそういう方がいらっしゃったらぜひ協力をしてもらいたいという思いでございますので、今まさに議員言われたように、せつかくのことだったら地域の方を活用して、地域と学校と一緒にあって、子どもたちのために取り組むようなそういう体制ができたならなどそういうふうに思っています。

なお、特別支援教育については、本市においては教員の免許を持った方を一応雇用しているという状況でございます。

○学校教育課長（谷口源太郎君） 先ほど、コロナ禍においての学校の取り組みのその履修の状況を御質問されましたのでお答えしたいと思います。

現在、1学期末の調査で、未履修の学校が2校ございます。その学校につきましては、2学期で補っていくというようなことで計画をされております。学校の方は学校行事の精選、それから夏季休業を短縮しての授業、そういった取り組みによって、ほぼ予定していた教科の時数を補っているところでございます。

以上です。

○議長（東 宏二君） 昼食のため暫時休憩します。午後は1時5分から開会いたします。



午前11時59分 休憩

午後1時05分 再開



○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○学校教育課長（谷口源太郎君） 今年度9月の補正で学校教育課が出しております学習指導員とスクール・サポート・スタッフの件について、一部訂正がございますので申し上げます。

学習指導員の数ですけれども、昨日、西江園議員の方から人数を聞かれましたけれども、21名とお答えしましたけれども、予算の積算上は20名ということで考えておりますので、修正をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○3番（尖 信一君） 続けて質問させていただきます。

3月に、私、新型コロナウイルス感染症は大変なことになりますよということを交えて、一般質問をさせていただきました。その後6月定例会は、コロナ禍後のことについて質問させていただいたわけなんですけれども、当時は第1波が収束に向かいつつある中で、これで終わりかなというふうに楽観視していたんですが、御存じのように第2波と呼ばれる状況になりつつあります。アフターコロナではなく、もう完全にwithコロナになってしまったなというふうに思っております。

そこで、今後この新型コロナウイルス感染症拡大がなかなか収束しないという状態に陥った場

合、また学校教育の方に支障が出るような可能性もあろうかと思えますけれども、そういう場合の事業ではBCPという事業継続のプランがありますけれども、学校運営の中でも、そのような想定をなされた上での教育上のBCPというのを考えておられるのか、それとも既にあるのか。そのところをちょっとお聞かせいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） 今回の新型コロナウイルス感染拡大を受けて、学校教育にもこれまでの教育の見直しというのは本当に重要になってくると考えています。

この間、やはり保護者の方々の様々な思いというのも、私は受け止めることができました。何と言っても学力保障をどうするのかという観点から、それから学校を閉鎖するにあたって、閉鎖を早くしてほしいという意見もあれば、なるべく学校を再開してほしいとかそういういろんな意見等がございました。こういうもろもろのを受けまして、今私どもが取り組んでいることをいくつか紹介をしたいと思います。

まず、子どもたちの感染を防ぐという立場が一つあります。これは健康を守るというのが第一にありますので、そういう意味では、学校は保護者からの健康診断というのを毎日受け取って、そして、もし朝検温していない子どもについては、また学校で検温するとかそれから消毒とか、そういう子どもたちの健康を守るという部分のことは、これまでと同様に徹底するということと、併せて今度は、今議員が言われました学力をどう保障していくのかという観点でございます。新しい学習指導要領で、主体的で対話的で深い学びを進めるというようなことになっているわけですが、残念ながら、子どもたちに3密を防ぐというような状況の中で、学習指導を進めていかなければいけないということでございますので、教科によっては、例えば体育とか音楽とか家庭とか、どうしても密にならざるを得ないそういう教科については、学校としても十分配慮をする。それから体育の授業、例えば熱中症とかそういうことを防ぐ観点からも、マスクを外して授業をする。そういうことを、学習指導における様々な視点というのが文科省からも来ていますので、先日の校長研修会において、それぞれの教科に応じた学習指導を進めていくようにということを指導したところでございます。

あとは、オンライン授業等のことも話がありましたけれども、オンライン授業につきましては、マイクとかそれからカメラとかそういうものは、各学校に一応設置をしまして、それこそ先日の始業式においても、三つの学校がオンラインで始業式をしたりと、そういう取り組みを少しずつではありますけれども進めていくと、そんな状況でございます。

ただ、またいつ新型コロナウイルス感染者が出るとも限りませんので、常に危機意識を持って、子どもたちの学習に遅滞がないように、取り組みを進めていきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

○3番（尖 信一君） 教育長がもしそういう考えであれば、そういうのをできれば文書にさせていただいて基本的な計画と、状況によっていろいろ変わるとは思うんですけれども、基本的な学校運営はもし更に再度拡大した場合は、こういう方針でいきますというのを、できれば書面に作って配布していただきたいなというふうに思いますので、そこはお願いできますか。

○教育長（和田幸一郎君） 各学校のホームページには、感染症対策に基づく各学校の基本方針というのは、一応示しておりますが、また新たにいろいろと変化がございますので、付け加えるところは付け加えて、学校のホームページの更新をしていきたいと思っております。

現段階で、全ての学校で感染症に伴う学校の基本方針というのは、一応ホームページでアップしていますが、中身の状況が変わってきていますので、そこら辺はまた加味して、ホームページでまた更新をしていきたいと思っています。

○3番（尖 信一君） 私もホームページを拝見しましたけれども、いろいろ載っているようですねけれども、そのところは、また学校運営は今後どうしていくかということでは、ある程度教育委員会が率先して、指針を作られたらいいんじゃないかなと思いますので、そのところはお願いしておきます。よろしく願いいたします。

今、教育長からも学力向上のことが出ましたけれども、2番目で、本市での学力向上における目標設定がされていますけれども、この状況の下、現在の進捗状況はどうか。また、学力向上のためにどのような対策を講じているか少しお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

令和元年度に実施された全国学力学習状況調査結果を踏まえまして、小学校6年生においては、令和4年度までには全国平均を、中学校3年生においては、県平均を上回るという目標を設定しております。コロナ禍において、学力向上は学校の責務であり、昨年度末及び4月、5月の臨時休業で生じた学習の遅れに対して、時間割編成の工夫や学校行事の精選、夏休みの短縮等、教育課程の見直しを図り、学習時間の確保及び学習の定着を努めてまいりました。教育委員会としましては、「志布志市確かな学力向上第2ステージ」に基づき、日々の授業改善、授業外での取り組み、家庭との連携の視点から、各学校に学力向上アクションプランを作成させ、学力向上に対する取り組みを推進しています。

令和2年度の全国学力学習状況調査は中止になりましたが、本市では9月1日から18日の期間に各学校で実施、採点し、調査結果の分析を行うことで学びの保障に努めてまいりたいと考えております。

コロナ禍においても、教育委員会としてはこれまで同様学びの保障、学力の定着・向上に努めてまいります。

○3番（尖 信一君） 9月1日から18日まで、市内だけの学力調査ということですか。

○教育長（和田幸一郎君） 当初4月に行われる予定だった全国学力学習状況調査が、今回新型コロナの関係で中止になりました。その実施については、それぞれの市町村に任されているということで、既に1学期に実施したところもありますけれども、本市においては9月1日から18日に、全国学力学習状況調査を実施して、そしてその結果をきちんと把握をして、教育委員会も全体的なものを把握して今後の指導に生かすと、そういう考え方でございます。

○3番（尖 信一君） 今年は、国の全国学力学習状況のテストは、一応当初延期でしたけれども最終的には中止ということになっていますね。来年度は、もう既に1か月ずらすということ

国が発表していますけれども、この教育振興基本計画によりますと、この基本計画と今の状況の中で、ずれは生じていないのか。今年テストしていないから、その状況は分からないとは思いますが、ずれが生じる可能性があるとするれば、その対策は考えておられるのか。ちょっとそこら辺をお聞きしたいと思います。中学3年生では国語、数学、英語いずれでも令和4年度で県平均を上回る目標、令和6年度で全国平均を上回る目標というふうになっていますけれども、非常に不確定な要素が多過ぎて、なかなか判断は難しいと思いますけれども、そのところはある程度何か予測が、修正とかそういう可能性があるのであれば、少し考えをお聞かせ願えますか。

○教育長（和田幸一郎君） それを作った時点では、新型コロナのそういう状況というのはそんなに大きく取り上げられておりませんでした。私としましては、一応今のその振興計画の想定どおり進めていくということで考えております。本来ならば、中学校も令和4年度までに全国平均を超えるという状況まで持っていきたいという高い目標も考えたんですけども、現状を見たときに、とりあえず県平均は令和4年には上回ると、そういう目標設定で取り組みを進めていますので、現時点ではその目標達成に向けて努力をしていきたいと考えております。

○3番（尖 信一君） 小学校6年ではかなり改善というか学力が向上してしまっていて、本当にピンポイントの差で近付いてきているというふうに思っています。今教育長が言われたように、令和4年度ぐらいには、全国平均を上回る想定がなされています。そういう中で、最初教育長が、学力向上には四つの壁があるというのをおっしゃいまして、私ずっとそれが頭に残ってしまっていて、その中で「教師の授業力に問題がある、そこら辺の改善の余地がある」というふうに述べられましたけれども、これは、大阪府の豊中市立大池小学校の例なんですけど、全国学力学習調査結果からの児童の弱点を把握して、非常にここは具体的なんですけど、これはおそらく中学校でしょうね。乗数、除法の独自の教材を作成して、新任、異動教員も共有できるようにしているという学校新聞にそういう記事が出ておりました。学校新聞は図書館にもありますので、一般の私でも拝見することができます。その学校によって、町全体の教育方針によって違うんでしょうけども、この先生たちの持つそれぞれのいいノウハウを市内全体の学校で共有できるような、そういう運営はなされているのか。もしなされていないのであれば、今後すべきではないのかなというふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 以前の質問で、私、四つの視点で学力向上の話をしてしまいましたが、その中でやはり一番の課題は、教師の指導力向上ということで話をいたしました。「教師の指導力向上＝授業の改善」ということになるわけですが、特に小学校の先生たちに比べて、中学校の授業がなかなか改善できないというのは、これは志布志市だけではなくてほかのところでも言えることなんですけど、どうしてもやはり知識注入といいますか、教師主導といいますか、そういう授業になってしまう。それをどう改善していくのかということで、やっぱりお互いのノウハウを共有するというのはすごく大事だと思います。そういうことで、本市においては、例えば小学校においても、地区の研究指定を受けて、そのことによって指導法を学ぶ、そして現在中学校の学力向上も課題ですので、今年度宇都中学校が地区の指定を受けまして、研究を進めていますけど、その

宇都中学校を中心にしながら、それぞれの学校の先生方が集まって、指導力向上を図ると、そういう手立てを今考えているところです。

併せて、今教材の話が出ましたけれども、県の方からそして教育事務所の方から様々な活用の問題、演習問題というのが常に各学校に入ってきているわけですが、その活用が中学校は今一つ十分でないということもありましたので、そのこともいろんな研修会で、啓発をどんどんどんどん活用するよというということで、中学校でも活用が大分図られてきているという、そういう状況がございますので、今後やはり先生方一人ひとりが学び方を学ぶといえますか、そういう姿勢を今後とも持てるように取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

○3番（尖 信一君） 乗数、除法は小学校の課程ですね、私が間違っていました。訂正します。

学校によっては、各先生が、教科ごとの先生が相互に授業を観察して、中にはビデオまで撮って、いいところ、悪いところ、改善策、そういうのを先生の間で共有して改善していくところまで踏み込んで、取り組んでいるところがあるようでございます。ぜひですね、そこら辺は前向きにやっていただければ、この目標達成は十分できるんじゃないかなと思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、3番目の質問に移らせていただきます。オンライン授業が非常に今叫ばれまして、本市では予算化されて一人1台のタブレットが配布されようとしていますけれども、やはり基本的には教科書だと思うんですね。

教科書の選定については以前少し聞いたことがありまして、選定委員会らしきものがあるというふうにはお聞きしているんですけれども、教科書の選定についてのその選定基準や委員の選定方法を少し聞かせていただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

教科書の選定は、通常4年に一度行われまして、今年度は中学校の教科書採択を行ったところです。採択にあたっては、地区採択協議会が設置されまして、教科用図書の調査・研究を行います。調査・研究にあたっては、各教科に精通し、各市町から推薦を受けた教職員で組織する調査研究会や、各学校での教科書研究の意見を基に、地区採択協議会で採択を決定し、その結果に基づき市教育委員会が承認、採択することになります。

教科書の採択の方法は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等の法令で定められていますので、全ての採択地区で同じ方法で採択が検討されますが、最も大切なことは、公正性に疑念を生じさせることのないような採択が行われることだと考えております。

8月に教科書採択が終了し、中学校は来年度から新しい教科書を使用することになりますが、今回も本市の子どもたちの実態に応じた教科書が採択されたものと考えております。

○3番（尖 信一君） 大体10年ごとに学習指導要領が変わりますね。その都度、教科書の改訂も行われまして、ちょうどその学習指導要領が今年変更になるということで、来年2021年度から中学校の教科書、そして2022年度から高校の教科書が変わるといような前提があります。

今回、どうしてこのような質問をしたかと言いますと、志布志市のある教材関係の方が、志布

志市の中学校で使っている数学の教科書は、全国的に見て使用されている割合が非常に低いと。私がおの方から聞いたのは0.5%、全国で使われている学校図書、こちらですね、これは3年生の分ですけれども、私も一応1年から3年まで購入してみました。そして一番使われていると言われているのが、東京書籍ですね。これも1年から3年まで買って比べてみました。その違いはあるんですけれども、いずれも文科省の検定に合格している教科書ですから、どっちがいいとか悪いとかじゃないんですけど、やはり少しずつ違うんですね。そこで、そういうお話もありましたので、全国47都道府県の学校区ごと、学校ごとではございません、学校区ごとに採用されている教科書を数学だけに限って調べさせていただきました。北は北海道から南は沖縄まで全部調べさせていただきました。中学校が1万270あるんですね。中学校で使っている数学の教科書で採用されているのは7社ありました。教育出版、東京書籍、啓林館そして学校図書、それから数研出版、大日本図書、日本文教出版、この7社が全国それぞれいろんな形で使われています。本市の場合は、この学校図書、こちらが使われています。もちろん、県内においてはこっちを使っているところも結構ありますね。ちなみに県内では東京図書を使っているのが70校、これは見やすかったのが学校区じゃなくて学校区の中にある中学校の数を調べて、割り出してみました。70校が使っていました。

それから数学のこの学校図書ですね、これが157校使っていました。そしてもう一つは今日は持っていませんけれども数研出版、これが2校使っていました。全国でずっと調べてみるとこの本県と同じような形で、使用頻度の高い県を調べてみましたところ、新潟県と静岡県、それから広島県、鹿児島県、ここ4県が大体この学校区の中で、60%から70%はこれを使っています。その次に多いのが東京出版、それからその次が啓林館というふうな状況でございました。教材関係の方がおっしゃるには、「非常に頻度が少ない」と。「その原因は大体分かっているんだけど」というふうにおっしゃいましたけれど、更に私もこの中学校3年生までは何とか見ても分かるんですけれども、ずっと見比べてみました。ちょっと2点ほど細かいところで指摘させていただきますけれども、おもしろいことに、この東京書籍の方で1ページ使ってルート2は分数で表せないというのが出ているんですね。こっちにはありませんでした。それらしいことも載っていませんでした。これを1ページにわたって説明しているんですよ。これを見たときにちょっと思い出しまして、自分の持っている本を全部調べて、大学入試の整数問題というのが河合出版から出てまして、これを見たら大阪市立大学の入試の問題に似ているんですよ。その大阪市立大学の入試問題では、2の3分の1乗が無理数であることを示せと、全く一緒なんですこれは。大学の入試問題がここに載っているんですよ。これを見て私もびっくりしました。中学3年生でこんな難しい問題を勉強するんだなど。だからこっちに載っていてこっちに載っていないのがあります、もちろん。どっちがいいとか悪いとかではないんですけども、その教科書を選定する上で、地区で選定されるということでしたから、私はてっきり本市の選定委員会というのがあって、そこで選んでいるのかなというふうに思っていたんですけれども、そうではないみたいですね。教科書の問題とは一概には言えないと思うんですけれども、できれば教育長、本市独自の教科書の

選定というのはいけないんですか。

○教育長（和田幸一郎君） この教科書採択は、地区の採択協議会を設置して教科書を採択するというふうになっておりますので、市町村独自でというのはいけないことになっております。と言いますのは、子どもたちがいろいろと転校とかいろいろな状況がありますので、曾於地区は曾於地区でまとまった形での教科書採択を行うようにということになっておりますので、志布志市単独で教科書採択を行うというのはいけないことになっておりますのでございます。

○3番（尖 信一君） 理解しました。今申し上げましたけど、この検定に両方が合格しているわけですから、良し悪しは別として、こういう違いもあると。たまには教科書を変えてもいいんじゃないかなと。というの、そういう議論が我々には見えてこないんですよ。どういう形で教科書が選定されているのか。実際現場にいらっしゃる方が、非常に使用率の低い教科書を使っているとと言われると、やはり疑問が湧いてくるわけですよ。実際この本市が使っている学校図書には、私たちが勉強した頃は、ピタゴラスの定理といって、直角三角形の方程式がございましたね。斜辺の2乗は残り二辺の2乗のプラスに等しいというのがありましたけれど、これには三つぐらい難しいのが載っているんですよ、本市が使っているのは、ユークリッドの証明とパースカラ、これはインドの数学者なんですけれどもこの人の証明、アインシュタインの証明でそのピタゴラスの定理の証明が出ているんですけども、答えは出ていないです。あとは「インターネットで調べてください」と出ているんですね。何か「えっ、それだけ」ってなりますよね、やっぱね。こちらには、二通りきちんと説明書がちゃんと載っていました。またこちらのいいところは、今ピタゴラスの数字 $c^2 = a^2 + b^2$ と言いましたけれども、これのピタゴラス定理の該当する数式の求め方が書いてありました。これはその点ではすぐれているなど。それは、入試問題でちょこちょこ出るんですね。そういうのも出ているんで一概には言えないとは思いますが、ただ非常に残念なのは、本市単独では教科書は選べないと。私は、今回のこの質問にあたって、てっきり本市で選定委員会があってそこで選んでいるのかなというふうに思って、質問をさせていただいたんですけども、そうでないのであれば、これはちょっと改善のしようがないのかなと。もし、財力があれば2冊買っていただくのもいいのかなというふうに思います。ただ、教科書の内容によっては、これだけ違うんだということも一つ御理解をさせていただきたいなど。そういう形で先生たちも自分の問題を作る上で、補完するべきところ、できたら私は3冊ぐらい違う出版会社の教科書を見ながら問題を作ってもいいのかなというふうに思っていますけど、そこら辺、教育現場の教師としては非常に負担の大きいところだとは思いますが、もし今後余裕があれば、そこまで踏み込んで教材を作っていただきたいなど思っていますけれども、そのところ御意見あれば聞かせていただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） 今回、中学校の教科書採択は全て終わりましたけれども、数学でいうとほとんどが学校図書ということで、一つだけ日本文教出版が始良・伊佐ですかね、私どもはこの教科書採択は先ほど言いましたように、やはり公正でなければならない、透明性がなければいけないということで、教科書採択にあたっては数学であれば数学の専門の先生方が集まって、

そして今回は数学の教科書は7冊でした。文科省検定で県の方に下りてきたのは7社ありましたので、7社を見比べながら最終的に学校図書に決まったということになります。確かに学習指導要領にのっとった形で、それで検定が終えられた教科書ですので、教科書によっては、何を取り上げるのかということの比重は、若干今議員が言われたようにあると思います。東京書籍はこちらを重きを置いているけれども、学校図書はこちらに重きを置いていると、そういう状況というのは出てくると思いますので、そういうのを総合的に見比べながら、調査研究員の方々が教科書を選ぶ。そして調査研究員だけではいけないので各学校も全ての教科書を見ながら、教員がそれぞれ学校の意見を採択協議会の方に届けると、そういうシステムで行われておりますので、とにかく透明性といいますか公正さ、そういうのを常に教科書採択は大事にしなければいけませんので、そういう観点で教科書が選ばれておりますので、確かに中身的にはいろんな状況というのがあると思いますので、本当はやはり数学の先生であれば、ほかの教科書はどんな取り扱いをしているのかなということを見比べながら、ああ、この方法もあるよなというようなことでやっていければ一番いいんでしょうけども、なかなかそういうまだ余裕というのが多分できていない状況があると思います。非常にそういう意味では私も参考になりました。ありがとうございました。

○3番(尖 信一君) 最後にこの教科書のことで、本市が採用している学校図書、これの著者を拝見しますと、35名の方のいろんな全国の大学の教授とか中学校の先生とか高校の先生のお名前が書いてございます。35名載っていました。そこで、これは余計なことかもしれませんが、この学校図書を採用している新潟、静岡、広島、鹿児島が主に採用しているんですけども、その地区の大学の先生が必ず2人ずつ入っておられました。ちょっとそれを付け加えておきます。あとは御判断をお任せしますので。

次に、最後の4番目の質問に移らせていただきたいと思います。この質問は非常に曖昧といえます。かつかみどころのない質問になってしまうかもしれませんが、本市の教育振興基本計画にも「未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む」というのが一番上に書いてあるんですね。この5年間で取り組む政策ということになってはいますけれども、今大学の入試の選抜方法も様々変わりつつあります。

大学入試制度の変更に伴い、受験者の思考力や判断力も求められるようになる中、人材育成のための小・中学校での授業の在り方を今後どのように考えておられるか。大学入試となると高校が非常に重要になるんですけども、そのための小・中学校でやれるべき授業方法とか、児童の育成とか生徒の育成とか、そこら辺について学校教育の方で何か考えがとおりかどうか。もしあれば、聞かせていただけますでしょうか。

○教育長(和田幸一郎君) 大学入試が本年度から共通試験ということのスタートを切ったわけですけれども、一番求められているのは、思考力・判断力・表現力ということでございます。このことについては、小学校においても知識・理解だけじゃなくて、思考力・判断力・表現力を子どもたちにきちんと付けていく、小学校、中学校、そして高校、大学とそれがつながるような状況を作っていくということでございますので、常々教員に対しては、知識・理解だけではなくて、

考える力、思考力、判断力、表現力をきちんと身に付けていくという教育を進めていくようにと
いうことで、これまでもずっと進めてきたところでございます。

今年度、新学習指導要領が小学校はスタートしておりますので、このことはまさに大学までつ
ながっていく教育の在り方なんだろうと思いますので、教職員には、そこら辺の意識を十分持た
せることが大事ではないかなとそういうふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 私、常日頃、教育でまちをつくる、まちづくりは教育だというふうに訴
えてきているわけなんですけども、ちょっと二つほど事例を挙げて、参考になれば採用していただ
きたいなと思っていますけれども。

京都府が、「京都府教育委員会からの挑戦状」というのを出しています。非常に厳しい名前な
んですが、難しいことはないんですね、今教育長がおっしゃったような正解が一つでない問題を出
して、児童・生徒は自分のその興味や関心事に応じた課題に取り組む。そして自分なりの答え
を出していく。だからいろんな児童・生徒の意見が出てくるわけなんです。それぞれの考えに
応じたのが正解だと。でもそれを習慣付けていくと、自分で解決する能力を養っていくという形
の教育方法を、「京都府教育委員会からの挑戦状」ということで出されております。本来であれば、
ここまできると高校で取り組むようなことだと思うんですけども、実社会が今コロナ禍の中
で、ジョブ型の働き方改革を求めている中で、成果が出せているかどうか。時間拘束で判断さ
れるのではなくて、成果で判断される時代に移ろうとしている中で、このような思考力を持った
児童・生徒が求められているという形になりつつあるところなんです。それによって、今教育
長もおっしゃったように、大学の入試方法も変わりつつありまして、推薦入学といいますと指定
校推薦とか公募推薦、自己推薦様々あります。そして来年から、今まで指定校推薦は2名だった
んですけども、これが4名になると。公募推薦は校長が推薦すると。自己推薦はもちろん自分で
アピールして推薦を出すというような方式が取られています。それからAO方式というのもござ
います。そのベースとなるのはやはりセンター試験の結果なんですけども、要するに社会活動でど
のような取り組みをしてきたかというときに、その自分の主張をする場合は、AO試験とか推薦入
学試験という形の中で発揮できるんじゃないかなというふうに思っています。自慢話をするわけ
じゃないですけども、今回のとんがり新聞の7号に、「STOCKリーグ」というのを御紹介して
います。中学校、高校、大学、ここでグループを組んで自分たちで研究課題を見つけてそれを発
表すると。ページの一番最後に書いたんですけども、ちょうど今年度の分は今日の9月10日が
締め切りでありました。これは野村證券と日経新聞が協賛でやっているんですけども、毎年す
ごい研究結果が出ているんですね。年によっては大学生が優勝したりとか、もちろん大学の部門、
中学校の部門、高校の部門それぞれ最優秀賞が選ばれるんですけども、全体の最優秀賞の中
には、中学生が入ったり高校生が入ったり、本当に素晴らしい研究をやっているんですね。こ
ういう問題解決型の研究をしていくことで、例えば推薦入学でそれが使えたり、AOの試験
でそれが使えたりしてくるわけなんです。入賞している高校、中学校をみますと、ほぼや
はり都市部が多いですね。できれば本市でも、志布志高校や尚志館高校でも、そういう「
STOCKリーグ」

に参加して、自校の研究課題を見つけて、できれば推薦入学ができるような形で、更に上を目指すような生徒が出てくるような形にさせていただきたいなというふうに思っています、そのベースとなるのが小学校、中学校時代からの勉強かな、研究かなと思っています。

そういうような形で参加する受験方法もありますけれども、ちょっとおもしろい記事がありましたので、ここを一つだけ御紹介させていただきたいと思います。石垣島では、東京大学の学生サークル「UTFR」、これは何と読むのがちょっと分からないんですけども、ローマ字で「UTFR」というのがあります、東大生がサークルを立ち上げて、いわゆる進学校からではない普通の高校から東大に進学した学生の集まりなんですね。代表の方は通信教育で東大に入った方なんですね。この方が石垣島に行って、まちづくりのために、まちと共同して石垣島から東大に100人送ろうという活動を今なさっておられます。今年は2名が手を挙げているらしいですね。一人は普通のセンター試験から入ると、一人は推薦入学から入ると。こういう活動をわざわざ東京から行ってやっているグループがあるわけなんですね。これは石垣島のまちづくりの一環として、この教育に尽力をしていると。積極的に活性化をして果敢に実施しているというのが紹介されておりました。これを見たら、何か昔の「ドラゴン桜」を見ているような感じがしましてですね、「ドラゴン桜」の石垣版みたいなのかなというふうに思ったりもしたんですけども。本市にとっても、教育はまちづくり、まちづくりは教育にあるという理念の下に、ぜひとも教育をおろそかにせず真剣に取り組んでいただいて、未来ある子どもたちのために、本当に様々な人材育成ができるような教育方針をとっていただきたいなというふうに思っています。

そこで、最後に市長にそここのところの教育に関する考え方をお聞きしたいなというふうに思います。

○市長（下平晴行君） 尖議員の御質問にお答えいたします。

大学入試改革は、子どもたちが未来を切り拓くために必要な資質・能力の育成を目指して高大接続改革の一環として取り組んでいるものであります。これからの大学入試は、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度と学力の三要素について、多面的・総合的に評価する入試に転換されます。

小学校では、先ほど教育長も申しましたが、今年度から新学習指導要領が完全実施されており、中学校においても令和3年度より完全実施になります。新学習指導要領では、これから求められる資質・能力として、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等が示されております。

この三つの資質・能力は、大学入試で求められている学力の三要素につながっていくものでありますので、小・中学校において新学習指導要領の趣旨を踏まえた教育活動が推進され、小・中・高・大とつながっていくような取り組みになることを期待をしているところでございます。

○3番（尖 信一君） 今の市長のお言葉を聞いて、非常に心強い限りであります。非常に重要なところが出ました。小・中・高・大連携と。伊崎田小・中学校では一貫授業が行われていますけど、むしろ小・中・高までせめて高校まで一貫した市が運営する学校運営という形にしていた

できればなというふうに思いますので、そのところを今後の課題として、ぜひとも取り組んでいただきたいなと思います。

この点について教育長、一言あればお願いします

○教育長（和田幸一郎君） 教育というのは、一貫性というのが非常に大事になってくるかと思っています。今伊崎田小学校が一貫型の小・中学校ということになっていますが、ほかの学校が全然していないかというところではなくて、中学校区ごとに小・中連携というのは十分図っています。あとそこに高校が入ってくるということでいきますと、志布志高校の生徒が、各学校で学びの機会をやっていくというような、そういう機会が高校の方から提案があったりしますので、そういうこと等も十分活用しながら、高校との連携というの、また今後積極的に図っていきたいというふうに思っています。

具体的な例でいいますと、例えば、志布志高校の体育祭には、小学校のあるいは志布志中学校の生徒達も見に行き、高校生の活躍の様子を見ると、そういうところでまた刺激を受けると、そういう様々な面でこの小・中学校の連携というのが図れていくような、そういうことについて私も今後ともまた努力をしていきたいというふうに思います。

○3番（尖 信一君） 毎年二百六、七十人の中学3年生が卒業するわけなんですけど、残念ながら志布志高校も80名ぐらいの入学希望者しかいないということで、3クラス維持も非常に難しくなっていると。270名ぐらいの中の半分ぐらいが志布志高校に入ってくれるような形になれば、非常に素晴らしい学校運営がまた出てくるんじゃないかなというふうに思っていますので、そこら辺をまたぜひとも前向きに捉えて、取り組んでいただきたいなということを要請しておきます。

最後に、コロナ禍の対応について質問させていただきます。この2番目については、野村議員がほとんど質問なされていますので、ここはもう大分省略させていただいて、1番目に重きを置いて質問させていただきたいと思います。

現在、第2波と言われている感染症が拡大する中、様々な政策が本市でも実施されています。今後まだまだ収束が見えない状況で、経済的支援の在り方、本市の長期的な取り組み方について質問させていただきたいと思います。

感染症が発生するたびに行う補助事業・支援事業は、一時的な対処であろうかと思っています。市民が安心して経済活動に参加できるように、様々なウイルスを不活性化できる機器の導入に対して、補助金を交付することで経済の活性化を図る考えはないかをお伺いします。

○市長（下平晴行君） 現在も、全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大している状況であります。本市におきましては、様々な経済、感染予防対策を推進しているところでございます。

御質問の様々なウイルスを不活性化できる機器の導入に対する補助金の交付等については、今回の新型コロナウイルスに対して、オゾンによる不活性化することが確認された機器があるということの情報提供を受けまして、調べたところ、新型コロナウイルス感染症対策におきましては、世界中で感染症予防策としてワクチン開発、ウイルスの不活性化等における研究等が様々な分野でなされております。今後そのような新規性の技術開発の情報を注視しながら、有効性や必要

性を確認した上で考えているところでございます。

○3番（尖 信一君） 本市では、ほぼ2か月ぐらい発生者が出ておりませんので、少しはひと安心というところなんですけれども、ただ、飲食店それから宿泊所それから接客を伴う飲食業は、本当にいつ廃業するかというような状況であります。私も何人かとお話をさせていただきました。そういう中で、事前に少し情報を提供しておりましたけれども、この6月ぐらいから様々な機器が販売されております。そこをちょっと紹介しておきたいなと思います。市長、さんふらわあに空気清浄機が導入されているのは御存じですか。

○市長（下平晴行君） いえ、知りませんでした。

○3番（尖 信一君） さんふらわあが、先月の3日にプレス発表をしました。ダイキンという大手の空調機メーカーですけれども、要するに冷暖房のフィルターを同社製の高性能H E P Aフィルターに取り替えているんですね。一部の客室にはパワフル光クリエール、ちょっと小型の冷蔵庫のような、定期的に空気を清浄するという機器が導入されていました。私はこの前大阪に行ってきましたけれども、確認してきました。

それと住友化学、具体的に企業の名前を出させていただきます。ここが抗ウイルス剤を室内に散布する装置を発売しています。普通、抗ウイルス剤というのは銀で作るらしいんですけれども、非常に危険性があるということで、これを植物由来の原料などを採用して柱などに設置して、散布するようになってきているようでございます。

それから、また大手の電機メーカー、スタンレーですね、ここが深紫外線、深い紫外線を利用した細菌除去を、以前から持っていた技術ですね、貯水タンクの殺菌に使われていた、光源が水銀で使用されたものをL E D化することで、安全に軽量化することに成功したということが6月28日に発表されて、これが2か月後に新聞の一面にその深紫外線のスタンレー電気の広告が出ていました。たまたま見つけました。そしてこの深紫外線は、日機装株式会社が宮崎大学と連携して、やはり深紫外線には除菌効果があるという研究結果が公表され、同社製の機械を販売しているようであります。

そして4番目に、今市長がおっしゃいましたオゾンを利用したオゾン発生器ですね。オゾンというのは、高濃度は人体に非常に危険なんですけれども、オゾン発生器は低濃度の0.1ppm以下のオゾンを24時間365日、やはり2.5mぐらいの高さのところに置いて、ずっと出しているらしいんですね。それは4、5年前ぐらいから既に販売されていたんですが、脱臭とかペットの臭いをとるとかそういう作用ですね。それからインフルエンザの菌も除去するというので、非常に様々な機関が既に取り入れていました。例えば消防車、全国240の消防本部に採用されています。東京都もちろん入っていますね。鹿児島県では、いちき串木野市の消防本部の消防車ですね、これに入っているみたいです。その他は、例えば東京消防庁ですね、それから国立がんセンター、国立大阪南病院とか、様々な国立病院、名前は言いませんけど全部で7か所ぐらい入っています。そして東大の医学部、慶応大学ですね、それから大阪大学の微生物研究とかいろんな病院に既に入っておりました。これはおそらくインフルエンザ対策だと思います。それがなぜ注目されたか

といいますと、先月でしたか、奈良医科大学が新型コロナウイルスも不活性化するというのをプレス発表しました。これに追随して藤田医科大学、これは慶応大学の系列の医科大学ですけども、ここも同じように発表しています。この藤田医科大学というのは非常になじみが薄いんですけども、ウイルス感染については日本のトップクラスらしいです。これを作っているメーカーの説明会がありましたので、それをこの前大阪に聞きに行ったんですけども、そこの企業は、従業員はたった35名ぐらいなんですけれども、30名がいろんな大学を出た研究者でした。いわゆる研究技術者集団という会社でございました。

このオゾン、御存じのように「O₃」と書きます。これが出されると、「O₂」と「O」に分かれるらしいんですね。一つの酸素「O」は、非常に不安定になって何かを求めららしいんです。それがコロナウイルスだったりインフルエンザの菌だったり、それに付着することで不活性化するというこのようなんです。実際実験をやったのが、20cm、40cm四方の箱の中にアルミ板を入れて、その上に10の6乗のコロナウイルス菌を付着させて、オゾンを流してみる。そしたら2時間で全部不活性化されたということなんです。2時間という長いように思えるんですけど、一般に人が会話で出すエアロゾルですね、これが大体1,000から3,000らしいんですね。浮遊していますので非常に引っ付きやすいんですね。だから、アルミ板の10の6乗を2時間で不活性化していますけれども、浮遊しているエアロゾルは非常に短期間で不活性化するというようなことを説明されていました。おもしろいことに志布志市の病院のある先生が、2台導入されています。半信半疑で導入されたと思うんですけども、その先生がたまたまドクターヘリに乗られたら、そこにも付いていたと。慌ててあと2台欲しいということだったららしいんですけども、もう7月から製造が追いつかなくて、私ももう3か月待ちの状態であります。

ある大手の警備会社が、万単位で購入したらしいんですね。自分のところの得意先に販売したいというようなことで、品薄、全く品物が無い状態でございます。これは市長見られましたかね。この会社がNHKで放送されています。その後、各放送局、全部の放送局でも放送されています。こういう機器を導入して、これが完璧な除菌ができるかどうかまでは私も分かりませんが、この納入実績を見ると非常に有望ではないかなというふうに思います。各消防署、救急車、それから各国立大学、様々なところに入っています。ドクターヘリにも乗っているようであります。そして直近で岡山市が212台導入が決定しています。それから宇和島市が59台導入をしているようでございます。この以前にもあるんですが、今日の夕方しかそのリストが手元に入らないものですから、直近の分でこの二つの市が導入を決定しているようですね。もし市長、こういう機器があれば、毎回毎回補助金を出すのではなくて、この機器の購入資金の半分でも補助を出して、本庁、支所、図書館それから文化会館そして飲食店、宿泊所、こういうところに導入するための補助を考える、そういうことはできないものでしょうか。

○市長（下平晴行君） このオゾンの件については、ある大学と研究している段階で、11月から12月になると、活用ができるんじゃないかというのは、私もテレビを見たところではありますが、今議員がおっしゃるように、そういう効果があるのかどうかと疑うわけではありませんが、やは

りこれも金額を伴いますので、これも内部で十分協議をして対応してまいりたいと思います。

○3番(尖 信一君) これは、実際もう既に実績が出ています。産学連携というのがあります。この会社がこれまで様々な病院や大学と研究を重ねてきています。大阪府立病院機構大阪国際がんセンターとか北里大学の医学部、大阪大学の医学部、それから大阪大学医学部の附属病院とか、それから防衛省、東京工業大学の工学部とも高濃度オゾン発生体の開発をやっています。申し忘れましたが、自衛隊でも導入されています。当初は1佐、2佐の部屋までしか入ってなかったらしいんですけど、このコロナウイルス感染症が拡大したために、3尉の部屋まで全部付けたらしいですね。そこのところを付け加えておきます。ぜひとも、もし手に入るようなことがあれば、考慮していただきたいなと思います。

最後にコロナ禍の中で、初めて東京都の人口が7月ですけれども、この通告書には2,200と書いていますけれど、計算をし直しましたら2,500でした。2,500人ほど流出超ということが発表されました。感染を恐れての地方移住が起きているとの一部報道もありますけれども、本市でも先ほど野村議員の質問の中で、様々なやりとりがありました。移住・交流サポートセンターの設置とかいろいろ考えておられますけれども、ここの一番の問題は受け入れ側の態勢だと思います。来ていただくのはいいけどスペースが無い。従業員の住む場所が無いと。車も購入しないと。様々な問題点があるかと思います。そのことをクリアしながら、できれば市長にこの期間に県外でトップセールスをしていただきたいなというふうに思っています。

といいますのも、株式会社パソナという人材派遣会社がありますね。南部さんという方が社長ですけれども、ここが本社スタッフが1,800人いるんですけど、そのうちの1,200人を本社機能とともに兵庫県の淡路島に移転をするというふうに発表しています。なぜ淡路島かと言いますと、南部さんの出身ということもあるんですけども、以前からまちおこしのためにパソナが一生懸命協力して、淡路島と提携して移住・定住を促進してきたという流れが元々あったんですね。そういう流れがあったがために、1,200名を本社機能とともに淡路島に移転すると発表しております。そして、九州経済産業局長の米田健三さん、この方も九州への企業誘致を一生懸命推進していくとおっしゃっていますので、今の時期としては非常にチャンスかなというふうに思いますけれども、市長どうでしょうか。

○市長(下平晴行君) 収束の見えないコロナ禍により、都心部から地方移住や大手企業の本社機能を地方に移転させるという事例は出てきているようではありますが、今回の市内における事業用地や商業用地としての民間所有の空き地、そしてテナントしているところに来ていただくというのは市の経済発展につながるために、市としては可能な限りPR協力していきたいというふうに考えております。

○3番(尖 信一君) 昨日同じ会派の小野議員がランドバンクということで、専門家を一団体にしておいて窓口を一本にして、空き家対策ということを質問なさいました。これは去年だったと思いますけれども、私も同じような質問をさせていただいています。こういうことをもっと早く取り組んでおれば、今回の企業誘致には十分対応できたんじゃないかなというふうに思っています。

でも、まだ遅くはないですよ。企業がそう簡単に、じゃあ来月から本社を志布志市にというわけにはいきませんから、様々な社員がおれば、その社員の家族もいますので、学校の問題とか教育の問題とか関わってきますので、そういうことも含めて企業は考えてきます。ですから、できれば今からじっくり腰を据えて、志布志市の人口増加4万人を目指すためにも本社機能を志布志市に移すと。それについては、優遇制度を設けるとかいろいろな策があろうかと思しますので、そこら辺をぜひ今後市長のトップセールスでできれば、昨日の一般質問の中でありましたように、弁護士や司法書士や宅建業の関係の方、建設業の関係の方、そういう方々の協力を得て、早くチームを作って実施していただければと思います。市長、最後そこだけもう1回お願いします。

○市長（下平晴行君） 昨日もランドバンクというような組織を作って、いわゆる行政も民間企業も、あるいはそれに関わる司法書士、行政書士等々の方が入って、そういうものを設置することでの企業誘致ということの取り組み等をしていくことで、市の活性化が図られると思いますので、そこら辺は十分内部で協議をしまいたいというふうに思っております。

○3番（尖 信一君） ぜひとも、よろしく要望しておきます。

最後にちょっと要望として、この前の臨時議会でも西江園議員が質問されました。今回の予算説明書を見て感じたんですが、去年の予算審議で2回私お願いをしたんですね。予算資料の説明が非常に簡単すぎます。私、一つの事業で1ページ使ってもいいと思うんですよ。説明不足ですから議員は質問するんですよ。時間も取られるんですよ、やっぱりね。例えば今回予算説明書の2ページの移住定住の委託料。委託料と書いてあって六百何万円。なぜ委託料なんですか。その選定基準とかコミュニティスペースとかコワーキングスペースをどこに設けるのか、どれくらいのスペースなのか、そこら辺も細かく書いていただきたいなど。予算説明書はそうあるべきではないかなというふうに思います。本来の予算書と同じぐらいの厚さでもいいんじゃないかなと思います。そこを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、尖信一君の一般質問を終わります。

ここで、換気のため、2時25分まで休憩いたします。

—————○—————

午後2時15分 休憩

午後2時24分 再開

—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、5番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○5番（青山浩二君） それでは、改めましてこんにちは。会派、真政志の会、青山浩二でございます。

まずは、まだまだ全世界で猛威を振るっており、終息の道筋が見えてきていない新型コロナウイルス感染症に罹患された方々におかれましては、謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い御回復を心よりお祈り申し上げます。また、お亡くなりになられた方におかれましては、

謹んでお悔やみを申し上げます。そして、今現在もなお最前線で国民の治療にあたってくださっている医療従事者、介護従事者の方々に心より敬意を表したいと思います。市民の皆様も不安の日々を過ごされていることと思います。一日も早くワクチンそして特效薬が開発され、このコロナ禍という事態の終息を心より願っているところでございます。

また、市当局におかれましては、7月初旬の豪雨災害、そして先日の台風10号による災害、これらへの迅速な対応方、本当にありがとうございます。この場をお借りして感謝申し上げます。7月の豪雨災害の復旧がまだ終わっていない時期での今回の台風10号による災害対応ということで、担当課、主に建設課そして耕地林務水産課が中心になると思いますが、本当に休む時間も無いぐらいだと思います。まだまだ完全復旧、完全復興までは時間を要すると思いますが、市民の安心安全な日常生活を取り戻すために頑張ってくださいというふうに思っております。

それでは、通告書に基づき、順次質問をしていきたいと思っております。

それでは早速、本庁舎移転計画について、これ一本で今回は質問をしていきたいと思っております。この問題については、昨年6月議会において、賛否様々に議論された末、短期計画の部分でございまして、管理部門と議会が、令和3年1月1日に移転するということが可決されたところでございまして。昨年の12月議会の一般質問のときにも言いましたが、私は基本方針が示されてから、可決されるまでの7か月間、様々な角度から考察し、また様々な住民の方々と意見交換等を踏まえ、最終的には賛成できないという立場から反対票を投じたわけでございまして。ただ、私自身は反対はしましたけれど、可決にしたのは議会でございますし、私も一議会人として議会が決めたことについては真摯に受け止めているところでございまして。そして、これも前回言いましたけれども、今回の質問においてもこれまでの過程について否定するような質問ではありませんので、そこは市長におかれましては御理解いただきたいと思っております。あくまでも、今後のことについて令和3年1月1日に移転するわけですから、1月2日以降のことについて、現在どのような形で議論が進んでいるのか、主にその点についての質問になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず移転に係る費用は総額幾らになるんですかというところをお聞きしたいと思います。これについては、志布志支所の改修費、それから改修に係る設計費、そして有明本庁舎の改修費及び引っ越し費用。また、本年6月議会で追加補正された志布志支所のアスベスト除去工事費、これらを個別に示していただいて、最後にトータルの数字をお示しいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 青山議員の御質問にお答えいたします。

本庁舎移転に係る費用につきましては、今年度当初予算において志布志庁舎に係る改修費用を9,370万8,000円、有明庁舎に係る改修費用を701万5,000円、備品等の運搬等に要する経費として500万円で、合計1億572万3,000円を計上したところでございまして。その後、補正予算第6号としてアスベスト除去工事等に係る費用2,800万円を追加で計上したところでございまして。これらに令和元年度の志布志支所庁舎改修工事实設計業務委託料が385万円の実績がございまして、これを加えた本庁舎移転に係る費用の総額は1億3,757万3,000円となっているところでござい

す。

○5番（青山浩二君） 今の市長答弁でいくと、1億3,757万3,000円、約1億3,800万円ということになりますが、この移転費用については、昨年の6月議会で私と市長とでこのようなやりとりがあったところでございます。昨年の6月の時点では、概算ではありましたが約1億円程度、移転に係る費用が計上されておりました。そのことを踏まえ、私が「この1億円という数字も、本当にこれで収まるのか不安であり心配でもある。これを大幅に上回るような結果が出たらどうするおつもりですか」という質問をいたしました。これに対し、市長は「誤差は数百万円程度はあるかもしれないが、そういうことはないというふうに思っております」と答弁されております。今回は1億3,757万3,000円、こういうしっかりとした数字が出ております。しかも約3,800万円オーバーしているわけでございます。アスベストの除去工事が当初からすると予期せぬことだったとはいえ、結果的に当初の予想よりも約4割増となっております。このことを市長はどう捉えているのか。これでもまだ誤差の範囲内ということでしょうか。

○市長（下平晴行君） 志布志庁舎改修工事の際に、法令に基づく事前調査を実施した結果、アスベストの含有が確認されたところでございます。当初予算計上時におきましては、アスベストが含まれているか否かの確認ができないことから、アスベスト除去工事は想定外であり、法に基づき、飛散防止措置を講じなければならないことから、必要経費と考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） 私は、これは誤差の範囲内ということとは言えないと思っております。大幅に経費が上回ってしまったというふうに率直に思っておりますが、私も当初計画から4割程度増えたから、この計画をやめてくださいというつもりは毛頭ありません。ただ、市長においては潔さも大事であろうかと思えます。「予期せぬことだったとはいえ、結果的に4割程度増えることになり申し訳ないと思うが、私としてはこういう思いがあるからこの計画を進めていきたい。だからどうか理解をしていただきたい」という、このような言葉が大事な部分であると思っております。市長が政治生命をかけて腹をくくった政策であるならば、なおさらそれぐらいの言葉があってもいいのではないかと思います。市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 本庁舎移転に係る予算につきましては、実施設計を基に十分な精査を行った上で、当初見込んでいた概算費用とほぼ同額になったところでございますが、今回当初の段階では、想定できなかったアスベスト除去工事が追加されたことにより、結果的に、現在の事業費が約1億3,800万円となったところでございます。

令和3年1月1日の本庁舎移転に向け、移転作業を遅滞なく行うためには、法定に基づく必要な措置を講じなければならないことから、市民の皆様には御理解いただきたいというふうに思うところでございます。

○5番（青山浩二君） 私は、今後移転費用について市民の方々から、「幾らになるのか」と聞かれることがあるかもしれません。また実際数名の方からは聞かれております。その方々への回答として「約1億3,800万円、当初想定していた費用よりも約4割増でありましたが、市長は議

会で潔く、増えた分については謝った上で、それでもこの政策を理解していただきたいと答弁したんだよ」というふうに答えることができます。その潔さの方が、市民の皆さんの理解を得る最善の方法だと私は思いますが、いかがですかね、市長。この「申し訳なかった」という言葉は出てきませんか。

○市長（下平晴行君） アスベスト除去工事に係る費用の補正予算、増額分につきましては、当初予算時には想定外のことであり、このことにつきましては、6月定例会におきまして、その経緯を説明申し上げ、十分な審議を経た上で可決いただいたものと認識をしているところでございますので、結果的に現在の事業費が1億3,800万円となっていることにつきましては、市民の皆さんに御理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

○5番（青山浩二君） 市長、なかなか「申し訳なかった」という言葉は出てこないところでございます。市長もですね、結構頑固かなというふうに思います。私もこうと決めたら引かないタイプだと自己分析はしているんですが、市長もそのような性格の持ち主だと感じたところでございました。

市長、この点についてもう一回だけ聞きます。オーバーした分については、私十分理解しますので、結果として「申し訳なかった」と、この言葉だけが足りないわけでございます。市長どうでしょうか、この言葉があるだけで、納得、理解する市民が多く出てくるとは思います、最後です。いかがですか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、結果的に事業費が1億3,800万円となったということにつきましては、市民の皆さんに理解をいただきたいというふうに思うところですが、申し訳ないという言葉を使ってしまうと、これは議会でもしっかり承認をして可決していただいたということでもありますので、そこは御理解をしていただきたいということでとめていただきたいというふうに思います。

○5番（青山浩二君） 分かりました。今似たような同じ質問をちょっと角度を変えながら、3回聞いてみました。でも、この「申し訳なかった」という言葉は出てきませんでした。この後、このやりとりを何回聞いても言わないと思いますので、市長の気持ちとしてはオーバーした分3,800万円、これについては申し訳なかったという気持ちが、私自身無いというふうに解釈したいと思います。

それでは、この移転費用について関連がありますので、もう一点だけお伺いしたいと思います。現在、志布志支所の改修工事が着々と進んでいると思います。この工事の進捗率、今現在で何%進んでいるのでしょうか。6月にアスベスト除去工事が追加になりましたけれど、予定どおり工期には完成する予定でしょうか。

○市長（下平晴行君） 工事の進捗率につきましては、8月末現在の出来高でございますが、志布志支所庁舎改修工事が29.79%、アスベスト除去工事が31.88%となっているところでございます。いずれの工事におきましても、おおむねスケジュールのとおり順調に進捗をしているところでございます。

○5番（青山浩二君） 工事の進捗率については理解いたしました。また、内部的なことですが、課それから係に少しは動きがあったのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 移転作業につきましては、年末の限られた期間で、移転作業を行う必要があるところですが、効率的な移転作業を行うために、段階的な移転を計画しているところですが。全体的な移転作業を行うこととしている年末にかけて、繁忙期を迎える港湾商工課シティセールス室が8月24日に先行して志布志支所2階に移転し、それと入れ替わる形でそお地区障がい者等基幹相談支援センターが、有明本庁2階の港湾商工課シティセールス室ふろさと納税係の場所に移転をしたところですが。

○5番（青山浩二君） そういう動きについては、市民の皆さんにもお知らせする必要があると思います。例えば、今市長がおっしゃいましたシティセールス室に用事があって有明本庁、ここに来たけれども、既に現在は移転していますので、改めて志布志支所に行かなければならないと、こういった二度手間を防ぐためにも、市民の皆さんに不便を感じさせないためにも、最善の努力をしていただきたいと思います。今回のこういった動き、それから今後また少しずつ動きがあるかと思いますが、こういう動きを市民の皆さんにどういった形で周知していく計画でしょうか。

○市長（下平晴行君） 港湾商工課シティセールス室の志布志支所への移転につきましては、市報、市ホームページに掲載し、市民の皆様にお知らせをしたところですが。今後も引き続き、段階的に移転の状況を適宜お知らせをしていきたいというふうに考えているところですが、議員おっしゃるように、やはり市民の皆さんに手間を取らせない形での情報提供を、しっかりやっていきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 短期計画の全体から見ると、今回の移転、それから今後発生するであろう少しずつの移転、こういったことはごく僅かなことかもしれませんが、小さなことでも確実にかつ全市民に周知が行き届くように、最大限の配慮というものをお願いしておきたいと思います。それでは次に、専門知識を持つ学識経験者、市内各種団体の代表者及び市民の代表者で構成される「志布志市庁舎等の在り方検討委員会」についてお聞きしたいと思います。

まず、5月に委員募集ということでホームページにアップされた記事を見たわけですが、そのときは、「志布志市庁舎等の在り方検討委員会（仮称）」というふうに書かれておりました。仮の名称ではありましたが、今はこの（仮称）は取れたのでしょうか。「志布志市庁舎等の在り方検討委員会」という正式な名称でよろしいのでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、5月の委員会募集の際はまだ庁舎等の在り方検討委員会の設置要綱を制定していなかったことから、仮称と表記しておりましたが、先月、設置要綱を制定しましたので、現在は仮称の表記は無く、会の正式名称を「志布志市庁舎等の在り方検討委員会」としたところですが。

○5番（青山浩二君） 分かりました。それでは、質問をする前に、まずは本年3月定例会で、岩根議員がこの在り方検討委員会の設置時期についてお尋ねをしております。そのとき市長は、「新年度になってすぐに取り組みをしていきたいと考えている」というふうに答弁をされてお

ます。新年度すぐといたしますと4月、5月ぐらいになるわけですが、コロナ対策で当局及び担当課においても、本当に対応にバタバタしていた時期だというふうに思います。そのような中においても、5月には委員の募集を開始してくださいました。まずは、このように答弁どおり早急に取り組んでくださったことに関しては、率直に感謝申し上げたいと思います。

それでは、この在り方検討委員会について、一つ一つ質問していきたいと思います。

まず、この委員会の委員についてでございます。専門知識を持つ学識経験者、市内各種団体の代表者及び市民の代表者、これらで合計12名と理解しております。個人名を出すのはNGだと思いますので、どういったお立場の方々が委員なのか、それぞれに詳細にお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 学識経験者につきましては、包括連携協定をしている鹿児島大学から理工学研究所、工学系の鯨坂教授と、法文学部でまちづくりを専門としている片野田准教授の2人でございます。

各種団体の代表者等につきましては、志布志市校区公民館連絡協議会、志布志市認定農業者会、株式会社志布志まちづくり公社、志布志市港湾振興協議会、志布志市PTA連絡協議会、特定非営利活動法人三方良、公益財団法人新大隅青年会議所、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会の8団体を代表する方でございます。市民代表につきましては、公募要件にもあった子育て世代の方と本市に移住してきた方2人でございます。

○5番（青山浩二君） 分かりました。

それではまず、専門知識を持つ学識経験者、市内各種団体の代表者については、当局からこの委員会の委員になっていただけませんかというふうに、願いをされたんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 学識経験者につきましては、包括連携協定を締結している鹿児島大学の事務局を通じて依頼をしたところでございます。各種団体や公募要件に関係のある課と相談をし、選考したと報告を受けたところでございます。最終的には市から委員への就任の依頼をし、承諾をいただいたというところでございます。

○5番（青山浩二君） それでは、その中で学識経験者の方ですけれども、地震・津波に関する専門家が入っていなかったというところが、私個人としては非常に残念なところでございます。これは、3月に岩根議員も言っていたことですけれども、私も全く同じ考えであります。有事の際のことを考えて、いかに市民を守っていくのか。そして職員も増えるわけですから、いかに職員も守っていくのか。そこら辺もこの委員会で議論してほしかったなというふうに思っておりますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 今回設置した庁舎等の在り方検討委員会は、本庁機能全体の移転及び新庁舎の建設について調査・研究をするものでございます。なお、検討委員会には関係課長等も出席し、委員会からの意見・質問等に対応することができるよう、体制を整備しているところでございますが、今後議論を進めていく中で、地震・津波の専門的な意見を伺う必要があれば、オブザーバー的な立ち位置でアドバイスをいただけるよう、調整はしていきたいと考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） 分かりました。もし、そういう地震・津波、そういったテーマが議論のテーブルに上がったら、その地震・津波の専門家をお願いをすると、話に加わって下さいというふうをお願いをするということで理解をいたしました。確かに、この地震・津波に関する専門家の方が常時委員になれば、市長の意に反して否定的な意見を言うことがあるかもしれません。ただ、市長が腹をくくった政策ならば、そこから逃げたらいけないと私は思っております。そういった意見も踏まえて、どうしたら市民の生命と財産を守っていけるのか、こういった部分も建設的に話し合う委員会であってほしかったというふうに思っております。常時、この地震や津波に関する専門家の方が委員にならなかったということは、本当に残念ではありましたが、市長、もう一回ここについていかがですか。

○市長（下平晴行君） 今回設置した庁舎等の在り方検討委員会は、先ほど言いましたように、本庁機能全体の移転及び新庁舎の建設について調査・研究をするものでございますので、その中で、建築とまちづくりの学識経験者が必要と判断したところでございます。

○5番（青山浩二君） その部分については理解をいたしました。本当にそういう地震・津波の件が議論のテーブルに上がった際は、しっかりとその専門家の方も呼びして、いろいろアドバイスをしてもらいたいというふうに思っております。

それでは、次に市内各種団体の代表者についてお伺いします。ここについては、先ほど市長の方から答弁がありましたが、8名ということでございますが、市内にも各種団体、大きな団体から小さな団体まで数多くあると認識しております。今回この8団体を選考した理由、選考基準があればお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 今回、将来的な庁舎の在り方を検討するにあたっては、様々な業種や団体から意見をいただく必要があるところでございます。総合振興計画審議会やまちづくり委員会を参考にし、産業ごとに農業、商業、港湾企業、福祉の各分野、市内でそれぞれ活動されている団体を選考したところでございます。

○5番（青山浩二君） この8団体というところについては、大方理解をしたというところでございます。

それでは、次に行きます。市民の代表者2名ということですが、私はここに一番着目をしているところでございます。募集の段階で2名募集ということでございましたが、市長の政治理念である市民目線、市民が主役のまちづくりの観点からみれば、この2名募集というのはあまりにも少なすぎると考えます。市長はどういったお考えの下、募集定員を2名としたのかお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 市民代表委員が2人となっていることにつきましては、総合振興計画審議会の公募委員が2人だったこと及び県内他市の類似委員会を参考にした結果、2人が妥当と判断したところでございますが、各種団体の代表者等の8人も市民の方でございまして、団体を代表しての意見も、そして市民としての意見もあろうかと思っておりますので、それぞれの立場で意見をいただければというふうに考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） 本当に市民の声を幅広く聞くためには、市民の代表者、この部分に対しては少なくとも4、5名は欲しかったなというふうに思います。先ほどの各種団体の8名とは別に、この市民代表者には4、5名は欲しかったなというふうに思っております。

それでは、この2名の募集に対して、実際何名応募してきたのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 募集期間を5月1日から6月1日までとし、応募条件を市内に在住する者であって、現に子育てをしている者、市内の企業に勤務する20代から30代までの者、移住して5年以内の者として募集を行ったところでございますが、結果的には応募が無かったというところでございます。

○5番（青山浩二君） 今の市長答弁でいきますと、応募者は無しということでした。この結果については、私も少々驚きを隠すことはできませんが、なぜ応募者がゼロだったのか。このことに対し、検証はしたのでしょうか。私は、市のアナウンス不足だったのと同時に、この後質問しますけれども、先ほど市長の答弁にありました応募資格、これにも関係するんじゃないかなというふうに思っております。この応募者ゼロということに対し、事後検証ということはされたのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 委員の募集につきましては、市ホームページ、市報、LINEで周知を図ったところでございますが、結果的に応募は無かったところでございます。事後検証につきましては、委員募集に関するホームページ上のアクセス件数が385件あったことを確認しているところでございますが、応募に至らなかった要因と個別の検証までは、確認はできていないところでございます。

○5番（青山浩二君） やはり、こういう応募者ゼロという結果になったのなら、なぜこうなったのか、例えばこの委員会だけではありません。市が行う様々な事業に対して予定通りいかなかったことは今後も出てくると思います。そして、同じことは繰り返さないという気持ちで、次の事業に取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、そういう意味でも今回のような結果が出た場合は、事後検証ということは非常に大事な部分であると思います。市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、事後検証はこの事業に限らず、全ての事業にとって大変大事であるというふうに考えているところでございます。様々なまちづくりに市民が積極的に参画することができるよう、市民が主役のまちづくりの実現に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） 今言ったように、事後検証ですね、本当に大事な部分であると思いますので、今後はそういった部分で取り組んでいていただきたいというふうに思います。

それでは、この市民代表の2名の方々は、どういう方法で選んでいったのでしょうか。そこをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 公募との整合を図るため、公募条件を満たす必要があると考え、子育て世代にあっては、子育て支援センターに相談し、推薦のあった方。移住者にあっては、今年の3

月まで、地域おこし協力隊として活動していた方を選考した旨の報告を受けたというところでございます。

○5番（青山浩二君） この委員というのは、本当に重責を担っていると思います。その2名の方々は快く引き受けてくださいましたか。

○市長（下平晴行君） いずれの委員の方も、快く委員への就任を承諾していただいたところでございます。

○5番（青山浩二君） 分かりました。本当にこの2名を含む委員の方々には、積極的にかつ活発に議論して行ってほしいと思っております。

それでは、次にこの委員の方々12名ですが、男女の比率をお伺いしたいと思います。男性何名、女性何名でしょうか。

○市長（下平晴行君） 構成委員の12人の男女の内訳は男性8人、女性3人でございますので、女性委員の登用率は25%となっているところでございます。

○5番（青山浩二君） 市長、ちょっと確認です。今全体で12名、市長が今男性8名、女性3名と答弁したと思いますが、これだと11名になります。もう1回ちょっとこの男性何名、女性何名を教えてくださいませんか。

○市長（下平晴行君） 申し訳ございません。男性8名と言いましたが、男性9名ということでございます。

○5番（青山浩二君） 女性3名ということですね、4分の1、先ほど市長がおっしゃいましたように、女性登用率25%ということになります。今ですね、男女共同参画が広くうたわれている世の中になっております。ここについても、少なくとも30%は欲しかったなと思います。30%にするのであれば、あと1名必要です。女性の社会参画に対する目標、これは国も本市もおおむね30%以上というふうに記憶しております。もし、記憶違いだったら申し訳ありませんが、30%以上というふうに記憶しております。女性ならではの視点、感性というものも大事であると思っております。こういった男女共同参画の視点に立って、こういったものにも配慮して、あと1名女性委員が欲しかったというふうに思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 議員がおっしゃるとおり、市の施策を推進するためには、女性の視点や感性は大事であると考えてところでございます。この委員会にかかわらず、各種委員会における女性登用率の目標値を達成するためにも、今後引き続き努めてまいりたいと考えております。

○5番（青山浩二君） 今後は、こういった部分にも配慮をしながら、委員構成というものを構築して行ってほしいと思います。

それでは次に、私が一番疑問を抱いた部分ですね、委員の応募資格についてお伺いをしたいと思います。まず、大前提として志布志市内に住所を有する者であることとされております。ここについては、当たり前のことですから特に意見を言うつもりはありません。そして、この後に三つの条件があり、この三つの条件のいずれかに該当すれば応募できるというふうにされております。私は、この条件について疑問を抱いているところでございます。先ほど市長も三つの条件と

いうものを答弁されましたが、もう一回私の方からも言わせていただきたいと思います。

まず一つ目として、現に子育てをしている方、二つ目に、20歳以上40歳未満で市内の企業に勤務している方、三つ目、市外から移住して5年を経過していない方、とこの三つの条件を付けております。私はこの条件があるがゆえに、市内に住所を有しながら応募できない方が相当数いるんじゃないかなと、私なりに分析したところであります。

それでは、私が今から幾つか例を挙げますので、その方々は応募できるのか、できないのかお答えしていただきたいと思います。まず、先ほども言いましたが、前提として、志布志市内に住所を有する方というふうに理解をしていただきたいと思います。

それでは、まず一つ目のケースとして、本市内に移住して6年経過しております。ただ大崎町の会社に勤務しており、子育てをしていない40歳代の方。この方は応募できますか。

○市長（下平晴行君） 今回の応募条件につきましては、市内に在住する者であって、先ほどおっしゃいましたように、次の条件に該当する方としたところでございます。一つ目が、現に子育てをしている方、二つ目が、市内の企業に勤務する20代から30代までの方、三つ目が、本市に移住して5年以内の方の三つでございます。

議員の挙げた例の方は、市内居住要件を満たしているものの、他の三つの要件のいずれに該当していないことで、応募ができないとしたところでございます。

○5番（青山浩二君） 市長、ちょっと確認をさせてください。私、この市がホームページに掲載したこのページを印刷しているんですけども、今市長が2番目に言った条件ですね、20代から30代未満というふうに市長答弁をされたかと思いますが、このホームページに載っている分は20代以上40歳未満で市内の企業に勤務している方というふうに載っております。どちらが正解ですか。

○市長（下平晴行君） 二つ目の年齢については、20代から30代までの方となっております。

○5番（青山浩二君） そうですね、40歳未満ですので39歳までということですね。分かりました。理解しました。

それでは、一つ目のケースですね。応募できないという答弁でありました。できないんですね。ただ、今のケースはまれなケースではありますが、でも実際いらっしゃいます。

それでは次のケースです。もともと志布志市民の方です。独身でもいいです、結婚していてもいいです。ただ、現在子育てをしていない50歳代の方、この方は応募できますか。

○市長（下平晴行君） この方につきましても、市内居住要件を満たしているものの、ほかの三つの要件のいずれにも該当しないことから、応募できないということでございます。

○5番（青山浩二君） この方も応募できないわけですよ。今のこのケースは結構いらっしゃいます。今の市長答弁のとおり、市民であっても残念ながら応募することができないわけでございます。

では、最後のケースです。お答えいただきたいと思います。このケースについてはものすごく多くいるかと思いますが。このケースも、もともと志布志市民の方であります。60歳以上で定年を

迎え、現在無職でございます。子供は全員独立しているため、子育ては現在しておりません。この方は応募できますか。

○市長（下平晴行君） この方につきましては、市内居住要件を満たしているものの、他の三つの要件のいずれにも該当しないことから、応募ができないところでございます。

○5番（青山浩二君） 今の市長答弁のとおり、今の三つのケースについては応募できないわけでございます。一つ目のケースは、そんなに多くはいませんが、実際いるわけでございます。二つ目のケースは、結構いらっしゃいます。そして更に三つ目のケースは、ものすごく多くいらっしゃると思います。私の周りにもたくさんいます。市長の周りにも、執行部の皆さんの周りにも大勢いるかと思えます。こういった方々は人生経験豊富で、いろんな視点からアドバイスができるそういう方々だと私は思っております。こういった方の意見を取り入れること、このことが本当の市民目線と言えるんじゃないでしょうか。なぜ、このような条件を付けたのか、残念でなりません。これでは市民目線とは言えないんじゃないかなというふうに思えます。なぜ、このような条件を付けたのか、この条件を付けた理由というものをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 庁舎等の在り方検討委員会の設置の趣旨は、将来の庁舎の在り方に関するところでございますので、市民の方から様々な意見を徴集することが重要と考えているところでございます。これを踏まえた上で、各種団体に属していない方の御意見もいただきたいと考え、子育て世代、若年層、移住者の条件を付したところでございます。本市の将来を語る上で、若い世代の意見や外からの視点も欠かせないものであると考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） 私は、本当に全市民の方々に、応募のチャンスを与えるべきであったと今でも思っております。応募する、しないというのは個人の自由ではありますが、せめてチャンスだけは全市民に与えた方がよかったのかなというふうに思いますが、この点について市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 10年後、20年後の将来の庁舎の在り方を委員会で検討することから、先ほど申し上げましたとおり、子育てにおいて庁舎を利用する機会のある子育て世代や、移住者の外からの視点も重要と考え、今回条件を付したところでございますので、御理解していただきたいというふうに思うところでございます。

○5番（青山浩二君） そういう理由ということであれば、理解しなければならないというふうに思いますが、私なら、もう条件はただ一つだけ。志布志市に住所を有する方、これだけの条件にしたというふうに私は思います。これなら、全ての方にチャンスがあつて、より開かれた委員会であったというふうに思いますが、この点について市長はいかがお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 全ての市内在住の方を対象とする方法もあったかと思いますが、委員会の設置趣旨やその設置目的に沿った委員を選考することも、一つの方法として重要なことと考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） 分かりました。

それから、この当局が示した三つの条件にちょっと話を戻したいと思いますが、この三つの条

件に当てはまる方というのは、シミュレーションとかいうふうにしたんでしょうか。私はこの条件ですと、市民の半数以上は該当しないというふうに思います。どれぐらいの市民が該当するのか、そういったシミュレーション等は事前にしたんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 対象者のシミュレーションにつきましては、特にしていないところでございます。

○5番（青山浩二君） そういったところも、少しばかりでもシミュレーションして、こういう条件を付けたら、これぐらいの人しか応募できないよねというような、そういう事前調査というのも本当に大事な部分かなというふうに思いますので、今後の課題としていただきたいと思います。

やはりもう決まったことですので、今はもう仕方ありませんので、今後当局で市民を対象とした委員会等を設置する場合には、先ほど言いましたように、より多くの市民に機会を与えていただくような、そういうやり方で実施していただきたいと思いますし、今回選ばれた方々については、真剣に議論を重ねていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、次に会議の開催についてお伺いしていきたいと思います。予定としては7月、10月、2月、これの年3回の開催予定というふうにされております。市長は前回の私の一般質問の中で、「中長期計画の部分になりますが、今任期中に庁舎移転に関する方向性を決めたい」というふうに答弁されております。このペースでいきますと、この委員会は、来年末の任期満了まで6回程度しか開催できないこととなります。重要な提言、提案を担っている委員会にしては、あまりにも回数が少なすぎるというふうに私は思いますが、任期満了まで6回、これで十分議論が足りると思いますか。

○市長（下平晴行君） 会議の開催につきましては、今年度3回、令和3年度3回の計6回を見込んでいるところでございます。今後の会議の進捗次第でございますが、委員の方々からもっと開催回数を増やした方がいい、議論を重ねた方がいいとの声があがれば、開催回数を増やすこともあろうかというふうには考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） 今市長答弁のとおりですね、回数を増やすという意見があれば、ぜひそういうふうにご検討いただきたいと思います。これは、本当に本市の未来を担う最も重要な案件の一つだと思いますので、2か月に1回程度、任期満了まで最低でも10回程度は必要だと思っております。多ければ多いほどいいというものでもありませんが、今決まっている6回、これよりは中身の濃い議論ができるというふうに思いますので、ぜひ、会議の回数を委員の側から言われなくても増やす方向で考えてみていただきたいと思います。いかがですか。

○市長（下平晴行君） 私の考えでは、最初3回、3回、6回程度で、この程度でいいんじゃないかというふうに思っているところでありますので、先ほど言いましたように、そういう委員会からの開催がもうちょっとしてほしいというようなことがあれば、していってもいいというふうに考えおります。

○5番（青山浩二君） それでは、もう委員の方々に託すしかないというふうに思いますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、今現在まで、この計画でいくと最低1回は開催されたというふうに思ひます。どのような協議がなされたのか、協議内容をお示しできる範囲で構ひませんので、お示しただけですか。

○市長（下平晴行君） 会議の内容につきましては、まず委員の方々に共通認識を持っていただくために、本庁舎移転基本方針と調査等の在り方検討委員会の設置趣旨説明をしたところでございます。その後、中長期計画を検討していただくにあたって、庁舎の現状や課題を把握していただく必要がありますので、環境指導を示した上で、様々な意見をいただいたところでございます。

○5番（青山浩二君） まだ1回しか開催されていないわけですが、これからいろんな深い議論が始まっていくと理解いたしました。とりあえずは、1回目は、趣旨説明それから資料を提示して意見を求めるというような内容であったということですが、その会議の内容ですね、私たちも含め、市民の方々はどこかのタイミングで閲覧、見ることはできるのでしょうか。簡単に言うと市民向けに公開はしていただけるのでしょうか

○市長（下平晴行君） 会議録の概要につきましては、ホームページで公表していきたいというふうを考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） それでは、この1回目の会議の開催の公開、これはもうされているんですか。されていなかったら、今後いつされる予定ですか。

○企画政策課長（西 洋一君） この1回目の会議につきましては、8月21日に開催されております。そのときの会議録につきましては、こちらの方で起こして今まとめております。現在、委員長であります鯉坂教授の方に最終確認をしておりますので、最終確認が取れ次第、公表は速やかにしたいと考えております。

○5番（青山浩二君） ぜひそういった感じで今後も会議の開催があった都度、公開していただきたいと思ひます。ただ、ホームページだけではネット環境の無い方々が閲覧することが不可能であります。ホームページ以外でも閲覧できるような対応というのはしていただけるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 企画政策課、松山支所総務市民課、志布志支所地域振興課のそれぞれの窓口において、閲覧ができるようにしたいというふうを考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） ぜひ、そういった全ての市民が閲覧できる開かれた委員会になる、そういった形で対応をしていただきたいというふうに思ひます。

それでは、これも3月に岩根議員が質問しましたが、「市民にアンケートを取って、そのアンケートも参考にしながら議論してほしい」というそういう問いに、市長は「今のところ考えていない」というふうに答えております。今もそのアンケートは実施しないという考えに変わりはないのでしょうか。

○市長（下平晴行君） アンケートの実施に対する考え方は変わっていないところでございます。

○5番（青山浩二君） それはなぜでしょうか。

○市長（下平晴行君） 将来的な庁舎の在り方につきましては、検討委員会を設置して委員の皆

様から意見を集約することをこれまでも説明しているところですので、アンケートの実施はしないところでございます。

○5番（青山浩二君） それでは、委員にはならなかった、なれなかった、こういった方々がいらっしゃると思います。こういった方々も意見を言いたいというところがあるかと思えます。でも、この委員に意見を託そうとしても、そもそも委員が誰なのか分からないという状況でございますので、そういった委員にならなかった市民の意見の吸い上げも大事だというふうに思っております。市長は、「今後は市民の意見を集約していけたら」というふうにも3月には答弁をされております。もう委員会始まっております。こういった形で対応していくのか、こういった形で市民の意見を集約するお考えなのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 今回設置した庁舎等の在り方検討委員会は、市民の方々に委員になっていただき、中長期計画について調査・研究をしていただく委員でございますので、その中で委員の皆様の意見を集約していきたいと考えているところでございます。

将来的な新庁舎の建設を具体的に検討するといった次の段階へステップアップするとき、例えば基本計画の策定時などが考えられるところでございますが、そのときに市民の皆様を対象にワークショップなどを開催することになるかというふうに思っておりますので、その際に様々な意見を集約していきたいというふうに考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） 分かりました。ぜひ、広く市民の意見を吸い上げていただいて、様々な角度から議論をしていっていただいて、委員の方々には頑張ってもらいたいというふうに思っております。

それでは、最後に中長期計画の考え方についてお伺いをしたいと思います。私は、以前から一貫して志布志支所の敷地面積の問題、キャパシティの問題、もしかしたら増改築が必要になってくるかもしれません。地震・津波問題、防災の観点からも、短期計画以上の職員の集約はやめて、新庁舎建設計画1本に絞っていただきたいと、再三提案をしております。そして今もその考えに変わりはありません。これについては、庁舎等の在り方検討委員会がどのような提言、提案をするのかは今は分かりませんが、市長御自身の考えは、今はどう考えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 本庁舎移転基本方針におきまして、中長期計画につきましては検討委員会を設置し、調査・研究を行うこととしておりますので、その中で様々な意見を集約していきたいと考えております。

○5番（青山浩二君） 様々な議論を経て、様々な選択肢の中から在り方検討委員会として、市民にとっても最良の結果を出して、そのことを提言、提案していかなければなりません。そういう意味でも、委員の方々はものすごい重責を担うわけでございますので、なおさら先ほどの話に戻りますが、1回でも多く会議を開催して、中身の濃い議論をしてほしいというふうに思っております。この委員会の委員の中で、おそらくこの中継を見ている方もいらっしゃると思っておりますので、委員の方々におかれましては、どうぞよろしくお伺いしたいというふうに思っております。

それでは、最後の質問になります。仮定の質問になります。本当に申し訳ないと思いましたが、できれば答弁してほしいと思います。この在り方検討委員会が、最終的に結論として短期計画以上の職員の集約は様々な観点から考えても、実現するのは難しいと。したがって、新庁舎建設計画を軸に考えるべきであるというような最終提案をしたとするならば、市長はその委員会提案を尊重して、受け入れる覚悟というのがありますか。

○市長（下平晴行君） 現時点におきましては、委員会からの提言内容の想定はしていないところでございますが、いずれにしましても、最終的な意思決定の際の判断基準とさせていただきますというふうに考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） 今の市長答弁も、本当にぎりぎりの線の答弁だったというふうに思います。まずもって、仮定の質問、仮の質問に最後はなったわけではございますが、本来ならば仮定の質問に対しては、国会レベルではございますが、「仮定の質問にはお答えいたしません」というふうに答弁者は質問者に言うわけでございます。そういうのを前例として、答えないという選択肢もあったかと思いましたが、しっかりと市長の思いというものを答えていただきました。そこには、市長のこの計画に対する覚悟というものを感じたところでございます。そして、私自身は今の答弁を聞いて、最終的な判断基準の一つにするという言葉の意味合いを、在り方検討委員会の提言を尊重するというふうに自分なりに解釈をしたところでございます。その理由としては、約2年間かけて議論を重ねて出した結果を、簡単に反故にできるとは思えないからでございます。そして、どういう結論になるかは、今はまだ誰も分かりません。ですので、私は今後もこの委員会の議論についてはしっかりと注目をして、しっかりと追いつけようというふうに思っております。

今回はこれで質問は終了いたしますが、この在り方検討委員会が最終的な結論を出すまで、そして市長が今任期中に今後の方向性を示すまで、庁舎移転計画についてはしつこすぎるぐらい追いつけていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

これで、今回の一般質問を終了します。終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。

ここで、換気のため、3時35分まで休憩いたします。

○
午後3時27分 休憩

午後3時35分 再開
○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、11番、西江園明君の一般質問を許可します。

○11番（西江園 明君） 久しぶりに一般質問をする機会を得られました。明日の予定だったんですけども、青山議員に配慮いただきまして、本日することができました。多分最後になると思います。しばらくお付き合いをしていただきたいと思います。会派、真政志の会、西江園でご

ざいます。

冒頭、いろんな議員からもありますように、市長をはじめ、職員の皆さんには、昨年度末からのコロナ問題への対策の中、7月には歴史に残る大豪雨、大災害の対応に昼夜を問わず対応している中、更に先日は台風10号が襲来し、休日返上で対策されている職員の皆さんの姿勢に敬意を表します。しかし、全てがまだ途中でございます。解決するにはまだ時間がかかります。市民が安心して住める志布志市のために、これからも市役所職員として誇りを持って活動いただくことを期待申し上げます。

では、通告に従って質問をしてみたいと思います。誠意ある答弁を期待申し上げます。

今回は、最近社会問題になっております引きこもり問題について、お尋ねしてみたいと思います。引きこもりを原因とする悲惨な事件も発生しております。しかし、その後のことはなかなか報道されません。引きこもりの実態については、後ほど数字は述べますが、全国的に確実に増加傾向にあります。でも、どこかで歯止めをかけないと将来の社会保障費に跳ね返ってきます。働くことができず、家に引きこもる担税力、すなわち納税者が減るということです。そして、不登校の経験者が引きこもりになる傾向があるとデータにあるようです。ですから、不登校の児童・生徒を少なくするという事は、将来の引きこもりを減らすことにつながると言われております。そこで行政として何ができるのかをお尋ねしてみたいと思います。

まず市長に、志布志市の不登校の児童・生徒について、どのような見解をお持ちか伺います。そして教育長に、志布志市の不登校の児童・生徒の実態をお示してください。併せて、不登校の定義もお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 西江園議員の御質問にお答えいたします。

平成30年度の全国小・中学生の不登校児童生徒数は約16万4,000人で、6年連続で増加し、不登校の問題は、全国的に憂慮すべき事態となっており、本市においても例外ではありません。不登校の問題を学校内だけで考えるのではなく、家庭、地域、関係機関等が連携して取り組むことにより、少しずつ解決につながるものだと考えております。不登校はどの子どもにも起こりうる認識の下、全教職員が危機意識を持って組織的に対応するように教育委員会にお願いをしてきたところでございます。具体的なことについては、この後教育長が答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 不登校の質問についてお答えします。

不登校の定義としまして、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの」と定義されています。

令和2年度の本市の不登校の児童・生徒数は、8月末現在、小学生4名、中学生は18名で、合計22名になっております。昨年同時期に比べ小学校で2人増加、中学校で3人減少しています。

不登校の問題については、新規の不登校を生まないための未然防止と初期対応が特に大切であると、管理職研修会や生徒指導主任研修会等、毎回不登校に関する指導を繰り返し行っていると

ころです。新規の不登校を生まないための学校行事、特別活動及び指導法の改善、全ての児童・生徒を対象にした居場所づくり、絆づくり、分かる・できるを実感できる授業づくりが重要であると考えています。

教育委員会といたしましても、不登校の問題は重大な課題であるとの認識に立ち、今後とも学校、家庭、地域、関係機関との連携強化に努めてまいります。

○11番（西江園 明君） 今、教育長の答弁で、全てが何か網羅されたような感じもいたしますけれども、今定義のところ、「病気や経済的な理由の人を除き、年間30日以上欠席した者」という定義、今説明がありましたけれども、ちょっと具体的にお伺いしますけれども、例えば、各学期ごとの欠席日数が一定日数以上を超えると不登校と判断されているようですが、例えば1例として、1学期に10日ずつ休み、3学期ありますから延べ30日以上の場合も、これも不登校としてカウントするのか。それとも一つ1例として、1学期に30日以上休んだけれども、2学期、3学期は欠席無しで登校した場合。これも30日休んでいるわけですよね。こういうのも不登校としてカウントするんですか。この辺のところ、どういふのを不登校とみなすのかお願いします。

○教育長（和田幸一郎君） 年間30日以上ですので、例えば分かりやすく言いますと、4月、5月、6月で年間30日以上欠席した、そういう場合その子どもは不登校にカウントします。ただ、その子が学校にまたずっと出てくるようになったにしても、一応不登校の数としてはカウントをしていくという形になりますので、必ずしも先ほど言った22名というのが、場合によってはもう不登校を解消している、もう30日は一応超えているけれども、その後学校に復帰している子どもたちも、一応不登校の数としてはカウントしているという形になります。

○11番（西江園 明君） ですから、例えば1学期は休んだけれども、あと2学期、3学期は休まないのにカウントするということですよね。それが役所の定義ですから、理解いたしました。

先ほど教育長からもありましたけれども、教育者として何とかしてあげたいという気持ちは十分理解しますが、例えば今、我がまち志布志市でこのような児童・生徒について、どのような対策をとっていらっしゃるか、伺います。今行政支援として何を行っているかということをお伺いします。

○教育長（和田幸一郎君） 行政の支援として大きく三つございます。

一つは、適応指導教室「松風」というのがありまして、そこで子どもたちが学校復帰に向けての活動をするということで、現在、松風の方に、今最新の情報で中学生が5名そして小学生1名、正式に届け出をして通っているということです。この松風については、学校と家庭との連携も図っておりまして、該当の先生方も定期的に訪問をされているということがございます。

二つ目に、SSW、これを本市は6人雇用しておりまして、全ての小・中学校にこのSSWの方々が行きまして、具体的な指導をするということが二つ目です。

それからもう一つ、教育相談員というのも一人雇用しておりまして、その教育相談員もいろんな不登校の子どもたち、いじめも含めてその相談に応じるということで、行政的な支援としては、以上の3点がございます。

○11番（西江園 明君） 今、対策については3点答弁がありましたけど、このことについてはまた後ほど伺いますけど、そこで原点に戻って、今教育委員会として、不登校になった原因、きっかけというのはどのように捉えていますか。

○教育長（和田幸一郎君） 不登校の原因は、それぞれ文科省の調査によって分けられておりまして、その調査によりますと、不登校の主な要因としましては、生活習慣の乱れから昼夜逆転している例、あるいは友人関係、学業不振等多岐にわたっております。

○11番（西江園 明君） 今回一般質問するにあたり、通告していろいろ打ち合わせ、すり合わせ等をしたんですけど、その後定例会開会の初日でしたか、志布志市教育委員会外部評価委員会点検・評価報告書というのをいただきました。これを早くいただいていたら、ちょっと質問の内容も変わったのかなというふうに思ったんですけども、今先ほど教育長の答弁の中にもありましたけれども、これはこの前もちょっと打ち合わせのときに言いましたが、ありますよね、手元に。この中の14ページの中に、生徒指導推進事業、事業を執行した後の評価のことですけれども、このページの下の方の反省及び評価点の6番目に、「全ての児童・生徒を対象とした居場所づくり、絆づくりに取り組んだが、新たな不登校生の出現がやや増加した」というふうに表記してあります。先ほどこのことは教育長も最初の答弁の中にもありましたけれども、この表現から見ると、こういう対策をしたんだけど逆の不登校生が増えたというふうに理解してしまいますが、その確認と説明をお願いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 毎年、この不登校とかいじめの問題については、本市においてもいろんな取り組みをしているんですけども、この生徒指導推進事業の今の議員が見られている資料は、令和元年度の評価を今年度していただいたということの資料でございますけれども、本市としましては、この不登校問題についての取り組みを、居場所づくり、絆づくりということで、とにかく未然防止という立場で取り組みましたけれども、残念ながら、不登校生の出現がやや増加したという結果でございます。

○11番（西江園 明君） 取り組んだけれども、この表現の仕方が、取り組んだことによって逆に新たな不登校生を生んでしまったような表現に受け取れたものですから、実際せっかく取り組んだのに裏目に出たような表現に、私は受け取ってしまったんです。ですから、それのところの説明を求めたかったところでございますけど、何かありますか。

○学校教育課長（谷口源太郎君） お答えいたします。

ここに書いてありますこの表記なんですけれども、小学校の不登校児童それから中学校の不登校生徒ということでカウントしますけれども、小学校のときは病気で休んだりしながら、長期病欠という子どもたちがおります。これが中学校に上がったときに、中学校の先生方が「これは病気ではなくて、不登校にカウントしよう」ということで、若干その数が新規ということが増える場合もございます。そういった小学校と中学校の認識の違いと申しますか、そういったことにもよって増加傾向にある場合もございますので、教育委員会としましては、様々な取り組みをしておりますけれども、学校の現場の方での捉え方に、若干違いがあったりしていることも影響して

おります。

○11番（西江園 明君） 現場の取り方でですね、数字に差が出るということでしょう。ただいま教育委員会の方からもいろいろ実態については答弁いただきました。このことは冒頭で教育長もおっしゃったように、非常に難しい問題であることは確かです。しかし行政として、今の支援策がベストなのか。他に対応策があるのか、その辺についてちょっと伺ってみたいと思います。国もいろいろな通知など文書では、度々教育委員会には来ると思いますから、私がちょっと見たときにその中に、「児童・生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要である」という、これは不登校の児童や生徒への支援に対する基本的な考え方として、文科省からの通知文の1例ですが、これを見たとき、「確かにおっしゃっていることは、文科省の文章は理想論だが、果たして今おっしゃったような現場を知っているのかな」と私は疑問に思ったところでした。学校という現場は、特に先生方はプライドを持って解決に向けて努力していると思います。先生の立場からすれば、登校してくれないことには何もできない。子どもと話をしたいが、本人と会えない。子どもの心の問題なのか、環境の問題なのか、家庭教育なのか、経済的理由なのか、教育者として悩み、何とかしてあげたいという思いからだと思います。

一方、親の方も不安でしかないと思います。保護者も学校だけが全てじゃないとよく聞きますけれども、家でゲームばかりしている姿を見ると不安になったり、このまま大人になっても引きこもってしまうのではないかと不安になったり、最後には自分たちの子育てが間違っていたのか不安となったり、親としての自信が無くなってしまい、そして対策は取れないまま時間が経過してしまうという、いろんな例があるようでございます。

これを見ますと、保護者への家庭教育の重要性を感じますが、現在教育委員会としてどのような家庭教育学級を行っているのですが、そこを伺います。家庭教育というのは、保護者の家庭での子どもの教育ではなく、学校が行う保護者向けの研修会のことでお尋ねをしていますので、併せて、その保護者の出席状況が分かりましたらお願いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 家庭教育学級につきましては、子どもの健全育成と家庭教育の向上を図るために、市内の小・中学校、保育所及び幼稚園において開設しており、保護者の子育てに対する意識や姿勢の向上を図るとともに、保護者相互の連携の強化を推進することを目的に実施しているところでございます。

各学級では人権教育とか、食育や情報モラル教育などの学習会や、問題解決への指導助言を行うなど、当事者性やニーズに対応した多彩なプログラムが実施されております。教育委員会では毎年度全保護者に配布している「志アップ子育て手帳」、これは議員の皆様方にもお渡ししておりますが、この活用や、学級合同の講演会により学級生の資質向上に努めているところでございます。

出席状況につきましては、市内小学校、中学校について申し上げますと、やはり学校によってその出席率には非常に大きな差がございます。40%台の学校もあれば、もう100%、ほとんど出席できている状況がございます。

なお、どのような保護者の方々に声掛けをしているかという点、一番多いのが1年生の保護者は全員原則として家庭教育学級に入ってもらおうという学校もあれば、一応全保護者に声掛けをして家庭教育学級に参加してもらおうと。それぞれの学校がいろんな対象者の応募をしているという状況でございます。

○11番（西江園 明君） 分かりました。そういう40%から100%という出席率ということですね。

先ほどの示したこの評価の中に、先ほど14ページの今度は7番目のところですけども、そこにも教育長がおっしゃいましたように、「子育てに悩んでいる保護者に対し、更なる支援体制が必要である」というふうに明記されておまして、そして15ページの総合評価のところにも、先ほど教育長がおっしゃいましたように、「問題の未然防止と初期対応、解決に取り組まなければならない」とあります。また、「新たな不登校生出現の抑止や解消のために、保護者の支援に地域社会と一体となった取り組みを更に進めていく必要がある」と評価されています。このように保護者への支援体制の必要性を現場も感じて、こういう評価がされたんだと思いますけれども、今教育長からありましたように、なかなか集まらなかったり、そういう研修会、勉強会に来てほしい人は来ないで、いつも来る人は決まった人ばかりというような話もよく聞きます。ただ、これが一つの学校あるいは教育委員会のカリキュラムの中で決められているから、義務的に行っている勉強会、研修会で終わっていないかという疑問を持つことがあります。

そこで、学校現場で起こったこういういろいろな問題を解決する行政支援の一つで、先ほど教育長からもありましたように、SSW（スクールソーシャルワーカー）や、そしてSC（スクールカウンセラー）の活用制度がありますが、我がまちではどのくらいこういうスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、先ほど6名というのがありましたけれども、どのくらい配置されているのですか。そしてその人たちの勤務体制はどのようになっているのか伺います。

○教育長（和田幸一郎君） 行政支援としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置されていますけれども、まず、スクールカウンセラーの方ですけども、このスクールカウンセラーは県の事業でございます、本市には、2名のスクールカウンセラーが配置されております。本年は、志布志中学校区に年間35回、その他の四つの中学校区に年間36回派遣される予定になっています。基本的には勤務は1回3時間でございます。この時間以外で児童・生徒の心のケア等が必要になった場合は、市でも緊急時の予算は組んで対応しているところです。

スクールソーシャルワーカーは、市独自で採用している方々でございます。6名のうち1名はスーパーバイザーとして取りまとめをお願いしているところで、勤務は1日7時間、年間120日以内となっています。その他のスクールソーシャルワーカーは、一日4時間以内の勤務で年間300時間以内ということになっております。

○11番（西江園 明君） そういう勤務体制は分かりました。不登校児童生徒の解決策については、民間が支援している団体もありますが、時間とかなりの経費、費用が掛かるようです。一朝一夕に解決することではありません。時間がかかりますから、先生の片手間にできることではな

と思います。そこで、時間をかけてじっくり向き合って支援を行えるのは、今志布志市では6名ですかね、配置されているスクールソーシャルワーカーだと思います。

そこで伺いますが、先ほどいただいたこれにはあるようですけれども、通告しておりましたので、現在、不登校児童生徒の解決のためにスクールソーシャルワーカーを活用しているのか、そして、ありましたらその実績をお願いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） スクールソーシャルワーカーは不登校問題に限らず、様々な問題に対応してもらっているんですけれども、令和元年度の実績といたしましては、6人おりますので学校を673回訪問しまして、管理職や学級担任、生徒指導担当、養護教諭等と延べ1,337人と連携を図っています。また家庭訪問を253回行っております。また虐待や育児放棄等に関わるケース会議に8回参加しています。

本市においては、スクールソーシャルワーカーの方々が十分に活用されていると思われませんが、更に取り組みが充実するように、スクールソーシャルワーカーが研修を深める機会等を提供していきたいと考えております。

○11番（西江園 明君） 今教育長から答弁がありましたように、すごい数ですね、単純にこの延べ回数をいただいたこの前の資料からすると、6人で割ると一人当たり200回弱ですよ。でも時間が年間300時間とかいう制限はかかっているわけですよ。この評価の中にも、ちょっと字が小さいんですけど、「不登校問題は依然として本市の抱える喫緊の課題である。新規の不登校児童・生徒が出現しないよう、小・中連携や学力の向上、生活習慣の確立に向けて、今後も学校、家庭、地域が一体的となって具体策を講じる必要がある」というふうに、実施現場、先ほど教育長からもありました、教育委員会も喫緊の課題として捉えているわけですよ。そこで今、SCとSSWの支援内容について先ほど答弁がありましたけど、一般に問題が発生したとき、児童・生徒の心理面のサポートをすることが中心で、学校で行うということ、SCがそういう立場ですよ。学校で行うことから学校に出向く必要があり、あくまでもSCの場合は待つ対応、見守る支援というふうに受け取れますし、言われます。一方、SSWの支援は、学校や家庭の問題に対する支援を行い、児童・生徒の抱える問題に環境面からサポートすることで、関係機関と連絡・調整を行うなど、積極的に関わる支援を行うと言われております。本来は、社会福祉士とか精神保健福祉士などの有資格者が担当すべきなんですけれども、どこもいろいろ予算的な事情でしょう、教員OBなどを配置しているところが多いというふうに聞きますけれども、そういう配置に対して「ソーシャルワーカーとして機能しているのか」という疑問の声もあるようですが、志布志市はどのような人を配置しているんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 本来ならば、スクールソーシャルワーカーも今議員が言われましたように、精神保健福祉士や社会福祉士などの資格を持った方々がスクールソーシャルワーカーになるパターンが多いんですけども、本市には6人おりますけれども、資格を持った方は一人でございます。残りの5人は資格を持っておりません。ただ、逆に地域の方で非常に地域の状況が分かっている方々が、スクールソーシャルワーカーになっているというのは、ある意味またいい

面ではないのかなと思っているところがございます。

○11番（西江園 明君） 教育長としてはそうとしか言えないですよね。どういう人がいいのかどうかというのは、いろいろ意見の分かれるところでしょう。

志布志市の現状を見た場合、今の6名ということでしたけれども、現場としては6名で事足りているというふうに思われているんですか。

○教育長（和田幸一郎君） おそらく、このSSWの配置は、県内でも志布志市には、鹿児島市と同じように非常に多く配置されているというふうに思います。学校が21校ございますけれども、その中で具体的に言いますと、現在43市町村のうち、SSWが配置されているのは41市町村でございますが、その中で配置人数は75名ということでございます。その中で、志布志市は6名配置されているということで、鹿屋市、曾於市でいくと2人、大崎町は一人ということでありますので、これは市長部局の方の配慮もありまして、こうして6名の配置がされているというのは、非常にほかのところに比べれば配置が進んでおり、子どもたちへの対応、保護者への対応ができていないのかなと、そういうふうに私の方は理解しております。

○11番（西江園 明君） 学校教育課の先生たちは、ほかのまちから志布志市に異動になって見えますから、そういう先生たちから見たときには、志布志市は非常にこういうところについては配慮してもらっているというふうに、今教育長からありましたように、数も圧倒的に志布志市は多いというふうに、配置してもらっているというふうに言われておりました。

このことについては、また後でちょっと触れますけれども、平成30年度のデータですが、全国ベースで児童・生徒の数は御存じだと思いますけれども、年間10万人ずつ子どもたちは減っております。年間10万人ずつ減っているけれども、逆に不登校の児童や生徒はここ数年10%以上のペースで増えており、平均すると小学校で1学校につき約5人、中学校でクラスには一人いるという平均のデータもあると、文科省が発表しております。全国で16万5,000人、先ほど1,000人でしたかね、教育長。ちょっと数字が違いましたけれども、平成30年度で16万5,000人以上の不登校児童・生徒がいるようです。この大きな社会問題を解決するための行政支援の一つが、先ほどから話しておりますスクールソーシャルワーカーの積極的な関与ではないかと思います。非常に微妙で時間のかかる問題です。だから先ほども言いましたように、学校の先生や教育委員会の担当が、通常業務の片手間でする問題ではないと思います。

そこでスクールソーシャルワーカーが、積極的に保護者や児童・生徒に関わり、時間をかけて支援する時代になっていると思います。解決方法はいろいろあるかもしれませんが、今の行政組織の中で行うことができる一番手っ取り早い方法は、このSSWの活用だというふうに思い、私は今回質問をしたところです。

その辺のところの活用、この推進事業の中でもそういうふうに若干触れてありますけれども、教育委員会は、SSWによる不登校問題の解決について、活用についてどのような見解をお持ちか伺います。

○教育長（和田幸一郎君） 不登校の問題につきましては、先ほど議員言われましたように、魅

力ある学校づくりということで、本来は学校の先生方が子どもたちにとってやりがいのある授業を作ったりとか、様々な教育活動で楽しい、学校に行きたいという、そういう思いを持たせることが最も大事なことでありますが、でもそれがなかなかかなわないときに、このSSWの方々の協力をもって、例えば保護者の思いを受け止めながら家庭訪問をしたりと、そういうことで取り組みを進めているところでございますが、不登校の問題には特効薬というのはなかなか無いわけですね。と言いますのは、不登校になった要因というのは本当に様々ありますので、Aという子どもにはこの対応ができたけれど、じゃあBも同じような対応ができるかということとそうでもないということとございます。今後、やはり不登校の問題というのは、先ほども言いましたように喫緊の課題ですので、SSWの方々の資質向上ということも図っていかなくちゃいけないと思いますので、月一回SSWの方々が集まって情報交換をしながら、お互いの資質向上を図る、そしてまたSSWの方々が研修会に行って自分の資質を高めていくと、そういうことで、全てをSSWの方々に丸投げするというのではなくて、学校の取り組み、学校の教職員の取り組みと併せて、SSWと一緒に不登校の問題、いじめの問題に取り組んでいくというそういう姿勢で今後臨んでいきたいと思っています。

○11番（西江園 明君） 今、まさに先ほどから出ております新型コロナウイルス感染症問題などを含め、子どもも悩みは多いと思います。そこで、今ありましたようにSCやSSWが身近な存在であれば、気軽に相談もできると思います。

ちょっと伺いますけど、先般も中学校の登校時に自殺の現場に遭遇し、生徒達はパニックになり、学校側も生徒達の対応に大変だったとお聞きしました。生徒達のショックにそれぞれ対応しなくてはなりません。このような、突然発生した場合には、先生が対応するのですが、それともSCやSSWが対応するのですか。この1件ですけど伺います。

○教育長（和田幸一郎君） いろんな事件、事故が起きたときに、子どもたち、児童・生徒の精神的動揺が大きいというようなときには、これはスクールカウンセラー、やはり臨床心理士の資格を持った方を派遣するというようになっております。

先般のそのことに関しましては、子どもたちがそういう状況の場に出くわしたということで、多分精神的動揺も大きいだろうということで、該当の学校にはすぐスクールカウンセラーを派遣いたしまして、その子どもたちへのケアに努めたということでございます。そういう大きな事件、事故が起きたときの子どもたちの精神的ショックを和らげていくのはスクールカウンセラーの役割でございます。これは臨床心理士という資格を持っていますので、専門的な立場で子どもたちの心のケアを図っていくということになります。

○11番（西江園 明君） そういう対応がすぐできたということを知って、安心をいたしました。

よく学校側は、こういう不登校とかいろんな問題についても、学校側はいつでも相談に来てください、いつでも門は開いていますと言います。しかし、学校に行けないのに学校に来てくださいというふうに、先ほども言いました待ちの姿勢です。ひょっとしたら、学校に不登校の原因が、担任となじめなくて学校に行けないのが理由かもしれません。そういう子どもたちは学校に行け

るはずがありません。学校に相談に来てくださいということ自体が、学校に行けないのですから学校に行けるはずはありません。学校の先生たちには、それが精いっぱいに対応だと思います。どうしても、来てくださいという待ちの姿勢にならざるを得ないと思います。そこで、先ほども言いましたように、家まで出向いて相談できるのはSSWではないかと考えます。本当はもっと行政が組織として取り組むべき課題かもしれませんが、今の段階で取り組めるのはSSW制度を充実し、取り組むべきと思い、質問、提言をしたところです。

先ほど教育長から月1回の定例会と、この中でも関与をした不登校児童生徒の約半数に改善が見られたというふうな報告もあるみたいですので、このSSWの今後更に充実が可能なのか、その辺も含めてこのSSWの活用について見解を伺って、この問題は終わりにしたいと思います。市長から、もし何か今のこういう制度ややりとりを聞いて、見解がありましたらお願いします。

○教育長（和田幸一郎君） このSSWは、例えば担任がなかなか家庭に行けないときに、虐待とか、あるいはなかなか顔を合わせることができない、そういう場合に直接家庭を訪問したりします。でも、なかなか会えない状況というのがあったりして、精神的な苦勞も非常に多いのがSSWの方々かなとそういうふうに思っています。

いずれにしても、先ほど言いましたように学校だけが全て問題を解決できるということではございませんので、今後ともスクールカウンセラーそれからSSWの協力をもらいながら、今子どもたちを巡る環境というのは、いじめ、不登校、児童虐待、それから生徒指導での様々な課題がありますので、そういう意味ではこのSSWの方々の協力なしではなかなか解決は難しいだろうと思いますので、情報を共有しながら取り組みを進めていくことが大事かなとそういうふうに思っております。

○11番（西江園 明君） 市長の意見は冒頭にお聞きしましたので、今教育長からSSWの中で情報を共有しながら、また今後進めるという意見を聞いて安心をしたところです。

ただこの前ですね、ちょっとこの評価の資料を見て非常に残念に思ったのは、この評価の自己評価、これはどこが作ったのか、こういう決まった様式なのかどうか分かりませんが、この自己評価の欄のところに、こういう福祉とか教育の事業の中に、公立性・公平性という評価欄があるんですよ。喫緊の課題のようなハード部分の事業だったら分かりますよ。こういうソフトの事業に対して、「経費の削減の手法がないか」とか「対象や受益者負担の設定は適切か」という評価の欄があるんですよ。こういう福祉とか教育を推進する事業の中に、こういう表現で、「経費の削減ができないのか」とか、「受益者負担は求められないのか」という評価の欄があること自体、私はこれを見て非常に残念でした。これは、通告もしていませんから、質問もしませんが、これは2、3日前いただいた資料ですけど、これを見てそういうふうに感じました。せっかくこうやって一生懸命活動しているのに、こんな評価でABCという評価をするのかという、評価すること自体、私は非常におかしいというふうに、これを見ての意見ですので、また今後頭の片隅に入れていただければと思います。

では、次に引きこもりのことについて伺いますけれども、私が今回不登校の児童・生徒の問題

を質問したことは、今大きな事件になったりしている引きこもり問題であります。児童・生徒のときの不登校経験者が大人になって引きこもりになりやすいと言われていて、だから、若いうちに解決すべきとの思いから、今不登校のことを質問したところでは。

その一つの理由が、先ほども言いましたが、担税力が落ちることです。すなわち引きこもりなどになると、働いていれば税金を納めるわけですけど、税金を納める人はそれだけ少なくなるということです。そこで担当課で結構ですが、一人が一生の間で平均どのくらいの納税をしているんですか。

○**税務課長（吉田秀浩君）** お答えいたします。

大変難しい質問でございます。税目いろいろございますが、ここでは我々志布志市民あるいは鹿児島県民が納めなければならない個人市県民税についてのお話をさせていただきたいと思っております。

単純に令和元年度所得によります令和2年度の個人市県民税の全体の課税額、これを納税義務者数で割ります。そうした場合、納税義務者一人当たりの年税額が約12万3,000円となります。ですので、生涯の現役年数を仮に40年とした場合、約490万円の市県民税を納税していただくということになります。ただし、この数字は世帯構成、所得額、景気動向、税制改正などの変動要因を一切排除した平均値でございますので、そこを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○**11番（西江園 明君）** 今ありましたように、一人で市県民税だけでも約500万円の税金を支払っているわけです。それが無くなるわけですから、入ってくる歳入が無くなる。その上に今面倒を見てくれる親兄弟がいなくなると、将来生活を保障するために、国、自治体も大きな負担が必要ということになります。だから、若いうちに解決すべき行政支援策を取るべきだと思います。

では、ここで引きこもり問題について入っていきますけれども、まず、引きこもりの定義というのは何か伺います。

○**市長（下平晴行君）** 引きこもりの定義といたしましては、様々な要因によって社会的活動の場が狭まり、就労や就学など自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態であるというふうに認識をしております。

○**11番（西江園 明君）** この問題も非常に微妙な問題でございます。病気が原因で働くことができない人は別ですけども、病気が原因ではなく社会との関係を拒絶してしまうということで、様々な要因が絡み合って引き起こされると言われております。就学時や就職時期のつまずき、そして精神的疲労、集団への拒否などいろいろあるようですが、自分に自信がないとか自分が分からないとか、思春期の発達課題、いわゆる思春期時代の生活が大きく左右すると言われております。

内閣府の出しております資料によると、広義の引きこもりは54万人というふうに出ています。これは15歳から39歳までが対象のデータでございます。40代になると統計から除外されますから、実際にはこれ以上に深刻ではないかと考えられております。最近ではニートという言葉でも表現されますけれども、そこで伺いますが、我がまちにはどのくらいの引きこもりと思われる人

がいるのか調査をした経緯がありましたら、差し支えない範囲で結構です。お答えをお願いします。

○市長（下平晴行君） 本市における引きこもりの実態につきましては、現状としてその把握が難しい状況ではございますが、各地域に密着した活動をしていただいている民生委員の方々に、現状把握を確認したところ、引きこもりではないかと思われる方が市内に19名、そのうち40歳から65歳の方が11名との情報をいただいているところでございます。また、平成27年度から社会福祉協議会に委託して設置しております、しほし生活自立支援センター「ひまわり」への相談件数が、令和元年度実績で19件となっているところでございます。

○11番（西江園 明君） 今、市長からも答弁がありましたように、40歳から60歳。先ほどは15歳から39歳、54万人というふうに言いましたけれども、40歳から64歳までの内閣府の調査では、広義の引きこもり61万人というふうに発表されています。合わせると115万人です。

では、伺いますけど、ただいま志布志市も約20名弱いらっしゃるということですのでけれども、その人たちに現在行政支援として何か行っているか、伺います。

○福祉課長（木村勝志君） お答えいたします。

行政支援ということで直接的に行政がしているわけではございませんが、先ほど市長が申し上げましたとおり、生活困窮者自立相談支援事業を志布志市社会福祉協議会に委託をしておりますが、その生活自立支援センター「ひまわり」の方で、相談を受けた場合には、寄り添った相談に取り組んでいるところでございますが、まず、信頼関係を築くことが大切だということで、時間がかかりかかると。それ以降の支援につきましても、まずその支援をしていくような形で「ひまわり」の方で取り組んでいただいているところでございます。

○11番（西江園 明君） 相談の窓口は、ちゃんと設けて対応しているということでございます。よく「8020」という言葉がありますよね、80歳で20本の歯と。逆にこれと比べていいのか分かりませんが、この引きこもり問題は「8050問題」とも言われています。結局、80歳の親が50歳の子の面倒を見るということで、「8050」というふうに表現されたんだと思いますけれども、親が現役時代は社会からはなかなか見えにくい問題です。しかし、先ほども言いましたように、悲惨な事件も発生しております。そして、担税力の低下や当然単身・未婚世帯が増加し、結果少子化にもなります。年金・国保等、社会保障制度への影響など数えたらきりがありません。この問題も長期化・深刻化するほど支援が難しくなります。ですから、行政が社会投資として引きこもり問題に向き合っていかなければならない時代になっていると思います。

先ほど税務課長から答弁がありましたように、一人の不登校、引きこもりを解決することで単純に数字だけですけれども、500万円の歳入が見込めるということです。極端な言い方かもしれませんが、入りと出を計算すると、十分に社会投資に値すると思います。一つの事業として考えるべきと思いますが、見解を伺います。

○市長（下平晴行君） 引きこもりの状態にある方や、その御家族につきましては、異なる経緯や様々な事情を抱えておられ、日々悩み葛藤されながら生活されていると思われま

現在引きこもりの状態である方が、社会復帰され就労等をされることとなることは、本人やその御家族、そして本市といたしましても大変喜ばしいことであると考えております。またそのような方向になるよう行政や関係機関が連携・支援をしていくことは、当然行っていくべきであると考えております。そのためには、引きこもりの状態にある方やその御家族と時間をかけて信頼関係を築き、相談者に寄り添い、悩みなどを解決していく伴走支援を行っていくことが大切であるというふうに考えておりますので、まずは様々な悩みを相談していただくこと、相談をしていただくために、相談しやすい状況や体制を整備することが重要であるというふうに考えております。

○11番（西江園 明君） この問題も非常にデリケートで、一朝一夕に解決できることではありません。家から出ることが大前提です。家から誘導する過程で拒絶反応が出るケースも多いようです。事件、事故につながるケースや家族関係が悪化するケースもあり、親から、自分からは、なかなか動き出しにくいというふうに言われています。

また、この問題は役所も正確に把握できなかつたり、包括的なネットワーク化は進んでおらず、民生委員が引きこもり状態を把握していても、アプローチできないようです。個人情報保護の壁もあり、本人から、家族から、SOSが出ない限り、積極的に関わりを持つことは難しいということは理解いたします。

引きこもりになったきっかけは、不登校、職場になじめない、就職活動の失敗、人間関係、そして病気がほとんど似たような割合で、内閣府の調査報告書にあります。そして、不登校経験者がニートや引きこもりになる割合が、不登校の経験のない人に比べて6、7倍に上るとあります。これからも早めに対策、支援の重要性を感じます。行政の行う事業にも費用対効果は求められますが、人の人生に費用対効果を求めることが、適正とは私は思いません。人の一生を考えれば、先ほどの数字だけ見ても十分ペイできると思います。

最後に、引きこもり問題について行政としてどのように支援を含め、今後取り組んでいくのか。先ほどの質問とちょっと重複してしまいますけど、今後の取り組みは、先ほど市長からありましたような答弁と同様でいいのか、そこのところもう1回、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 現在、本市におきましては、しぶし生活自立支援センター「ひまわり」を中心に、相談・支援対応を行っており、また、民生委員や国・県の設置する引きこもり地域支援センター等々と連携し、その対応に努めているところでございますが、市役所内に市民の皆様のような相談を受ける専門の相談窓口に新たに設置する協議を進めているところでございますので、早い段階でその協議を整え、相談、支援体制の拡充・強化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○11番（西江園 明君） この問題について終わるつもりでしたけど、今の市長の答弁に新たな協議を進めているという表現がありましたけど、どういう内容ですか。

○市長（下平晴行君） 本年3月に組織検討の分科会を立ち上げ、子ども、高齢者、障がい者、

生活困窮者など複数課にまたがる内容や異なる分野での複合的な悩みを抱える相談者を支援するための窓口設置に向けた検討を進めているところでございます。

○11番（西江園 明君） 分かりました。不登校問題、引きこもり問題は、先ほども述べましたけれども、非常に微妙でかつ時間のかかる問題です。もっと数字的なデータを示しながらお聞きしたかったですけれども、質問時間の関係や即解決できる事案でもありませんので、今回はSSWを含めて問題提起との思いで質問したところです。これからの取り組みに期待して、次の質問に入りたいと思います。

○議長（東 宏二君） ここで換気のため、4時50分まで休憩いたします。

—————○—————
午後4時39分 休憩
午後4時48分 再開
—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

ここでお諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

○11番（西江園 明君） 時間延長ありがとうございました。

では、引き続き一般質問を行います。公共施設の管理について行います。我がまちの市勢要覧にも「海岸線の保全やごみ排出量の削減、ごみの再資源化、排水対策の強化など、資源環境型社会の構築や自然環境の保護及び保全に向けた取り組みを総合的に進めます」とうたっております。そこで公共施設の管理について質問いたします。

まず、最初に今年度当初予算に市長部局、教育委員会部局の両方に、公共施設の長寿命化策定の業務委託費が計上されていますが、その委託内容と進捗状況をまずお尋ねします。市長部局の方は、公共施設等個別施設計画策定支援業務委託という名称ですけれども、教育委員会部局の方は、小・中学校施設長寿命化計画策定事業という名称で予算措置をされている部分についてお尋ねをいたします。

○市長（下平晴行君） 市が保有する公共施設の全ての建物、いわゆる箱物について、平成29年3月に公共施設等の総合的かつ計画的な管理推進の基本方針を定めた志布志市公共施設等総合管理計画に基づき、令和3年3月までに建物の個別施設ごとの方針を定める志布志市公共施設等個別施設計画の策定を進めているところでございます。

市が保有する公共施設の長寿命化計画は、公営住宅、道路の橋りょう、上水道施設の長寿命化計画があります。また市が管理する漁港の保全計画を作成しているとともに、農業集落排水施設などの下水処理施設の設備更新についても、関係機関と協議を進め、施設の適正管理に努めてい

るところであります。また、学校施設の長寿命化計画と市道舗装の維持補修に係る管理計画を策定中であり、公共施設の老朽化対策、将来の更新計画の策定も進めているところであります。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会関係についてお答えします。

教育委員会の所管する施設の長寿命化計画につきましては、市の定めた公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設等の対応方針を定める計画として作成することとされており、特に、施設数の多い学校施設につきましては、令和3年3月までに作成するところでございます。

この長寿命化計画につきましては、主に老朽化した校舎、体育館について実際の整備内容や時期、費用等を表す計画書を策定するものであり、昨年度市内全小・中学校の校舎、体育館について、現状把握の調査業務委託を実施し、今年度はその調査結果を基に計画策定業務委託を4月に発注し、現在作成を進めております。

なお、社会体育施設、社会教育施設につきましては、現在策定中の公共施設等個別管理計画において、各施設の今後の在り方を含めて方針を定めてまいります。

○11番（西江園 明君） 今回は箱物施設が多いということで、教育委員会分についてお伺いしますけれども、ちょっと数をお聞きする予定でございましたけれども時間の関係上、私の手持ちの方の資料でお尋ねしますので、御理解いただきたいと思っております。

これから本題なんですけれども、し尿浄化槽の管理状況について伺います。今、答弁をいただきましたが、それらの施設の中でたくさん資料をもらいましたけれども、合併浄化槽を設置している施設もいろいろ混在しているようでございますけれども、今教育長から答弁がありました長寿命化計画策定業務の中に、浄化槽の改良計画は含んでいるのかをまず伺います。市長部局の方も分かっていたらお願いします。

○財務課長（折田孝幸君） 公共施設等個別計画の中におきましては、例えば保有する施設の現状と今後の改修の必要性とか老朽化とか、委員会の中で話をしながら、今後の方向性を位置付ける計画となっております。施設を今後存続していったり広域化を図っていくのか、複合的な方向にもっていくのか、耐用年数も過ぎて老朽化も著しいということであれば、廃止していくかということになりますので、浄化槽そのものを改修するかどうかということについては、この計画の中には載せていないということでございます。

○教育総務課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

この学校における長寿命化計画の中でも、合併浄化槽についての内容等は盛り込む予定ではないところでございます、今ありましたとおり、各学校の浄化槽の老朽化等を見極めながら、今後検討していくということにしているところでございます。

○11番（西江園 明君） 施設の将来に向けての統廃合の中でという答弁でございますけれども、私の持っている資料では、市長部局の公営住宅などを含めると約180か所ありますけれども、教育委員会の所管では約6割ですけれども、浄化槽の規模からいうと、ずっと数%というぐらいになると思いますが、市長部局の方は、現在、個人住宅については合併処理浄化槽への推進のために、毎年年間数千万円の予算を計上して補助しております。しかし、残念ながら市が管理す

る施設は、全くといっていいぐらい改良は進んでいません。当初設置したままがほとんどだと思います。今、合併処理浄化槽でないと、市の一般の住宅は建築許可が出ないと思います。ですから、新しい公共住宅などは、小規模な建物は合併処理方式ですが、大きな建物では松山中学校体育館ぐらいだったと思います。確かにトイレだけの場合は単独浄化槽で事足りるということで、改良が進まないということは理解しますが、私も合併して18年間、いろいろの中で浄化槽の改良があったという記憶はございませんけれども、教育委員会の先ほど言いました体育館とか、そういうのは単独浄化槽で事足りるから、まあ良しとして、ほかの施設では、どうして単独浄化槽からの改良が進まないのか、理由は何かございますか。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会では、合併後これまでに、毎年国庫補助金を活用しまして、給食センターの整備や校舎及び体育館の耐震補強工事や全面改修、老朽化した木造校舎の建て替えや普通教室へのエアコンの設置といった、児童・生徒に直接的に影響のある施設の整備を優先的に行ってきております。

そのような中で各学校の単独浄化槽につきましては、整備した当時は基準に合致したものであったということや、学校では頻繁に雑排水が出ることが少ないこと、また単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換も、1か所当たりかなりの費用を要することから、合併処理浄化槽の整備まではなかなか取り組めなかったところでございます。

○11番（西江園 明君） 今施設の性質とかいろいろ、そして今ありましたように確かに大きな財源が必要です。所管、担当としては気持ちはあっても、予算獲得についてはやりたいけど後回し後回しというふうに、どうしてもなりがちな事業です。今、現に困っていないからそうなりがちですよ。でも一方、環境を所管する方から言わせれば、川や海を汚しているのです。市民環境課長の方で結構ですが、単独と合併の違いを説明してください。

○市民環境課長（留中政文君） 単独及び合併浄化槽の処理能力についてでございますが、一人が一日に出すBOD量でございますが、約40gと言われております。一般家庭における単独浄化槽の場合は、処理するのはし尿だけで生活排水は処理しておりません。し尿に係るBOD量13gのうち5gまで処理をし、未処理の生活排水27gと合わせて32gを排出します。

一方、合併浄化槽の場合は、全ての生活排水を処理いたしますので、環境へ排出される量は4gまで減少いたします。単独浄化槽と比べると環境へ排出される汚れの量は8分の1以下になります。また、農業集落排水についても合併浄化槽と同様でございます。

○11番（西江園 明君） 数字的なことは分かりました。我がまちは主に資源ごみはリサイクル処理していますから、ほとんど洗わなければなりません。リサイクルのためと洗いながら、一方じゃ川や海を汚すということ、洗うということはですね。今市民環境課長の方からありましたように、市の施設からの排水が施設によっては川や海を汚しているということもあるんです。子どもたちには環境のことを教えながら、給食の牛乳パックをきれいに洗っておりますけれども、一方じゃ川や海を汚しているんです。これが現場です。もう少し急いで改良すべきと思いますが、先ほど教育長がいろんな事業があつて、国庫補助でやってきたというふうにおっしゃいましたけ

れども、今、子どもたちは環境学習の一環として、牛乳パックとかいろいろ洗っているのを教えながら、片方じゃ汚している。こういう今の現状をどのように考えますか。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど市民環境課長の方から、合併浄化槽と単独浄化槽の違いということで8倍の違いがあるということがありました。現在、学校施設においては単独浄化槽が21基ありますが、建設当時は浄化槽設置基準に合致していたとはいえ、現在新設の場合は、法的にも合併浄化槽の設置が定められていることをごさいます。議員言われましたように、地球環境とかあるいは志布志湾の汚染といったことを考えますと、今後やはり合併浄化槽への転換を検討していく必要があるのかなと考えています。それが子どもたちの環境教育の一助にもなればなと思います。予算が伴いますので、また市長部局とも十分に連携を取りながらできるところからやっていけたらと、そういうふう考えています。

○11番（西江園 明君） 学校の場合は、確かに雑排水というのは少ないからですね、ただ、公共施設でも公民館は料理教室とか厨房というんですか、あそこの利用頻度がすごく高いですよ。家庭以上の雑排水が流れていると思います。ですから、今学校のことでですけど、片方じゃそういう施設もありますので、そういうふう考えていただければと思います。

このような公共施設の中にも、合併処理浄化槽への改良には大きな財源が必要ですが、補助を含め財源確保のための調査・研究は行ったんですか、伺います。

○教育長（和田幸一郎君） 学校施設関係でいきますと、文科省の補助事業メニューに大規模改造の質的整備に対する補助項目があり、その中にトイレ環境を改善するために、全体的に改修を行う工事に対しての補助金があるため、県の学校施設課の担当へ確認したところ、「主に和式便器を洋式便器へ取り換える工事が対象となり、それに伴い単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換する工事でも対象になる」という回答でございました。

○11番（西江園 明君） この項については、私も通告いたしまして、教育委員会と担当といろいろすり合わせをする中でも、補助事業は私なりに質問する以上は調べたんですけども、市営住宅とか何軒か集まっている個人住宅などは共同浄化槽という事業がございますけれども、こういう教育委員会の公的施設にも単独浄化槽からの転換事業、国・県からの補助事業があります。私も県の担当の方から、直接電話でいろいろこのことについては指導を受けたところです。これを含めて、教育委員会は教育委員会なりに、そういう文科省の事業を調べたようでございますけれども、財源を探すのも、皆さん職員の業務の一環であります。せっかく補助事業があるのに、先般どこかも補助事業が、制度がなくなって大きなお金を返還というのが新聞記事にもありましたけれども、せっかく補助事業があるのに、そういう補助制度が終わらないうちに利用すべきだと思います。

この浄化槽問題だけでなく、職員の皆さんもいろんなソフト事業やハード事業を計画して、そしてその財源確保のためには、直接国と掛け合うぐらいの行動力を期待します。市長を引っ張り出せばいいんですよ、こういう事業について補助はないか、起債は利かないかとかですね。ちょっと話はそれてしまいましたけれども、今回は施設の多い教育委員会所管分についてお尋ねいた

しました。市長部局にもたくさん施設はありますが、市長部局の方が中身を見れば急がれる施設は多いと思いますが、いろいろ先ほどもありました統廃合を含めた計画もあるので、この計画に盛り込み、それぞれの施設の長寿命化を図っていただきたいと思います。

最後に、市長、教育長に、この公共施設の浄化槽の在り方について、そして今後の計画について見解がありましたら伺います。

○市長（下平晴行君） 議員からもありましたとおり、単独浄化槽と合併浄化槽については、環境対策という部分では、合併浄化槽の設置が望ましいところではありますが、そういうもろもろの条件で、例えば先ほどありましたように、BOD量については、さほど変わらないということでもあります。施設の利用状況によって個別に転換をしていくべきだということと併せて、国の補助としてのそういう補助事業をしっかりと調べて対応していくべきではないかと考えたところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 平成30年度に伊崎田小・中学校の木造校舎の建替えをした折に、実は単独浄化槽から合併浄化槽に切り替えたところでございます。今日は環境教育の視点から議員御指摘がございましたので、やはりできるところ、身近なところから、行政の方も環境教育の一環として取り組む必要があるんだろうということを今日は学ぶことができました。財政的なことがありますけれども、今後大規模改造とかいろんなときには、この合併浄化槽への転換ということ視野に入れながら、計画を立てていくことが必要なことを考えております。

○11番（西江園 明君） 前向きな答弁をいただきましたので、今後進むであろうと期待を申し上げます。

今回は、不登校問題や引きこもり問題など、非常に微妙な問題と、そして今公共施設の環境問題についてお尋ねしましたが、いずれにしても後回しにはできない問題だと私は思います。志布志モデルと言われるぐらい、「おっ、志布志市はあんなのをしちよったげな」というぐらいの取り組みを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後 5 時11分 延会

令和2年第3回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和2年9月11日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平 野 栄 作

八 代 誠

丸 山 一

南 利 尋

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

| | |
|-------------|-------------|
| 2番 南 利 尋 | 3番 尖 信 一 |
| 4番 市ヶ谷 孝 | 5番 青 山 浩 二 |
| 6番 野 村 広 志 | 7番 八 代 誠 |
| 8番 小 辻 一 海 | 9番 持 留 忠 義 |
| 10番 平 野 栄 作 | 11番 西江園 明 |
| 12番 丸 山 一 | 13番 玉 垣 大二郎 |
| 14番 鶴 迫 京 子 | 15番 小 野 広 嗣 |
| 16番 長 岡 耕 二 | 17番 岩 根 賢 二 |
| 18番 東 宏 二 | 19番 小 園 義 行 |
| 20番 福 重 彰 史 | |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 市 長 下 平 晴 行 | 副 市 長 武 石 裕 二 |
| 教 育 長 和 田 幸 一 郎 | 総 務 課 長 北 野 保 |
| 財 務 課 長 折 田 孝 幸 | 企画政策課長 西 洋 一 |
| 情報管理課長 岡 崎 康 治 | 港湾商工課長 假 屋 眞 治 |
| 税 務 課 長 吉 田 秀 浩 | 市民環境課長 留 中 政 文 |
| 福 祉 課 長 木 村 勝 志 | 保 健 課 長 川 上 桂 一 郎 |
| 農政畜産課長 重 山 浩 | 耕地林務水産課長 立 山 憲 一 |
| 建 設 課 長 鮎 川 勝 彦 | 松 山 支 所 長 中 吉 広 志 |
| 志布志支所長 小 山 錠 二 | 水 道 課 長 新 崎 昭 彦 |
| 会 計 管 理 者 桑 迫 悟 | 農業委員会事務局長 小 野 幸 喜 |
| 教育総務課長 萩 迫 和 彦 | 学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎 |
| 生涯学習課長 江 川 一 正 | 危 機 管 理 監 河 野 穂 積 |

議会事務局職員出席者

| | |
|-------------------|-----------------|
| 事 務 局 長 藤 後 広 幸 | 次 長 松 永 憲 一 |
| 調 査 管 理 係 長 毛 野 仁 | 議 事 係 長 末 原 和 幸 |

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、10番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○10番（平野栄作君） おはようございます。ちょうど折り返しになるのかなと思いますが、皆様お疲れのところですが短時間で済ませたいというふうに思っておりますが、御協力方よろしくお願いします。会派、志みらいに所属しております平野栄作です。

今回も大変災害関係に関する質問が多くなってきております。また、近年のこの天候というかゲリラ豪雨等の発生、非常に突拍子もないところで起きるといようなことで、予測もつかない状況。そしてまた復旧してもまたそれを壊していくというような形。本当に今までになかったような災害が多発しているというような状況が見られます。今回の災害等によって被災されました皆様方に対して、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願わずにはいられません。

今年もまた昨年と同時期に、豪雨による災害が発生いたしました。市内各地に甚大な被害をもたらしました。また、被害についても想像を超えるものになりました。豪雨後に地元の状況を見て回りましたが、道路及び河川に甚大なる被害が発生して、目を疑うばかりの光景でありました。また、多面的事業を導入しておりますので、その対象地区も見たところですけれども、排水路はほとんど道路と同じ高さ、そして田んぼと排水路の境が分からないというような状況で、市長の方にはその写真も中に入っておりますので、時間があるときにお目通しをいただきたいと思えます。そのような状況でした。何とか持ちこたえてくれまして、ほ場の方の決壊等はなかったところで、安堵をしたところでした。これも多面的事業等を導入しまして早期のうちに修復等を軽微なものには着手できるということで、そういうことが効果を発揮したのかなと思っております。市長も8月12日だったと思えますが、森山衆議院議員、進藤参議院議員と一緒に蓬原地区については現地を見ていただいていると思えますので、被災している現状については把握していらっしゃると思えます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。本市においては、昨年及び本年と大雨による大規模災害が続けて発生し、この大雨により蓬原・野井倉の両開田の導水路も昨年に引き続き再び被災し、最も必要な時期に水が供給されないという状況に見舞われました。両開田と

もそれぞれ約500haほどの水田を抱えており、水稻等の耕作者からそれぞれ所管する土地改良区に、苦情の電話が相次いだということも聞いているところです。特に蓬原地区においては被害が甚大で、通水したのがお盆明けの状況になりました。水の恩恵を受けた耕作者は少なかったのかなと思っております。今後においても、台風や大雨による災害の再発が懸念される場所であり、このような状況が今後毎年続くことになると、耕作意欲の低下につながっていくものと推察されます。両導水路の改修及び改良について、当局としてどのような認識を持って、どう対応されていくのかお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、昨年及び本年は、大雨により蓬原・野井倉開田の導水路が被災し、受益者の皆様へ多大なる御心配とかけることになりました。両導水路とも各改良区の御協力をいただきながら復旧することができたところであります。

本年は、蓬原用水の支線ずい道が崩落しました。復旧については原形復旧が困難であることから、線形変更することを計画しており、次年度の作付けまでに完成するよう努力をしております。

御質問がありました導水路の改修及び改良についてでございますが、野井倉導水路については、昭和54年から平成8年にかけて、県営事業でずい道及び開水路の整備をしたところであります。蓬原導水路については、今年度施設の点検を実施し、事業実施に向け整備計画を作成する予定でございます。

○10番（平野栄作君） 蓬原開田については、距離が7.4km程度、大正6年、1917年に通水してから大体100年を超えている、103年程度を経過をしていると。野井倉開田については、13km程度、昭和24年通水で70年を経過をしている状況で、この間、各土地改良区の役員の皆様方がずい道等の点検、そういうものを行っていらっしゃいます。私も昨年の崩落現場に立ち会いまして、昨年は取入口の方に木の根が引っ掛かったりと、その下の沈砂池の手前にのり面が崩壊して、木が根元とも落ちてきて水路を塞いでいる状況、そういうところの復旧作業に携わったんですが、今年も、私が最初に行ったのが、川西地区公民館の前にある宇都鼻よりの末端のところなんです、そこが竹が崩落しまして、水路が埋まっている状態。そして、その上の水路につきまして木が流れ込んで、そしてのり面の土砂が入り込んで、そこはまだ半分ぐらいでいたけれども、今市長が見られましたところの一番長いところなんです、そこはもうほとんど水路が見えない状況となっていました。

そしてまた、その状況を見まして、のぞくことはできてもまた大きな雨が降ったときに、のり面自体が完全にシラスがもう見えている状況、必ず崩落をするというようなのが目に見えて分かる状況。ですから、昨夜の雨も大変心配したんですけども、ああいう雨が降るたびに、今後は水はそれほど必要ではないのかもしれないかもしれませんが、必要な時期に必要な水量を確保できない状況が続くんじゃないのかなと。そしてまた耕作者についても、いつ何時またそういう状況が起きるか、そういうことを危惧しながら耕作を続けていかないといけないということがあったもので

すから、今回の質問をさせてもらったのですが、今年度調査をして計画を立てるということになりませんが、これが完成するまでのステップというんですかね、年次的な流れというのが分かれば教えていただきたいと思います。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今市長が申しましたとおり、今年調査点検をして、ストック・マネジメント計画を立てる予定ということでございます。スケジュールとしましては、今年10月の中旬頃、委託の発注をしまして、3月の末に完成ということで計画しているところでございます。

そのストック・マネジメントをもって令和3年度におきまして、土地改良区と協議、そのストック・マネジメントに沿った形でいつどこをする、どのような工事をするというのを詰めていきまして、そこが確定し次第、令和4年度に着工という流れで考えているところでございます。

○10番（平野栄作君） 来年から協議をしながら進めていくということなんですが、これは結構十何か所ありますよね、開口部分というか導水路の中に、私が見た範囲というのはまだ少ないんですけれども、結構な勾配がついているところが非常にある思うんですけど、今回多分崩落したところの優先順位が高くなると思いますが、これ言えば導水路全体をこの計画というんですか、全体が改良できるという認識でいいんですか。それとも、今回崩落したようなところを重点的にして、異常がなかったところについては、もう触らないというような取り方でいいんですかね。どちらになるんでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 点検につきましては、導水路部分。あと地区内の三面張りの機能診断と保全、それをもって保全計画を立てる予定でございます。その中で改良区の要望等も聞いていきますので、ここに蓋が欲しいとかそういうのを入れ込んだ形での計画を作りますので、そういった形で事業の方は進めていくということになります。

○10番（平野栄作君） ということは、その開口部分については、土地改良区の要望等を聞きながら、蓋をすとかのり面を補強すとか、全工程についてできるという捉え方でいいんですか。それとも部分的という捉え方なんですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 調査範囲は先ほど申しましたとおり、導水路部分。大体7km近く、あと地区内の三面張りということになっていますので、その区間であればそういう緊急的なもの、あと改良区の要望等は、その事業で採択される範囲でしたら可能だと思います。

○10番（平野栄作君） 安心しました。またこういう機会でない、なかなか全面ということにはならないだろうというふうに思っておりましたので、大変助かるんじゃないかなと思っておりますが、ただこの期間、令和4年度から着工。令和3年度に土地改良区との協議をして、令和4年度から着工となると、この間についての災害箇所等についての応急処置というんですかね、どうあっても大雨が降ると流れ込むのは目に見えていますので、そういうものの対応というのはどうなりますか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今、事業導入を計画しているのが令和4年度ということがありますので、今年も残りがあるんですが、そこにつきましてはこの前の7月の豪雨のように、

災害対応ということになります。

○10番（平野栄作君） 災害対応ということは、また崩れたら処置をするという捉え方ですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 7月、この前ずい道が埋まったああいう形でしたら、また応急工事ということで土砂排除をするというようなことになります。

○10番（平野栄作君） 市長の方には写真もお渡しをしておりますが、その開口部分の上がもうそのまま落ちてきて、今回埋まっている。で、そのままの状況がもうあちこちあるわけですよ。大雨が降れば、確実にまたそれが崩れるというのはもう目に見えているんですけど、そういう場合でもやはりそういう対応しかできないわけなんですか。仮にその土砂が崩落しないような状況を作るとか、そういうことはできないという認識なんですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 災害は原形復旧が基本ですので、その三面張りが壊れたというのであれば、元通りのサイズに返して復旧するというのが原則ですので、それ以外についてはもう改良という部分になりますので、今度予定している事業等で対応は考えていきたいと思えます。

○10番（平野栄作君） 分かりました。なかなか難しいところですね。本当ひと雨来たら流れ込むのはもう確実だと思われるところを数か所見えていますけれども、それでもこうなのかなと、なかなか全額持ち出しとなると相当な経費になりますので、理解できないでもないんですけども、分かりました。一応そういう形で対応していただけるということで、数年先には落ち着くのかなと思っております。

そうしますと、改良区との協議を進めるということになりますけれども、どうしても工事をするとすると負担金が伴ってくると思いますが、その負担金の額というのはどのような形になっていくのか、そこをちょっと教えてください。

○市長（下平晴行君） まず、負担割合についてでございます。志布志市土地改良事業分担金徴収条例施行規則により定められておりますが、事業費が増大し、分担金の軽減を求める場合については、協議をしていきたいということでございます。

それから事業費については、県営事業を設定しておりまして、負担割合は国が55%、県が27.5%、市が12.5%、受益者が5%ということでございます。

○10番（平野栄作君） 県営事業を入れたときに5%負担ということになるとして、概算でいいんですけども、どれぐらいの工事費が発生するんでしょうか。そしてまたその負担額というのはどれぐらいになるんでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 概算は、今年調査してその結果をもって、ストック・マネジメントを上げるわけで、そのほかで金額は上がってきますので、今概算で幾らというのはちょっと分からないところでございますが、野井倉土地改良区が、過去同じような三面張りはずい道部分の改修を行ったことがあります。そのときは大体28億円かかっているようでございます。それは参考になるか分かりませんが、実際は今度調査したその概算でもって、地元負担割合が5%ということになります。

○10番（平野栄作君） どう見ても大きな規模の工事になるというのは、もう目に見えておりますので、ただ、地元の耕作者等もこのことについては、大分関心があるんじゃないかなど。土地改良区自体についても、蓬原の場合は水利費自体も非常に安く設定していらっしゃるみたいで、蓄えも無いということをお聞きしておりました。今後、そこについてはまた打ち合わせをして、どうしても特別徴収とかそういうものも発生してくるのかなという気はしておりますが、そこについてはどうしても工事をしてもらう側ですから、仕方がないのかなど。ただ、こういうことも市民の方々にはお知らせをしておかないといけないのかなというふうに感じているところです。

これもやはり調査しないと分からないんでしょうけども、令和4年から工事を始めたとして、これはもう概算でいいですよ、10年とか20年とかそういう概算でいいんですけども、どれぐらいの期間がかかると認識しておけばいいんでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） すみません、先ほど申しました野井倉の件ですけど、大体26億円でした。工期が昭和54年から平成8年度と非常に長くなっております。この蓬原土地改良区の方ですが、そのストック・マネジメントを使ってどこをどれだけやる、そのボリュームによっても年数は変わってくると思います。通常大体ストック・マネジメントは、5年から10年の間では設定しているところでございます。

○10番（平野栄作君） 分かりました。野井倉の方で前例がありますので、それと大体同じぐらいになるのかなど。今後安定した水が供給される、そういう場が早くできればいいなと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいのと、あと土地改良区側についてもいろいろ要望があるようですので、またそれについてはじっくりと打ち合わせをして、耕作者が心配ないような形の導水路造りにまい進していただければなお願しておきたいと思っております。

それでは、2点目なんですけど、この引き続きの問題になるんですけども、土地改良区との連携ということについて、ちょっと私もこれを質問するにあたって、自分自身の中でもまだ確固たるものがないものですから、どうしようかなと思ったんですけど、なるべく早くこの土地改良区問題、農地問題というものを、やはり耕作者自らが感じて意見を言いながら、そして自分たちのやりやすいほ場づくり、そういうものを自分たちが目指して行ってほしいという思いがあるものですから、結論は出ないとは思いましたが、この質問をさせていただくことにいたしました。

この質問の経緯としては、大まかには国は地域内の担い手農家に対して、耕作地の集積を進めていくと。そして安定した農作物の供給をはじめ、農山村の適切な維持を図ることを目的とした施策を展開しております。その事務を担う行政機関及び民間組織である耕作地を実質管理している土地改良区との連携ですね、そういうものというのが希薄化というか、第三者からはなかなか見えづらい部分があると。実際土地改良区がそのほ場については一番よく知っていて、その水路、水系、そういうものも把握されております。そして、農地中間管理機構であったり農業委員会の利用権設定等の事業もありますけれども、そういうものによって耕作者は借りたりしている状況なんですけど、実際は土地改良区自体が一番自分たちの耕作をするもの、耕作内容ですね、そういうものに対して土地を集積するとなると、どの部分が一番ベターだということについては、この

水量については大丈夫ですよとか、いろんなノウハウを持っていると思うんですよ。だからそういうもののノウハウを農地中間管理機構、そういうものが吸い上げて、そして担い手の方に土地の集積をかけていく。そういうスタイルというのが一番望ましいと思うんですが、そういうものがちょっと見えないなというふうなものを感じております。

そしてまたもう一方では、土地改良区側にしますと、土地改良区については、高齢化が進んできております。その中で土地改良区自体を設立するときには、ほとんどの方が所有者という形で組合員になられているわけです。そして、その組合員が組織の中の役員、総代とかいろいろなものを担われて、そしてその地区の土地改良事業について、いろんな方で尽力をされていたという経緯があります。ただ、これが設立当初とすると、大きく変わってきているのは、今国が示している土地の集積、担い手に任せていこうということ。そして、それが所有者側であっても相続、そして子どもさんになったりお孫さんになったりしている状況が目に見えている。そして、土地改良区の役員自体も、その影響で高齢化しております。役員になられる方というのは、土地持ちでかつ農業をされて、その耕作をしていらっしゃる方がほとんど総代なり役員になる。そうなる、どうしても役員自体が高齢化をしていく。そういう中で、土地改良区の運営自体についても、新しい発想、新しい目線、そういうものがないんじゃないかな。ですから、今後この土地を有効に安定的に活用していくには、やはり今国が示している担い手農家、そういう方々が土地改良区の中の役員に入って行って、土地改良区自体の運営をしながら、そして自分たちの大きな基盤である農地の集積をどう図っていくのか。どうすみ分けをしていくのか。そういうものやっけないといけない時代に来ているんじゃないかなと。ただ、所有者が「もう作りません。ですので、土地を農地中間管理機構にあげます」または「利用権設定で誰か借りる人はいませんか」という形で今出しているわけなんですけれども、農地中間管理機構側としても、ここにまとめたくてもなかなかまとまっていけないんじゃないかなと思うんですね。集積をかけたくても、かけられない状況があるというのが、今までそういう方々というのは、知人であったり古くから知っていらっしゃるところから声を掛けられて、「この土地を活用してください、使ってください」そういう流れがあって、なかなかそこを手放して、「あっちにまとめるから、もういいですよ、ここは」ということはなかなか、農地中間管理機構に行けばそういうことはないんだろうけれども、そういうのが背景にはあるんじゃないかなと思っております。

ですから、そういうものを総合的に改善していくには、やはり市役所だけでなく、土地改良区側も中身の充実を図って行って、そしてそのほ場自体にやはり大規模に耕作をしている、そういう担い手が入って行って、その担い手同士間の話し合いをもちながら、そしてこのほ場について改良すべき点、そしてまた市と協議をしながら集約をする点、そういうものを話していく形にしていけないと、なかなか今の形を見ても集約はできない。というのが、私なんか3、4haぐらい今作っているんですけども、やはりばらばらなんです。だから、自分で買われたところは、もう3反を2枚、1枚にしたりとかするけど、ここの列全部すればいいよねって、自分の

中で第三者は思うんですよ。本当、管理も簡単だし。ただ、高土手があったりとかいろんなほ場によって、そういう手間がかかってきます。ですから、一概にはできないんだろうけど、ただ、今後そういう担い手にあっても、機械化して効率化は図ってはいるんだけど、どうしても細部について人的不足が生じていることが挙げられます。ですから、今のほ場についても、また区画整理をし直すことも、視野に入れていかないといけないと個人的には感じております。ですから、その点を改善していくには、やはり土地改良区、そして市、そことの連携をうまく取りながら、そして担い手を生かしていく、作りやすい環境を作っていく、集約しやすい環境を作っていく、そこが必要になるんじゃないかと思っています。

ですから、とりあえず私はそう思っているんですけども、今、農地中間管理機構等で担い手の集約を進めていますが、その現状というのはどうなんでしょうか。そこをちょっとお聞かせください。

○農政畜産課長（重山 浩君） 農地中間管理機構への貸し出しにつきましては、基本的には地主の方が貸す先については、白紙委任という形が基本ではございますが、現実につきましては、事前に相対でお約束をされた分がございまして、そのことで集積が進まないとか、団地化が進まない、連担性が進まないということでございます。

○10番（平野栄作君） 今まあそういう状況だということでした。私今いろいろしゃべりましたけど、全く私の独断と実際に自分たちのほ場を見ていて、感じたことをそのままもうダイレクトに伝えていきます。また細かいことについては、いろいろ土地改良区側の要望とか、いろんなのがあるんですけども、ただ、今私の質問したことに対して、今市長は土地改良区との連携の強化、ここについてどう思われましたか。

○市長（下平晴行君） 現在、農地の有効活用については、地域の担い手に集約し、効率的な農業経営を目指すため、農地中間管理事業の制度があるところでございますが、実態として集約化が進んでいない状況もあるということでもあります。御指摘のとおり、農地の所有者が非農家という農地も増加傾向にあり、土地改良区の賦課金等所有農地の実情を把握されていない所有者もいらっしゃるという話もお聞きしているところでございます。

そのような中で、現在実施しております「人・農地プラン」の話し合い活動においても、議員御指摘のように、農地の課題等も出てきており、今後の農地に関する課題についても話し合いを進めているところでございます。「人・農地プラン」の話し合い活動については、市内全域で十分な活動がされている状況でもないため、まずは充実した話し合い活動を行う地区を広げつつ、土地所有者と耕作者のみならず、地区の土地改良区等一人でも多くの関係者に入ってもらいながら、今後の農地について話し合いを進めていきたいというふうに考えております。それと並行して、今後どのような課題があるのか等について、土地改良区の方々が集まる会等において御意見を伺い、農地の10年後20年後の有効活用に向けてどのように進めていくべきか等について、志布志市農業振興対策協議会や志布志市農林水産技術員連絡協議会の場において、協議をお願いしつつ、進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○10番（平野栄作君） やはり、いろんなものを変えていくには協議をし、いろんな意見を集約して、そしてその10年先、20年先を目指した形をとっていくというのが肝心だと思います。その話し合いの場、そしてその話し合いの場に出る方々、そういうものをやはり今後はよく実務に沿って、本当に自分のこととして思っている方々の意見を集約していかないと、なかなかちぐはぐな面になっていくのかなと。やはり将来5年先、10年先を目指した取り組みを、今どうやっていくのか。そして今の問題、課題点をどうクリアして、そしてそれにつなげていくのか。そういうものをやはりその地区地区で異なると思うんですよ。賦課金の徴収ということで、今、土地改良区についても未納が多いということで聞きますと、やはり土地の所有者を組合員としているところについては、やはり相続等が不明瞭になり、賦課金の未収があると。ただ、耕作者にしますと、ほとんどが未収はなくなる。ただ、変わるケースが頻繁に出てくるというのがあるそうです。組合員でないといけないんですけど、組合員には所有者と耕作者2人があります。ですからどちらかが組合員になれるわけです。今のところ所有者が組合員になっているケースが多い。だけど今目指している方向は耕作者なんです。確かに、その土地の中に自分の土地を持っていらっしゃる方もいらして、それプラス借りている、何haも作っていらっしゃる、そういう法人もいらっしゃいます、確かに。だから、そういう方々が入って協議できる、そして自分たちが作っている足元のほ場をどう今後生かしていくのか、そしてどう我々が今後人手をなるべくかけずに安定した農作物の生産につなげていくのか、そしてどう水利を確保していくのか。不備な点については改良をしていこうとか、そういうことを本当に前向きに今話さないと、多分このまま5年、10年先になっていくと、また体系が変わってくるんじゃないかなと。この先はどうなっていくか予測もできない状況ですけど、今、所有者から耕作者に組合員が変わる時期に来ていると思います。ここについては、これをやりなさいということではないんですけども、やはり土地改良区等についても、そういう方々を積極的に入れ込んでいって、地元の土地改良事業について意見を聞くなり、そういうものを作ってほしいと思うんですけど、こういう土地改良区間の協議をする場、そういうものってあるんですかね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 市内にいくつかの改良区があるわけですが、年1回協議会ということで、2月頃に行っている状況があります。その中で意見交換会等々を行っている状況です。

○10番（平野栄作君） この土地改良区については、ちょっと私も流れ的に平成9年に、私シルバー人材センターにいたんですけども、平成8年に国庫補助事業が決まりました、その年にシルバーワークプラザ建設が決まりました。今の建物が建ちました。シルバーワークプラザについては非常に大きい建物で、当時はびっくりするような、こんなのがいるのかということだったんですが、当時の和田町長がどこだったのか分かりませんが、国へ陳情に行って直接お願いをしたと。なぜあの大きな建物になったのかというのは、2階に有明町内の土地改良区を全部集約するんだという構想で、あの建物は建ったというふうに和田町長からも聞いた覚えがあります。そのときに和田町長はもう先のことを考えていたのかなというのがちょっと頭をよぎったんですけど

れども、ですから、その当時そういう取り組みをしておけば、いろんな形でまた違っていたかもしれないませんが、それ自体は賦課金の問題とか、役員の構成の問題、面積の問題、いろんなものでお流れになってしまいました。ですけれども、今はもうそういうことを言っている場合でもないのかなと思っています。ですから、なるべく早く土地改良区自体も自分たちの組織体をどうよみがえらせていくのか、そしてまた、今の役員さんは非常に無理をしていらっしゃるというか、昨年も5、6人の役員さんが常時出て、その被災地に行って片付けをしたり、なるべく早く通水しようという思いで頑張っていたらっしゃいました。その思いがあったものですから、私なんかも行って帰るわけにもいかないものですから、最後まで付き合わざるを得なかったという経緯がありますけど。だから高齢化してきている中でも、そういう責任感を持って役員をやっていらっしゃる方々で、今年もだけれども、電話が来れば水は来ないのかという苦情だったと。そういう話を聞くと、何かこう悲しいというんですかね、何かちょっと意思の疎通というものが耕作者、土地改良区といろいろないのかなというのを感じました。ですから、そういう思いをやはり変えるためにも、やはり耕作者の方々などがどんどん入って行って、改善を図っていければいいんじゃないかと思うんですけど、市長はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは土地改良区の在り方ということでいきますと、まずは賦課金の問題。これはおっしゃるように、やはり耕作者が支払うということが、やはりその土地を利用しているわけでありますので、そしておっしゃいますようにその土地の活用と合わせて、責任を持って管理しているという形で、そして10年後、20年後を見据えた行政指導と申しますか、そこ辺の在り方の話もお聞きしていて、大変必要かなというふうに思ったところであります。

○10番（平野栄作君） 私はこんなことを一般質問でいいのかなと思ったんですけれども、今問題提起をしておかないと、これがこのまま今の体系でいくとなると、いずれは土地改良区の運命自体も厳しいものになっていくだろうし、そしてその農地の有効活用というものが全く図られなくなっていくのかなということで非常に懸念しています。ですから、多分いろんな苦情の言葉もいただくんじゃないかなというのは、自分でも分かっているんですけれども、何かの気付きというんですか、いろんな私の言葉に対して苦情でもいいです。そういうものをもらいながら、そして一緒になって市内の農地をどう有効活用して、どう集約を図っていくか、そこを耕作者、土地改良区、所有者、そういうもの市民全てを含めた形で検討ができていく、そういう場を早めに作っていきたいという思いで、今回の一般質問に踏み切りました。

今後、私も何件か大規模法人の方々とお付き合いをしているんですけれど、そういう中でも人が足りない状況になっているようです。外国人労働者というんですか、そういう方々もいらっしゃるんですけれども、なかなかそれでも周りについては人がいないという状況です。ですから、この農地の形態を変えることによって、人件費を抑えることもできるんじゃないかと。機械化することによって、今はもう機械化が進んでいるんですけれども、それが1枚1枚が離れているほ場をずっとやっていくのと、1枚のほ場にまとめるのとは作業効率が相当違ってくると思っております。ですから、そういうことをなるべく早くどこかか率先して取り組んでもらえれば、私と

しては非常に本望だなというふうに感じているところです。

あちこち私、自分で勝手に原稿は作ったんですけども、勝手にしゃべってしまってどこになったか今探している最中なんですけど、とりあえずは、私の今回の思いというのは、行政というのは、ある程度の決まりごとの中で進めていくということが必要です。やはりそこには土地を出す側の意見もやはり聞かないといけない。だからそこに非常にギャップが出てきて、思うけどできない状況もあるんだろうと。そしてまた出す側についてもそういう要求はあるものの、やはり先祖代々引き継いできたこの土地がある限りは、有効に活用してもらって、かつ経費を最小限に抑えた形で最大の成果を出せるようなほ場づくり、そういうもののために提供していく。そういう形で両サイドの思いを変えていく、そういうことを何かやっていくことが必要なのかなと思っております。というのも、この多面的事業に取り組ませていただいて、非常に喜んでいただいているところであります。そしてまたこの多面的事業、今後は土地改良区との連携も図っていく予定でありますので、土地改良区と作業分担をやりながら、そしてまたこの中に先ほど言いました担い手農家、担い手代行農家ですね、そういうところも巻き込んで、やはりこういう問題にも一緒になって考えていく場も、この事業の中で作っていかなければいけないのかなということを日々感じているところです。

市役所の方の業務形態の中で、土地改良区に対してこうやれ、こうやれということとはできないと思います。ただ、今後こういう場があれば、こういう話もあったとか、今後を見据えたときに所有者が少なくなっていったら、あとは相続になって、その相続した方はその土地をみない、ただ極論を言えば税金を払うだけということになるのかもしれないけれども、やはりある土地をどう生かしていくのか。そしてまた、もう一つの危惧しているのが耕作放棄地です。この問題は農業委員会にもちょっとお願いをしたいんですけども、今多面的事業で、耕作放棄地解消事業の中で一応いつでも作れる状況に近付けておりますが、多分水利費とかそういうのはもう未納の状況ではないかなと。そしてまた自分たちがそういう活動することによって、農業委員の方々も、そこが耕作放棄地になっていること自体が分からないんじゃないのかなと思うんですよ。多分年に1回ほ場調査等をされますけれども、その時点では多分きれいになっていけば、耕作放棄地とはとられないわけですね。ですから、農業委員会もそういうところに入っていったら、実際自分たちが耕作放棄地化しているところというのは分かるわけですから、そういうところと連携を図っていったら、ほ場をまた適正化していくことも考えていかないと、我々としては、その土地を耕作できる状況にはしますけれども、それをどうしろということではできませんので、今景観作物を植えたりしておりますけれども、それではいけないんだと思うんです。だからそこあたりも連携を図りながら、この今あるほ場を最大限に生かしていけるような形を作っていく。それが、今非常に我々に求められている大きな課題だと思いますけども、市長、最後にどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 行政、土地改良区それから農業委員会、JA、そういう様々な団体と協議を十分して、将来、担い手増を図るためにも、そして土地を守るためにも、そういう農業委員会がいわゆる遊休地等の解消をするための取り組みを今しているところでありますので、全体で

取り組みをしていって、先ほど言いましたように、担い手の確保等もしながら農地を守っていく、あるいは先ほど言いました「人・農地プラン」をするための活用を経営体として増を図っていくということも含めて、取り組みをしていかなきゃいけないというふうに思ったところでございます。

○農業委員会事務局長（小野幸喜君） 農業委員会としては、毎年年に一回農地の利用状況調査を行っております。先ほど平野議員が言われましたように、遊休地等につきましては、その後の利用状況について所有者若しくは相続者等にお尋ねをしているところでございます。その後の利用につきましては、本人からの申請等がありまして、農地中間管理機構等を通じまして、また利活用について協議を行っているというような状況でございます。

○10番（平野栄作君） 何か今回は自分も、昨日も夜中にずっと起きて、パソコン等に入力をして横になったりしていたら雷が鳴り出して、パソコンの電源を落としたりということで、また朝方パソコンを立ち上げて作っているんですけど、なかなかこの問題については、自分自身も文は作るんですけど、これでいいのかなというのを自分自身感じながら、今回の質問でした。この質問に対して土地改良区の皆さん方からは、多分苦情も来るんじゃないかなというのは非常に認識はしているんですが、でもその一部の蓬原土地改良区になりますけれども、その土地改良区の中で多面的事業に携わらせてもらって、そしてその中の風景を一年を通してずっと見させてもらおうと、やはりこれでいいんだろうかと。こういう国の施策にのっとって事業が進められているのに、何年経っても進んでいない状況が目に見えるわけです。この根本的解決策というのは何なんだろうかというのは、ずっと日頃から思っていました。ただ、今回の災害等を受けて、やはりこれはもう本当にこのほ場を管理する改良区、このことから改善をしていって、そこにやはり担い手が入っていかないとこれはもう改善できないのかなと。ですから、各改良区等では、今後賦課金について未収が発生しないようにするには、やはり所有者から耕作者へ組合員を変えることも必要でしょうし、その変えることによってその組織内の人事というか役員の中に、そういう若手の担い手を入れ込んで、そしてその土地改良区を活性化していく。そして市と一緒にこの農地の有効活用を図っていく。そして強いて言うならば、10年先には、また改良をお願いするような形で、自分たちが作りやすいほ場体制を作っていってもらいたいという気持ちで、今回質問をさせていただきました。ずい道等の工事についても、一応めどが立っているようですし、今回市長からも前向きな回答をいただきました。私も今後また地元に戻って、土地改良区なりいろんな団体と協議をさせてもらって、なるべくこのほ場が永年にわたって耕作放棄地にならないように、そして100%の利用、稼働を目指すように、頑張っていきたいと感じたところです。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（東 宏二君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

ここで、換気のため、11時5分まで休憩いたします。



午前10時51分 休憩

午前11時01分 再開



○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、7番、八代誠君の一般質問を許可します。

○7番（八代 誠君） 改めまして、皆さんこんにちは。会派、真政志の会、八代誠です。

まずは、7月初旬の豪雨災害及び台風9号、そして10号の影響により亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたします。また、本市も含めて被災された地域の一刻も早い復旧を心より願います。

今回は、防災・減災対策のうちの特に豪雨及び台風襲来時の対策について、質問してまいりたいと思います。

まず最初に、本市を流れる前川、安楽川及び菱田川の二級河川河口に位置する有明町通山地区を含む志布志市街地の河川氾濫時における判断基準の現状について伺いたいと思います。今年の梅雨の豪雨は、日本全国に対して猛威を振るいました。特に7月3日から4日にかけて、熊本県の球磨川が氾濫し、堤防が決壊いたしました。人吉市では市街地の広範囲が浸水して、被害はかなり甚大だったというふうに思っております。その際の映像が、テレビで何回も何回も繰り返し放映されましたので、自分もやはりその光景が、目に焼き付いたというか、あまりにも印象が深く残っております。ところがそういった中で、今度はうちの志布志市が7月の5日から6日にかけて豪雨ということで、前日の夜中ぐらいから大雨が降り出しまして、もう雨の音で寝られないぐらいの大雨だったと記憶しております。私も、住んでいるところは伊崎田地区なんですが、河口付近がどうしても気になったので、朝一番で志布志市街地の方に向かって車を走らせました。そうすると、もう通常どおりに営業されている事業所がいくつかありました。そしてまたお店等も開けようかなという準備をされている風景を見たので、もうこれは大丈夫かなと思って自宅に帰ろうということで、県道63号を利用して帰ろうかなと思ったところが、もう道路が寸断されて通行止めだったということです。それから約2時間近くかけて、あっち行ってもこっち行っても通行止めで、結局安楽小学校付近まで行けたんですが、平城大橋をじゃあ通って帰ろうかなというふうに思ったら、もう崖崩れでそっちも通れなくなっていました。じゃあグリーンロードというふうに思ったところが、平城地区付近も完全にグリーンロードが冠水して通行止めということで、国道220号線に一回戻って、尚志館高校の方に向かって有明本庁、それから志布志有明線を通して旧国鉄志布志線跡の道路が通れましたので、やっとの思いで帰ったところでした。

しかし、避難勧告も出ていたわけなんですが、伊崎田地区に住んでいますと、中山間地域でほとんどが山地ですので、数名の方が有明地区公民館が避難所になっていましたが、なんで伊崎田地区には避難所が開設されないんだというような苦情の電話もあったんですが、避難される方がかなり多かったというふうに考えています。しかし、先ほどお話をしました通山地区、それから志布志市街地については、避難すらされようというような光景が全く見られなかったということで、本当に不安を感じたところでした。

7月6日の午前10時ぐらいだったと思いますが、テレビや新聞等でも本市が観測史上初めて88

mm、時間当たりの最高の雨量を記録したと、7月6日の10時頃です。そして潮位表を見てみたんですが、まだその当日は大潮だった。その日が干潮が13時2分、ちょうど大雨が降り出しているときに、潮がどんどんどん引いてくれた。そのことも本当に奇跡だったのかなというふうに、私は考えています。志布志湾の潮位というものは、満潮と干潮の差が約2mということで、ちょっと調べたんですがそのくらいあるということで、その潮位が川の水位にどの程度影響するのかわかりませんが、もしあれが大潮の干潮ではなくて、満潮の時間帯が逆転していたら、とんでもない光景を目にしたのかもしれないなと私は考えたところです。

地震・津波だけではなく、豪雨時や台風襲来時の洪水や河川氾濫に対する避難の在り方、3河川流域を含め、市街地に住んでおられる方々、避難に対する意識や行動について、市当局は現状どのように把握されているのかお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 八代議員の御質問にお答えいたします。

令和2年7月豪雨で、市内において発生した床上・床下浸水被害は、最終のまとめで床上浸水15件、床下浸水19件の合計で34件であったところであります。浸水被害の原因は、河川の氾濫、内水の氾濫、排水路等の越水によるもの等であります。市街地におきましては、通山地区、押切地区、高札地区、高浜地区、若宮地区などで被害が発生しており、その原因は内水の氾濫であると分析をしております。これらの地区におきましては、これまでもたびたび浸水被害が発生しており、お住まいの方々は、そういった危機感を持たれているものと考えております。

しかしながら7月豪雨における避難者数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあったかもしれませんが、少ない状況であったと思います。市としましては、決して意識が薄いとは考えておりませんが、避難行動に移すには、非常に厳しい判断が迫られていたのではないかと考えているところであります。

○7番（八代 誠君） 今の市長の答弁で、内水氾濫ということでしたが、私、最初に申しあげました大潮時の干潮の時間、これが本当に満潮の時間だったら、内水氾濫だけでは済まなかったんじゃないかなと考えているところです。

そこでなんですが、鹿児島県が前川、安楽川、菱田川、それぞれに水位計を設置しています。前川には石踊橋、安楽川には上門橋、菱田川には田尾橋になります。三河川の水位の変化は、鹿児島県河川砂防情報システムを検索すると閲覧ができるようになっています。こんな形で閲覧ができます。表を見ていくと、1時間単位ごとの雨量及びそれまで降った1時間単位の累計の雨量、またその観測地点での川の水位の変化を見ることができます。その観測時点情報のこの表の中に、このそれぞれの観測時点での氾濫危険水位という表示があり、明確にその高さ、水位が明記はしてあります。しかし表の中に、避難判断水位という言葉が書いてあるんですが、数字については明記されていないんです。氾濫危険水位というものは書いてあります。でも避難を判断する水位というものが、いくらなのかという表記がされていません。ということは、水位計があっても避難を判断する水位が書いていないということは、何を基準にして避難をすればいいのかというのが全く分からない。何のために水位計が設置してあるんだろうというふうに思っています。です

から、情報は鹿児島県の河川管理課として公開はするが、それぞれ個人が判断して避難してくださいねということなのかなというふうに自分は考えたところです。

今度は、国土交通省の一級河川の分を見てみると、やっぱり情報は公開されているんですが、その情報を見ながら、その流域に住まわれている方々というのは、自分で判断してやっぱり避難をしないとイケないのかなというふうに考えます。

しかし、その今三つの河川なんですけど、鹿児島県が管理をしていますけど、志布志市を流れているわけですので、ただでさえ河口付近には、大勢の市民の方々あるいは働きに来られる方々、昼間の人口というのは本当に志布志市で一番多い。そういったところにもかかわらず、危ないですよというものの基準が無い。これは本当にちょっと課題だなというふうに考えています。

よって、今回自分が聞きたいのは、志布志市としてその三つの河川、建設課なのか総務課なのか分かりませんが、避難を判断する材料の水位というものの基準、そういうのは持ち合わせているんですかということ。それからこの鹿児島県のこういう河川課が発信する情報、どこかの課で連携を取られて判断材料というものに生かされているのか、現状をお示ししたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 判断材料としましては、基本的には鹿児島県の河川砂防情報システムに表示される河川の水位を基準としているところでございます。御指摘がありましたように、いずれの河川も避難判断水位というものが表示されておりませんので、雨の降り方の状況、雨雲の状況、気象情報などを基に判断しているところであります。

鹿児島県との連携でありますけど、設定されている水位を超えたからといって、県から直接連絡がくることはありません。市職員において水位の状況をシステム上で確認しながら、必要な措置を講じることとしている状況であります。

○7番（八代 誠君） 水位計設置の状況については気になりましたので、先ほどお示しいたしました鹿児島県が設置している水位計の現場ではなくて、やはりちょっと鹿児島県が設置している水位計というのは、自分の感覚としてはあまりにも上流にありすぎるなという気がしましたので、国道220号線に架かる橋を調べてみたところでした。前川から行くと権現橋、安楽川の安楽橋、菱田川の菱田橋、権現橋と安楽橋には国道220号線ですね、監視カメラが設置してあって、菱田川には車道中央部の下流側に、よく見たらやっと思えるんですけど、「電波レベル計」と記された水位計が設置してありましたので、その日のうちに大隅河川国道事務所管轄の鹿屋国道維持出張所に連絡をいたしまして、「水位計と監視カメラがあるようなんですが、その情報を提供していただけますか」ということで、「明日でも構いませんので伺います」という連絡をいたしました。「受け付けました」ということで、「後もって連絡をしますからね」ということで、電話は切られたんですが、翌日だったと思うんですが、鹿児島県の県庁の河川課の本部の方から連絡をいただきまして、「国道に架かっている橋ですので、橋自体は国道なんですけど、鹿児島県が設置している施設です」と、三つともですね。そういうふうに言われましたので、「じゃあ、菱田川に設置してある水位計のデータをいただけますか」ということで連絡をいたしましたら、

メールでそのデータが送ってきたんですが、エクセルで送ってきました。しかしパスワードを入力しないと中身が見られない。「これじゃ、ためになっとけ」というのが本当に、自分自身はちょっと言葉が乱暴かもしれませんが、「こいじゃいかんじゃねえけ」というのが、情報として提供する分をいただいたんですけど、パスワードを入れないとその文書が開かない。いただいたので、本当はもっと強く言おうかなと思ったんですが、いただいたメールの中に係長とか課長ではなくて、何とか技師さんということで、一番若手の職員だったのかなというふうに思いましたので、「何のために水位計を設置しているんですか、こういう情報をいちいちパスワードなんか入れんと見られないような状態というのは、これって情報なんですかね」というのをよっぽど聞いたかったんですが、そこについては、一番若い技術者なのかなと思いましたが、電話口ではそこまでは尋ねませんでした。しかし、菱田川の菱田橋に架かっている水位計が、危機管理型水位計というもので、自分も後で調べてみたんですが、どうも、すぐれものであるということが分かりました。設定があるんですけど、一定の水位を超えると自動で動き出して、10分刻みでそのデータを設置者にどンドン送るようなシステムになっています。ですから、いただいたデータも空白がずっと続いて、大雨が降りだしたときに、トンって数字が10分刻みでトンってずっと入っているような状態になっていました。

今回私が提言したいのは、各三つの河川に市独自のやはり避難を判断する水位というものを、ぜひ設けていただきたいということです。今、それぞれの橋に鹿児島県が設置している水位計があるんですが、もちろんその位置も流域ですので、そこにも基準をしっかりとって、この水位以上になったときには、流域の方々は避難すべきだという基準をまず作っていただきたい。そして菱田橋にはもう鹿児島県が設置をしておりますので、安楽川は市道香月線、うちの志布志市の橋があるわけです。しかし、河川の管理が鹿児島県ですので、いろんなところと協議をしないかという設置というのはできないかもしれませんが、前川についても権現橋の上流に志布志橋、あるいはもっと港の下流の方に入っていけば、やっぱりここも鹿児島県が管理する警察署に近いところの大きな橋があったりしますので、より河口に近いところにこの水位計を設置できないかということです。この水位計が河口に近ければ、潮位も凶れるという品物みたいですので、私この1問目で提言をしたいのは、三つの河川に水位計があるところ、それから新しく水位計を設置していただいて、そういった避難を促す、「もうこれ以上になったときには避難せないかんですよ」という基準を明確にさせていただいて、河口になれば先ほどのお話した潮位の関係もありますので、そういったことも十分考慮されて、水位の基準あるいは水位計をもっと増やした方が私はいいかなと思います。市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） まず、水位計のデータの件でございますが、危機管理型水位計の水位データは、河川砂防情報システムで確認することができますが、氾濫危険水位等で示されております危機管理型水位計の設置は、大隅地域振興局管内で30か所となっているようであります。このことにつきましては、本市だけでなく県全体に関わることでありますので、そのことが可能かどうか検討協議をする必要があると考えおります。

危機管理型水位計は、洪水時のみの水位観測に特化した低コストの水位計であります。この水位計を設置することにより、情報収集が強化されると思いますが、新たに設置するとなると県との協議も必要になると思います。また、市独自の水位設定につきましても、河川管理者との協議が必要であると考えますので、設置の必要性も含めて、内部で研究させていただきたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 水位計を新たに設置するという事は、なかなか費用も掛かったりしますので、ぜひ私が言いたいのは、鹿児島県が示す各設置箇所に氾濫危険水位というのはあるんですけど、避難判断水位という枠があるにもかかわらず、そこに数字が書かれていないというのは、これは協議というか絶対におかしいと私は思います。協議をするということでの「これって何なんですか」って言うてもいいのかなというふうに私は思いますので、市長が関係機関と協議をしていただくということですので、よろしく願いいたします。

それでは、次に移りたいと思います。この点で最後になりますが、本市の国土強靱化計画、19ページに記載されていますが、1の3の⑥、これは大規模津波に関する事項の記載ということですが、「津波遡上の可能性がある河川について、現況調査・検討のうえ堤防のかさ上げや耐震化等の対策を推進する必要がある」と。次の1の4、①では、「河川改修等の治水対策」ということで、「近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念される。このため河川改修等の整備推進を図る必要がある」という形で、志布志市の国土強靱化計画には両方とも必要があるということで書いてあります。1の3では、津波遡上の可能性ということで、堤防のかさ上げということで記されているわけなんですけど、昨日は野村議員でしたが、災害復旧で現状復旧というのはちょっと私もナンセンスだというふうに思います。やはり志布志市も国土強靱化計画で河口付近については、河川堤防のかさ上げをした方がいい、必要があるとうたっているわけですので、この河川改修について国や鹿児島県に対して、市長、強く要望していただきたいと思います。いかがですか。

○市長（下平晴行君） これは、議員の御指摘のとおり、この強靱化の中にも計画されております。やはり市民の生命財産を守るということは市としての義務であり、努めであるというふうに考えておりますので、あらゆる手法を活用して防災・減災に努めてまいりたいと考えております。

○7番（八代 誠君） よろしくお話ししたいと思います。本当に先ほどお話ししました、特に熊本県の球磨川の浸水した状況が目には焼き付いて、今回も大雨が降ったときに本当は地元にとどまっていなきやいけなかったんですが、どうしても河口付近が気になって、もしかしたら堤防が決壊して大変なことになっているんじゃないかなと思いました。しかし、グリーンロードが通行止めになっていましたので、平城地区付近を目の当たりにしたときには、さすがにこのままあと1時間2時間、この形でこの状況で大雨が降ったら、市街地はどうなるんだろうというふうに、本当に何と言うんですかね、足がすくむ思いがいたしました。ですので、ぜひ対処できることについては、迅速に行動していただきたいなというふうに思っています。

それでは次の質問に移ります。豪雨及び台風襲来による災害発生時の庁舎内連携及び市内業者

等との連携ということでお聞きいたします。まず、道路啓開（救援ルートの確保）のための方策について伺います。大雨が続き、市道及び農道が崖崩れにより、あらゆるところが寸断されました。市内業者の方々が雨に濡れながら、土砂撤去を懸命にさせていただいたところです。この場をお借りして本当に感謝申し上げたいと思います。

私も地域の方々から、あそこが崩れた、ここが崩れた、車が通らないということで、車だけでも通るようにしてくれということ、要望を受けるんですが、車だけ通るようにしました。すると二日か三日すると、「残っている土はいつのかすつとや」と今度は言われるんですね。車が通るようになると全部撤去しろと。私も現場を訪ねてみました。ある建設会社は、やはり住民の方々がせかされるので、とにかくまず車が通るようにしますよと。水路が右に入っているのが左に入っているのが、もう空いているスペースにどんどんどんどん積んでいくんですね。そうすると、ほかの業者を見てみると、時間がかかります。木を切って、濡れた土をダンプに積んで水分を含んでいますとべらっという形で広がりますので、通常の乾いた土の半分も積めないぐらいの形で出されるんですね。時間はかかります。でも水路の中まできれいに除去している。二パターンの状況を見かけたところでした。

ですから、手法がまちまちだったなというふうに私は考えています。今回の状況の中で、私がここでお聞きしたいのは道路啓開の定義ですよね。市当局はどんなふうに考えておられるのか、どんな指示を出されたのか、そのことについてお示しをお願いします。

○市長（下平晴行君） 豪雨及び台風襲来による道路啓開につきましては、災害発生の状況について市民からの情報、職員が通勤時や現場へ出向いた際の情報、建設課職員並びにふるさと協議会による道路パトロールによる被災状況を把握いたします。これらの情報を集約し、道路啓開ルートを決し、ふるさと協議会へ緊急作業を依頼しているところであります。

御質問の道路啓開の定義につきましては、特に定めてはおりませんが、現場の状況を把握し、作業内容を現場に指示をしているという流れで取り組んでいるところでございます。

○7番（八代 誠君） 本当に担当課の職員の方々は大変だと思います。情報はどんどんどんどん入ってくる、現場には出てこいと言われる。そういった中で指示をしていくというのは、本当に大変だなと。人員というんですかね、もうちょっと人手があればいいのかなと感じたところでした。

ですので、やはり土砂撤去はしなければいけない、しかし、大雨がいつまで続くか分からない。いろんな条件が重なってまちまちになっているその作業というものを、ある程度本当は統一した方がいいのかなというふうに考えますので、できれば1年に1回、年度当初4月、5月、梅雨に入る前ぐらいにふるさと協議会が主体になるんでしょうが、市内の建設業者の方々に集まっただいて、そういう土砂撤去について、もちろん業者からも意見を出していただいて、どんな方法が一番いいのかある程度意思統一をするためのそういう講習会といったらおかしいですけど、そういった会を私はやはり開催していくべきではないかなというふうに考えますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 私が市長に就任してから、いわゆる建設業者と行政の意見交換会、これをするようにしております。それは5月頃関係する課、建設課、耕地林務水産課、水道課の職員とそれから建設業者、建設工事連絡協議会、そういうところと意見交換を開催していると。今おっしゃいましたように、今後このような会議を利用して、災害対策等の体制や作業の在り方を確認して、どういう形での取り組み体制がいいのか、それをしっかりと調査・研究と申しますか、対応してまいりたいと考えております。

○7番（八代 誠君） そういうことで、道路啓開については、本当にそのタイミングタイミングがあると思います。崩れてきた、しかしまだその大雨がいつまで続くか分からない。しかし、孤立する自治会集落があるんなら、やはり車を通さなければならぬので、言い方は悪いですけど、大雑把な土砂撤去になっていくのかなと思います。ですから、そこら辺の段階も含めて、いろんなパターンの道路啓開があるということがありますので、事前に今回経験されて、課題もいくつか見つかったと思いますので、年に1回ぐらいは、こういう豪雨、毎年毎年、去年も同じような思いをしましたので、来年もあるんだというぐらいの感覚で、建設業者にお願いになるわけなんです。一堂に会してそういった作業手順等についても、講習会等で周知していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問になりますが、現時点において、庁舎内での情報共有が十分ではないと感じるということで、意地悪な質問のように感じられたかもしれませんが、このことは今年3月まで所管課が農政畜産課にあつて、現在は耕地林務水産課に移管しておりますが、国営及び県営の畑地かんがい施設、埋設されているパイプですよね、その埋設管の情報共有のことを言いたかったところでした。今回私が住む伊崎田地区の高下谷公園の近くにありますが、旧国鉄志布志線跡地を2車線広い道路が走っていますが、その一部が大きく崩落いたしました。人家に土砂が流入して側溝まで人家の方に崩れ落ちているというような光景を目にしました。私もそこを通ったんです。しかし、情報が自分にはないんですね。その夜のうちに自治会のある方から電話が来て、「お前、あそこ国営60cmのダクタイルちゅう鉄が入っちゃったっど」と言われて、もうびっくりいたしまして、翌日耕地林務水産課の方に走って行きました。後から聞いたお話なんです、60cmのダクタイルちゅう鉄管のほかはまだ2本ぐらい入っていたということで、その60cmの形、そのほかのパイプの形は分からないんですが、圧がかかっていますので、もしということがあれば、もう高下谷公園周辺が一瞬のうちに池になるというような水量を、一気に爆発するような勢いで水があふれ出すということになります。ですから、自分たちでさえ、地元の間がここも崩れたな、あそこも崩れたなというふうに見ては回るんですが、埋設管までは全く気付かない。そういったことで情報をいただいて本当に助かりました。数日経ってから、もう本当に崩れないように、しっかり耕地林務水産課さんの方で保護をしていただいたということです。目では確認できない、隠されたその情報、完全に見落とししていたわけですね。そういう見落としというのは、ほかの情報もあるかもしれません。私、こういうことというのは、何とかせないかんと思うんですが、市長、今の事例を聞かれてどう思われますか。

○市長（下平晴行君） 今のこの現場については、建設課所管の市道の路肩決壊があり、コーン等で通行規制をしたものの、その情報を耕地林務水産課へ情報提供していなかったということが原因であるというふうに考えております。

今回の7月豪雨災害時の対応の反省を踏まえまして、情報収集の在り方、情報の共有、通行止め等の市民への情報発信方法などを検討し、次の災害時に備えるよう指示をしたところであります。基本的には全体の災害について、1か所で集約できるようなことはできないのかということで、内部でも今協議をしているところでございます。

○7番（八代 誠君） 今市長が言われたように、質問要旨(2)の④のところで、そういった提言をしたいというふうに思っています。私もそうですが、住民の方は道路が崩れたりして、片側交互通行のできる大きな道路は市道だと分かるんですが、市道と農道との区別がつかない道路がいっぱいあるんですね。なので、やはり耕地林務水産課に行って、これは市道ですよと言われてたら2階に上がる。1階と2階をあちこちせにゃいかんという形になりますので、市長が言われたように、どこかこういう大災害とか緊急のときには、窓口が一つ、情報をお互いに共有できるようなそういうシステムというのは、本当に大事なというふうに考えています。

それでは、次の質問要旨(2)の③番、これもちょっと意地悪な質問なんですけど、災害発生時、現状ではどの時点で市内業者等との連携を図っているかということなんですけど、大雨が降り出した、土砂崩れなどの災害が発生してきはじめたことから、市民の方々から情報がどんどんどんどん手元に届くわけです。しかしまだ大雨情報は継続して、明日も明後日も雨だというような今回そういうパターンでした。ですから、情報収集だけでも大変になっている中で、今回そういう環境下における市内建設業者との連携ですよ、どんな手法をとっておられたのか、現状についてお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 志布志ふるさと協議会と大規模災害における緊急対策に関する協定を結んでいるところでございます。志布志市災害対策本部が設置された場合や気象状況を予測して、待機をお願いし、大雨や台風通過後に被害情報の収集のため、道路パトロール、公共施設の障害物の撤去及び緊急の復旧をお願いをしているところでございます。

道路パトロールや応急復旧作業のタイミングでありますけど、この業務に携わる作業員や職員の安全確保も必要であるというふうに思っております。パトロールや作業に支障がない状況を見ながら行っているというところでございます。

○7番（八代 誠君） 本当に今市長が言われたように、孤立するような自治会があるので、どうしても撤去にいきたい。しかし大雨が降り出して、そこに向かう作業される方々の命もやはり大事だということで、なかなかそのタイミングというのは、本当に判断するのが難しいなというふうに考えています。本当に今回の災害対応、職員の方々は大変だったろうと思います。本当に頑張っていたいただいたなというふうに私は思っています。先ほどもお話ししましたように、でも、やはり窓口にお伺いしたときに、職員の人員不足というのは、本当に感じたところでした。

そこで質問要旨(2)の④になっていくんですが、私は、せっかくふるさと協議会と協定を締結

されているのであれば、年度当初あたりでもこの松山・志布志・有明地域、それぞれに専門的知識を有され、土地勘のある市内建設業者には、優秀な技術者がいっぱいおられるわけです。先ほど市長は、耕地関係も建設関係も何か1か所で情報共有できないかなということでしたが、そこに業者をあんまりいっぱい寄せるのもどうかと思いますけれども、土地勘のある私もあそこが崩れた、ここが崩れたというふうに連絡がくるんですが、小字を言われる方がおられて、自治会名までは分かりますけど「何とかさん宅の裏なんだよね」と言われれば、ああ、あそこら辺だなと。「小迫」とか「後迫」とか言われても、あれ、どこなんだろうということ、本当に分からないことがあります。それを異動もある技術者の方々が、やはりもう係長以上になれば、概略、ああ、あそこら辺だなというのは分かると思うんですけど、若い技術者の人たちはただでさえ情報をいただく電話というのは、高齢な方も多いと思うんですが、もうこてこての鹿児島弁ですよ、小字まで言われたりすると、もうどこがどこだか分からないんじゃないかなと考えたりしますので、やはり業者を交えて招集して、より効率的で効果的なそういった仕組み、手法というものを今後はぜひ検討していただけないかなと思います。例えば、年度当初に契約をして「緊急時には電話1本で来てくださいね、そのかわり日当は払いますよ」というような形でいいと思うんですよ。会議室等を利用していただいて、先ほど本庁であれば耕地林務水産課の職員が2人、あるいは建設課の職員が2人、そこに有明町の場合は川西地区と川東地区の業者が2社ぐらい集まっていたら、地図を広げて、さっきお話しした埋設管のある地図等も開いた形で、情報もそこで地図に落とししていくというようなそういった方法をとれば、大分職員の方々も作業量が軽減されるのかなというふうに考えます。様々な工夫をしていただいて、ぜひこれを取り組んでいただきたいと思いますというふうに考えます。市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） 業者を交えてということでありまして。これは本当にそういうことで対応することで、より迅速にできると。現在、有明・松山・志布志地域については、やはりその状況を知っている職員を配置しているところでありますので、その効果はより増すのかなというふうに思ったところであります。各部署においても、特に建設課、耕地林務水産課等には、課を1か所に集め、情報収集や現場への指示ができないか検討しているところでございます。市民からの情報は、それぞれ所管の部署に電話や来庁者から寄せられますので、所管部署で情報の収集を行った方が、効率がよいと判断したところであります。

しかしながら、情報の共有をしなければならないところも多くありまして、今回台風10号についての対策として、1点目が、被災者、被災箇所の情報収集を自治会担当職員が自治会長と連携し、担当課へ報告を行う。2点目に、建設課や耕地林務水産課は、被災状況の情報を総務課に連絡し、それを集約する。市道・農道・林道の路肩決壊の情報を共有し、畑かん等の影響がないか協議をする。4点目で、その情報を基に建設課で絵図化し、通行規制情報としてホームページに掲載する。5点目に、大規模な停電等が起こった場合は、FM志布志のラジオでの情報発信を行うとしたところでございます。

今後もどの体制がいいのか十分検討を重ね、全課で取り組む体制を取ってまいりたいと考えて

おります。

○7番（八代 誠君） そういったシステムというか工夫をして、作り上げていただけないですかというお話をしたところでした。今市長が言われたように、そういう組織図みたいなものができれば、始めてみないとそこにまた課題が見えてきませんので、できれば仮想的にそういうものを作って、そのもの自体が本当に機能するのかなのかということも、私はシミュレーション訓練といいますか、そういったことでまた課題が見えてくる。ですから、課題がいっぱいそういうものが出てきた方がいいのかなと思います。だから、訓練、シミュレーションを重ねることで、課題が見えてきた。「あっ、ここがまずかったな」ということであれば、そこは訓練ですからいくらでもミスがあってもいいのかなと。本番に備えての訓練ですから、課題をいっぱい出して、より早い段階で、そういったものを繰り返し、繰り返し本番に備えてやっていただきたいというふうに考えます。

最後になりますが、通告書には記載しておりません。市長にお願いということになります。私は議員になる前に、約30年間土木会社に勤務しておりました。エンジニアだというふうに自分は思っています。そういった中で20年から30年ぐらい前に、鹿児島県の耕地関係の事業だったんですが、県営シラス対策事業という事業がありました。主に中山間地域における排水対策事業です。災害に対しては非常に弱いシラス土壌。そういったものが侵食しないようにということで、耕作地あるいは山林の中に大断面から小断面いろんな水路を施工していただいたところですが、平野議員のお話にもありましたように、今回の大雨の後、いろんなところを自分も見て回ったんですが、ほ場に小断面の水路が入っています。そこから河川までずっと水路が入っているんですが、下流に行けば行くほど断面が大きくなっているんですが、ほとんど20年、30年前に、施工していただいた大断面の水路が何でか分からないんですけど、山の中を通っているんですね。そうすると今回何か所か見て回ったんですが、その大断面になる水路、山の中を通っているんですが、一番山の低いところを通って川に流れているんですが、その山の中が右からも左からも崖崩れがあったり、大きな木が倒れて、本来流れなければならない水の道ではない、予想だにしないところから水があふれ出してしまって、実は伊崎田でですね、「あんうえん、やしろは、おいげんちゃん方せ水がきっちゃいもんやっで、崩れたよ」って、でも実際に見にいくとそうではない。山の中の大断面の水路が全く管理をされていけませんので、大雨であちこち崩れてしまって、輪をかけて予想だにしないところから水があふれ出しているというのが、私は現状だったんじゃないかなというふうに推測はしたところですが、現場を見てですね。そういったことで、もう20年前、30年前の雨水の量でもない。今のその豪雨災害が発生するような雨量に対しての断面変更というものも必要なんじゃないかなというふうに考えていますので、以前は、耕作地あるいは山林を守るためにシラス対策事業という事業があったわけですので、できれば、流末の大断面の水路はなるべく管理がしやすいルートに変更して、もう今のままでは、山の中は鹿児島弁で言うと「ちんがら」になっているというのがほとんどです。もう水路はありますが、水路の役目を果たしていませんので、やはり下流域までのルートを変更して、普段管理がしやすいようなところに引き直した方

がいいのかなど。そしてまた小断面の水路についても、今の降水量に対して再検討していただいて、全面的な水路改修工事というものを県あるいは国に強く要望していただきたいというお願いですが、市長どうですか。

○市長（下平晴行君） 今回の被災の要因の一つとして、水路への土砂流出や倒木による水路断面の閉塞があったところであります。流末水路は砂防・急傾斜、治山事業等の重要な水路がありますので、これらの改修の取り組みを、国や県へ出向いた際は強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

○7番（八代 誠君） 通告書には記載していませんでしたが、本当に市長に頑張ってもらって、まだまだ一般質問が続きますが、同じこの7月初旬の豪雨に対しての質問がまだ続きます。いろんな提言あるいは要望があると思いますが、今踏ん張らないと2年続けてというか、去年もすごいなと思ったんですが、もうなんでこんなに雨が降るんだろうというぐらい2年続きましたので、もう来年も間違いなくあつていいというふうに思います。何とか下平市長が強いリーダーシップを発揮されて、そういった事業を獲得していただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終了します。

○議長（東 宏二君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。開会は1時5分から開会いたします。



午後0時00分 休憩

午後1時04分 再開



○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、12番、丸山一君の一般質問を許可します。

○12番（丸山 一君） 会派、志みらいの丸山でございます。通告に従い質問をいたします。

まず、志布志湾に飛来する絶滅危惧種であるコアジサシ類などの鳥類や動植物の保護条例の策定について質問をいたします。

ここ志布志湾は、国内でも3か所しかない絶滅危惧種コアジサシ類の繁殖地の一つであります。長らく飛来して来なかったわけですが、5年ほど前より志布志湾に飛来するようになり、保護活動をしてまいりました。この5年間サーファーやフィッシング、投網やジョギングの人たちの間で様々な事案が発生したわけですが、その都度対処をしてまいりました。その結果、毎年増え続けまして、喜ばしいことに今年の6月23日にはコアジサシ類が5種類ぐらいいましたけれど、約450羽が飛来をして抱卵を始めました。日本野鳥の会の方々とか保護活動に一生懸命取り組んだ人たちと、「ふ化した、ふ化した」「飛び立った」ということで喜んでおりました。一番多かったのはコアジサシが約40羽ぐらい、ベニアジサシが460羽ぐらい、アジサシが5羽ぐらい、あとハラグロアジサシ、セグロアジサシ、ツバメチドリ。ツバメチドリというのは飛んでいる姿が本当にツバメとそっくりです。私も初めて見ました。そしたら、その飛んでいる姿をパッと見た瞬間

に野鳥の会の方々は、「あっ、ツバメチドリだ」とすぐ反応したわけですよ。やっぱり専門家の方々はすごいなど。スコープでのぞいて見たところ、ここの胸にラインが出ていまして、そして今度はここに野鳥の本がありますけど、これですっと調べてみて、これは間違いないという確認をいたしました。ですから6月23日には約450羽ほどカウントできました。来年以降も本年以上に飛来して、数多くふ化して飛び立っていってくれればと関係者一同願っております。

そこで提案ですが、我が市において生物の多様性の観点からもコアジサシなどの鳥類や動植物の保護条例を策定すべきではないかと考えますが、市長、見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

コアジサシにつきましては、種の保存法により、国際希少野生動物種に指定されており、環境省のレッドリストでは、絶滅危惧2類、県のレッドリストでも絶滅危惧1類に指定されているとして、希少な生物となっております。

本市としましても、コアジサシの保護の重要性を感じておりますが、一つの種に特定して保護条例を策定することによって、その他の生物とのバランスが保てなくなる可能性がございます。生態系全体のバランスを保つためにも、コアジサシに特定した保護条例の策定をすることについては、考えてはいないところでございます。

しかしながら、保護の在り方については、今年度策定予定の生物多様性地域戦略の中で、生態系の保全と回復の取り組みについて記載し、自然保護推進員及び自然保護団体の方々の協力をいただきながら、保護対策を行っていきたいというふうに考えております。

○12番（丸山 一君） 執行部の皆さんのところに写真が回っていると思いますが、それは一昨年菱田川右岸側のところで、川堤防のすぐ目の前で50組ぐらいが抱卵をしておりました。それを私と志布志町の友人が車の中から撮った写真であります。決してアジンコではございません。コアジサシというのは鳥でございます。

繁殖地は、菱田川河口の周辺の砂場であります。昨年は右岸側堤防のすぐそばのシラスが敷設をされたところであったわけですが、そこに50組ぐらいが抱卵をしておりました。ところがふ化したその晩に全部食われてしまった。翌日行ったところ、もう親も飛び立っていないし、巣というのはちょこっと穴を掘っただけぐらいですから、よく見れば分かるんですけども、卵もないしひなも全然いなかったわけですよ。よくよく調べてみますと、足跡を見ましたところ、三本指の足跡があちこちありましたから、これはタヌキかアナグマであろうという結論となりました。

今年は、今度はそれで懲りたのか左岸の砂州の一番先端部分で抱卵を5月2日から始めまして、だんだんだんだん日によって増減はいろいろありましたけども、ピークは先ほど言いましたとおり、6月23日頃が450羽ぐらいになったわけですね。昨年のような二の舞をするといかんだらうということで、私が野鳥の会に提案をいたしまして、繁殖地から500mの周りに1.5mずつ支柱を立てて、それにキュウリネットを500mかけました。私はしつこいですから、その上に今度は床屋さんに行きまして髪の毛をかなりもらってまいりまして、それを袋に入れてネットのところに10か所下げました。人間の臭いが付くと、獣類というのは来ないということを聞いておりました

ので、これはイノシシ除けの人たちからも聞いたわけですが、その結果1匹も今年は来なかったんです。中の方で繁殖があつて飛び立ちがありました。

しかし、獣にも大変困るわけですが、一番困るのは人間であります。人間にもいろんな人たちがいる。僕は常に作業着ですから、「足の短い頭のはげたおやじが来る」って文句を言うと、「どこのおやじやろか、うさんくさいおやじから文句を言われた」と。僕はおとなしいですから「静かにお願いしますね、入らんでくださいね」と「ロープが張ってあるでしょう」と、「看板が立っているでしょう」と。「看板の字が読めますか」と。したら黙つとるから、「おいお前、字読めないのか、こら。何て書いてあるか、こら」といって口調を変えてですね。「我々が一生懸命やっているんだからよ、協力ぐらいしろよ、おまえ達。たった2か月半のことじゃないか」と。だからトラブルになりましたら、私が前面に出ていきまして、しょっちゅうケンカをしておりました。その結果、地元のサーファーとか投網の人たち、フィッシングの人たちは大体理解をしてくれるようになりまして、その繁殖地の周りには近づかないようになりました。ところが、新聞等に出た翌日には、もう今度はいろんなところから来た人たちが、アマチュアのカメラマンですけど、その人たちが今度は繁殖地の中に入って行って、そこで卵を、巣を踏みつけながら、写真撮りしているわけですよ。なおかつしゃがんでいる写真は絵にならんというので、卵の写真撮った上に、今度は飛び立っている巣跡を下から今度は写真を撮りたいんだということをやっているわけですよ。ですから僕はやかましく言いまして、出てもらったわけですね。その結果、宮崎県三股町からのカメラマンが一人、曾於市大隅町からの野鳥の会の人一人、その繁殖地の向こう側とこっち側で、5月2日から7月13日までずっとその繁殖地の周りをその2人は座って、人が入らないように監視をしていただきました。特に大隅町の方は半そで半ズボンで来ていましたので、ここの皮が3回ぐらいむけましたですけどね。辛抱強いというかカンカン照りの中で、ずっと。もう「感心やな」と思ったんですけど、それだけ一生懸命になっているわけですね、ですから、ああいうことを見ますと、我々も一生懸命にならないかなと常に思っておりました。

結果的にですけども、やっぱり3名か4名ほどの保護監視員というのが必要であろうと考えます。映画の水戸黄門ではないですけど、「この紋所が目に入らぬか」というぐらいのことがないと、皆さん注意してくれないんですよ。ですから、保護監視員という腕章があれば、「我々は保護監視員だぞ、ちゃんということ聞け」ということは言えるんですけどね。今回は、ぜひこの条例を策定していただきまして、そういう形になればと思いますが、市長、もう一度お願いいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、一つの種に特定して保護条例を策定するという事は、ほかの生物等々のバランスが取れない、保てなくなるという可能性があるということを申し上げましたけれども、総体で例えば鳥獣保護みたいなそういう一つのものじゃなくて、全体を守るみたいなものであれば、これはできるんじゃないかなということで、県の方もそういう考え方を持っているようでございますので、基本的にはやはりこういう絶滅危惧種になってい

るもので希少な生物ということは、本当に大変重要なことだというふうには思っておりますので、どういう形でそのことが守れるのかですね、一緒になって考えていきたいと思えます。

○12番（丸山 一君） 通告書を書いたときには、通告書にあるとおり、志布志湾に飛来する絶滅危惧種であるコアジサシ類の保護条例を策定すべきではないかと考えたんですけども、提出した後に、これは単体じゃいかなというので、志布志湾に飛来する絶滅危惧種であるコアジサシ類などの鳥類や動植物の保護条例を策定すべきというふうに私は考えまして、先ほどから申ししておりますが、ここは市長の見解と一致するのではないかと思います。前向きに取り組んでいこうということでもありますので、通告書には書いておりませんが、一応教育長からも参考までにちょっと感想等をいただければありがたいんですけど。

○教育長（和田幸一郎君） 私もコアジサシに興味がありまして、菱田川の河口の方には行ったことがあります。非常に警戒心の強い鳥ですので、遠くからでしか見ることができないんですけども、常日頃から丸山議員が自然環境の保護に一生懸命取り組んでくださっていることに、私も感謝を申し上げたいと思えます。絶滅危惧種ということで、後もつてのフクロハイゴケもそういう種類に入りますけれども、学校には環境教育で、子どもたちに環境教育の大事さを気付かせて、そして実際活動ができるような子どもを育てるということで、環境教育を進めているわけですが、今条例の話が出ましたけれども、志布志市にはたくさんの天然記念物等もあって、文化財保護条例というものがございまして、この文化財保護条例はあくまでも文化財に関わる保護条例ということになります。もう一つ志布志市の環境基本条例というのがありますが、この環境基本条例は多分に生き物全てを含んだ形の条例ではないのかなというふうに思っていますので、それでいくとコアジサシを含めて全ての生き物を大事にしていくというそういう視点でいくと、環境基本条例の中に含まれるのか、そこら辺ちょっと私も具体的には分かりませんが、文化財保護条例それから環境基本条例の中にコアジサシも含めて全部入るとすれば、その基本条例のちょっとやっていけばいいのかなというふうに思ったりもします。ただ、これから先に子どもたちにそういう大切なものを残していくというのは、とても大事なことです。学校だけではなくて、そして自然を愛する方々が一生懸命取り組んでくださっておりますので、学校もそれ以上に、これからまた環境教育を進めていく必要があるんだろうと、そういう感想を持ったところで。

○市長（下平晴行君） 志布志市でもウミガメ保護監視業務実施要領というのを策定しております。そういう面で行くと、やはり監視という形で行くと、例えば帽子とか腕章とかそういうものを作って監視をしていくということでは、可能じゃないかというふうに考えているところでございます。

○12番（丸山 一君） 市長の手元に、私が作り出した「コアジサシ保護条例」というのがあるかと思うんですが、これは、コアジサシだけに特化した条例を、私が去年自分なりにいろいろ勉強しまして作ったものでありますので、先ほど言いましたとおり、市長もそう言われましたけれども、多様性の問題から幅広いタイトルにちょっと変えていただいて、それを参考にさせていただ

ければいいのかなと、いろんな文献等を参考にいたしまして作りましたものですから、策定となりましたときには、またお声掛けいただければまた一緒に勉強したいと思います。

教育長が言われましたけれども、私が今年考えているのは、コアジサシが菱田川左岸側の砂州のところに巣を作れば、手前側はずっと護岸のところを歩いていけるんですよ。だから、小学校の子どもたちを連れてきて、150mぐらい離れていますから、そこまで離れると親はあまり警戒しないんですよ。そこから双眼鏡なりスコープでのぞけばアップで見られる。ひながかえったときなんかは卵がこれぐらいしかないわけですから、ひなも小さいんですよ。それが20日ぐらい経って、巣立ちが近いなとなったときに、羽を広げるともうツバメぐらいの大きさの羽を広げてバタバタするんですよ。ところが隠れているところは、軽石がごちゃごちゃごちゃとなっているようなところに、じっとしているものだから、そういう状況を今年は小学校の子どもたちにも、できれば4年生以上の子どもたちにも見せてあげようかなとは考えております。

次に行きます。次に肆部合地区信号周辺の排水対策について質問をいたします。

この地域は、約20年ほど前より何回も冠水をしております。今まで何回も指摘をしておりますし、また地域からの声も当局へは届いていると思うんですけども、いまだに何ら対策は講じられておりません。本年の長雨で短時間降雨量情報の中、信号付近の住宅では床下浸水が起きております。市道一丁田・宇都鼻線の野井倉開田の信号付近からの路面水が田尾橋の方向へ下りていきます。そしたら今度は、野井倉土地改良区からの排水もそこへ集中してまいります。来年には高速道路が完成しつつありますから、両サイドからの側道からの水も入ってくるわけですね。大体一極集中するような感じになりまして、今まで以上に冠水状況は増えると思われるんですよ。担当課とはいろんな手続きの面で既に協議をし、指摘をしております。ですから、もういちいち細かいことは申しませんけれども、担当課の方で、私がこう指摘をしたことが納得できるのであれば、「はい、やりますよ」と言っていたいただければ、非常にありがたいんですけど、見解をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 御指摘の市道一丁田・宇都鼻線は、志布志港から市道香月線を通り、東九州自動車道志布志有明インターI Cへと連絡する道路として位置付けております。今回御質問の肆部合地区は、その市道一丁田・宇都鼻線と市道吉村・押切線の交差する箇所位置しております。

現在、東九州自動車道の整備が進む中、7月豪雨において肆部合地区を含む野井倉地区一帯が冠水し、地域住民の方は不安な気持ちであったと察します。現在、東九州自動車道の本線部分の工事がされており、仮排水であったことも考えられるところですが、今後野井倉開田の流域等が変更されるころから、総合的に勘案し、排水計画を検討しなければならないと考えております。

○12番（丸山 一君） 担当課ともいろいろ協議をいたしました。技術的にはそんなに難しいことではないと思うんですよ。ですから一極集中するからいろいろ問題があるんであって、あれを分散すればそういうことはないと思うんですよ。担当課長も納得の上なので、施工はされると期待をしております。

それと、近頃新聞等のメディアを通じて100年にいっぺんとか、50年にいっぺんとかいうような雨がしょっちゅう言われておりますけど「50年に1度じゃねえじゃねえか、毎年来ているじゃねえか」というのが現実なんですよ。ですから、今の構造計算では、排水できない状態が起きているわけです。この構造計算等も多分30年ぐらい前の建設省などの指針なんかで示されたのであろうと思うんですけれども、もうそろそろ構造的なものも見直すべきではないかと。それで設計基準等も、やはり今の現状に合っていないわけです。ですからそういうところも何とか対応をしていただきたいと思います。

特に今年の7月の豪雨のときに、伊崎田の方を歩いていく、工業道路が通行止めになりました。それで解除になった後、通ってみたら、伊崎田地区の上り車線左側の中間ぐらいの集水桝のところが崩れていた。ということは、あそこは両方から水が流れてきてその集水桝でさばききれずに、オーバーフローをして崖崩れが起きたというのが結果なんです。ということは、構造計算した当時には、道路公団はこれでいだろうということで施工したはずなんですけれども、現状に合わなくなってきているわけなんです。これが現実なんです。今この集中豪雨の時代で、これはもう我々土木関係者、経験者の議員の中でも、みんなそう言っているわけです。ですから、もうそれを見直す時期に来ているんじゃないかと僕は考えるんですけど、市長の見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、今私も写真を見させていただきましたけれども、これは構造上の問題があるんじゃないかというふうに、私は素人ではありますが、そういうふうに思ったところでもありますので、担当課長の方でもこのことについては理解をしておりますので、対応してまいりたいと考えております。

○12番（丸山 一君） ありがとうございます。特にですね、僕は長雨のときには、青色回転灯を回しながらずっと大体の地区内を回るんですよ。そしたらどこに水がたまっているとか、どこかの排水が悪いとか大体分かるわけですよ。下り坂の両サイドのトラフ、大体300ですよ。その蓋板からも水が噴き出ているのがどこに行ってもそうなんです。それで挙句には、どこから流れてくるのか知らないけど、碎石等も流れてきて道路に散らばって行って、今度は一般車両がこれは迷惑なんだろうなという現場がいっぱいあります。ですから両サイドの300のトラフではなく、せめて500ぐらいのトラフにすべきであろうと。そのためにはやはり建築基準法か何か知りませんが、そういう指針があるはずですから、機会があるたびに、そういうところの改良的な点については申し上げていただきたいと思います。

次に、防災上の観点から、菱田川河口をストレートに開削はできないか質問をいたします。本年5月2日、3日頃からコアジサシが飛来をしましたので、毎日何回も観察をしているときに気付いたんですが、菱田川の河口はストレートに流れていたんですよ。幅は5mぐらいしかなかったんですよ。これは初めてのケースなんです。あそこがストレートに流れている。いつもは菱田川は上げ潮が強いから、大体内之浦方面から入ってきた水は菱田川河口で大体横向きの砂州ができるんですよ。それが今年はずらしくストレートに流れていた。あれを見てですね、ふと気付いたんですけども、昨年7月2日、3日のときの大雨のときには、国道に架かっている菱田

橋のちょっと1 m50cmぐらい下まで水位が上がってきて、夕方7時頃であったんですけど、押切地区からも菱田の方からもいっぱい人が来られて、大丈夫かな、大丈夫かなとみんな心配で、そのしかも付け根のところにある堤防が崩れていくものだから、かすが歯科の先生も大丈夫かなと見に来られた。だからみんなも逃げろ逃げろと、「今年後7時だけあと1時間後には満潮になるわけだから、そのときはこんだけの数字だったら絶対越波する」。それで僕らは一生懸命声をからして「逃げろ逃げろ」と言ったわけです。ところが、うまい具合に河口で横に出っ張っていた砂州が崩れちゃったんですよ。そしたら水位がぐっと下がった。ああいうことをいろいろ考えて、今までは堤防のかさ上げとか中洲、寄り洲の撤去とかいろいろ申し上げてきたんですけども、かなりやはり施工とすると、予算と時間がかかる。ですから、そのためには河口をストレートにしていくだけで、越波するような心配はないし、今年の7月の豪雨でも、大体川の間ぐらいまでしか水位は上がらなかったんですよ。ですから、ああいうことを見ると堤防のかさ上げをするよりは、河口をストレートに開削していた方が、後々心配ないじゃないかというのが、私が出した結論であります。ですから、11月の末には1回シラス対策で開削をします。その名残はそのまま残ってればいいんですけど、もしも閉塞になって横向きの状態になったのであれば、来年4月のうちに県とも協議をされまして、ストレートに開削をしていただければというのが私の願いであるんですけど、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 二級河川菱田川は、鹿児島県大隅中部一帯を流れる二級河川であり、下流域には本市の西部を縦断し、志布志湾へ注ぐ鹿児島県管理の河川となっております。議員御質問の菱田河口は例年砂州がたまり、河川の流れを阻害する一因となっております。毎年県の方で年末にかけて砂州を両岸に土砂を移動させて、河口域の確保を行っていただいております。

今後も引き続き、県に曾於地区土木協会等の要望活動を通じて、菱田川の河口域の確保を要望してまいりたいというふうに考えております。

○12番（丸山 一君） ありがとうございます。もう一つ利点がありまして、ストレートに開削をしますと、左側の砂州の部分は今年みたいにコアジサシが抱卵をする場所でもあるんですよ。あそこの先端部分ですから、今度は人間もなかなか近寄りづらい、獣も近寄りづらい場所でもあるんですよ。ですから、野鳥の会のメンバーと県の土木建築課曾於市駐在に行ってお願いをしようかなということも話をしております。市の方でも取り組んでいただけるということでありますので、そういう面を含めてまた協議をしていただければと、一応同駐在の方には、もう私から申入れはしてあります。

次に、市内の河川にある橋には、大量の漂着物が堆積していると思われま。早急に撤去すべきと考え質問をいたします。

身近な例で申し上げますと、菱田川に架かっている田尾橋には、去年の台風のときの漂着物はかなり撤去してもらったんですけども、それでもまあまあ残っていたわけです。そこに7月豪雨と台風10号によりまして、かなりの量の漂着物がかなり上まで堆積しております。その現状を市の当局では把握をしておりますか。

○市長（下平晴行君） 今回の7月豪雨により市内各地の山林が崩れ、菱田川等二級河川に多くの流木が流れ込み、市管理の橋りょうの橋脚に流木や河川漂流物が現在もまだ堆積している状況であります。二次災害等の懸念もあることから、早急に撤去を行いたいと考えているところであります。

現在、河川漂流物等の撤去については、ふるさと協議会等に依頼している状況であり、順次撤去してまいります。

○12番（丸山 一君） 一昨年になりますけど、菱田川は二級河川だから県の所管であろうと。

「県が管理をするのであれば、河川に架かっている橋も県の責任でやってくれるんじゃないんですか」と言ったところが、「いえ、うちは河川だけです。水を流すのが仕事ですから、そこに架かっている橋については、うちは関係ござません」と言って、冷たい返事をいただいたわけです。「じゃあ、架かっている橋は市がセットしたから、全部市がやらなくちゃいけないんですか」と言ったら、「そうです」と言われるんですね。じゃあ、あなたたちはただ川だけの管理かと。中州じゃ、寄洲じゃ、やぶじゃというのをちゃんとやってくれればいいじゃないと、いつもやぶになっていてごみ捨て場になっている。15年ぐらい前にも田尾橋から菱田橋まで、当時の県の担当者たちが一生懸命になって、ふるさと協議会の協力もいただきまして、やぶ払いをしてごみを撤去しましたが、かなり量が出てきたんですね。あれ以来またやっていないんですけどね。ですから、「管理をするとおたくらが言うのであれば、川の管理をちゃんと県でやってくださいよ」と。「できれば川に架かっている橋の橋脚にかかっている雑木類も、できればおたくでやっていただければ予算の少ない我が市においては助かるんですけど」と言ったんだけど、「いや、そのことについては市の方でやっていただきます」と言われたわけですね。ところがやっぱり見ていると、田尾橋の場合も多分クレーン車をセットしなくちゃいけないと思うんですけど、セットする場所がなかなか橋の近くにないんですよ。ですから、一応あそこは造成をしてクレーン車のアウトリガーを出してちゃんと届くかどうか確認をしなくちゃいけないんですけども、上から切りながら二次災害が起きないような状況にして、上から取っていくしかないだろうと。今、先日の台風10号でかなり上まで上がってきていますので、今度また台風が一つ二つ来たときには、下手すれば橋脚が流れてしまうんじゃないかというぐらいたまっておりますので、ひとつ撤去の方をお願いをしたいと思います。

それと、昨日の同僚議員の質疑の中で市内には64の河川があるということであったわけですね。その中には、確か石橋は62ぐらいあったと思うんですけど、コンクリート橋というのはどのくらいあるんですか。それで、今年の台風10号、7月の豪雨によって、どのような災害が起きたんでしょうか。まだ僕は把握はしていないんですけど。

○建設課長（鮎川勝彦君） お答えいたします。

今現在、建設課が管理しております橋りょうは190橋となっております。そのうち石橋混合橋を含めて20橋。そのほかはおおむねコンクリート橋でございます。

今回の7月豪雨において、市内では三つの橋が落橋したところでございます。原因につきまし

ては、橋の真ん中に架かる橋脚へやはり河川の漂流物等が引掛かって、その流木等が押して落橋したということが考えられているところで、現在災害復旧に向けての設計をしているところがございます。

○12番（丸山 一君） その三つの流出してしまった橋というのはコンクリート橋ですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 松山地域の中村橋は、石橋の混合になっていたところがございます。

○12番（丸山 一君） その三つの橋が流出したことによって、地域住民の生活環境についてはどうなんですか。不便を被っているんじゃないんですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 特に、本宮橋におきましては、原田小学校の通学路等になっていることから、また上畑橋においても、生活関連等非常に交通量の多い道路でございますので、住民の生活に支障を来している状況でございます。

○12番（丸山 一君） 住民の生活にかなり関係があるとすれば、工事も急がないといけないと思うんですけども、それはいつ頃完成する予定ですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 現在、災害査定の準備をして、設計がおおむね終わっているところでございます。災害査定が終わりましたら、すぐ発注いたしますが、橋りょうの工事は、おおむね2年ほどかかると考えているところがございます。

○12番（丸山 一君） 次に、本市に群生するフクロハイゴケの保護対策を急ぐべきであるとの質問をいたします。

私がここを知ったのは、以前働いていた会社が養鰻をするということで、その今水源殿（みけんどん）という名前と呼んでいますけど、その水源を利用して養鰻を始めるということになりまして、そこを見に行ったことがあるわけです。当時、私はまだ三十そこそこでありましたので、紅顔の美青年であったわけですけども、水草には全然興味がなかった。一番目に付いたのは、垂直のシラス壁のところ、水面から50cmぐらいですね、全面シャワーが出ていたんですよ。ボラ土のところから。あれだけはもう今でも忘れられない。ものすごくきれいだったですよ。きれいな清水がきれいに噴き出ていたんですよ。今でも一部水神さんがあるところの右側の奥の方に出ていますけども、今そこはシダ類があるから、「あのシダ類をうっばがしてやろうかな」とひそかに考えておるんですよ。シダ類の葉っぱのところからシャーツと出ていますけど、あれが何もない真っ白なシラス崖のところからきれいな水が出て、ああいうのは今まで見たことないですよ。多分全国探してもないと思うんですよ。ですから40年前には、僕はフクロハイゴケに興味は全然なくて、そのシャワーだけに気を取られて、しばし見とれておったのが記憶としてございます。

ただ、昨年も崖崩れがありまして、文化財審議会の人たちとNPOの人たち、約70歳以上のロートル軍団でバケツリレーをして、一応落ちたシラスはある程度持ち出しをしまして、それでせきをして水位を上げたところ、それで全体的にフクロハイゴケが繁茂したということで、今年の7月に文化財指定をしていただいて、すごく喜ばしい限りではあるんですけども、今度はその後の7月豪雨によりまして、崖上の大木が落っこっちゃった。それで現在は、8割ぐらいがもう

埋まっているわけですね。ですから、僕らはバケツリレーをするときも、担当職員にも言ったんですけど、「崖がオーバーハングになっているから、これいずれ崩れるぞ」と。実際バケツリレーをする我々だって、上を見ながらひやひやししながらバケツリレーをしたけど、「後を考えないといかんよ」と、「いずれまたやるよこれは、やられるよ」ということを指摘をしていた矢先なんですよ。だから、あそこはなかなか個人的な所有地ですので、なかなか難しい面もあると思う。それと構造的な面でシラス崖の上を見ていると、今度の崖崩れの原因は、あそこを水が走ったんですね。真ん中を。ですからあそこに水が来ないように、それとなるべく上に生えている木をある程度切って、シラス崖に負荷がかからないような状態にしてあげれば、それでいいんじゃないかと思う。それとオーバーハングになっているところも、できれば垂直に切って行って、危なくないような状況にしてあげればいいんだと思うんですけども、教育委員会とすれば文化財審議会等の推薦をいただいて、指定をしたのはいいんですけど、その後どのような対策をするのかお伺いをします。

○教育長（和田幸一郎君） 志布志町安楽の上門地区の水源殿に群生しているフクロハイゴケにつきましては、今年度6月29日に天然記念物として文化財指定したばかりでございます。7月の豪雨災害によって倒木とシラス壁面の崩落で、湧水池に生育しているフクロハイゴケが埋まっており、大変心を痛めているところでございます。

保護対策につきましては、市指定となったことから市の補助金で指定文化財等保護として事業費の4分の3以内については補助できると思いますが、残り4分の1は管理責任者である所有者が負担することになりますので、今後、所有者と御相談しながら保護対策をしていきたいと考えております。

○12番（丸山 一君） 今教育長の答弁でありましたけれども、事業費の4分の3が市の補助で、残り4分の1が所有者の負担になるということなんですよね。所有者も僕はよく知っていますけど、僕よりちょっと年齢が上です。あの方が自分ではできませんから、誰か業者に頼んだりしても、それが技術的にみても、物理的にみても、費用的にみても、これはなかなか難しいんじゃないかと、僕は感想を抱いております。今度また所有者と会ったときに、そういう話はしますけれども、土木の関係、経験から言いますと、あそこはちょっと無理だろうと。今落っこっている木は伐採すれば何とかなるんですよ。ところが落っこっているシラスをかき出しができないんですよ。そこに下からユンボを入れようにも、パワーショベルを入れようにも入れようがない。しかもあそこにタンクがありますよね。あれもだから撤去しろと、設置をした会社に言ったんですけど、まだそのままなんですよ。あれも非常に見苦しい。ですからいろんなことを考えた場合に、これはちょっと無理であろうと。所有者が4分の1負担であれば、その人から「もうそんなのできないよ」と言われれば、もうどうしようもないわけなんです。今度はフクロハイゴケは今右側の方に水神さんが祭ってありますが、あの前にちょろちょろと奥の方に少し、それしか残っていないですよ。じゃあ絶滅危惧種であるフクロハイゴケが無くなってしまう可能性がある。

そこで、教育長にお伺いしたいんですが、これをほかの場所に移設をするという方法は、これ

は駄目なんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 別な地への移植については、同じような環境であれば生育可能だとの専門家の意見はいただいておりますが、指定文化財の現状変更のことも含めて、諮問機関である文化財保護審議会で御意見をいただいて、考えていきたいとそういうふうに考えております。

○12番（丸山 一君） 我々NPOの中では、市内の湧水調査をしております。それに水がかなりの量が出てくるような場所を、市の水源として利用している部分もあるし、していないところもある。そういうところがかなり生育的に向いているんじゃないか。あれは多分ちょっと日陰になるようなところであればいいんであろうと。それと水の量が豊富であれば、水温が多分15度か16度ぐらいであれば、素人考えなんですけど、これは育つんじゃないかなと思います。であれば、現状変更をできるのであれば、またそれは対応策をNPOの人たちを考えていかないといけないだろうなということで、代表には一応話はしてあります。実際あれだけ群生しているところをそのままみすみす全滅して無くなってしまうということは、本当に心苦しい限りでありますので、またそのための善後策は考えていきたいと思っております。

次に、最後になりますが、本年度の本市における早期水稲栽培では、ウンカによる坪枯れが数多く見られました。今後、被害の拡大を防止する対策が急務であると考えられますけれども、市長の見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） 本年度の本市における早期水稲においては、野井倉開田地区を中心に、一部の水田においてウンカによる坪枯れの被害が見られたところがございます。今でも早期水稲の一部において、生育状況等により刈り取りが遅くなった水田において、ウンカの被害が見られたとの情報はありましたが、本年度のように坪枯れが複数確認されたことは、今まであまり例を見ない状況ではないかと感じているところがございます。

本市としましては、今年の結果を踏まえて、農協や畑かんセンター等関係機関と実績の検討を行い、来年以降についても気象状況や生育状況、ウンカの飛来状況により、ウンカによる坪枯れの被害の可能性も懸念されることから、鹿児島県病害虫防除所の情報などを参考に、関係機関と協力しながら被害が予想される場合には、なるべく早い段階で注意喚起や自主防除のお願い等、被害拡大防止の対応を検討していきたいというふうに考えております。

○12番（丸山 一君） 私のところは、ずっと早期米を約三十何年作ってきたわけですけども、今までは、「穂首いもち」というのがありました。それはある程度汁が入ってきて穂が伸びていて、稲穂が下がるかなというぐらいのときに、茎に穴を空けて汁を吸い出すものだから、穂が立ったままになるんですよ。ほかのところはみんな重みで下がっていくんですけど、そこだけ穂がぱっぱっぱっと立っているから、これは何かと言うと、汁を吸われたということで、「穂首いもち」というのがありました。今回初めてなんですが一丁田・宇都鼻線の有限会社丸五の辺りとパンク修理屋さんのあの前後の辺り、それと田尾橋の手前のところ、そこに何なんだこれかと、稲刈り直前になってこういうのが出てきたから、これは何だということで調べてみたところ、「これは伊崎田地区の人たちが言いよった爆弾だ」と。その当時は僕は15年ぐらい前に伊崎田地

区の人たちから「爆弾」と言われたんですね。「爆弾だ爆弾だ」と思っていたところが、8月27日の新聞にウンカ注意報というのが出て、そこに「坪枯れ」という言葉が出ましたが、正式名称は「坪枯れ」なんだと、それで実際分かったわけです。

今年の田んぼはですね、市長、坪枯れ以前に7月豪雨によりまして、大体一反あたり30kgもみで3俵少ないんですよ。それはコシヒカリの場合は4俵少なかった。これは全体で平均的にみんなそうなんです。僕は稲刈りが済んで僕の友人たちが「おまえは何俵だったか」とかいう話になるわけですよ。「おいげは去年のとおりよ。2反で40俵と17kgよ」と言ったら、「うそじゃ」とみんな言うわけですよ。「うそつこかい、おいげにほなら来てみろ」と言って、伝票を見て初めて「ほんなこつやなあ」という感じで、「何かおまえしたとか」と言うから、「少しやったよ」と言うと、「何したとよ」と言うから「そらあ、いっかせはならん」と。「これは俺が勉強した結果がこうなったんだ」って、「おまえも勉強せんかよ」と言うのは簡単だけれども、実際それで僕はいろいろ勉強しますから、そういう中でこういうふうにやったらこうだよ、ああやったらこうだよと土の勉強とかいろんなことをやりますから、そこで言われたのを忠実に守って、経費も2,000円ぐらいしかかかっていないことなんです。それをやったおかげで僕は一反で90kgのもみがほかの人たちより多かったわけですから。だから皆さんはうらやましくてしょうがないわけです。教える教えろが始まると思うんですけども、僕は逃げ回りますけどね。もう教えませんよ。それがあつた上に今度は坪枯れですよ。ひどいところは3反の中に6か所ぐらいあるわけですよ、坪枯れが。これは収量的に言うと例年の3割か4割かなというぐらいしか見込まれないんですよ。そうするとやる気がなくなる。それこそ生産性が上がらないということは、もうやる気をなくしてしまうわけですから、そうすると野井倉土地改良区でも一生懸命取り組んだ土地改良事業とか、多面的機能交付金のいろいろな事業等もやってきましたけど、これがまた先が見えなくなるような気がするわけですよ。ですから、何とかこれを今のうちに止めるべきだろうと。先ほどの答弁の中でいろいろありましたけれども、普通作の場合に有人ヘリがあつて無人ヘリがあつて、あと個人でやってという3段階でやっているはずですけど、その中でもやはりウンカによる対策というのが、ちゃんと薬剤が入っていて、それなりに結果は出ているんですかね。お伺いします。

○農政畜産課長（重山 浩君） 普通期水稻につきましては、ウンカ対策の薬も入っております。早期水稻もウンカに効く薬が入ってはいるんですが、斑点米の原因であるカメムシの時期にスポットを当てて散布するものですから、若干ウンカの時期には、早期米の場合は合っていないということがございます。

○12番（丸山 一君） ここで、私がまた勉強した結果をちょっと皆さんに参考までに申し上げますけども、ここに「えひめA I」があります。ここで都城市の人たちといろいろ研究をやりまして、坪枯れの原因になるのは、稲の窒素過多なんです。よく考えていただければ、田んぼに肥料を個人でまいていった場合に、進んでいきながら今度は返ってきますよね。そのときに肥料が真ん中で被るわけですよ。そういうところが肥料分が濃いもんだから、葉っぱが黒くなるわ

けですよ。大体数字で分かりますから。そうなるそれは窒素過多で葉っぱが柔らかいんですよ。ですから葉っぱが今度は90度のような感じでこう開いたような感じになっていくわけです。窒素過多の葉っぱというのはそうなんです。ですからその葉っぱを起こさなくちゃいけないんです。ということは窒素分を取り除いて少し減らしてあげればいいんです。そうなる窒素分が減ることによって、稲の葉っぱが硬くなるわけです。そうなるウンカも葉っぱの柔らかいところ柔らかいところに行くわけです。硬いところから逃げていくんですね。ですから、私の三股町の友人はですね、自分でそれなりのことをやって、自分のうちは坪枯れ無しですよ、周りは坪枯れいっぱいですよ。皆さんから「なんかやったか」と言われるんですけど、その人も教えないという感じなんですよ。やっぱり勉強されれば結果は付いてくるんですよ。その中で僕らがいろいろ参考にしているのが、この「えひめA I」という中で何をすればいいかなというので、例えば酵母菌であったり納豆菌であったりとかで、土着金であったり乳酸菌であったりとかいろいろしているわけです。そういうのをいろいろ研究をしまして、これがいいなというので今やっているのが納豆菌です。納豆菌を培養して、それでのこくずなんかと混ぜて団子を作って、それを色の黒くなったところとかよく日が当たらないようなところに投げ込んでいくわけです。投げ込んでいくと大体1週間か10日ぐらいしたときには、葉っぱが黒いのが大体黄色くなってくる。そうなる葉っぱが硬くなって強くなってきたんだなという状況が分かるわけですね。そしたら、坪枯れというのがなかなか発生しづらいという面があります。市の方でもう一度対応策をちょっとお願いします。

○農政畜産課長（重山 浩君） 今年の早期水稻につきましては、刈り取りが遅れたものですからそのことが原因であることと、野井倉開田地区に集中して発生していることをみますと、ベトナム、中国からの飛来がそこに集中したのかなと。例えば、川西地区の宇都、蓬原開田では発生が見られなかったの、そういうことも原因かなということ考えております。

市としましては、窒素過多が原因ということで、ちょっと私承知していなかったところではございますが、当然一定の養分が作物に偏るということはよくないと思いますので、そこら辺の施肥設計につきましては、しっかりと農家の方にも伝達をしてみたいと思っております。

○12番（丸山 一君） 蓬原開田の方には見られなくて、野井倉開田の方だけには見られたということは、なんか不思議ですね。僕らはみんな話をしたときに、今年は、「なつほのかの植え付けの問題と7月の2週間ほどの長雨があったものだから、あれで日が当たらなかったということで、収量不足はその原因であろう」と。「その結果でウンカも出たんじゃないか」といういろいろ話し合いをしたんですけれども、できれば専門家会議の方でこれからの将来のことですから、来年もまた起きる可能性がありますから、そこは様々な協議会の中において、なるべく早くいい結果を出していただければと思います。

終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

換気のため、2時15分まで休憩いたします。

午後 2 時 02 分 休憩

午後 2 時 14 分 再開

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

玉垣議員早退です。

次に、2 番、南利尋君の一般質問を許可します。

○2 番（南 利尋君） こんにちは。南利尋でございます。

私事ではありますが、コロナ禍において新しい生活様式に取り組んだことにより、7 kg の減量を達成いたしました。久々に会う方には、「どうした」とか「大丈夫か」とか「具合悪いのか」と言われますが、私は普通に元気であります。新しい生活様式を私なりに考え、実行した結果であります。今まで自然の中で日常を生きてきましたが、自然のありがたさや自然に対する感謝の念を全く忘れていたことに気付きました。自宅周辺の除草作業やいろんな箇所の除草作業、野菜づくりなど、自然に触れたことにより体が自然体に近づいたような気がしております。タイミングよく明日 9 月 12 日から特定健診が始まります。今年の特健診は昨年指摘された項目をクリアして、万全な体調で受診させていただけるのではないかと考えております。皆さんもコロナ禍の今こそ、今まで以上に特定健診を受診して、自分の健康状態をしっかりチェックし、新しい生活様式に取り組んでいただければと思っております。先手管理の観点からも、防災、病気、新型コロナに対して、治すことより防ぐことが大事ではないかと考えます。コロナ禍にあっても担当課一丸となって受診率アップに取り組んでいただいておりますので、オール志布志で特定健診を受診しましょう。

それでは、通告書に従って質問させていただきます。災害対策について伺います。7 月に発生した豪雨災害について、本市における復旧作業の進捗状況についてお示しください。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えいたします。

本年 7 月 3 日から 7 月 6 日にかけて発生した豪雨災害では、市内全域で多くの被害が発生したところであり、被災した施設の復旧については、現在早期の復旧に向け、全力で取り組んでいるところでございます。

進捗状況につきましては、建設課分は 550 か所中 250 か所、耕地林務水産課分は 350 か所中 190 か所復旧をしております。また今後、公共災害復旧事業に建設課分 24 件、耕地林務水産課分 107 件を予定しているところであります。

○2 番（南 利尋君） 昨今、新聞や報道番組で 50 年に一度とか何十年に一度という言葉をよく聞きます。年々甚大な自然災害が増えております。職員の方々や請負業者の方々の不眠不休に近い復旧作業の取り組みに対しても、甚大な自然災害は容赦なく発生しております。7 月の豪雨災害の後には、台風 9 号、10 号の甚大な災害が発生しました。これから本格的な台風シーズン入ってまいります。今までも市民の方から被害状況をお聞きし、現場を確認して、担当課の方に作業を

お願いしておりましたが、請負業者が忙しすぎてなかなか着手できない災害箇所が多く点在しております。二次災害が懸念される箇所も多くあります。今市長があと残った災害箇所の今後の予定計画を今答弁していただきましたが、この現状を、例えば、7月豪雨がありまして、台風9号、10号、また9月、10月に、そういう台風が発生する可能性も出てくるわけですね。こういう甚大な災害が連続して起きる状況を、例えば工事をしていくのは当たり前ですが、どんどんたまっていくという表現はおかしいかもしれませんが、7月豪雨の復旧作業が残っているにもかかわらず、台風9号、10号ということが重なって、被害状況が増えてくるわけですね。この辺の打開策を市長はどういうふうにお考えでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、先ほどの質問もございましたように、ふるさと協議会と契約をして、できるだけ早めに工事の復旧を取り組みをしているところであります。そのためには、やはり年度内に災害復旧をするように関係の課も協議をしているところでありますので、できるだけ早めに対応をしていきたいと考えております。

○2番（南 利尋君） 本当に厳しい状況といいますか、本当に数知れない災害の状況が発生するわけですから、職員の方も請負業者の方も、皆さん本当に市民の方々も心配とかそういうものがありますが、オール志布志でこの状況を協力し合って乗り切っていければ、私はもっと志布志市民の団結力が強まるのではないかと考えております。

私は、先手管理の観点から、自然災害に対して新たな防災対策に取り組むべきではないかと考えております。昨今の土砂災害の大きな要因の一つは、倒木であると思います。巨木になった樹木の重量によって災害が発生している箇所が多く見受けられます。市道沿いや道路上に覆い被さっている巨木が多くあります。最近では、孟宗竹とかそういうものも多く見受けられます。台風災害や豪雨災害の後には、必ず毎回撤去作業やブロワーなどでの清掃作業が行われています。枝葉などを放置しておくと、雨の日などはスリップ事故にもつながる可能性があります。側溝に落ちると、側溝が詰まって道路崩壊の発生も懸念されます。先手管理の観点からも、巨木、高所伐採に対する新たな事業に取り組むべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 市内全域で数多くの土砂災害が発生することを検証しますと、新たな防災対策を考えていく必要があると考えております。現在、道路にはみ出した木や竹におきましては、土地所有者が管理することとしておりますので、広報やホームページ等で伐採等のお願いをしているところであります。

しかしながら、通行に支障のある一定の高さで、建築限界の範囲内においては、土地所有者の確認後、市で高所伐採の対応をしているということでございます。

○2番（南 利尋君） 私は、本当の話なんですけど、この高所伐採の作業に対して一般質問をいろいろ夜な夜な書いたり、調べたりしていたんですね。電話がありまして、9月6日の早朝から二日間、私は孤立集落の住民になってしまったわけです。で、巨木の倒木がありまして、市道が通れなくなりまして、12戸の住民が孤立してしまったわけですね。安否確認をしたところ、全員無事でしたが、高齢者がうちの近くは多いものですから、弁当が届かないとかですね、「明日

薬を取りに行かなきゃいけないんだけど」みたいな高齢者もいらっしやったわけですね。職員の方の迅速な対応とNTTとかBTV、九州電力のそういう方々が連携を取ったおかげで、7日の6時過ぎには復旧作業が終わりまして、とりあえず生活ができるような状況になったわけです。その前に、その巨木が倒木した現場は、私はもう前から絶対ここは危ないなということで、常にいろんなことでいろんな方に相談していたわけですね。例えば担当課の方々もいらしてくださいまして、視察をしていただいたんですが、市長と同じような同じことですから、4.5mまでは市の方で対応できるけど、こういう上の方はちょっと対応できないですねということで、わざわざ来ていただいたんですけど、なかなか市の方では対処できないということだったんです。私はBTVとかNTTとか九電の方々にも来ていただいて、「これ、危ないんですけどどうにかなりませんかね」ということで伺ったら、3社は同じ答えで別々の日に来ていただいたんですけど、線に掛かった部分しか作業はできないということだったんですね。これは3社とも一緒の答えだったんです。私は本当に危ないと思いましたので、どうしようと思って自治会の方々に「ここはもう集落で伐採しないと、本当に大変なことになりますよ」ということで、提案したところ自治会の予算の中で高所作業のできる業者に作業をしていただいて、高所作業で落とした樹木は自治会の方々がみんなで一生懸命運んで、その仮置き場も自治会の住民の方に提供していただいて、そういう作業を丸一日したわけですね。自治会としては、本当に大きな出費になったわけです。もっと自治会に予算があれば、もっと広域に高所伐採ができたかもしれませんが、限界までやっていただいたんですけど、それでも災害は起きたわけですね。

市長が、自分たちの地域は自分たちで守るということを言われますが、自分たちで守ることに今回の事例から限界があるわけですね。だから一生懸命守った結果、孤立集落という事態になってしまったということです。市長は、この事案をどういうふうに思われますか。

○市長（下平晴行君） 南議員がおっしゃるように、4.5m以上はやはりその所有者の了解を得ないといけないということと、予測であっても市がそこに対応するというのが本当に難しい現状であるわけでありますが、例えば、今コミュニティの設置が3地区されておりますけれども、そういうものが協議会に設定されますと、その中で予算の配分等々もできるんじゃないかなと考えておりますが、ただ、行政という法的な関係で仕事をしておりますので、南議員がおっしゃることはよく分かるんですが、そののところをどういう形で対応できるのか。本来は地域のことは地域でといういわゆる校区自治会等々でそんなふうにしていただくためには、もちろん予算がいるということでもありますので、そこ辺は十分予算の在り方については内部で検討してまいりますけれども、ただ、所有者がいるということ、管理者がいるということでの対応をしっかりと見極めて対応しなきゃいけないということでもありますので、その辺については十分協議をしていかなきゃいけないというふうに考えているところでございます。

○2番（南利尋君） この前も質問させていただいたときも、やはり所有者が責任を持って管理しなければいけないという状況なんですけど、今回のそういう孤立集落を招いたところの土地の所有者が、集落には住んでいらっしやらず、連絡も取れない状況だったんですね。だから、自治

会で何とかしようよと。例えばその所有者が集落に住んでいらっしやったりとか、連絡が取れる場面であれば、そこについて行政の方からでも自治会長の方からでも、危ないからどうかしてくれということで対応できたと思うんですけど、そこが一概にはできないような状況になっているわけです。特に中山間地域の状況においては、過疎化、高齢化が進んでおまして、そういう所有者の分からない土地とか、そういう放置された雑木とかいっぱいあるわけですね。後で質問させていただこうと思っていたんですけど、今市長がおっしゃった地域コミュニティ促進事業ですよ、その自主防災対策組織の中で対応できるような状況にはなると思うんですけど、でも、それが今私たちも潤ヶ野地区コミュニティモデル推進事業を置いていただいておりますが、まだ今年組織の形を作って、来年何かをして何かをしてまだ1、2年かかるわけですよ、現実的に。その組織がスタートするまでにはですね。でもその1、2年の間に甚大な災害は必ず起きるわけですよ。例えば今年の3月に策定された志布志市国土強靱化地域計画の中に、目標と起きてはならない最悪の事態の項目に、多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生とあります。孤立集落事態が起きてはならないということが多岐にわたって書いてあります。しかし、その対策として、巨木になった樹木や倒木など高所伐採については全く対策が記載されていないわけですね。志布志市国土強靱化地域計画の中にも、新たにこういう甚大な災害が起こるようになってきているわけですから、その巨木、倒木に対しての高所伐採に対しても、そういう対策的なものを組み込んでいいかないと。斜面とかのり面とかの崩落よりも、もっと危険性を踏まえているわけですね。

例えば、こういう言い方はちょっと違うかもしれませんが、土砂だけが崩れてきた場合であれば緊急にすくって仮置きするという形でできるわけですが、樹木が絡みますと、やっぱり大変な作業になっていくわけですね。時間もかかりますし、ましてや、この前田之浦地区であった水道管の破損とかも、やっぱり巨木になった樹木が倒れてきたりしてなかなか作業が困難な状況があるわけです。今度の7月の豪雨災害に対しても、危機管理官の方からちょっと説明していただいたんですが、市の方で新たな自主防災の復旧災害に対しての要領を新たに變更していただいて、そういう撤去作業とか復旧作業に対してかかった、今までは重機代だけがそういう補助されていた場面があったようですが、今回は新たに、そういう皆さんが集落単位の自治会単位団体で協力された作業に対しては、市の方でも上限を決めて協力しましょうということに変わっているわけですね。やはりそれなりにその時々災害の大きさというのは、年々大きくなっているわけですから、この国土強靱化地域計画にも、そういう対応の在り方をしっかり検討していただいて、記載していくべきではないかと思うんですが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 国土強靱化計画は、これは基本的に市民を守るということでありまして、そういう中で計画書の中に入っているというふうには思うわけでありまして。このことが解決策としてどういう形で、先ほども言いましたように、その法律の枠内というものをどういう形で解決していくのかというのは、市民の生命財産を守るのは私どもの義務であり責務であるということで、そこは重々言っているとおり考えておりますが、その対処の仕方をどういうふうによれ

るのかですね、これはなかなかここで、「はい、こんなふうにしてやれます」ということが回答はできませんけれども、私は私なりに、それはもうおっしゃるとおりだというふうに思っておりますので、その対処の仕方を十分また考えて取り組みてまいりたいと考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひ早急に、やっぱりそういういろんな場面を参考にしながら、対策を急いでいただきたいと思っておりますし、今でも温暖化で海水温がなかなか下がらない状況で、今日も台風にはなりませんよということで、熱帯低気圧がまた発生しているわけですね。それがまた今の海水温で、また大きい勢力を弱めないでどんどん近づいてくるようなそういう台風も発生する可能性がたくさんありますね。だから早急にそういう対応、高所伐採に対する対応、またそういう巨木になった樹木に対する対応などをいろいろ検討していただいて、しっかりとした対策をお願いしたいと思っております。

私は、今回担当課の方々といろいろ話をさせていただきまして、最初は「高所作業車を1台買って市の作業班の方で有資格者を置いて、ちょっと作業をしていただけませんか」なんて、いろいろ話をさせていただいたんですが、同僚議員の先輩方からいっぱいいろいろな意見をいただきまして、私の提案の結論としては、買わないでそういう高所作業車を所有する業者に委託管理事業をお願いすればいいんじゃないかということの提案に達したわけなんですけど、現実的に今でも、例えば分かりやすくいいますと、そこの本庁の上の道路がありますよね、ありあけ印刷から上がってくるところですね。もう今でも枯れた孟宗竹がいきなり目に刺さるぐらいの倒れ方をしているやつとか、被っているところもいっぱいあるわけです。皆さんの中にも通ってこられる方がいっぱいいらっしゃると思うんですが、そういうものに対してもいつ何時、あそこを子どもが歩いていて突風が吹いて倒れてきたら、すごい大ケガになる可能性もあるわけですね。だからそういう意味でも今担当課の方で説明していただいたのは、4.5m以下の高所作業の事業は行っているということがありましたが、その4.5m以上にあるそういう樹木とか巨木の危険性を察知したときの対応の在り方というものを、早急に検討していただかないと、この台風シーズンに入る前にも何らかの形で対応していただくことが本当に急がれておりますので、その辺の対応をしっかりと取っていただくことを要請しておきます。

二つ目、さっき市長がおっしゃいました「自分たちの地域は自分たちで守る」という観点からですね、例えば単独でできる自治会であれば、単独で自主防災組織をしっかりと強化して作って、なおかつ今少子高齢化で過疎化が進んでおりますので、単独でできない自治会は近隣の自治会と共同でそういう防災組織を強化していただいて、その組織の中で、その自分たちの地域にあるそういう危険な樹木とかを発見したら、自分たちで計画書を立てて、結局それを自分たちで市の方に申請を行って、また担当課の方でその現場を見に来ていただいて、適正な計画であれば補助金を上限を決めて支払って作業をしていただくとかですね。そういうことも私は必要ではないかと思うんです。自分たちの地域は自分たちで守るという観点からですね。であれば、市長がさっき言われましたコミュニティ促進事業があれば、その中で完璧に地域のことはできるわけですよ。でも甚大な災害はいつ起こるか分からない状況なわけです。3か月後には組織ができたのになど

いう2か月前に、甚大な今までにない未曾有の災害が起きるかもしれないですね。そう考えたときに、自主防災組織を強化して、地元の方で話し合って申請して、担当課の方で確認して、その作業を地元の方々にやっていただいたのに対して、上限を決めたそういう補助金を支払うという作業の対策の事業はどうでしょうか。見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほどから申し上げておりますが、いわゆる個人の木ですね、竹とかという伐採は、所有者の管理になるわけでありますので、一番いいのは先ほど南議員もおっしゃるように、その地域、校区で危険だというのはその所有者に対して相談をする。そしてその中で、例えば先ほどの地域コミュニティ協議会等々もあるわけでありますが、そういうところからどういう形でお金の支出をするのかということはまだ分かりませんが、何かそう地域で危険だということでの連絡をまた市の方にさせていただいて、その土地の所有者の理解をいただくとかという流れをですね、それはもう私はそういう流れをとっていけばできないことはないんじゃないかなというふうには考えているところであります。

それと併せて、地域防災計画での避難路としてのリストアップされた路線については、今後どういう形で整備ができるのか検討してまいりたいというふうに考えております。

○2番（南利尋君） 私も市長と全く一緒なんですよ。例えば地権者に対して、この自主防災組織の責任者みたいな方が、「お宅の木がちょっと危険なのでどうにかしてもらえませんか」ということで、いろいろ話し合って、「皆さんが加勢していただければ撤去しましょうか」みたいな話をしてですね、そういう場面であれば、そこで別に市に対して計画書を出すような場面はないわけですよ。だけど、今回の私たちの自治会であったような地権者がいらっしやらない、連絡が取れない場所に対しては、やっぱり地元でしっかりと組織を作って強化して、それを今回はぎりぎり自治会の予算で何とかクリアしましたが、次にあったときにはできないわけなんです、私たちの自治会はですね。そういう意味でも、市長がおっしゃるように、まずは地権者、でもそれが無理であればそういういろんな組織によっていろいろ対策を練っていくということで、ぜひ検討していただければありがたいと思いますし、やはり巨木とか高所伐採は、先送りすればするほど確実にもっと巨木になって、今以上に甚大な災害が発生する可能性が高くなるわけですね。新たな高所伐採作業の策定に、早急に取り組んでいただくことを強く要請しておきます。

次に、経済対策についてお伺いします。コロナ禍の今、市内全体に過度な不安感が漂っているように感じております。しっかりとした感染対策を講じながら、日常の経済活動をもっと促すべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 収束の見えないコロナ禍により、新しい生活様式の定着が求められており、事業者もその経営スタイルの変化を取り入れながら、事業を継続していかなければならない状況となっております。この変化にも対応できるよう、国や県はもとより、本市でも暗中模索しながら独自の支援策を実行してきているところであります。

最近では、新たに8月29日から飲食店及び宿泊施設限定のプレミアム商品券が発行され、また9月1日からは、給付金の第2弾となる「Withコロナ応援給付金事業」などの経営支援策を

開始したところであります。コロナ禍にあってもこれ以上経済を停滞させるわけにはいかないと判断で、感染予防対策を行った上でコロナと共存しながら、景気浮揚策を講じていくことで、日常の経済活動を取り戻していければというふうに考えているところであります。

○2番（南 利尋君） 本当にいろんな市単独の給付金とか、いろんな対策をとっていただいて、本当にありがたいと私も思っていますし、いろんな事業者も感謝していらっしゃる方もいっぱいいらっしゃいます。私なりに多くの方々に現状を伺ったわけですが、ある方は「以前より量販店でまとめ買いをするようになって、買い物に行く回数が減った」とかですね、「以前より知り合いとかと家飲みが多くなり、飲食店に行かなくなった」とか、「毎月行っていた美容室も、1か月半ぐらいとか2か月おきぐらいになりましたね」とかありました。飲食店関係者においては、「1週間に一日か二日忙しければいい方だ」とか、「週末も全く期待できなくなった」とか、「天候が悪いと全くお客さんは来ない」とかありました。

私も実際、平日、週末、雨の日に飲食店に行ってみました。私が行ったときには雨のときがあったんですけど、一番自分がハッとしたのはですね、休業している店がいっぱいあるわけですね。代行さんも雨の日は飲食店が閉めているからと言って、何社かの代行業者さんも休んでいるわけですね。もちろん本当に飲食業とか宿泊業とかは疲弊しておりますが、私が感じているのは、飲食・宿泊業はもちろん、小売業、サービス業まで疲弊しているように感じるわけですね。市長は現状をどう把握されておりますか。

○市長（下平晴行君） それはおっしゃるとおり、私は飲食業、ホテル業界については、本当に大変な状況だと、このように人が動かないというふうになるのかなというふうに、本当にそれは私もいろんな店にも顔を出しておりますが、経営者は真剣に一生懸命、いわゆる感染が拡大しないような態勢で取り組みをしている店もありますので、そのことは重々分かっているところであります。

○2番（南 利尋君） 市長ももちろん、現状は分かっていると思うんですが、私がこういうこと言うと怒られるかもしれないんですが、諦めムードもあるんですね、正直言います。「どうせ雨だから、今日は」とか言ってですね、そういう感覚が本当にまん延することが一番大変な状況を招くわけですね。大きい量販店が何か所かありますけど、そういうところで日用品を買いだめするような形になっているわけですね、現状の皆さんの買い物の在り方というのはですね。何回も毎日買い物に行けば余計なものまで買っちゃって、そういう経済活動につながるわけですね。でも、買いだめに行くときというのは、もう決まったものを書いていって、決まったものしか買って帰らないわけですね。そうすると余分な経済活動はしないわけですから、疲弊してくるのは当たり前であって、回数も減ってくるわけですね。私は、例えば国の方でも賛否ありますが、予備費で10兆円以上の何かあったときのためにみたいな感じでとっていますが、今まで本当に本市の方でも単独事業でいろんな給付金とかそういう支援事業をしていただいておりますが、例えばここに来て、本当に想像を絶するような状況がいっぱいあるようですから、経済活動の何か起爆剤となるようなそういう政策、事業が必要だと、私は考えるんですね。

そこで、私が提案したいのは、例えば事業者には皆さんに給付されたわけです。最初飲食店には35万円、今回居酒屋さんには35万円とか接待を要する事業者には20万円とか、一般のそういう事業者には10万円とかありました。事業者に対してはあったんですが、これからは市内全体の経済の底上げをしなければいけないという状況が来ているわけですから、私が考えたのは、例えば市民一人ひとりに1万円とか5,000円の商品券を配布して、例えば1万円の券を配布したならば、5,000円分は飲食・宿泊で使えるやつ、例えば3,000円は小売業で使えるやつ、2,000円はサービス業で使えるやつという、そういう区分を分けてそういう商品券を発行して、例えば10枚綴りです。商品券を10枚ずつ配布すれば、5,000円分は食べ物を食べられるし、床屋にも行けるしという場面になるわけですね。全ての事業者が経済活動のそういう救いになっていくわけですね。今までは事業者に対して給付金とか支給されましたが、例えばサラリーマンの方とか農業従事者とか、そういう高齢者の方々も経済的なダメージ受けていらっしゃる方もいらっしゃいますし、精神的なダメージ受けていらっしゃる方がいっぱいいらっしゃるわけですよ。「まちに買い物に行って大丈夫かな、うつるんじゃないかな」とか、そういう方がいっぱいいらっしゃいますし、本当に皆さんがマスクをして感染対策して行けば安全ですから、志布志市内で周知をしてそういう促しをしながら、1万円の経済活動をやって、市の経済の底上げをやっていくような起爆剤がないと、なかなか変わらないんじゃないかなと思うんですけど、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 商品券を配布ということになれば、自己資金も不要で生活弱者の方々にも行きわたり、利用者の幅が広がることで、その分の経済波及効果は大きいというふうに思います。単純に5,000円分の商品券を全世帯に配布した場合、世帯数が約1万5,500世帯で7,750万円、全市民3万800人を対象にしますと、約1億5,400万円となります。いずれにしても多角的に知恵を出し合いながら、より効果的で経済的な事業ができないか調査・研究してまいりたいと思っております。

○2番（南利尋君） ぜひ、志布志市民は本当に人情の厚い市民なので、1万円でも2万円でもちゃんと税金を払って、一生懸命皆さん頑張って景気回復に協力していただけると思うんです、私は。だから、今例えば1億、2億という本当に高額な予算をどうやって付けるかということも大事なことなんですけど、本当にこの2年後3年後、例えば高速道路が開通します、港湾関係の工事が完了します、そういう状況になれば、それなりの収入もまた増える状況もありますし、一生懸命ふるさと納税で協力していただいている方々は、福祉に対して、志布志市民に対して協力をしていただいているわけですから、今市内全体が本当に疲弊しているときに、こういう言い方は失礼かもしれませんが、どこから予算を確保してやってこようかとしても、誰も反論する方は、たまにはいらっしゃるかもしれないですが、あんまりいないかもしれないですね。だからそういう観点からも、ぜひ経済活動の底上げをしていかないと、本当にずっとこの雰囲気が続いたら本当にみんな元気がなくなっちゃうと思うんですね。生活習慣というのは一回変わっちゃうと、市長もそうですけど、私もそうです。市長も最近痩せたと思うんですけどね。生活習慣が変わるとやはりそういう変化が起きますよね。変化が起きると、その変化をずっとみんな続けていくわ

けですよね。だからそれが悪い生活をしておりますと、生活習慣病という形になりますが、今飲食に出ない人は、そういう習慣が付いているわけですから、それを引っ張り出すということはなかなか難しいわけですよ。だから商品券で、みんなであそこの飲食店を勇気付けに行こうよ、とかですね、そういう市民一丸となった経済対策の底上げに取り組んでいただくことを強く要請しておきます。

次に、マイクロツーリズムの取り組みについて伺います。志布志市民を対象としたマイクロツーリズム事業に取り組むべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） コロナ禍により、地元の魅力を再発見し、地域経済活動に好影響を与える域内観光が取り沙汰されているところは承知しているところであります。

本市におきましても、プレミアム付商品券の宿泊分、飲食店分を、市内外の方に購入していただき、特に市内の方々にも普段宿泊されたことのない市内施設に宿泊していただきたいと考えております。併せて、市内の観光地やグルメについてSNSや観光動画により情報を発信することで、市内の景勝地や施設への誘客を促すことができると思います。

また、市民に利用していただくために、各宿泊施設に対しても「Withコロナ応援給付金」や県の事業等を活用していただき、安全・安心な施設として整備し、市としてもそのことを情報発信してまいりたいと考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） 本当に情報発信と、市民の方々に志布志市の魅力をもう一回再認識していただくチャンスだと私も思っております。

現在でも、全国では感染者が確認されるため、県外移動を極力控えなければならないような状況にあるのではないかと考えております。私は、今こそ志布志市が素晴らしい観光地であるということを、志布志市民が再認識するチャンスだと思っております。本市には、まだまだ原石のまま魅力ある観光スポットになり得る場所が多く点在しております。志布志市民が市内を散策しながら、新たな観光スポットを発見したり、「あの場所をこういうふうになればインスタ映えして、若者でにぎわうような場所になるのでは」など、市民目線の観光地づくりにもつながるのではないのでしょうか。例えば、家族で旅行計画を立て、飲食・宿泊の領収書と志布志市観光の感想文を提出すれば、半額はバックされるとかというような事業の在り方も必要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） それは、おっしゃるとおり、そういう魅力のある取り組みをすることで誘客ができるんだというふうに思っておりますので、そこは全体的な取り組みとして考えていきたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、コロナ禍の今こそ市民が志布志市の魅力を再認識するチャンスだと思いますので、ぜひマイクロツーリズム志布志市民バージョン事業に取り組んでいただくことを要望しておきます。

観光振興についてお伺いします。市内観光スポット整備事業の進捗状況についてお伺いします。この件については、6月定例会でも質問させていただきました。コロナ禍で遠方への移動が制限

されている今こそ、子どもたちが大自然の中で体を動かせる憩いの場の整備を行うべきではないかという質問に、スポット的な施設は早急に整備するとの答弁がありました。3か月が経ちましたが、なかなか整備は進んでおりません。市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 国道220号線から国際の森へ上る道路につきましては、耕地林務水産課が管理しております林道でありますので、耕地林務水産課の作業員で草刈り等々をしているところでございます。これは年2回ほど行っているということでございます。

また、国際の森の駐車場、展望台の維持作業は年4回行っております。トイレにつきましては、毎月1回シルバー人材センターに清掃とタンクの水の補給の作業を委託しているという状況でございます。

市内には耕地林務水産課が管理しております林道が28路線あり、そしてその中には生活道路的な林道があるために、国際の森へ上る陣岳線の伐採作業を年に2回ほど行っているということでございます。

○2番（南 利尋君） 例えば、今コロナ禍で県外の移動がままならない状況が半年あまり続いているわけですから、気分転換のできる安全な場所が必要ではないかと考えるわけですね。私が担当課の方に、ちょうど何日か前にいろいろお聞きしたときには、「今作業をしております」ということだったんですね。今本当に担当課の方々もそういう農道とか林道とかそういうところが被害が多くて、なかなか大変だということは分かるわけですね、私も。何でしないんだという話じゃないんですよ。もう職員の方一丸となって、いろんなことに取り組んでいただいているわけですから、その別に何も責めるわけではなくて、できるだけそういう市民が集えるような場所、なるべく年2回と言わず、今雨が多かたりして例年になくそういう雑草が伸びたりする場面もあるわけですね。風が吹いて枝葉が落ちる場面もいっぱいあるわけです。そういうものに対して年2回とか年3回とか見て、気付いたら作業に取り組むとか、例えばあそこは本当に景観のいい場所で、一つだけ要望しておきたいのは、トイレが本当に巨木で被さってしまっていて、いろいろあそこはうわさがありまして、本当に誰も行かないような状況になっているわけですよ。だから、これは現実的な話なんですけど、もうティッシュがどこかに散乱しているような、誰か違う人が行ったときに本当に不快な思いをするような場所もいっぱいあるわけですね。だから、ああいう施設の周りにしっかり日光が入るような状況に雑木を伐採していただいて、きれいに使えるような場所にしていただくことを要請しておきます。

実際、私が何を提案したいかと申しますと、国際の森って、いろんな場面からどうにかした方がいいんじゃないかということで提案があるわけですが、私は今回コロナ禍の今こそ、子どもたちの今全国的に体力低下もそういう運動不足も懸念されているわけですね。それを志布志市の子どもたちは、国際の森に例えばそういう体を動かせるような遊具があったりとか、海を一望できるようなところにアスレチックがあったりとか、自然の中ですから土手沿いで草スキーみたいな、芝が生えていれば紙を持ってスツと滑れば、別にそれだけで十分な遊びになるわけですね。だからそういう自然を体験できるような、予算もたいしてかからないような状況の中で、そういう本

当に人を呼ぶという感覚よりも、体を動かせない子どもたちがああいう自然の中で自然体験をしながら遊んだり、運動できるような状況を作っていただくことも、このコロナ禍だからこそ、私は必要ではないかなと思うんですが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように国際の森につきましては、志布志市の市街地はもちろん志布志湾全体が一望できる素晴らしい眺望施設と考えておりますが、そういうアスレチック等々の遊具の整備は考えていないところであります。子どもたちが遊べるようなもの、器具じゃなくて、どういう形で自然の形での土地の活用ができないかですね、これは検討する余地があるというように思っております。

○2番（南 利尋君） 「できない」って言われると、「してくださいよ」と言っても時間が無いと思いますので、できることをやらなきゃいけないわけです。例えば、さっき言いましたトイレのそういう清掃とかしっかり使えるような施設にするとか、例えばあそこにそういう伐採作業とか安全に人が散策できるような、昔歩道は作ってあるわけですから、それを整備してマイナスイオンを味わってくださいみたいな、そういうフレーズを付けながらそういうのを整備したりとか、例えばあそこの国際の森は、昔、「東洋一の地球儀」と最初フレーズがあったんですけど、もう色あせて汚れて、普通の地球儀になっているわけですね。だから何にもみんなピンともピクリともしないわけですよ。だからそう考えると、やっぱりそういうものもきれいに、志布志市はここみたいな、何かお笑い芸人で地球儀を持ってやっている方もいらっしゃいますよね。なんかああいうおもしろおかしく、そういう呼べるような、そういうにこここできるような場所に遊具がうんぬんかんぬんというよりも、そういうまず駐車場を整備して、伐採するぐらいの第一段階の整備は僕は必要だと思うんですね。じゃないと人は来れないんですよ。トイレも、もう本当に動物なのか人間なのか分からないような状況の中での利用の仕方があるわけです。その辺の対応はどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） それはもう言われるとおり、トイレとか景観ですので、伐採等も今おっしゃられるように年に2回とか3回じゃなくて、その辺もその都度対応できるような体制づくりはしていかなきゃいけないのかなというふうに思うところであります。ただ、遊具の器具についてはやはり事故等の関係がありますので、これはしないというのははっきり言いますが、そこにあるいわゆるその土地の状況がどういう形で使えるか、これは本当におっしゃるようなものの活用をしていきたいと考えております。

先ほども言いましたように眺望も大変素晴らしいところでありますので、やはりこういうコロナ禍のときだからこそ、より景観として素晴らしいところでありますので、より活用していただくためにも取り組みをしてまいりたいと考えております。

○2番（南 利尋君） 国際の森は本当に志布志市全体を見渡せる景観の素晴らしい場所ですので、あそこの利活用が少しでもできて、時間の関係上遊具に関してはもう質問しませんが、いろいろ提案はあったんですけど、実際そういう整備をやっていただいた上で、また今回の通告書が、夏井・陣岳地区、ダグリ岬周辺ということで、通告書を出させていただいたんですが、例

えば今回の夏井海水浴場ですね、コロナ禍であるということはもちろん分かっておりますが、例えばダグリ岬周辺整備事業みたいな計画書には、既にダグリプレミアムビーチリゾートというのできているわけですね。施設も供用開始されて、にぎわっているということの計画書はあるわけですね。でも実際行ってみると、今年は整備も何もされていなくて、なおかつ廃虚があつて、串間市の高松海水浴場に行ってみますと、入り口から漁師の奥さんたちがやっている「浜っこ母ちゃん」というのが大にぎわいしていて、浜辺もきれいに整備されて、僕はちょっと分かんないですけど、漕ぐような何か教室もあつたりとかそういうのもされているわけですね。比較すること自体以前の問題で、今コロナ禍ですから、少しでも1か所でも多く、市民が安心・安全に過ごせる、そういう気分転換のできるようなところは、できれば整備していただいて、そういう安心・安全に市民が過ごせる憩いの場を作っていただきたいということを要望しております。

○議長（東 宏二君） ここで換気のため、3時20分まで休憩いたします。

○

午後3時08分 休憩

午後3時19分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○2番（南 利尋君） 私は時代の流れにあった観光地の在り方も考える必要があるのではないかと考えます。まもなく東九州自動車道の夏井インターまでが開通し、都城志布志道路の鹿児島県側が全線開通します。近年キャンピングカーを活用して旅行をされる方が大変増えております。コロナ禍においてもっと増えてきております。

そこで私が提案したいのは、夏井の国道の山側の方、市有地も結構あるわけですね。私は地図を見ていろいろ提案させていただいておりますが、そういうところにオートキャンプ場として利用できる駐車場を設置するのはどうでしょうか。景観の素晴らしい市有地を整備して、充電施設を置き、おしゃれなトイレや洗い場などがあるだけで、立派なオートキャンプ場になるわけです。近隣自治体には景観の素晴らしい浜辺に整備されたオートキャンプ場はありません。今は、良くも悪くもSNS等で拡散されますので、もしいいものがあれば、東九州自動車道とか都城志布志道路を利用して、キャンピングカーが集結する可能性もあるわけですね。こういう事業こそが、高速道路が開通する前のストロー効果につながる事業ではないかと私は考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬周辺の整備については、たびたび議員の御質問に答弁しておりますが、市の観光振興計画をはじめ、重点地域としては国道から海側の地域を対象としており、年次的に景観整備に取り組んでいるところであります。今年度は昨年取得した休憩所跡地の植栽や転落防止柵の整備に着手しております。確実に利用者の安全と景観の改善が図られているところであります。

オートキャンプ場につきましては、ダグリ岬周辺整備基本計画においても整備の案の一つで提

案されており、近年のキャンプブームやコロナ禍でのニーズの高まりは認識しているところではありますが、まずは国民宿舎ボルベリアダグリ整備予定のグランピング施設の営業状況を踏まえ、重複する施設にもなることから、引き続き周辺施設と相乗効果が得られるような整備を進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） 私もダグリ岬周辺事業計画は、いろいろ何回も広いプリントとかなんか、前も「ああいう海岸沿いになんで海の家みたいなガラス張りのを造るのか」とかですね、質問させていただいたことがあります、そのときは「ただ計画書を作っただけです」みたいな答弁があったんですね。それをやるわけではないですよということですね。ということは、あの計画書はなかなか現実味のない計画書だと私は認識しております。それはなぜかと言いますと、さっきもお伝えしましたが、夏井プレミアムリゾートビーチということが、もう本当は工事されて、みんなが使えるような状況になっている計画なんです、もう2年も先送りにされているわけですから、そこを私が冒頭にお伝えしたのは、時代の流れにあったそういうものを作っていかなければいけないんじゃないかなということです。それも予算も限られて、なかなかそういう事業もままならない状況なわけですから、いかに低コストでそういうものができるかも、考えるべきではないかなと私は思うんですね。であれば、今の市長の答弁は、あの計画どおりにやっていきますので、その中にも入っていますのでとか、例えばグランピングは、私は前もちょっと質問をさせてもらったことはあったんですが、なかなか今コロナ禍の中においても、指定管理者の方々もいっぱい利用していただいているという状況は聞いたことはないんですが、なかなか難しい状況ではないかなと思うんですね。やはり今はそういう3密とかソーシャルディスタンスの観点から、広い自然を生かしたそういうところでみんな気分転換したり、旅行に行ったりしているような場面の雰囲気があるわけですね。そこで何度も言いますが、時代に合ったそういうものを、何億円かけてどうのこうのじゃなくて、市有地があるわけですから、その利活用はできないかということも内部で全課で協議していただいて、もしこれだったらこれでできるよねとか、そういうものがあればぜひですね、その東九州自動車道とか都城志布志道路が全線開通する前に、夏井って、あそこのオートキャンプ場に行こうみたいな、一つの流れができれば、そういうストロー効果も生まれて高速道路ができたおかげであそこに車がガンガン来るようになったということで、まず第一歩を作り出せば、もしかしたら第二歩ができる可能性もあるわけですよ。いつまでもプレミアムビーチリゾート何とかという浜辺を、「計画があります、計画があります」と言っても、なかなか先に進まないわけじゃないですか。だから時代の流れによって、計画変更、軌道修正も必要ではないかということ、私はお伺いしております。見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 行政というところは、やはり計画にのっとなって整備をしていかなきゃいけないということでもあります。おっしゃるように、道路の整備があと5年、10年先には進む、完成するわけではありますが、それはそのことで計画の中に入れ込んで対応していくということになるかと考えておりますので、これは今議員がおっしゃったそういうことも含めて、内部で十分協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) ぜひ、計画の多少の変更とか、あとあそこはウミガメもいますので、JRの駅名が竜宮城駅にはならないのかもしれませんが、そういういろんな方向性を見出させていただくことを要望しておきます。

次に、新たなまちづくりに対して商業施設の誘致に取り組むべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長(下平晴行君) 現計画で、令和2年度中に市道香月線の供用開始といったインフラ整備が実現されることとなっております。新たなまちづくりを考えると、近い将来の地域経済の中心地がJR志布志駅から市道香月線沿線が発展していく可能性は極めて高くなると思うところがあります。

また、企業誘致に伴う市の取り組む姿勢について企業側も分析しながら、他の自治体と比較し、より有益になる方を選択することは、必然なことだと思っております。

このことは前回の質疑でも申し上げましたが、市街地全体の将来性を見据えながら、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指して、市の発展性や有益性などの情報を提供しながら、周知を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○2番(南 利尋君) その中心市街地が、JR志布志駅から市道香月線沿線に新たなそういう事業計画を作っていただくことは、私も大賛成でありますし、今の市の行政の取り組みというのは、私の感覚プラス何人かもういらっしゃいますが、工業系に関しては、どんどんどんどん企業誘致が進んでいるわけですね。でも商業系に関しては、なかなか誘致が進んでいないような状況が私はあると思います。なぜかと言いますと、例えば、本当にきつい意見をいろいろお聞きしているものですから、それを、これは私が思っていることじゃないですからね、若者、よそ者、ばか者の方々の意見であります。家族で来られた方は、「日用品は志布志市で買うが、休みのショッピングや食事はあまり志布志市でしたことがない」とか、「休みの日、子どもを遠方まで遊びに連れて行ったりしなければならぬので、近場にゆっくり過ごせる場所が欲しいですね」とか、単身赴任の方は「休みは、ほとんどオラレ志布志に行って弁当を買って帰るだけなので、会社とオラレとスーパーしか、あとは分かりません」とかですね、私が一番ショックを受けたのは、ある会社の方々が「社内では、志布志市に赴任が決まった社員は、島流しと言われてますよ」ということをお聞きしたんですね。これは、私が言っているわけじゃないんですよ、本当にどこでどういうことがあったのかとか、いろいろ何かかけられるかもしれないんで、じゃあ個人的には言わない、本当に言われたんですよ、これをですね。そこまで言いますかという話だったんですけど。例えば企業の上層部の方々は、「志布志市は本当にもったいない。観光やまちづくりに対して何をやろうとしているのか全く見えない。しっかりとイメージが描けているのだろうか。素材がたくさんあるのにもったいない」と言われておりました。本当によそ者の方々の視線というのは、本当に厳しいものがあるわけです。例えばそれが100人いらして100人がそう思っているわけじゃないんですよ。その企業を中心となるような方々とか、やはり子育て世代の方々の意見を私は聞いて、もうドキッとしたというか、私に文句があるのかなと思うぐらいで

すね、そういう感じで言っておられたものですから、これはすごい感覚で持っていらっしゃる方がいっぱいいらっしゃるんだなと思ったわけですね。だから、私は今市長がおっしゃいました J R 志布志駅から市道香月線沿線に新たなまちづくりをすることに対しても、やはり商業施設の誘致が本当に必要だと思うんですね。そこで今港湾商工課の方で事業用地等情報提供制度というのを行ってくださっているわけですね。なかなかそれもまだ市民に周知されていないので、もしよければ、この場でその制度の内容を説明していただけますか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 事業用地等情報提供制度ということでございますけれども、これにつきましては、市内の個人所有の未利用の事業用地等をおおむね土地が1,000㎡以上、建物が500㎡以上ということで、この情報をいただきまして登録していただきます。これを市のホームページ等に掲載、今もしているんですけども、これの中で情報としましては、土地の概要と現状、それから周辺環境、例えば都市計画法上の制限とかそういうことも表示しております。そして、現地の写真等をホームページ上にアップしてございまして、進出意欲のある企業の立地促進を図って、雇用の機会を拡充するというところでございまして、

ということで、現在までは昨年から6件の登録がございまして、今1件の成約があったところでございます。これにつきましては、ホームページ上で紹介するというところで、交渉ごとは直接本人たちがされるということでございます。

○2番（南 利尋君） ありがとうございます。概略は大体分かりましたので、例えばこの制度を活用しながら、情報をいただいてホームページでそういう情報を提供するわけですよね。それが例えば、1年以上誰もそこに対してアプローチがなかったという場面であれば、例えばの話なんですけど、それを使い勝手が悪いからここはいいなという方もいらっしゃるかもしれないんですね、情報を見てですね。であれば、市の方で買い上げて、例えばそこを整備して、こういう横にこういう土地がありますよとか、ちょっと市の方でいろいろ整備した上でそういうものを新たに情報発信、スーパーでいえば3日経った肉は味付けて出しますよね。それとはちょっと違うかもしれないませんが、本当に利用がないものに対してはそういう利用を促進する意味でも、そういう在り方も必要ではないかと私は考えるんですが、市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、土地利用をどう図っていくか。行政がそういうものを買ってということは、ちょっと考えていないところでありますが、その活用の仕方ですね、そこはちゃんと対応していかなくちゃいけないかなと思っているところであります。

○2番（南 利尋君） 本当に私は、先ほど申しましたよそ者の方々の視点に、やっぱり厳しい意見がある。そこを真摯に受け止めることが私はスピード感あるまちづくりができると思いますね。「何言ってるんだよ、そいつら」というような感覚を持った時点で、私は先に進めないような気がしているんですね。「本当にいいですよ、いいですよ、志布志市は」と言いながら、近隣のスーパーに行っている人もいらっしゃるかもしれないですよ。本当に志布志市に対して真剣に思ってくさってるからこそ、そういうきつい言葉で私に教えていただいているということで、私はそう受け取っております。だから、今年東九州自動車道の志布志インターが開通して、

市道香月線の整備が終わるわけですね。そこに対して、今市長が答弁していただいたそこを中心とした新しいまちづくりを考えるとということが、市の方向性なわけですね。そこに対して、いつまでたってもなかなか情報発信しても誰も使用しないとかあるのであれば、またある程度一定期間が経ったら、それをこの空いた土地をどういうふうに活用していこうとか、やはり二次的、三次的なそういう検討の在り方も私はするべきではないかと思うんですね。やはり市道香月線が工事が終われば、人の流れ、車の流れが、必ず私は変わるということに期待しているわけです。そこをうまく新しいまちづくりに対して乗っけていけば、そういうよそ者の方の厳しい意見もクリアできると私は思っております。

また、新しいまちづくりをするにあたっては、よく言われる若者、ばか者、よそ者の方々とか、年代とか職業とかそういういろんな方々のアンケート調査を、「今、この市道香月線の新しいまちをつくりたいと思っております。皆さんはどういうショップがあったらいいですか」とか「どういふふうに利用できるような店舗があったらいいですか」とか、そういうものに対して「あなたの趣味は何ですか」「何を集めていらっしゃいますか」みたいな、詳細なアンケートまでを取って、志布志市にはこういう趣味の方が多くいらっしゃるんだとか、そういう具体的なアンケートを取った結果も、新しいまちづくりの一つの材料として取り入れていけば、市民目線の新たなまちづくりが私はできると思うんですが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるように、誘致活動を図る上では、やはりそのようなアンケート調査に取り組むべきか調査・研究してみたいというふうを考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、コロナ禍の今こそ、一日も早く日常の経済活動を取り戻すことが重要なわけですね。また、コロナ収束後も、安定した経済活動が続いていくことが本当に求められていると思います。ぜひ、スピード感あるそういう企業誘致と新しいまちづくりの方向性をしっかりと市民の方々、またよそ者の方々にも鮮明に分かるようなそういうビジョンの策定をよろしく願います。

最後に、志布志駅周辺に観光案内や行政情報、各種イベントなど、情報発信できる大型モニターの設置に取り組む考えはないかをお伺いします。

○市長（下平晴行君） 大型モニターの設置につきましては、行政情報や観光情報を発信するツールとして、設置する場所により効果を発揮するものと認識しているところであります。

現在、志布志駅周辺につきましては、駅舎改修や多目的イベント広場の整備を進めている段階であります。整備後の状況等の検証が必要と考えておりますので、そういう設置がどういう形で取り組めばいいのか、内部で調査・研究してまいりたいというふう考えております。

○2番（南 利尋君） この件に関しては、3月の定例会で大型モニター設置の件で質問させていただきました。今の答弁もそうなんですけど、私は3月の市長答弁をいただいて、可能性があるんじゃないかなと私なりに解釈しまして、私も忙しいんですけど、市内をいろいろ、「どこにこのモニターがあったらいいかな」みたいなイメージで、歩き回って、自分なりに調査した結果、JR志布志駅の国道側に、道路1個挟んで横に4階建てのビルがあるわけですね。今、何か鳥の

料理屋さんが入っていますよね、昔ビアガーデンがありましたよね。あれをしぶしアピア側からとか、市の駐車場側から見ると、今度新たなまちづくりで市道香月線沿いをあれがメインストリートになるとするならば、ここはすごいなと思ひまして、いちかばちかでビルのオーナーに会いに行きました。「ここに大型モニターを付けて、情報発信とかやってみたいんですけど、どうですかね」と話をしたら、もう即答で「市がそういうふうに設置するのであれば、無償で提供しますよ」という話だったんですよ。無償ということは、何かあるのかなと思ってですね、僕も上がらせてもらったんですけど、前、ビアガーデンがあったんですね。本当にどこからも見えるところなんですね。そこを「もう無償でいいですよ」という話をさせていただいて、私がそういう大型モニターになったつもりでいろいろ見渡しても、ほとんど見えるんですよ。どこの方向からともいうことは、あそこに大型モニターを設置すれば、この前3月にも言いました、そういう情報料とかコマーシャル料をいただくような、もちろん行政もそこに行政告知とか放送する場面があれば、それなりのものを払われるわけでしょうから、だからそう考えたときに、あそこを格安で使わせていただければ、簡単に言えば電気代だけで済むというか、そのモニターは必要ですけど、済むということになるわけですね。あそこに結構大きなやつを付けば、さっき市長のおっしゃったモニュメントとしても、新しいまちづくりのモニュメントとしてもすごく引き立つような気がするんですけど、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 現在、行政情報や観光情報を発信するツールの一つとして、デジタルサイネージが考えられるところです。市からのお知らせを静止画や動画で発信でき、タッチパネル方式で操作可能といった媒体もあるようであります。設置場所については検討が必要であるわけではありますが、現在、株式会社サイネックス様より、その設置について提案を受けているところであります。実現すれば、無償でインフォメーションパネル、ガイドパネル、広告パネルを備えた媒体が提供される予定であります。

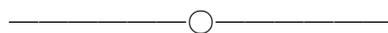
新型コロナウイルスの都合により、当方の事業者等の協議が進められていない現状であります。設置に向け、前向きに検討ができればというふうに考えているところであります。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、無償で付けられて無償で場所を提供しますといたら、一石二鳥ですよ。ぜひ、オーナーの気分が変わらないうちに決断をよろしくお願いします。

私が今回の一般質問で提案したかったことは、昨今起きた甚大な災害、コロナも含みます、に對しての対応と、今後起こりうる甚大な災害に對しての先手策などを行っていただくことにより、市民が安全・安心に生活しながら、次の世代への新たなまちづくりを進めていくべきではないかということでした。市長の見解をお伺いして終わります。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるように、市民の生命財産を守るというのは義務であるというふうに私は感じておりますので、市民の皆さんが安全・安心して生活できる体制づくりを、しっかりと整えてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（東 宏二君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。



○議長（東 宏二君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

14日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後3時44分 延会

令和2年第3回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和2年9月14日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

| | |
|-------------|-------------|
| 2番 南 利 尋 | 3番 尖 信 一 |
| 4番 市ヶ谷 孝 | 5番 青 山 浩 二 |
| 6番 野 村 広 志 | 7番 八 代 誠 |
| 8番 小 辻 一 海 | 9番 持 留 忠 義 |
| 10番 平 野 栄 作 | 11番 西江園 明 |
| 12番 丸 山 一 | 13番 玉 垣 大二郎 |
| 14番 鶴 迫 京 子 | 15番 小 野 広 嗣 |
| 16番 長 岡 耕 二 | 17番 岩 根 賢 二 |
| 18番 東 宏 二 | 19番 小 園 義 行 |
| 20番 福 重 彰 史 | |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 市 長 下 平 晴 行 | 副 市 長 武 石 裕 二 |
| 教 育 長 和 田 幸 一 郎 | 総 務 課 長 北 野 保 |
| 財 務 課 長 折 田 孝 幸 | 企画政策課長 西 洋 一 |
| 情報管理課長 岡 崎 康 治 | 港湾商工課長 假 屋 眞 治 |
| 税 務 課 長 吉 田 秀 浩 | 市民環境課長 留 中 政 文 |
| 福 祉 課 長 木 村 勝 志 | 保 健 課 長 川 上 桂 一 郎 |
| 農政畜産課長 重 山 浩 | 耕地林務水産課長 立 山 憲 一 |
| 建 設 課 長 鮎 川 勝 彦 | 松 山 支 所 長 中 吉 広 志 |
| 志布志支所長 小 山 錠 二 | 水 道 課 長 新 崎 昭 彦 |
| 会 計 管 理 者 桑 迫 悟 | 農業委員会事務局長 小 野 幸 喜 |
| 教育総務課長 萩 迫 和 彦 | 学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎 |
| 生涯学習課長 江 川 一 正 | |

議会議務局職員出席者

| | |
|-----------------|-----------------|
| 事 務 局 長 藤 後 広 幸 | 次 長 松 永 憲 一 |
| 調査管理係長 毛 野 仁 | 議 事 係 長 末 原 和 幸 |

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。日本共産党の小園義行でございます。7月の集中豪雨そして台風災害いろいろまた併せてコロナに対する対応など、当局の皆さんの頑張りには心から敬意を表しているところでございます。一般質問をするときに、国会も開かれたり、開かれていなかったりしていますけど、いろんなことが起きます。長い間政権を担ってきた安倍政権、今日自民党の新しい総裁が選出される運びということで、16日に首相指名の選挙が行われるということで、約7年8か月の長い安倍政権が終わりを迎えるということでございます。国民から見ると、新しく政権が変わるということは、今までと同じものなのか新しい方向に行くのか、それぞれの新しく総理大臣になられた方のやり方でありますので、期待をしておりましたけど、この自民党の総裁選挙に立候補されている3名の方々が、記者会見また討論会等々をして、本命であると言われていた候補者の菅官房長官がですね、一番最初に問われて、本人が総理大臣になるということではないわけですが、自助・共助・公助というこのパネルを掲げられました。まず自分でやりなさいと、そしてあとは家族や地域の人と助け合いをなさいと、そして三つ目に公助、いわゆる行政、国としてのやり方を掲げられたんですね。これだったら、議会なんて要らないじゃないかと、行政要らないじゃないかというようなことになってしましまして、このコロナに対する対策一つとっても、自分で自己責任でやりなさいと言ったって、どうしようもないでしょう。そういうことではなくて、本当に国がしっかりした姿勢を示す、方向性を示してやっていく、そういったことが求められているのではないかというふうに私は思います。そういった立場からしたときに志布志市の行政は、市長が市民目線だと、まさに自助、それとは逆の市民目線に立って一生懸命やりますという公約を掲げられて市長になって2年数か月です。ぜひその立場を忘れることなく、残されている任期を務めていただきたいと。また、ここにおられる職員の方々、私たち議員もその立場でなければいけないというふうに私は思っています。そういった意味で、ぜひそういう立場を堅持した上でやりとりをしたいと思っておりますので、通告をしておきました点について、順次質問をしたいと思っております。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、定額給付金や持続化給付金、いろんなこと

をされているんですが、それらは見えていますけど、一方で、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療保険、そういったものに対する国が減免制度を作っているんですね。それがあまりにも住民の皆さんのところに届いていないと、見えていないと言いますか、そういうことで、3割以上の収入減少が見込まれる世帯は、国保税が減免されるという旨の国の事務連絡や通知が出ています。その内容や周知の在り方、そして現在がどういった状況になっているのかということ、まずお聞きをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税減免の内容であります。減免対象者は同感染症による重症者、不幸にして亡くなられた方、世帯主の所得収入が前年度比10分の3以上減少する方が対象となります。また収入減少者については、前年度所得額に応じた割合が定められており、年税額に乘じ減免額を算出します。

国からの通知を受けまして、ホームページへの内容掲載、企画政策課が作成した新型コロナウイルス感染症支援策一覧、「くらしとしごとの支援策」への記事掲載、本算定後に発送する納税通知書に減免措置の内容を掲載した散らしを全納税義務者に配布をしております。これらの周知を受け、現在までの申請件数は7世帯13件で、減免税額は169万4,600円となっております。

○19番（小園義行君） 今、市長の方から内容等についてお知らせがありました。そしてホームページや納税通知書等にそういう記載をしてお知らせをしていると。結果、7世帯こういう数字ですね、そこで議長にお願いをしておきたいと思います。ここで具体的なことをちょっと聞きますということで、当局の担当課長の方には、ここに書ききれませんでしたので、事前に通知をさせていただいたところです。通告をした後に一緒にそれを乗っけていますので、御理解をください。

そういうことで、具体的なことを少しお聞きをしたいと思います。今減免になる対象者というのは、それぞれ市長がおっしゃったとおりでございます。それはよく理解をいたしました。次に、この事業収入の今3割の減少というのがありました。その3割減少したというその判断は、どういう形でしたらいいのかということについてお聞きをしたいと思います。

○税務課長（吉田秀浩君） お答えいたします。

前年度の国民健康保険税を算定する上での所得額というものは、市役所の方で把握しております。それに対してコロナ発生以降、どの時点でかということになりますと、ひと月分であります。この所得が分かる、収入が分かる書類、預金通帳ですとか給与明細書ですとか、そういったものを御提示いただきまして、それを1年分の見込額として計算をさせていただきまして、その両方を比較した場合に、3割以上の減少となったかどうかという判断をさせていただいているところでございます。

以上です。

○19番（小園義行君） 今答弁がありましたように、これは見込みで大丈夫なんですよ。

○税務課長（吉田秀浩君） ひと月分を12月分に見込んで推測して計算をします。議員御指

摘のとおり、見込みでございます。

○19番（小園義行君） ぜひ、国保に加入されている方々も見てもらったりしておられると思います。

次にいきます。見込みで3割減収として減免を申請をしましたが、結果として収入が3割減にならなかった場合は、どういうふうになりますか。

○税務課長（吉田秀浩君） これにつきましては、現在、国保、介護保険料、後期高齢者保険料関係の減免申請につきましては、年度当初で1年度分の申請を受け付け、それに対する減免額を判定するという手続きになっております。申請時点で、国の定めた事務手続きにより、審査等を行いまして決定をしております。申請及び審査は1回きりでございますので、その後、状況の変化等を踏まえた決定の取り消し等は、本段階で想定はしておりません。

○19番（小園義行君） とてもありがたい答弁であります。一方、この加藤厚生労働大臣が国会のやりとりの中で、結果として収入が3割以上減少しなかった場合においても、国の財政支援の対象になると。今課長が答弁されたように、そういう返還をしないでよいという結果ですので、そういうふうにありましたので、ぜひ本市もそういった立場というふうに理解をして、次に行きたいと思います。

では、国保世帯はいろいろあるわけですけど、世帯主が社会保険で世帯員のみ国保の場合、世帯主の社保に入っておられる収入が減少した場合、減免の対象になりますか。

○税務課長（吉田秀浩君） 世帯主が社会保険の場合、擬制世帯と申しますが、今回の減免措置につきましては、主たる生計維持者いわゆる一番国保世帯員の中であるいは世帯主の中で、所得の多い方の収入に関して3割増減ということをやっておりますので、主たる生計維持者が社会保険加入者でございまして、国保に加入している世帯員がこの要件を整えておれば、減免の対象となります。

○19番（小園義行君） それについてはよく分かりました。

次ですね、少し答弁で触れられましたけど、世帯主以外の世帯構成員の収入によって生計維持をしているというのは、今の答弁と理解していいですね、それについても。

○税務課長（吉田秀浩君） あくまでも世帯生計維持者ということになります。

○19番（小園義行君） 両方ともそういう状況で大丈夫ですよという答弁であります。

では、減免の割合はどのような状況になるんですか。

○税務課長（吉田秀浩君） 減免額を算定する過程で、まずは対象となる減免額を計算しなければなりません。これにつきましては、前年度の対象保険料額に、生計を維持する方の所得が世帯全員の所得の何割を満たすかという計算式で、生計維持者の所得を全世帯の所得で除する計算になりまして、その分を対象保険料に掛けた額が、減免対象保険料ということになります。この減免対象保険料につきまして、算出後に前年度の合計所得金額に批准して、減免割合が定められております。まずもって、前年度の合計所得金額が300万円以下である世帯につきましては、全額減免になります。400万円以下である世帯につきましては10分の8、いわゆる8割、550万円以下

であるときは10分の6、6割、750万円以下であるときは10分の4、4割、1,000万円以下であるときは10分の2、2割と、このような率が定められております。

○19番（小園義行君） それぞれ前年度の所得ということで、申告していなければもう対象外ですね。併せて1,000万円以上は対象にならないと今の答弁で理解しましたので、分かりました。

では、次にですね、世帯主は社会保険で収入は減少していませんが、自営業をされている奥様、妻が国保で収入が減少した場合、これは対象になりますか。

○税務課長（吉田秀浩君） 主たる生計維持者が必ずしも世帯主であると限ったわけではございません。その中で、いわゆる世帯の中で奥様のその事業収入が一番多いという判断があれば、その方が3割減少していた場合は減免の対象となります。

○19番（小園義行君） その場合も該当になるということですね。よく分かりました。

あともう一点ですね、前年の所得がゼロ、所得ですよ、所得がゼロの人は対象になるというふうに理解していいですか。

○税務課長（吉田秀浩君） 先ほど若干述べましたが、減免の対象となる保険料を計算する場合に、前年度の保険税額を、先ほど言いましたように、主たる生計維持者の所得を全世帯の所得で除しなければいけないということになりますので、ここで前年度の所得額がゼロとなる場合には、掛ける数字がゼロになってしまいます。よって、この方には減免の対象となる保険料が発生しないということになりますので、実質減免は受けられないという、結果的にそうなります。

○19番（小園義行君） 減免の対象にならないというそういう答弁ですか、今のは。

○税務課長（吉田秀浩君） 対象とならないという言い方が正しいかどうかという話からすれば、私どもは対象とならないという判断ではないです。とりあえず申請を受け付けて、その後きちんとした計算をした上で、減免対象となる税額が発生しませんでしたということになります。

○19番（小園義行君） 税額としては、そういうことですね、おっしゃるように。でも、所得ゼロという人でも収入はあるわけですね。そしていろんな基礎控除とかいろいろして所得ゼロになるわけですよ。でもその所得ゼロの人でも収入があって、その収入が前年度より大幅に下がっていると、その対象にならないとなると、なぜ国がこういった所得によって減免をやっているのかということを含めたときに、いわゆる所得ゼロの人も含めて減免の対象になるとしないと、その人の逆転が生じる場合があるわけですね。だからぜひそこは、所得ゼロの人が今回の国が示している減免の対象になるという、そういう僕は理解をしたいわけですけど、そこについては首長がいいですか、担当でいいですか。

○税務課長（吉田秀浩君） 私ども担当課の方で述べられることとしましては、とりあえず国が示した算定基準によって、減免になる、ならないという判断をさせていただいております。議員御指摘のように、国民健康保険税は運営上所得ゼロの方であっても、平等割、均等割というものは課税をされます。ただし、この方々については軽減措置の対象となっているところであります。国民健康保険という相互扶助の制度上、必要である負担をお願いしているというふうに私ども担当課としては認識をしております。ですので、現在の運営状況等考慮しますと、今の国が示した

状況で計算をせざるを得ないという部分がありますので、私どもの方でそれ以上のことは言うことはできないと考えております。

○19番（小園義行君） 私も少しそういう心配があってですね、いろいろ調べてみたところですけど、これは、2011年の東日本大震災が起きましたね。そのときの被災者に対する減免制度と同様の制度設計になっていますということで、共産党の国会議員の事務所の代議士の先生にお願いして、いろいろ厚生労働省とやりとりをしていただいて、ここに回答をいただいたところです。そういった意味で、今私が言ったようないわゆる所得ゼロの人でも収入があります。このコロナによってその収入が減ったということでいくと、この人たちが保険税がゼロならいいんですよ。ゼロじゃないから金額はそれぞれですよ。だからそこについては逆転を生む場合があるということで、これ厚生労働相自身もその矛盾の説明をお願いしたところ、そのことは承知していますがということで、合理的な説明ができなかったんですね。だから実際はこの所得ゼロの人で収入があっても、それぞれいろいろこうしていくと所得はゼロとなるけれども、その人の保険税は発生しているわけで、そこも少し考えてあげたいというのが私の思いなんです。そういうふうに国も認めているというか、それは承知しているという、逆転現象が起きる場合があると。だからぜひ、我がまち志布志市は、今回この国保に加入されている方々の前年所得でいろいろやっていますが、それについては所得ゼロの人も対象ですよということで、認めますよというそういう立場に立っていただきたいというふうに思うんですよ。ここはぜひ市長ですよ、答弁としては、担当課長じゃちょっとまずくありませんか。そういうふうに国もそのことは認めていますので、我がまちも所得ゼロの人もその対象ですよ、今回のという、そこに立っていただけたらというふうに思います。いかがですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長の方で説明がありましたとおり、今、法ではいわゆる前年所得額がゼロまたはマイナスで対象とならない世帯の国民健康保険税については、均等割額と平等割額のみ課税となるということで、また軽減措置の対象となることから、先ほども言いましたように、制度上必要最低限の負担をお願いしているという認識であるところであります。

○19番（小園義行君） 市長ですね、なぜ国がそれをしたか、それは法定軽減の7割、5割、2割は当然分かっていますよ。だけでも今回コロナの状況があって、減少した被保険者に対して国がこういうふうにして手当をします。しかもこのお金は全額国が負担するんですよ。そうですね。実際に所得ゼロという人でも収入はあるわけですね、年金だったりいろんなのを含めてですよ。そういうものをしたときに、ほかの人は収入が減ったらそういう減免の対象だけど、前年の所得がゼロといったときに、その人は対象外ですよと言ったら矛盾が生じるじゃないですか。実際のところですよ。そこについては、どれだけおられるのかというのは当局でしか分からないから、私たち。この所得ゼロの人も対象にしますよという発信ですよ、これがあるとそれぞれの国保に加入されている方々が、「あっ、ひょっとしたら私もそうかな」という、このやりとりを聞いておられてですよ、私自身はコロナで大変な状況になっているという今の現状を考えると、1,000万円を超える人は対象外ですけど、それ以下のところである人については、しっかりとそ

れはうちのまちとしては大丈夫ですよというのが必要だ思うんですよ。もう一回、市長お願いします。

○市長（下平晴行君） このことについてはよく分かるわけでありますが、ただ7月2日付の厚生労働省の回答では、今説明したようなことでありますので、先ほど言いましたように制度上ということで、今、私の方でそれはいいですよということまでは言えない状況でございます。

○19番（小園義行君） じゃあですね、国がなぜ今回わざわざこういった1,000万円以下の人に対する減免制度、措置を作ったか、そのことについてどういう御理解ですか。

○市長（下平晴行君） これは、300万円から1,000万円まで全世帯についての補助の割合、これを示したということで理解しているわけでありますが、1,000万円以上については10分の2と。これはやはり生活のいわゆるゼロでも収入はあるということから含めると、1,000万円の額を設定したその補助の在り方をしていきたいというのは、このコロナの影響が相当あるんじゃないかなというのは感じているところであります。

○19番（小園義行君） じゃあ、もう1回聞きますね。この所得ゼロの人が対象にならないとしたときに、それぞれ収入はあるんですよ、収入と所得は違う、当然そこは御存じだと思うんです。前年度所得ゼロの人が、今年収入が増えればそれはいいですよ。前年度ゼロですからね。でも更に前の年に所得ゼロの人が収入があるけど、いろんな控除をした上で所得がゼロになっている。そのとき収入がそれぞれあって、今年はこのコロナによってそれが少なくなった。そういう人に対して去年の所得がゼロだから、あなたは対象外ですよというのは、国が示した今回の減免制度ですね、これは一つの大きな災害だというふうに思ったりもするわけですが、それに対して前年度ゼロだからあなたは対象外よって、今年収入が仮に減ったとしても、その矛盾についてはどういうふうに受け止めますか。私が首長だったら国はそう言っているけど、ここのやり方として自治事務として、それは良として対応しようというふうに、僕が首長ならそう思いますけど、その矛盾については市長どうですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、ゼロというのは実際言って収入もあるわけでありますので、これはもうそういう積算と申しますか、それをしないと答えと申しますか、そこ辺は分からないわけでありまして。おっしゃいますように、このコロナウイルスの言えば被災と申しますか、そういうのではおっしゃるとおりであると思うんですが、ただ、制度上では今のところそういうことでありますので、志布志市のみで対応していくということは、私の方ではちょっとできないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） その国会議員と厚生労働省の担当の方とのやりとりの中で、こんなふうに最後言っているんですね。先ほど合理的な説明はできなかったけども、その上で、自治体が独自に所得ゼロを含めて減免の対象とすることは、厚生省は認める。いわゆる「ペナルティは課しませんよ」とこういうふうに言っておられるんですよ。「市が独自にやっても、それは認めます」と、国が言っているんですよ。しかもそれをやったとしても「ペナルティは課さない」と言っておられるんです。衆議院議員の田村貴昭という九州ブロックの国会議員ですけど、やりとりをし

ていただいて、ここに回答をいただいているんですよ。

国は、自治体が独自に所得ゼロを含めて減免の対象とすることは、厚生労働省は認める、ペナルティをそのことでかけませんよというふうに言っているんですよ。このことはとても大きくて、私たちのまちの首長が、どういう思いで国保に加入されている方々の所得ゼロというそこに対して向き合うか、そのことが問われているというふうに私は思うんですけど。国は、市長、自治体が独自に所得ゼロを含めて減免の対象とすることは認めると、ペナルティは課さないというふうに言っておられる。しかもこの減免されるそれについては、国が100%きちんともつというふうになっているわけです。ぜひね、そこについては、しっかりとした首長としての思いがないとまずいと思いますけど、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるのはよく分かるんですが、今おっしゃったようなそのいわゆる減免措置に対する自治体のペナルティはないというようなことでおっしゃっていただいているわけですが、そのような公式の文書が届いていないということでもありますので、そこ辺も含めてその推移をしっかり注視しながら、今後の取り組みがどうあればいいのか、そこは内部で十分協議していかなきゃいけないというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） あともう一回言います。例えばですね、市長。所得が1円でもあれば、対象になるんですよ。これは丸々法定減免はあるんですけど、保険税を払わなければならないわけですよ、所得ゼロの人も。であれば、前年度所得1円の人対象で、ゼロの人は対象外というのは、そこに収入が発生しているという以上、対象にしないというのはやっぱり矛盾がありませんか。国は、それにペナルティを課さないと言っているんですよ。しかもその減免した保険料は全て国のそれで見るというふうになっているわけで、あとは首長の姿勢そのものなんですよ、これは。いかがですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長の方でも、説明がありましたように、相互扶助の制度上ということも含めて、最低限の負担はお願いしていかなきゃいけないというようなこともありまして、今のところ、私の方でこのことを「実施します」「オッケーですよ」ということは、先ほど言いましたように、今のところ答弁ができないということでございます。

○19番（小園義行君） 税金を納めないということじゃないんですよ、これ。納めるから減免するということが国が説明しているわけでしょう。そのやりとりの中で、そういった矛盾があるって、所得ゼロの人については対象外ですよというのは、少し矛盾がありませんかということをお聞きしているわけですよ。だから、これは別にやっても国がいいよということであれば、減免のお金は全部国がみるんですよ。そういうことで、基本、減免をされたものについてはそうですね。そして介護保険料や後期高齢者医療保険も同じように金額が違いますけど、介護保険料だと200万円以下は全部免除です。200万円を超えた者について10分のいくらか、こういうね、全てに対してコロナ禍の中で苦勞されている人に対して、国がちゃんとやろうということをお認めているわけで、我がまちもそのことについては、きちんと受け止めるべきではないかと思うんです。最後ですよ、もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、国の方からの公文書等が届いていないところでもありますので、そこ辺も含めて今回は、おっしゃるのはよく意味は分かるんですね、1円とゼロという所も分かるんですが、先ほども言いましたように、公文書等でしっかり通知があれば、それはしっかりやっていかなきゃいけないというふうに考えております。

○19番（小園義行君） このことに関しては、最後です。ちょっといっぱいやりとりしましたけど、ぜひ国保に加入されている方々、そして介護保険料をお支払いの方、後期高齢者保険料を払っておられる方々も含めて、今市長が答弁されましたね。きちんと国とその確認がとれて、それでいいよということであったら、しっかりとその対象にして志布志市としては臨むというそういう理解でいいですか。

○市長（下平晴行君） そういう国の指示、公文書等でそういうような文言があった場合には、今後どのようなその財政運営となるのかちょっと見えませんので、そこ辺は十分内部で話をしていきたいと思えます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、まだまだ7世帯ということで非常に少ない状況で、これは今年の2月の保険税から来年の3月31日までの1年間をその減免の期間としていますので、ぜひ多くの国保に加入されている方々も含めて、お知らせをぜひしていただいて、今のそのことについてもしっかりと国の方に確認をして、そうですということであれば、急ぎそういう周知をしていただきたいと思えます。そういう理解をしましたので、次にいきます。

次に、子育て支援策として、18歳以下の子どもの均等割額の見直しを考えませんかということでも市長をお願いします。これは、これまででもいろいろ市長ともやりとりをしてきました。そこで第3子以降の均等割を見直しませんかということをお願いをしました。そこについて少しお聞きします。考え方をお聞きしますが、その前段として第3子以降の均等割を免除した場合、幾らかかるのか。そして今回18歳以下と私がちょっと広げましたけど、これはコロナ禍で大変苦しんでおられる状況があるということで、そのもし試算をしておられればお示しをしてください。

○市長（下平晴行君） 均等割額は、国保税を構成する応益原則に基づき課税されるものであります。被保険者の多い世帯の方が少ない世帯よりも受益が大きいことから、多くの受益に見合う負担を求めるものであります。また所得が少ない世帯や、被保険者数が多い世帯の負担を緩和させる方法として、当該世帯の均等割額軽減や世帯別の平等割が設けられております。

それから18歳以下全員の均等割を軽減した場合については、1,591万3,800円となるようであります。

○保健課長（川上桂一郎君） 第3子以降の均等割を減免した場合の試算額ですが、293万2,200円となります。

○19番（小園義行君） 今、市長答弁がありましたように、18歳以下をしたら1,500万円程度あると均等割というのがそうですよ。3人目以降だと293万円ということですね。これですね、ぜひ国保の一番大変だなと思うのは、私も子どもが4人いますけど、一人の御家庭と4人の御家庭では、それぞれ4倍になるんですね。そのことを子どもが多いと負担が増えていくという、

いわゆる昔でいう人头税というのがいろいろあったわけですけど、人の数に応じて税金を納めるというのは、この国保しかない仕組みですよ。これは非常に私は子どもをたくさん「将来の宝ですよ」といって、子どもを生み育てる、そして育てやすい環境を作る、一生懸命していますけど、一方では子どもが多いと本当に大変な制度だなと思って、もちろん収入が低ければ7割、5割、2割とありますよ。そこを軽減するって。でも基本、子育て支援という観点からしたときに、第3子以降でも293万円、18歳以下にしても1,500万円ですよ。このお金を私は何とかできないのかというのをいつも思って、国民健康保険制度の仕組みの一番のところ。これ全国市長会いろんなところが全部国に要望していますよ。このコロナ禍の中で大変苦しい思いをされている御家庭に対して、せめて子育て支援という立場で何か考えられないのかという、そういう思いがあるんですけど、市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、子育て支援の一番の問題は何かと申しますと、やはり子育てしやすいためには、そういう支援が必要だということは重々分かっているところではありますが、保険税の仕組みというものが応能・応益でされているということと、そしてやはり先ほど言いましたように、公平性ですか、やはりそれぞれが応分を負担しているというようなことでの対応でありますので、そこ辺を含めてその負担の支援ができるのかどうかと申しますと、先ほどおっしゃいましたように、軽減割合等々も7割、5割、2割というようなものもあるわけでありまして、そこ辺も含めた軽減策ができないのかどうかということも、十分協議はしているところではありますが、どこまでできるのか、今のところはそういう状況ではできないのではないかとはいふには考えているところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、この所得の有り無しや高いとか低いとか関係なく、負担額が算定されるこの国民健康保険の在り方ですね、税の。熊本のこの前大雨で大変な思いをされた芦北町、あそこは全額やっていますよ、そういう均等割ですね。本当に頑張っているなと僕はそういうふうに思います。ぜひうちの自治体においてもよく滞納やそういったことを踏まえて、国保の現状を考えたときに、何とかしてこの子どもがたくさんおられる、そして子どもは収入を得る充てが無いわけですね、学校に行ったりして、いろいろしないといけない。でもそこに税をかけるというのは、非常に私は、市長が求められているまちづくりとは逆行の制度だというふうに思うわけですね。ぜひ、この国保の制度、あなたが加入されている全国市長会、知事会、そういったところも、この均等割は見直しをしてくれと言っているんですよ。ぜひその立場で、やっているまちはたくさんあるんですよ。そういった意味で、首長がその立場に立つかどうかですよ。18歳以下だと1,500万円ですよ。それぐらいのお金を作り出して、何とかしてあげる。そういうものに考えられないかということをもう一回お願いをします。

○市長（下平晴行君） これは、国保税はいわゆる応能・応益で守られていると申しますか、そういう面で行きますと、応益部分の均等割、平等割をどちらか落とした場合には、本当に公平性がどうなのかということも含めて、これは十分市だけの問題じゃなくて、おっしゃるように国の政策も含めて、これは取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかなと思っていますところでござ

います。

○19番（小園義行君） ぜひですね、これは国に対しても均等割とか平等割、これはもう廃止して、保険料算定の仕組みにちゃんとしていくという、そういった声をやっぱり市長挙げるべきですよ。そして、そのためには独自で我がまちはこんなに頑張っているんですよという、それがないとまずいなというふうに思います。この問題は、また後々やっていきたいとします。

市長の立場はそういうことで、まだ国のそのとおりだと。でも国が減免を認めたりしている中で、やっぱり首長としてはその立場に立つべきだろうというふうに思います。私が市長なら、すぐこんなのをやりますよ、本当に。苦しんでおられる人の声をいっぱい聞いているからですよ。

次に、災害対応についてということをお願いをします。7月の豪雨は、私たちのまちも1,000件を超えるようなそういった被害をもたらしたわけですが、災害発生の中でどんどん調査に行きなさいとか、そういったことはないですよ。災害が終わった後に、発生後の状況把握の在り方は、どういった体制で本市は取り組まれているのか。これまでやりとりがいろいろありましたけど、もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） 災害発生後の状況把握についてでございますが、市民からの情報、職員が通勤時や現場へ出向いた際の情報、建設課職員並びにふるさと協議会による道路パトロールにより、被災状況を把握しております。

耕地部門については、受益者や各自治会、自治会長及び建設業者などからの情報を基に、職員が現地確認をしているところであります。

農地については、連担する箇所が多かったことから、各地区で代表を決めていただいて、その中で取りまとめをお願いしている箇所もあるようでございます。

○19番（小園義行君） これは本庁、支所含めて、建設課そして耕地林務水産課、そういった関係の職員を中心という理解でいいんですか。

○市長（下平晴行君） 災害の担当は、建設課維持係3名体制が基本であります。建設課全体で電話や窓口対応を行って、情報収集をしております。そしてそれを集約しているということでございます。またその情報を基に道路パトロールを行っている職員に連絡し、被災状況の確認を行って携帯電話を利用し、画像を送り、早急に復旧が可能なのか、作業量がどれぐらいなのか判断し、ふるさと協議会に作業を依頼しております。

また、本庁耕地林務水産課の災害担当については、耕地係2名体制が基本となります。今回はほかの係員の協力をもらいながら、2班体制で現地確認を実施したところでございます。

また、耕地係の関係の復旧については、利用関係者が限定されることから、主要道路の復旧完了後に作業に従事するため、関係者が従事しているということでございます。

それから治山、林道災害につきましては、係員2名体制で現地調査等を実施しているということでございます。

各支所におきましては、維持係、耕地係、林務係が一緒になって対応しており、松山支所で2名、志布志支所では3名が対応しているということでございます。

○19番（小園義行君） 今の答弁で、例えば本庁は有明地域にありますね。各支所の松山と志布志はそれを支所で対応した。そこで今市長がおっしゃったように、建設、耕地関係が中心になってということでありましたね。私はやっぱりこういった災害が起きたときは、災害特別班みたいなそういったものを組織して、建設課と耕地関係のそういう人たちだけに負担がいくのではなくて、市役所全体で取り組まないといけないという思いがあるんですよ。そうしないと状況の把握をするときに、人事異動がもうそれぞれ合併して15年経ちましたね、志布志地域の人が有明地域や、松山地域に。松山地域の人が有明地域や、志布志地域に。いろいろこうなっていますね。そうしたときに土地勘とか含めていろいろ大変な状況がありますね。そういった中で建設課の職員や技術の人とかですよ、耕地係の技術の人、そういう人だけが中心になってやるんじゃないで、志布志市役所全体としての災害特別班、市長がおっしゃっていますよ、グループ制にするとかいろいろ。そういったことが、ぜひこれは必要じゃないのかと。そこで、それぞれの地域をちゃんと把握をしていくという、そういった体制が取られないと、勢い建設課そして耕地林務水産課、そういうところに負担がいっぱいいくというね、そんな気がしてならんのですよ。ぜひ、本庁、支所含めてですね、支所なんか人が少ないじゃないですか。ぜひ、そういったことを含めて全体でそれをやるべきだというふうに思うんですけど、そういう災害対策班というのを作って取り組んでいく、状況把握ですよ。前段でいろいろそういうことも、少し市長は述べておられましたけど、そういう考え方に立って取り組むという考えはないですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、おっしゃるとおり、やはりその地域を知っている職員じゃないとできないということで、松山支所には松山地域の出身、それから志布志支所についてもそういう出身、有明地域についてはもう全体ですので、そういう職員の配置はしているところでもあります。

おっしゃいますように、今回の災害の反省をみますと、全体で例えば道路、水路あるいは耕地、畑とか田んぼとかという全体的な災害を1か所に集約して、誰でも対応ができるような体制づくりはできないかということで、内部でも協議をしているところでもあります。そのためには、道路は国道、県道、市道、町道、農道、林道であっても、市民の皆さんからは市道だというふうに思われるということからも含めて、どこの誰が聞かれてもそのことがしっかりと説明できるような体制づくりをしていかなければいけないというふうに思っているところでもありますので、その災害特別班というものがどういう形で作ればいいのかとか、今議論の中で課の体制も含めて、しっかりと内部で協議をしながら取り組みをしてまいりたいと考えているところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひ、そういう対応に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、状況が把握できました。そのことについてその後の処理の仕方は、本庁そして各支所それぞれでされていくんでしょう。実際そういうことだということでしたのでね。松山支所、志布志支所、技術職員がどれだけ本庁にいるのかちょっと教えてください。

○市長（下平晴行君） 有明本庁では、技術職員14名おります。うち建築が6名。志布志支所につきましては、技術職員が4名、うち建築が1名ということでございます。松山支所につきまし

ては、技術職員が2名、うち建築はゼロということで、このような体制でございます。

耕地林務水産課の関係では、有明本庁で技術職員が4名、支所は土木耕地係であります。教育総務課に建築2名の職員を配置しているということでございます。

○19番（小園義行君） 状況はそうですね。状況を把握した後のその処理の仕方としては、一般行政職の人ではなかなか難しい。資格を持ったその職員の人たちでこれにあたらなといけないですね。そうしたとき、志布志地域は松山地域と有明地域を足しても、面積が志布志地域の方が広いわけですね。そういう中でこの4名、松山支所は2名、その人たちだけで処理をしていくといたら、大変な作業だというふうに僕は思うんですよ。ここについても、本庁の職員の人たちも当然されていると思うんですけど、ぜひここもさっき言いましたように、全体でそれを取り組んでいくというふうにしないと難しいんじゃないかという思いがあります。そこについては、協議もされていると思うんです。あの広い志布志地域、あの広い松山地域、4名と2名でやるというたら、とてもじゃないけど大変でしょう、これ。そういった意味で処理をするときは、その資格を持った人じゃないとできませんので、ぜひ技術の職員を増やしていくということも当然考えないといけないし、本庁におられるその職員の人をうまく使うと言ったら変ですけど、分散してやって、全体として一緒に取り組んでいくという、そういった考え方はどうですかということと、技術の職員を増やしていくという考えはありませんか。

○市長（下平晴行君） 考え方は、まさにそのとおりでございます。例えば、松山地域で災害が発生したときには、志布志支所から職員を配置して対応していると。有明本庁の方からもということで、これはもう全体で取り組みをしていると。そして松山支所と志布志支所の対応については、産業建設課ということで、先ほど言いましたように、係を一本にして対応しているという、いわゆる先ほど私、道路の話もしましたけれども、どういった形が市民の皆さんに応えられるのか、対応ができるのかということを考えてときに、どこの課とどこの課を一緒にした方がいいのか、あるいは技術職員を集めた体制づくりがいいのかどうかということも含めて、十分協議してまいりたいというふうに考えております。

それから、採用については、今までも採用をしているところでありますが、なかなか資格を持った人が採用試験を受けるというのが少ないようでありますので、これは年度年度では募集をしているという状況でありますので、おっしゃいますように、その通常の事務職員ではできないやはり技術を持った職員は、ほかの課の事務職でも対応はできるわけでありますので、ぜひそのことも含めて、技術職員の採用をしていきたいとは考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 今市長が答弁されたそういう対応をして、それぞれ技術職員の人負担を極力少なくしていく。そういうふうにしないと災害があると支所の人たち、もちろん本庁のその技術の職員は残業をたくさんして、目が真っ赤になっていますよ、正直な話が。ぜひ、そこについては努力をしていただきたい。

そして、あと技術職員を募集してもなかなか来ないという状況がありますね。これは採用試験の在り方だと思うんですよ。だから言葉は悪いんですけど、電気関係の高圧の人だったら、ある

程度経験しないとその資格に届かないわけですね。そうしたときに悪いけど一般教養試験を受けてねと、こういうことになる、「今から微分積分かね」ってみたいのがあって、そういうのは嫌だなというのがあると思うんですね。それがいいか悪いかは分かりませんよ。旧志布志町時代に別枠で採用できるというのがあって、スポーツA、スポーツBとかですね、いろんなことがありました。そういう中で、保健師の人とか保育士そして管理栄養士とか土木の関係の技術の人たちの採用の在り方というのは、ひと工夫必要だというふうに私は思うんですよ。40歳前になって算数をもう一回勉強し直して、それでないと、共通試験しないと駄目ですよって、それは少し無理があるような気がします。そこの試験の在り方については、当局で工夫していただいて、ぜひですね、「よし、志布志市に来て僕がそういったのを担ってやろう」という人を大いに採用していただければ、さっき市長がおっしゃったように、技術職員の人も一般の事務はできるわけですので、ぜひ、そういう対応をしていただきたい。

あと最後、このことに関してあと1点です。さっきもちょっと市長述べられておられましたけど、土地勘のある人をその地域に、例えば孤立したりとかしたときには、志布志・有明・松山地域といったら、その人たちが行って情報収集をするとか、それが一番大事だと思うんです。有明地域の人に、「志布志地域の棚ヶ下りに行ってくいやれんけ」というと「どこけ」となるんですよ。志布志地域の人だったら「ああ、あそこだね」と。しかもそこで、「ああ、隣の横尾下の小園です」「ああ、小園さんな」って安心感もありますよね。そういった担当職員の配置をさせていますけど、ぜひ工夫していただきたいと。そこについてはもう答弁がいろいろ出ていますけど、そういう考え方は共通していると思っていいですか、市長。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおりでございます、安心感とおっしゃいましたが、やはり地元で地名を言われて、すぐ対応が、「分かりました、すぐその現場に行きます」というような体制づくりをすると、依頼した市民の皆さんも安心してそのことができるんだなというようなことも含めて、そのような対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 宏二君） ここで、換気のため、10分間休憩します。11時13分まで休憩します。



午前11時03分 休憩

午前11時12分 再開



○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○19番（小園義行君） 次に、福祉行政についてということで質問したいと思います。9月は知的障害福祉月間であります。啓発活動の取り組み状況等について少しお知らせをください。

○市長（下平晴行君） 本市におきましては、本市の障がい者計画において啓発交流の促進を基本目標に掲げ、啓発活動を実施しているところであります。

令和元年度の取り組みといたしましては、12月の障害者週間では、市報、BTV、行政告知放送等による周知や障がいのある方の文化作品の展示、障がい福祉サービス事業所パネル展を実施

し、また、9月の障害者雇用支援月間では、障がいのある方の雇用促進のために、障がい者雇用助成制度や市内一般企業に就労されている方及び雇用主の雇用手法を掲載し、市民の方に広く発信したところでございます。

日本発達障害連盟を中心に、9月を知的障害福祉月間として、発達障がいへの関心と正しい理解を深め、福祉の向上を図ることを目的に全国的に各種活動に取り組まれているところでございますが、本市におきましても、この月間における特別な取り組みを行っていないところでございます。

現状としましては、知的障がいのある方の支援につきましては、御家族による在宅での支援に頼らざるを得ない状況でございます。

今後は関係機関と連携を図りながら、市民への理解の促進の周知はもとより、知的障がいがある方、御家族の方の支援となるよう啓発活動にも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 行政としてはそういう取り組みをそれぞれされているということであり、障害福祉月間として9月だけこうしているんですけど、通年ですよ、本来はね。それを実際特にこの9月についてはそうですよということで、音の宣伝、そういったトーンも含めてそれぞれ団体もあるわけで、その人たちにも努力をしていただいて、市民の方々に啓発というのを、やはり年間を通してやっていくというのが必要だろうというふうに思います。今、行政としても努力をしているというそういうことであります。なかなか障がいに対する偏見、差別とかそういったものは簡単には醸成されていかないだろうなというふうに私も感じているところです。

そこで、具体的に少しお願いします。現在、相談窓口として今1階ですね、福祉課のね。今後本庁舎の移転をしますね。福祉課はここに残るんですよ。具体的には私はいろんな障がいをお持ちの方の相談というのを、あの窓口で直にやるというのは、非常にいろいろ生活保護の相談にしてもそうですよ、やっぱり個人のプライバシーが守られるような、そういったものが必要だと思うんですけど、本庁舎が移転し、福祉課が残りますが、その後どうなりますか。そこについての考え方もお願いします。

○福祉課長（木村勝志君） 本庁機能が1月に移転しまして、福祉課の保護係がございませけれども、その係を2階に移転をする考えでございます。そのような中で、2階の方で事務室等も相談室等も設けられるスペースがございませるので、福祉課の保護係が2階に行った後に障害福祉係を保護係の方に移しまして、福祉課のまずスペースを、今相談者も多い状況でありますので、そのような形でまず相談者を分散したいと考えております。その中でスペースを取りまして相談窓口の方も設けていきたいと考えております。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 一応、来年度以降はそういう形でここに福祉課が残るということで、そういった対応をしていきたいということ。そこはよく理解をしました。ぜひ、その人のプライバシーが守られる、そういったものをちゃんと担保してほしいと思います。併せてそういった福祉

課サイドに相談が来ますね。そうしたときにその関係機関との連携というのは、どういうふうに行われているんですか。

○福祉課長（木村勝志君） 福祉課にも当然様々な相談がくるところでございます。あと障がいのある方につきましては、基幹相談支援センターがございまして、そちらの方と連携を図らせていただいております。障がいのある方につきましては知的障がいのある方、身体障がいのある方につきましては、相談員も設置をさせていただいておりますので、そのような形で相談等がありましたら、当然保健課等も含みますが、各機関で連携をさせていただいて問題解決に取り組んでいるところでございます。

○19番（小園義行君） 今、相談窓口としてはそういうことだと、これはよく理解をしました。もう一つの窓口、障がいを抱えている人たちは志布志市全域にお住まいです。そうしたときに、その障がいを抱える人たちがどういった形で人とつながり、行政の窓口にとどり着くかと、いろいろなケースがあると思うんですよね。私も知的障害者相談員というのをさせていただいてまして、長くなっていますが、それぞれが障がいを抱えている人がどういう形でどこに相談したらいいのかとか、それは簡単には届かないんですよね、お互いにですね。「私は障がいがあります」って、誰もそういうことなんか言う必要もないし、また言わなくていいわけで、「あなたは障がい者ですか」って、人権侵害をやるようなことは私たちにはできないわけで、ぜひその関係の機関がどういった形でその窓口を、窓口というのは役所の窓口じゃないですよ、障がいを抱えている人がどこに行ったらそういうものが相談できるのかという、その窓口ですね。そういったものをきちんと構築していかないといけないのではないかと。そのことが課題だなど、私も長く知的障害者相談員をさせていただいて感じているところです。

実は、年間にそれなりにたくさん相談があります。その中でこんな相談があったんです。スマホでお金を借りたいということで、操作して東京の氏名不詳のところにアクセスしますね。お金を100万円借りたいと。だったら郵便局に口座を起こしてキャッシュカードを作り、そして暗証番号を私に教えて送ってくださいという回答が来るんですよね。それを見て判断ができなかったかどうか分かりませんが、そのとおりされたんですね。そしたら、あとは連絡が途絶えるわけです。そして何か月後かに警察から呼び出しがあるわけですね。氏名不詳のところが、その口座とキャッシュカード、暗証番号を知っていますので、別な人をだましてその口座に振り込ませて、そこからお金を下ろすというこういう行為ですね。これで相談者は罰金刑になるんですね。私に相談が来たときにはもう数か月経っていましたが、被害者ですよ、実際は。でも加害者なんですよ、法律上はね。そういった人たちを何とかして未然に防げなかったのかと、私相談を受けたときに。そして弁護士の先生のところ、検察庁、いろんなところに一緒に走り回って、何とかしてそのケースは解決ができましたけど、本当にそういう障がいを持っている人が、どうやって行政の窓口までたどり着くのかということ考えたときに、私たち議員をはじめとして、役所の一人ひとりがその窓口にならないといけないのではないかという思いが、私はあります。一般質問の初日に、共生社会のやりとりがありましたけど、私自身も相談を受けて、いつもそのこ

とでよかったのかなという思いがいつもあるんですよ。だから、一人では限界がありますので、それを行政と一緒にあってそういった被害者を生まない、そういうものにしていくためにどうしたらいいんだろうと。私自身も回答は持ち得ていないところです。これは一人ひとりにかかっていると思うんですよ。私も、同僚の議員の人からもちよっと相談があるといって、生活保護の相談だったり、サラ金の被害の相談だったりを受けて、見通しはこうじゃないですかというお話をしますが、果たしてそれでよかったのかというのをいつも私は感じながらお返しをしています。ぜひ、行政として入り口のところで対応ができていれば、そういう被害を生まないというふうに思うんですね。だからぜひですね、そこらについては、私も回答を持ち得ていないんですよ。私のところに来た相談については、きちんと誠実に向き合って解決をして、前に進んでいくということですが、当局についてはそういったところでの深い議論というのがどういうふうに行われているんだろうと思って、今回質問をしたところです。そこについてあれば答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

昨今全般的な生活問題はもとより、複合化、複雑化した課題や制度のはざまにある問題など、多岐にわたる相談に対して、より高い専門性による検討・支援が求められることから、志布志市、曾於市、大崎町の2市1町で、そお地区障がい者等基幹相談支援センターを運営し、相談支援専門員の訪問支援を基本として、困りごとの解決・解消を図っているところでございます。

また地域での身近な相談窓口は、その地域にお住まいの方にとって、不安解消へ大きな役割を果たすことから、地域に精通している市民の方を、知的障がいのある方または身体に障がいのある方からの相談に対応していただく相談員として委嘱し、その役割を担っていただいているところでございます。

各相談窓口から報告のあった内容につきましては、ケースの進捗状況や援助の適否、問題点、課題等について把握を行い、必要に応じて専門機関と連携を図り、必要な支援を順次行っているところでございますが、体制に限りがあることから潜在的な案件の把握まではできていない状況でございます。

また相談窓口の在り方についてでございますが、現在は、相談者のプライバシーに配慮した相談場所の対応が行われている状況ではないと考えておりますので、来年1月の庁舎移転後に、有明及び志布志庁舎につきましては、これまで以上にプライバシーに配慮したスペースを確保する計画、先ほどありましたように進めているところでございます。

○19番（小園義行君） 今市長がそういう形で、前段でもちよっと行政の窓口としてはそういうことだと。あともう一つの窓口として、一人ひとりが役所の職員の人、私たち議員もそうですけど、一人ひとりがその地域にお住まいの障がいを抱えている人たちの立場に立つというんですかね、民生委員さんの方々にもお願いをする、そして基幹センターがありますね、そういったところで何とかして障がいを抱えていてもその地域で安心して暮らせる。「何かあったときには下平さんところに行ったらいいよ」と、「何かあったら、役所のあの職員の人ところに行ったらいいよ」というそういったものを担当の職員だけということではなくて、私たち一人ひとりがその

立場に立つというのが、私は大事じゃないかというふうに思っています。これまで知的障害者相談員として活動をさせていただいていますけど、本当にこれでよかったのかなという解決の仕方として、いつも悩み、これでよかったのかなといつも思いながら、私はその人と向き合っているわけですけど、ぜひ、障がいを抱えている人が安心して暮らせる社会、いろいろ福祉計画とか確かにありますよね。役所は一生懸命されているというふうに私は認識しています。その中で、いかに日常の中で私たち公務員が一人ひとりの全体の奉仕者として、その地域で暮らしている実情をよく把握しながら、人権を侵さないというそういった立場で、何かあったら私のところでいいよというこういった共生社会を300人、そして私たち議員含めて、あと民生委員の方々もたくさんおられます。そういう人が一体となって、共生社会をつくっていく必要があるんじゃないかと思えます。一人では限界がありますもんね。私はそういう立場でこれまでもしてきました。ぜひ当局においても、一生懸命されているのはよく分かっております。

そういった中で滋賀県の野洲市の生活相談課長という方がおられるんです。その人がいろんな講演されたりいろいろされています。「思いは、全く同じだね」と私も思いながら、使える制度は使い倒すのが鉄則です。いわゆる法律、条例、要綱、規則というのは、その住民のためにあると。そして執行権は自分たちが持っているけど、いつも立場は何とかしてこの法律、条例、要綱、規則の中で、この相談者の相談が解決できる方法はないかと、こういうことだと。それで一方で私も相談に乗っていてそう思いますけど、不条理は世に伝えることが大事であると、おかしいよね、これはって。これはおかしいよねって。そして実情を知って動く。最後まで私はいつも相談者に寄り添って、向き合うということをずっとしてきていますけど、300人の職員の人、私たち議会の議員も含めて、そういった立場で向き合ったときに、初めてこの地域、志布志市が本当の意味での共生社会、障がいがあっても高齢だろうが貧困だろうが、そういう人たちと向き合えるんじゃないかなという思いがしています。ぜひそういった立場で、私は一步一步進めていく必要があるというふうに、市長、思うんですけど、行政ができること、民生委員さんたちができること、私たち議員にできること、それぞれがその立場に立って、障がいを持っておられる人たちを向き合っていくという、それが大事というふうに思うんですけど、市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） 今朝も課長会で話をしたところでございました。このコロナ禍によって今までのことが当たり前じゃなくて、やはり変えていかなきゃいけないことはいっぱいあると。それと含めて議会の議員の皆さん方が質問されるそのことについて、しっかりとアンテナを張って三百数名の職員がいるわけですから、全課でそのことについて考えて、取り組みしていこうよという話もしたところであります。

まさにおっしゃいますとおり、不条理なことに対してもしっかりとものが言える。そして私どもが行政を運営している中で、私、副市長、教育長そして課長という立場で管理職がいるわけですが、そういうものにもしっかりと職員からものが言えるそういう志布志市であってほしいという思いでおります。そして自分が一市民としての立場を、だったらどうするのかということも含めて、今おっしゃったように、その障がい者の皆さん方に対しても、さっきも言いました

ように、自分があるいは家庭でそういうことであった場合どうなのかということ、絶えずアンテナを張って行政運営していこうよという話もしたところでもありますので、そこは重々しっかりと障がい者のことについても、啓発、啓蒙を含めて自分のこととして対応してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひですね、市長そういう立場で取り組んでいただきたいと。さっき私が言いました相談者はですね、お父さんもお母さんも兄弟も誰もおられません。お一人で生活されています。そういう事案が起きた後に、数か月経って私のところに相談に来られましたけど、本当に知的障がいのB2、B1のところ一人で生活をされているんですよ。B1というと心の年齢で6歳から7.5歳のところ一人で生活をして、そういうことに巻き込まれちゃっている。ぜひですね、そういうことが起きる前で止められると、本当に良かったなと思うわけですけど、たまたま今回はそういうことが起きた後でしたけど、ぜひですね、今市長がおっしゃったように、私たち一人ひとりが人権侵害をしちゃいけませんよね。もうそれは当然のことです。そういうことの相談が役所の人たちと誰でもできるよみたいなそういったものをして、この志布志市を共生社会として取り組んでいく、もちろん私たち議員もそうです。その一人として私も努力をしていきたいと思えます。ぜひですね、ここにおられる方々を先頭にして、共にそこに寄り添っていくという、障がい者に対する偏見や差別、貧困に対する差別や偏見、そういったものを取り除いて一市民として生活が安心してできるような社会を作っていくために私も努力したいし、今市長、当局としてもそういうものを一気にはいかないと思えますけどつくり上げていってほしいというふうに思います。そういうことで、市長が本当に自分の言葉でお話しになりましたので、よく理解をしました。このことについては、今後も一緒に努力をしていきたいというふうに思います。

あともう一つですけど、これまでも敬老祝金のことを予算の範囲内でということでしたが、このコロナ禍の中でこそ、この敬老祝金は予算がありますね、対象は私は75歳としましたが、これを80歳にするとかいろんなこともあるでしょう。全員にこのコロナ禍のときだからこそ、私は必要じゃないかという思いがあって、今回市長に質問をしているところでもあります。

このコロナ禍の状況を受けて定額給付金や持続化給付金、いろんなことをされていますね。国を含めてですよ。志布志市もそのことを努力されています。この敬老祝金についても、ぜひこのコロナ禍の中で高齢の方々も大変生活が厳しい状況になっていると思うんですけど、同じ対等の立場に立てるように、コロナ禍の状況があるがゆえにそのことについて見直しをし、予算を増やせということではないです。予算の範囲内で支給できるように来年度からでもいいですよ、今年難しければ。そういったものは考えられませんか。

○市長（下平晴行君） 敬老祝金支給事業の支給対象者につきましては、直近では昨年12月議会で議論させていただいたところでございます。その際は、各種団体等の代表者を構成員とする高齢者施策の検討委員会の御意見を参考に協議を行い、令和2年度は現行のとおり実施したいというお答えをしたところでございます。

そのような中、私としましても支給対象者や支給金額などについて、再度、昨今の長寿化や敬

老の意味を考え、大幅な見直しも必要ではないかと考えたところでございます。具体的には議員から提案されております一定以上の年齢からの一律支給でございますが、本市の平均年齢を鑑みた対象年齢や現在の節目支給を一律支給した場合、支給額が大幅に減額となる対象者への対応、一律支給とする時期、また一律支給した場合の支給方法等でございます。このようなことを含め再度副市長、全課を含めた協議・検討をしていきたいと考えております。

○19番（小園義行君） ぜひ、そういう立場で検討していただきたいと思います。今回災害がありました。そしてこのコロナ禍も、一方見方を変えれば災害だと思わなくてはなりません。もう本当にそういう中で職員の人たちは一生懸命頑張っておられて、そのことについては冒頭申し上げましたので、ぜひ、これからもまた新しいそういうコロナウイルスが発症するということも考えられます。そうしたときに、さっきやりとりしましたように、本当に職員の皆さん、私たち議員も含めて一人ひとりが本当にこのまちの住民でよかったと思えるような行政の在り方に、私たち自身も取り組んでいかないといけないのではないかなという思いがします。そういった意味で、今日新しく総理大臣になられるであろう自民党の総裁が誕生します。16日にそういう首相指名があると、ぜひ日本の国も特定の人だけがいい社会じゃなくて、みんなで良くなるような憲法が求めているそういった国づくりをしてほしい。そして私たちこのまちは本当に市長がいつも述べられておられますように、市民目線で住んでよかったと、そういうまちづくりにしたいという市長の思いがありますので、ぜひ、出される政策一つ一つが、住民に寄り添った形での政策であってほしいものだなというふうに思います。ぜひ、そういうことを申し上げて、私たちはそのために一生懸命やります。そのことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

次に、14番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○14番（鶴迫京子君） 皆さん、改めましてこんにちは。会派、獅子と公明の鶴迫京子です。

今回は12人の質問者があり、最後の質問となりました。質問にあたり、7月豪雨、台風9号、台風10号の襲来によりまして、お亡くなりになられた方々に対しましてお悔やみ申し上げます。それと被災された多くの地域の方々に心よりお見舞いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の危機の中、職員の方々の昼夜を問わず不眠不休で、一生懸命仕事に頑張られている姿を拝見しまして、公務員として行政のあるべき姿をそれこそ目の前にしまして、午後9時過ぎとか電話を入れても、まだ庁舎内にいらっしやいまして対応されておりました。本当に心より感謝申し上げますとともに、市民の生命と財産を守るために、本当にあるべき姿とはこういう姿なのだなということを心より肝に銘じて、自分も議員としてそうあらねばならないということで、身が引き締まる思いがいたしました。

それでは、早速質問に移らせていただきます。質問通告に従い、順次質問をまいります。

1項目目のスポーツ振興について、3点ほどお伺いいたします。まず1点目であります。市長は施政方針で、「10月開催される燃ゆる感動かごしま国体では、成年男子サッカー競技の会場となっております、選手、監督をはじめ、関係者や観客など全国各地から多くの方々が集まり、熱戦が

繰り広げられます。訪れる皆様にとって最高のおもてなしができるよう万全の準備を行うとともに、実行委員会を中心に県及び関係団体と連携を図り、円滑な大会運営に努めてまいります」とこのように述べられております。そこで、お尋ねしますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、燃ゆる感動かごしま国体は、皆様御周知のとおり残念ながら延期になりました。そこで、県等との協議状況について、現在の状況をまずお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

第75回国民体育大会については、6月19日に今年度中は開催しないことが発表されたところですが、本市におきましては、随時、県の担当部署と情報の共有等を行うなど、延期後の実施に向けた調整を行ってきたところであります。

また、サッカー競技の実施団体であります公益社団法人日本サッカー協会や、一般社団法人鹿児島県サッカー協会とも随時協議を行ってまいりました。9月4日には、県の国体局の次長がお見えになり、現在の状況や今後の見通しなどの説明を受けたところでございます。鹿児島県は、3年後の2023年に国体を実施すべく、関係団体等との協議、調整にあたっておられますので、この動向を注視し、開催年度が決定した際には、今一度新たな気持ちで国体の実施、成功に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 第75回国民体育大会の志布志市実行委員会につきましては、教育委員会に事務局がございまして、そちらについても併せてお答えいたします。

市の国体実行委員会は、設立準備委員会を経て、平成29年9月4日に設立されました。その間、県の国体局、競技団体である鹿児島県サッカー協会との情報共有や連携を随時行って、準備を進めてきたところでございます。令和元年10月12日からは国体サッカー競技のリハーサル大会である第55回全国社会人サッカー大会を実施したり、看板を設置したりするなど、確実に準備を進めてきたところでございます。今年6月19日の県の発表を受けまして、本市においてもデモンストラーションスポーツの「歴史探訪ウォーキング」、「国体100日前イベント」「炬火リレー」などのイベントが中止となってしまいましたが、今後も県やサッカー協会をはじめとした関係団体との情報共有や協議を重ね、開催年度が正式に決定した際には、滞りなく事業が進められるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○14番（鶴迫京子君） 今報告がありました。今年度の国体が開催されるということで、1億1,768万円予算計上されていましたが、実行委員会の方にですね。それで6月まで延期ということが決まりまして、この計上された予算、そしてもう延期となった今後2023年度に向けての検討をしていく、考えているということですが、今年度のこの予算の在り方というか使い方とか、今年度の計画というのはあるんでしょうか。いろいろなイベントが中止になりました。コロナ禍の中において、今第2波が少し静かになっているようなこともありますが、また秋に向けての第3波が襲来するというようなことも予測されております。そういう中にありまして、来年度3月までのこの実行委員会の計画というのは、具体的にどのようなようになっていくのでしょうか。

○生涯学習課長（江川一正君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

現在、先ほど議員が申されたとおり、1億円を超える予算を計上しているところでございますが、中止になったのが6月19日でございます。それまでにいろいろな準備作業等も行っております。その分については予算等を活用しまして、いろいろな準備を進めてきました。先ほど教育長が申されたとおり、国体に関する看板、のぼり、マスコット人形とか様々な大会の準備についての予算は執行してきたところでございますが、この6月19日の延期をもちまして、予算につきましては、大きな予算としまして仮設準備物、大会当日に仮設のいろいろな観覧席、仮設のプレハブ等も作りますので、その辺の予算が大きな予算として計上しておりましたが、その辺の部分が執行できなくなったところでございます。

以上でございます。

○14番（鶴迫京子君） 6月19日までは予算を使って、いろいろ実施してきたということですが、今回中止になったことが来年に延期ではなくてあと3年後ですかね、2023年に延期ということで、そこに1年前は、1年間はその国体の準備期間としてありますので、その前プレ大会とかありますが、その正味2年間ぐらいの中、その間をハード面はまだ大分あります、先のことですので何かと準備というわけには、予算を使い切るといふことにはならないと思いますが、計画も立たないとは思いますが、その関係団体といいますかそういうところ、そしてまたこの国体を楽しみにしている市民の方、そういういろいろなもろもろのことに対しての関係団体とかそういうところに対してのソフト面でのフォローというか、その間どういうふうにしていこうと思っているか、お聞きしたいと思います。皆さん関係者もですし、市民の方もやはり国体がなくなった、オリンピックもそうですが、一応オリンピックは来年予定されていますので、国体は2023年延期ということで、相当気落ちされている方もいらっしゃるのではないかと思います。そういう面において、そこあたりをどのように考えていらっしゃいますか。関係団体との連絡といいますか、そういうことをお聞きしたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 2023年の国体が、まだ正式に決まったわけではございませんけれども、これまで実行委員会を立ち上げて、ずっと進めてまいりました。そして常に連携を図りながら、県の方とそれから市全体の連携を図りながらやってきましたけれども、実行委員会そのものは、今後2023年が正式に決まった段階であっても、一応実行委員会そのものは何らかの形で残しながら、情報を共有していこうとそういうふう考えております。

○14番（鶴迫京子君） 今教育長の答弁で、実行委員会は残しながら、何らかの情報を共有しながらやっていくという前向きな答弁をいただきましたので、ぜひそのことに対しまして、力を注いでもらいたいと思います。

それでは、次に移ります。2点目であります。延期された国体開催に向けた、本市の今後のスポーツ振興の在り方についてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 国体開催に向けて、平成27年度に人工芝サッカー場が完成し、平成30年度にしおかぜ公園の天然芝改良を行い、素晴らしい環境の下でサッカー競技の成年男子が実施される予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度の開催ができなくな

ったところでございます。しかしながら、国体に向けて準備してきたしおかぜ公園及び志布志運動公園のサッカー施設や環境については、新型コロナウイルス感染症による臨時休館の終了以降、利用の申し込みが多数あり、その際利用者からグラウンドコンディションの良さについて高い評価をいただいているところでございます。

今後も、本市での実施競技であるサッカーを中心としたスポーツ振興を行うことが、延期された国体の機運醸成においても必要だと考えているところでございます。併せて松山地域のテニスコート、有明地域の野球場など、それぞれの地域の施設の特性を活かした形で、スポーツ振興に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○14番（鶴迫京子君） それでは、今市長の答弁がありましたとおり、国体で成年男子のサッカーということですので、まず、スポーツ合宿についてお聞きしますが、施政方針で市長は、「スポーツ合宿誘致につきましては、さんふらわあとの連携により、誘致活動のほかに合宿奨励金を見直し、バス利用団体への助成を行うことで、九州管内からの団体客を新たなターゲットに誘致活動を行ってまいります」と述べられておりますが、いまだ終息の兆しも見えないコロナ禍の中で、先行きが見通せていないのではと大変危惧しております。本市でもこれまでサッカーフェスティバルなどサッカー合宿等の効果もあり、スポーツ合宿では、志布志市は鹿児島県で誇れる地位と思います。これまでの合宿者数や経済効果など、近年の状況を具体的にお示ください。

○市長（下平晴行君） 県外への合宿セミナーへの参加や今おっしゃったさんふらわあと連携しての誘致活動、合宿奨励金による宿泊費の助成も実施しているところであります。更にバス利用団体への助成を行い、九州管内からの団体客をターゲットにした誘致活動を実施しているところでございます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） スポーツ合宿等の誘致のことでございますけれども、これにつきましては、経済効果ということでサッカーにつきましては、平成29年度が延べ1万1,743人が利用しまして、4,400万円程度の効果があったところでございます。それから平成30年度につきましては4,136人で、3,380万円程度の経済効果がありました。そして、平成31年度が延べ人数7,058人で、2,960万円程度あったということでございます。

経済効果の内容としましては、当然宿泊それからお弁当、洗濯をするコインランドリーとかいろいろなところの効果を検証したものでございます。

それからスポーツ合宿につきましては、合宿に伴って高校生以下に1泊500円、それから大学生には1泊1,000円等の助成をしておりましたが、国体までの間ということで、少しサッカーフェスティバルを縮小しておりまして、ということで経済効果も少し減っております。しかしながら、今年からは先ほどありましたとおり、九州からのバス利用をめがけてということで、バスを利用されると1,000円程度の助成をするということでやっておりましたが、コロナ禍の中でなかなか移動ができないということで、今のところはまだ助成等をしていないということであります。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会の方で、本市のスポーツ振興の在り方について問われておりますのでお答えします。

これまで本市では、球場単位ごとで整備されてきた施設を生かして地域の特性をもった施設設備の観点から、ゾーニングによる施設整備を進めてきております。志布志地域はこれまで国体に向けて整備を行ってきました。志布志運動公園及びしおかぜ公園の天然芝サッカー場や人工芝サッカー場、松山地域は城山総合公園のテニスコート、有明地域は有明体育施設の野球場など、それぞれの地域の今ある施設の特長を生かしながら、市民の皆様の健康づくりとスポーツ活動の日常化はもとより、更なる合宿や大会の誘致につなげ、市内全域でスポーツを盛り上げていくことが本市のスポーツ振興のみならず、延期された国体の機運の醸成につながるものと考えております。

○議長（東 宏二君） ここで、昼食のため、1時5分まで休憩いたします。

○

午後0時00分 休憩

午後1時03分 再開

○

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○14番（鶴迫京子君） 本市のスポーツ振興ということで答弁をいただきましたが、国体は2023年度に延期の予定ですが、国体に向けてその機運を醸成していくということで盛り上げるために、何らかのことをやっていくという答弁をいただきました。

そこで、まずお伺いしますが、フェスティバルということでサッカーを中心に、もちろん国体にサッカーが決定したわけでありますが、市長、サッカーが決定した経緯というのは、なぜ我が志布志市に、サッカーの成年男子が決定したと思いますか。

○市長（下平晴行君） サッカーについては、旧志布志町時代からもサッカーが盛んであったということと、それと今尚志館高校の校長をされている先生のサッカーに対するすごい熱意があって、今回まできたのではないのかなというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子君） 今市長の答弁がありましたように、旧志布志町時代からサッカー大会を高校生を主にして始まって、志布志高校と尚志館高校の2校を含め、7校の参加で始まったということをお聞きしています。そして国体が決定となるまでには、それぞれの関係者団体そしてまたお一人お一人の努力もあって、そして現在の尚志館高校の校長先生が一生懸命熱意を持ってやってきた、そして人を動かしたということがまず第一ではなかろうかと思えます。そして二つ目は環境整備、グラウンドの環境整備、芝の状況が変わりました。前、ドリームサッカーといって、サッカーの元プロ選手で構成するサッカーチームが来ましたが、その頃は天然芝だったのが今は人工芝で、ましてしおかぜ公園にも3面でできていますね。あれも最初は1面だった予定でしたが、それをやっぱり担当課、その校長先生しかり、サッカー協会とかいろんな市職員の担当課の係の方とか、総合的な力と熱意によって国体をどうしてもここにどうか、最初からそこに目的があったかどうかは分かりませんが、やはり1面の人工芝よりも3面ということで、その環境整備が整ったわけですね。そしてその環境整備でその人工芝が1面だったとしたら、果たしてどうだっ

たでしょうか。市長、どう思われますか。国体が誘致されたでしょうか。

○市長（下平晴行君） 人工芝は1面ですけれども、そういう今おっしゃったように、いわゆる芝の競技場の環境整備がされたということだというふうに思っております。

○14番（鶴迫京子君） そのとおりだと思いますね。やっぱり競技する選手にとっては環境が一番大事であって、そしてまたそれを決定するには、そのところがどうなのかということである協議がされたと思いますが、いろんなどころから、サッカーといたら大隅半島ではなくて、薩摩郡といいますか、向こうの方にちゃんとあるわけですね。そしてそれにもかかわらず、国体の成人男子がここに決定になったということは、グラウンドが3面整備できて、人工芝で環境がいいということがあったんじゃないかと思います。そしてやはりいろんなどころから手が挙がったと思うんですね。それでも志布志市に決定した。だから、そういう環境整備というのはすごく大事で、そしてまた選手がいろいろそこを利用するにあたり、高校のフェスティバルにしてもですが、長年の旧志布志町時代からのお一人お一人の努力ということは、どういうことかと申しますと、結局国体誘致、国体に決定というそこにつながるわけですね。だからすぐには決定にはならないわけですよ。ということはどういうことかという、その国体の誘致が決まって、そしてコロナ禍によって延期になるということ深く考えますと、来年だったらまたやっぱり志布志市かもしれませんが、そのままだ普通の活動とかそういうことをしていたら、その成人男子サッカーというの、そこに実績がこれから1年、来年、再来年ぐらいの実績ですね、サッカー大会とかそういうことの活動というか、本市のそういう状況によっては、成人男子サッカーの国体というの、すごく心配性なものですから心配しているのですが、そういう会場が別の会場になるよとか、そういうことはあり得ないんでしょうか。違う種目が来るとか、来たらとても喜ばしいことですけど、成人男子サッカーが志布志市ではなくて、別の会場になってしまわないかなという、その間の情熱的な思いや熱意とかそういう活動をしなければどうなのかなというのを危惧しているんですが。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど申し上げましたが、2023年に国体がもし延期になったという場合は、基本的にはそれぞれの市町村で種目が決まっておりますので、その種目が大きく変わるということは、まずないんだろうと思います。大事なことは本市においては成年サッカー、サッカー会場は3会場になりまして、南さつま市、霧島市ですかね、それぞれ少年とか女性とか、それぞれの会場にそれぞれ決まっておりますので、基本的には志布志市は、成年男子ということでの動きでこれからも進んでいくんだろうと考えております。

○14番（鶴迫京子君） そういう意味では安心はしているんですが、先ほど経済効果をお示しいただきましたが、その経済効果でも去年は70校ぐらいしか来なかったということで、4,000万円ぐらいの経済効果も大分落ちたよということではありますが、それはやはり社会人大会とかそういう国体に向けて大会があったりしましたので、その国体に向けての準備のために使えなかった会場もあったりして、やはり誘致するチーム数とかそういうのも少なくなったのではないかと思います。サッカーフェスティバルといったときに、さんふらわあを利用してということで、連携

して誘致したり高校のチーム数も増えていると思います。港湾商工課の方の連携というかそっちの企画がいろいろありまして、それと連携して今の状況になっているかと思いますが、例えば、交流人口を増やす、関係人口を増やすということで、港湾商工課サイドの観光振興にもつながると思うんですが、そういうことでサッカーの機運を盛り上げるということでありましたが、市長は、スポーツ振興ということで、サッカーを中心にとということでありましたが、市長の思い描くスポーツ振興ということは、総合的に考えて、どんなふうに捉えられておりますか。

○市長（下平晴行君） 志布志市にとっては、今までの話がありますように、サッカーとかいろんなスポーツによって、まちも潤ってきているということでありますので、やはりスポーツを活用したまちづくりというのも、大変大事ではないかなというふうには思っているところであります。

○14番（鶴迫京子君） 今、まちづくりの観点からということでもちょっと質問をしましたが、後でまたそのことに最後に触れさせてください。議長よろしいですか、まちづくりの観点からのスポーツ振興ということ最後に触れたいと思いますので、まず今3点目の項目ですね。この3点目を一応終わらせたいと思いますので、まず3点目に移ってお聞きします。

第2次志布志市スポーツ振興計画の策定に向け開催された市スポーツ推進審議会において、抽出された現状や課題とはどのような内容であったのか。また、これまでの進捗状況と計画策定までのスケジュールをお示してください。

○市長（下平晴行君） 現在策定しているスポーツ振興計画は、国のスポーツ基本法に基づき定めるもので、第2次志布志市総合振興計画及び教育全般の指針となる第2次志布志市教育振興基本計画との整合性を考慮し、位置付けるものでございます。スポーツの主役である市民や直接スポーツの機会を提供するスポーツ団体等が、その価値を実現できるよう市がその活動を支援し、スポーツの価値が最大限発揮されるものであることを目的として、本市のスポーツ振興の理念や基本方針、基本的施策及び重点施策を明らかにしたものであります。この計画の基本的な考え方は、市民の誰もが、いつでも、どこでも、気軽に、いつまでもスポーツに親しめるように、「志あふれる生涯スポーツのまち」を基本理念として、「スポーツで人を元気に・まちを元気に」をキャッチフレーズとして基本目標を掲げ、具体的な基本施策を実現しようとするものであります。計画の策定については市スポーツ推進審議会での審議を経て策定することとなっているところであります。

○教育長（和田幸一郎君） 具体的な内容について回答いたします。

スポーツ推進審議会は、これまで2回開催してきております。1回目の審議会で事前に実施した市民2,000人を対象としたアンケートの結果を御覧いただき、現状の把握及び課題の抽出を行ったところでございます。

会議では、本市の週1回以上のスポーツ実施率が29.7%であり、本市の目標値である65%とは大きな差があることや、スポーツ活動を行わなかった理由として、仕事や家事が忙しいという回答が45.6%となっており、課題としてスポーツをしたい気持ちはあるが、仕事や家事が理由とな

り実施できていないことや、子育て世代の実施率をどのように上げていくのかということ等が、今後の課題として挙げられたところでございます。

第2次計画においては、市民それぞれにとってのスポーツの定着、スポーツ実施率65%、スポーツ団体やクラブの育成を基本目標に掲げ、現在パブリックコメントを募集しておりますので、いただいた御意見等を反映させ、9月中に策定予定となっているところでございます。

○14番（鶴迫京子君） 今課題が見えてまいりましたが、そのスポーツの実施率というところで、現実とのギャップが相当ありますね。65%を目標にしているということでもありますので、目標は高いことに越したことはありませんが、その理由といたしまして、子育て世代の参加率とか実施率、そういうことは普通に考えても相当工夫しなければ難しいかなと思いますが、その時点で65%というのは、相当高い目標だと思いますが、やはりこの目標なのでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） これは、週1回スポーツ実施率ということで65%の目標を掲げているんですが、実はこれは国の目標でもあるわけです。国の目標が65%ですので、本市においてもそれに準じた形で、65%を目指して取り組もうということでの65%の数値の設定でございます。

○14番（鶴迫京子君） 目標は高いところにおいて、せめて65でしたら50とか近づけるように努力していく姿が必要かなと思います。それでは、今スポーツ振興計画の策定に向けてということですが、これが完成するのはもうじきなんでしょうか、策定計画の完成というのは。

○教育長（和田幸一郎君） 一応もう基本は全部できておりますので、今パブリックコメントということで市民からの意見を伺いながら、9月中には作成ができるのではないかと、そういうふうに思っております。

○14番（鶴迫京子君） 一応スポーツ振興計画ということで、9月中には作成がなされるということでございます。

市長、先ほどお伺いしますよということでしたので、ここでスポーツ振興については最後になるかと思いますが、スポーツ振興をすることによってということで、今回私は、サッカーを中心にやはり経済効果も多大にもたらしているし、今の国体まで誘致されたという現状を垣間見まして、そういう関係者団体、そしてまた現在の尚志館高校の校長先生でいらっしゃいますが、その方の熱意、努力というものは、一朝一夕になったわけではないので、そういうこと自体を市民は、そういう言葉で詳しくサッカー協会だけでなく、スポーツ協会だけでなく、一般の市民の方も御存じなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） それは関心のある人、無い人によって違うというふうに思います。

○14番（鶴迫京子君） そのとおりだと思いますが、市長の答弁としてはそれでいいのかなという少し思いますが、やはりスポーツ振興そしてまた今はスポーツのことを言っていますが、歴史のまちづくりということで志布志城跡を参考にしてまちを活性化する、いろんな手法があるわけですね、施策があるわけですが、そうなった場合、午前中も市長とやりとりがありました、本当に一つのことを成し遂げるというか、一つの目標に向かっていくということはどういうことかということは、最初にそのお一人お一人がそのことを意識して、認識しなければ、一部だけでと

どまってそこだけが盛んで、そこだけがということでは、絶対志布志市全体の盛り上がりにもなりませんし、活性化にもならないと思うんですね。そしたら、何を狙っているのかということでもあります。市長はまちづくりの観点からということで、よく、行ってみたいまち、住んでよかったまちということでおっしゃいますね。そういうことが目標にあればあるからこそ、一人ひとりの意識が大事ではないかなと思います。そこに意識がないと、スポーツはあんまり関心がないし、自分ではできないしということで、そこに行かない。その重要性というのが全市民には分からないわけです。歴史となったときの歴史のまちづくりの観点となったとき、「歴史はもう、学生時代から嫌いやったから、もう歴史なんか」って。まずそこで食わず嫌いではないですけど、そういう市民をどうやって振り向かせるかということですね。みんな一緒に気持ちはならないと、地域の活性化にもならないし、志布志市の活性化にもならないと思いますが、そういう意味でもスポーツ振興ということで、例えばサッカーの芝の3面整備されましたが、そのフェスティバルで100校ぐらい来るわけですかね、去年は70校ぐらいということではありますが、そこに延べ1,000人から1,500人、2,000人ぐらいいらっしゃるんじゃないかなと思いますが、その中で試合があるときに、あそこはよくハーブ園があるものですからよく行くんですが、あそこを通りますとサッカー場の3面の後ろに道路がありますね、ずっとコンテナの方に行く道路がありますが、サッカーの試合をして、試合中もあの道路はもちろん通行止めにはならないと思いますので、試合中にあそこはああいう大型車が通ったり、普通車が通ったり、全然規制はされずにいるんでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、事業を経営をしておられるわけですので、そのサッカーがあるから、ないから休みとかということはないというふうに思います。

○14番（鶴迫京子君） そのとおりだと思いますし、もう現在通っていますが、そこで少年大会があったり高校生のフェスティバルもですが、試合中にこのサッカーですので、蹴る球ですので、蹴ったりしたときに、あの道路の外までいくとかそういうことはないんでしょうか。3面もあって試合も2週間の間にいっぱいありますので、力のある人はもう蹴ったら遠くまで行くような気がするのですが。安全面についてお聞きします。

○生涯学習課長（江川一正君） 今議員御質問の件につきましては、私どもの方には道路の方にボールが出て、危険なことがあったという情報等は入っておりません。あそこの会場につきましては、サッカー場の周囲に園路がございまして、そしてまた緑地帯があり道路になっておりますので、今のところボールが外に出て車等にぶつかったとか、ぶつかりそうになったとかそういうお話は届いておりません。

以上でございます。

○14番（鶴迫京子君） 今のところ届いてはいないということですが、やっぱり関係者団体とかそういうところに現状はどうなのかというのをやっぱり調査なりして、今のところ無いことが起きるのが今の世の中で、予測しなかった状態というのが、もう非日常的に起きますね。その起きて何かあったときには、もうやはり市の責任ということもあろうかと思いますが、やはりそういう関係者団体の情報とか、その試合中とかそういうのもやはり御覧になられて、そこを情報収集

してそして少し危険度があるかなとかそういう予知されるような場合は、危険を察知して事前に防球ネットなり要望があればですがフェンスなり、そういうことも考えなければいけないのかも、全然考えなくていいよということになるのかも分かりませんが、そういうことも「苦情がないからいいよ」ということにはならないのかなと、そこまで考えて現状では車両が走っていますし、もし本当にキックの力が強い子が蹴った場合、行ってそれを取りにいくとか、またどうなるのか分かりませんがそういうことも把握して、今の時代ですのでしっかりやっていてもらいたいと思います。

それと、まちづくりの観点からですが、いろんところで誘致活動ということで、議会でも以前もう何年も前ですけど、少しあったような気もしますが、そういうサッカーのJ1とは言いませんが、そういうJ2とも言いませんが、J3というのが鹿児島県で鹿児島ユナイテッドFCができていますね、チームがね。そういうJ3のそういう方々の合宿、練習場といいますか、まずそういう方々が合宿で来るとか練習に使うとかまでになれば最高にいいんですが、そういう方々のふれあいとか、何か全国的に地域では、その地方地方が、そういうスポーツのチームとその市が一体となって応援をするというのが、外国のチームもありましたね、そういうのがありますが、そういうことまでまずは取っ掛かりとして、そういうことを未来ある子どもたちに、幼稚園、保育園ですね、そういう未来を担っている小さな子どもたちにそういう姿を見せるというか、ドリームサッカー大会がありましたが、子どもたちとその大人の方たちとやったというのもありますが、そのことというのは、そういう子どもたちにとっては大変な貴重な体験になるかと思っています。ですので、そういう将来を見据えたスポーツ振興の在り方というのは、何か考えられませんか。

○市長（下平晴行君） 私も職員時代に、プロのバスケット選手を呼んだことがありまして、ですからこれは今おっしゃるようにプロの選手をサッカーでもそうでしょうけども、やはり子どもたちにはすごい励みになるんじゃないかというふうには思うところであります。そういう方々が実際どういう交渉をしてこられるのか、そこ辺はちょっと詰めないと分かりませんが、これはおっしゃるとおり、やはり協議をする中で、関心がより高まるんじゃないかというふうに思っているところであります。

○14番（鶴迫京子君） スポーツといいますと、先ほどバスケットと出ましたが、私も中学校、高校とバスケット部に所属していました。6年間部活動をして「ファイト、ファイト」と言いながら、その志布志湾の砂浜を高校のときなんかは、テレビドラマみたいにして駆けて走った記憶が蘇ってきますが、やっぱりスポーツというのは、そこでしか、その期間だけでしか学べない根性だったり、チームワークとか人をいたわる気持ちとか、いろんなものを学びます。もちろん個人競技にしてもそうです。ですので、このスポーツというのはすぐ共感しますし、輪ができやすいんですね。甲子園の野球も中止になりました。テレビで「2020高校野球」というのをやっていましたが、本当にテレビではあるんですが、本当に涙無くしては見られないぐらいスポーツの中に秘められたものというのはあります。ですので、まちづくりをしていくというので、スポー

ツを中心にということを本当に真剣に考えられたらどうかと。そして、今あるわけですので、サッカーという国体の選手たちが来るというのがあるわけですので、ぜひそういうことを念頭に入れてもらいたいと思います。

そしてその中で、サッカーの環境整備、グラウンド整備ということで、芝が1月、2月は養生期間であって、練習には使えないこともあろうかと思いますが、そのところも委員会とかそういうところでいろいろ議論があったり、この議場でもあったりしましたが、そのことは何とかならないのでしょうか。そのことを1月、2月も使える、冬場に使えるというのはすごい強みだと思うんですね。冬場に使えたら誘致というか来られる方、練習にはもってこいで、何でもかという志布志市には霜が降りないということで、薩摩半島とかあちは霜が降りますので、霜が降りてもあちらに行くわけですね。もう大隅半島で霜が降りない時期に練習ができるようになったらどうですか。費用対効果も先ほどの経済効果もいっぱいおっしゃいましたが、どうでしょうか。そこを何とかできないものなのでしょうか。

○生涯学習課長（江川一正君） 現時点で、本市のサッカー施設につきましては、ティフトンという品種の芝でございまして、夏場のみしか利用できない形になっております。人工芝につきましては、通年で使えるところでございます。現在議員のおっしゃっていらっしゃるのは、冬芝の件だと思います。冬芝につきましては、私どもの試算するところによりますと、1回の1シーズンで大体200万円程度、種からの維持費等がかかるということで聞いております。確かに冬期のストーブリーグの合宿には、有効な手段だとは考えておりますが、その辺の経費との兼ね合いがございまして、今後の検討課題という形になっているところでございます。

○14番（鶴迫京子君） 経費の兼ね合いということで、市長の方針というかそういうことも、すごく決定に影響するのではないかと思います。やはりスポーツ振興、志布志市のまちをどういう方向に持っていくか、将来の絵図ですね、それも自分たちにとってではなくて、未来ある子どもたちにとってどういう志布志市を残すことができるのかということで、どこかに周知をしなければいけないのではないかと思います。それも、いつも市長がおっしゃっている先手管理ですね、先手先手でやっていかないと、後手後手に回ってしまえば、「あっ、もう隣の町が手を挙げたよ」、「曾於市が挙げた」、「鹿屋市が挙げた」とか「垂水市が挙げた」、「霧島市が」となってしまうのは、もう元の木阿弥でどうしようもありませんね、熱意があっても。ですので、今こそ旧志布志町時代からあったこの国体誘致に向けたサッカーの歴史ですかね、そこをしっかりと皆さんも担当課だけではなく、一人ひとりがそのことがどういうことなのかということをしっかり受け止めて、それをまちづくりに広げていくという観点から、やっぱり真剣に議論して、冬芝にかかるお金が200万円とおっしゃっていましたが、そういうことをクリアするにはどうしたらできるのかと、ほかの総合政策とのバランスですね、そういうことも考えてしっかりやってもらいたいと思います。

また、こういうこともあるんですね。高校のときに志布志市のサッカーフェスティバルに来て試合をした。そして大人になって、就職なり大学なりよそに行ってそして結婚したりして、新婚

旅行で今度はまた志布志市に訪れたい。なぜかという、高校のときに試合をして、そして松林があって環境がよくて、そしてまた食べるものもおいしいところで、そして泊まったところとかそういう全ての環境にすごく満足して帰ったと。そのことが忘れられないということで、結婚して新婚旅行の地に選んで訪れたということもお聞きします。そしてまたふるさと納税ですね。今度は生徒もですが、監督さんとかチームの先生の方々だったり保護者だったりするとは思いますが、ふるさと納税もそういうところにした、そういうことも多々聞いております。

市長のおっしゃる関係人口、交流人口を増やすということには、今のいろいろな施策を継続することが大事で、そして今までの実績を減らしたらいけないと思うんですね。そしてまた市民にも、そのことがどんなに大事なことかということを知り、啓発していかないといけない。それぐらいのスポーツというのは、力があると思うんですね。ぜひ市長、考え方をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） これは、スポーツは健康にもイコールということで考えております。そういうスポーツ振興を通じてまちづくりをしていくと。これは大変重要なことだというふうに思っております。経費でそれをするかしないかということではなくて、その事業することで、従来、先人たちというか、関わってきた人たちが御苦労されて、現在に至ったことも含めて、これはそのスパンも含めてやはり利活用していかなくちゃいけないというふうに思うわけではありますが、それが関係人口、交流人口につながっていくとすれば、これは大変重要な大きな課題だというふうに思いますので、十分内部で協議して対応してまいりたいと考えております。

○14番（鶴迫京子君） 市長のいつもおっしゃっています交流人口を増やして「行ってみたいまち」となり、そしてまた「住んでみたいまち」になり、本当に最後の目標は「住んでよかったまち」ということで、住んでもらうということにつながるのではないかと思いますので、ぜひこのことは引き続き、国体は2023年に一応あくまでも延期の予定ではありますが、そこへ向けて成人男子国体サッカーの会場でそのまま実施されるということをご期待しまして、次に移ります。

それでは、2項目目の保健行政についてであります。市長は、施政方針で「幼児期から学童期における虫歯の低減及び健康な口腔の育成を図るため、本年度は、虫歯予防の有効手段であるフッ化物洗口を市内全ての保育所、認定こども園等で取り組むとともに、教育委員会と連携して市内全ての小学校でも取り組むことで、虫歯のない子どもたちを育み、80歳で噛める自分の歯を20本以上保持する「8020」の達成に向けたライフステージごとの歯科保健対策を推進してまいります」と述べられております。このことから、志布志市の歯と口の健康に重点を置いた新しい施策を打ち出され、積極的に推進していかうということでもあります。子どもたちや保護者、高齢者などの市民や教職員をはじめ、教育委員会や行政、学校歯科医などとの関係団体との連携や連絡調整、歯科保健指導や周知、啓発など、今までになかった仕事が保健師さんをはじめ、担当課である保健課の業務量にのしかかっているのではないのでしょうか。それだけでなく新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、その対応に追われ、担当課としては、働き方としても大変苦しいものがあるのではと推察いたします。

そこで提案いたします。鹿児島県では、薩摩川内市、伊佐市、出水市、霧島市、鹿屋市、垂水

市、錦江町、曾於市など行政衛生士として、歯と口の健康を守るための専門家である歯科衛生士を採用しております。歯と口の健康が脳疾患や心臓疾患、糖尿病やリウマチ等にも大きく影響すると昨今言われています。それは常識になりつつあります。近隣市町の先進事例に倣い、本市でも歯科衛生士の採用は考えられないか。市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 歯と口の健康が脳疾患や心臓疾患等の生活習慣病の発症や重症化に大きく影響することが分かってきております。

本市においても、健康増進計画「第2次健康しぶし21」に位置付け、ライフステージごとに歯科保健対策を推進しているところであります。歯科保健事業においては、歯科医師や歯科衛生士、管理栄養士、保健師など多職種と連携し、市民の健康維持・増進という目的を共有しながら、実施しているところであります。

今後、更に取り組みの拡大を図るために必要な専門職について、検討していきたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 学校における歯科衛生士の活用について現状をお答えしたいと思います。

志布志市内の全ての学校においては、歯科健診の実施や、事後の治療勧告、歯の衛生ポスターへの取り組みや歯の衛生強調週間の実施、給食後の細やかな歯磨き指導など、児童の歯と口に関する健康習慣づくりに積極的に取り組んでおります。

その際、学校歯科医や歯科衛生士を招へいし、歯の衛生指導等を実施するなど、専門的な指導により、児童・生徒の歯と口に関する健康づくりへの意識は高まっているところです。しかしながら、全国と比べ一人当たりの虫歯の本数が多く、虫歯治療率については依然として全国に比べて低く、歯と口に関する健康づくりは、本市の喫緊の課題となっております。今後も歯と口の健康づくりの推進のために、専門職としての歯科衛生士の積極的な活用を図ってまいります。

○14番（鶴迫京子君） ただいま教育長から報告がありました。学校での取り組みがどうなっているかというのをお聞きしましたが、志布志小学校でしたが、養護室がありますね。養護教諭の先生が透明な窓ガラスのところにA4の画用紙で書いたんですね、かわいい歯の絵を書いて、「虫歯の治療が終わったよ」というのが1年生で10人、そして「治療まだだよ」が18人、2年生で「治療が終わったよ」という人が10人で、「まだだよ」という方が18人、3年生で治療が終わった方が4人、「まだだよ」という方が7人、4年生で治療が終わった方が2人、「まだだよ」という方が5人、5年生で治療が終わった子どもさんが6人で、「まだだよ」という方が7人、6年生で治療が終わった方が6人と、8人が「まだだよ」という、そういうのをA4の画用紙にカラーで書いて貼ってあるんですね。そしてそこを通っただけで外から見られるように貼ってあったんですね。そんなふう努力されているなと思って、可視化している、目に見える、何人まだ治療が終わっていないんだなって。それを見たときに、低学年の子どもさんたちが「まだだよ」という方が、1年生18人、2年生18人とか3年生7人とか、やっぱり多いですね。そういうことも含めてそのことで感心していましたら、ちょうどお昼に音楽が鳴って、先ほど教育長がおっし

やいましたかね、ここの歯磨き体操ならぬ音楽が聞こえてきて、歯磨き体操だったんですね。歯磨きの歌が流れまして、そしてそれは歯磨き体操を特に低学年でしょうけど、「その音楽に合わせて歯磨きしたりするんですよ」ということでありました。ここにも書いてありますね、歯磨きソングの活用とかですね。だからやはりいろいろ学校現場でもやられていまして、フッ化物洗口というのも取り組まれます。

そういう中で、最初質問しましたが、市長が「検討します」ということでありました。そのことはもう一度確認ですけど、前向きに検討をして駄目だったとはならず、方向性としては採用する、そっちの方向に向かって検討していくということでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。これは、先ほどありましたように、フッ化物洗口の事業等も取り組みながら、そしてやっぱり専門職の立場で指導していただくというのが、一番いいんじゃないかというふうに思っておりますので、そういう考え方で検討してまいりたいというふうに思います。

○14番（鶴迫京子君） 先ほど教育長からもありました、本市の虫歯の本数、虫歯率がすごい結果になっているということで、努力しようということで、フッ化物洗口ということも始まったのではないかなと思います。保健課が出されましたこの志布志市の「歯と口に関する健康づくり」ということでいただきました。そしてその中で本当にやっぱり多いんだろうなとは思っていますが、しっかりこういう棒線グラフを見ますと、本当に何か残りますよね。こんなに虫歯率も多いといえますか、全国47都道府県におきまして、平成29年度と平成30年度の統計に、本市が出ていますが、本当にワースト、平成29年度は都道府県別12歳児の平均むし歯本数は志布志市では2.2本ですが、それが全国レベルでどうなっているかといいますと、平成29年度でワースト沖縄、北海道、鹿児島島の順なんですね。県でも1.4本。そして志布志市はどうかといいますとその1.4本のところが2.2本ということ。そしてまた12歳児で虫歯を持つ者の割合というところでも、ワースト46位で志布志市の中学校1年が55.9%、全国平均が34.87%という資料を当局が出されております。本当にたかが虫歯されど虫歯ということで、大変びっくりするような状況であります。本当にこのことはやはり本腰になってやっていかなければ、未来ある子どもたちが「8020」どころか80歳になったときに20本自分の歯が残っているかということ、このままの状況でいきますとちょっと心配ですよ。

ですので、検討していくという前向きな言葉でありますので、大変安心するわけですが、市長、「コロナ虫歯」って御存じですか。造語ですけどね、何も辞典に載っているわけではありません。

○市長（下平晴行君） 知りません。

○14番（鶴迫京子君） コロナ虫歯というのは、もちろん新型コロナウイルス感染症が発生してからのことではありますが、結局自粛自粛で、コロナ禍をすごく恐れて、歯の治療にも行かない、スポーツもできない。家の中にいますね、自分たちもそうですね。そうなりますと家に滞在している時間が長くなると、やっぱりそこにあるものを食べますね。ポリポリ食べたりして結局虫歯

は増えるし、かといって何か歯科受診となりますと、口を開けて治療するわけですので、何か怖い、歯医者さんでうつるんじゃないかという危惧もあるのか分かりませんが、歯科受診。病院もですよね、医療機関へ診察に行くのを控える、受診控えですね。そういう受診控えがありまして、この新型コロナウイルス感染症の発生があってから虫歯が増えたということでもあります。大人も子どももですね。だからそういう状況のことを「コロナ虫歯」というんですが、そうなりますと、それだけでなくこういう虫歯率が相当ひどいことになっていますので、ぜひこのことはただ虫歯ということではありますが、そのときに専門の職がいたら、その歯科の保健課活動の中で組み込まれていく、そうするといろんな機関の関係調整などをやっていくということで、とても大事な専門職ではなかるうかと思えます。本市に管理栄養士さんが一人、保健師さんもたくさんいらっしゃいます。そしていろんな近隣市町に劣らないような栄養指導だとか保健指導とか一生懸命やられています。そのことを厳しいぐらいやられています、そのことは、やっぱりそのことに専門職、専門家であるので、やっぱり取り組み状況も違いますね。そしてまた仕事の量も保健師さんも全部網羅しているのが保健師さんですが、保健師さんもほかに業務があるわけですね、健診とかいろんなことの業務がいっぱいある中で、じゃあ歯科に特化してやっていけるかということにはならないと思えますね。担当課のこれをいただいています、市町村の取り組むべき役割というのがここに列記してありますが、「市町村は歯科健康診断等のデータを収集分析し、各関係機関に情報提供をするとともに、学校におけるフッ化物の応用、フッ化物配合歯磨剤、フッ化物洗口を推進するなど、地域の実情に応じた歯科口腔保健の推進に関する施策の実施に努める」とあります。そして各市町村における歯科口腔保健の現状や課題を、ここですよね、すごく大事なことだと思いますが、「住民に提供し、歯と口腔の健康づくりを地域全体で取り組むことができるように支援する」ということでもあります。果たしてそういう専門家職の人もいない現状において、このことをしっかりでき得るのかどうか、県がうたっていることではありますが、でき得るのかどうかということもありますので、市長も「歯科衛生士の採用に前向きに検討する」という答弁であったらうかと思えますので、ぜひこのことはしっかりとやっていただきたいと思えます。

それで、歯と口がなぜ大事かといいますと、やはりもう皆さん、歯と口が、ここが無かったら食べられませんね。食べるということ、食べられるということ、そして歯があったら噛めるということ、噛み合わせができるということ。そういう基本的で当たり前のことが、本当は実際問題当たり前でないということもあるんですね。志布志市民の方が全部それができるかという、できないお子さんもいるということでもあります。そして午前中、小園議員からもありましたが、9月は知的障害福祉月間であるということで、一人ひとりのことにきめ細やかにやはり寄り添って、そういう役所の窓口ではない、本当にそのとおりでと思うんですね。だからそういうことをやっていく、実施していく、支援していくために、だからこそ歯科衛生士のような専門家を配置していただきたいと思っているわけでもあります。専門的な治療とかそういうことになりますと、歯科医の先生がされるかも分かりませんが、その連絡、調整そしてまたお一人お一人の方々に寄り添うことができるのは、やっぱりそういう方々が家庭訪問をしたり、個別にその方の問題、課題を

取り上げてくれて、寄り添って解決していく方向に導いていくという仕事の役割があると思うんです。ですので、全てが国も医療もですが、在宅へ、在宅へとなっていますが、やっぱり口腔歯科とかも在宅ということがすごく大事で、役所の窓口に来て「こういう問題があるんです、こうしてください」と言っても、やっぱりそこに専門家の方がいないときめ細やかに届きませんので、そのことに対して、ぜひそういう方を急いでということにはなりません、人材というのやっぱりいろいろあるかと思えますので、ぜひ近隣市町の1町7市がやっているわけですので、もう一度その気概をお示してください。

○市長（下平晴行君） さっき申し上げましたとおり、必要な専門職として検討するということでもあります。先ほどから議員もおっしゃいますように、地域、学校、そしてそれとの連携調整と合わせて、住民にしっかりと情報提供をしていくということも含めて、必要ではないかと思っておりますので、検討してまいりたいと思います。

○14番（鶴迫京子君） 口と歯の健康ということではありますが、先ほど言いましたように、子どもたちの虫歯のことだけではなくて、これは高齢になってから、加山雄三さんも誤飲してそういうこともありました。えんげ状態にも関わってくるんですね。誤えんとか、歯と口の口腔ケアをすることによって、そういうことも防げたりとか。そしてまた周産期には妊娠初期とかそういう妊娠時期のホルモンのバランスによって、やはり生まれてくる子どもさんたちに影響を与えたりとかですので、志布志市ではそういう妊婦さんの無料の健診を、歯科の健診の受診券ということもやっていらっしゃいますので、そういうこともすごく大事でありますので、このことは本当にスピードをもってやっていただきたいなと思います。

そしてまた、市長は、「おぎゃあ」って生まれてそして食事を今ここにいらっしゃる方は全部食べられたりとかしています、1歳、2歳になって重度障がい者になろうかと思いますが、食べられない、噛めないという、そういうお子さんたちも本市にもいるということをお聞きですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、生まれもってそういう方々も、いろんな方々がいらっしゃるというのは承知しております。そういう面でもやはりこの歯という口腔については、大変大事なことだということは理解をしております。

○14番（鶴迫京子君） 一例ですけど、私の知っている方ですが、子どもが3人います。3人いて一人目、二人目は普通の、普通ってそういう表現がいいのかも分かりませんが、ちゃんと生まれて食べて、虫歯もできたりはしましたがそういう子どもでした。そして3人目の子どもが、そういう障がい児なので食べられない、噛めないということで、そういう子どもが生まれました。

「それからの生活が、もうそれまでは二人目まで普通でしたので当たり前でしたので、その当たり前の日常がもう1日の24時間が全部変わったんですね」っておっしゃったんですね。そしてその方の話をいろいろ聞いていまして、本当にそういう方がいるということをお先ほどのことではないですけど、よくすごく小園議員が質問されたことがよく分かるんですが、お一人お一人があるということ、本当に志布志市民の方は真剣に考えて、そういうことが外からは分からなくてもあるんだよということをお理解したら、一人ひとりが優しい気持ちになって寄り添

って、そして「そういうのはここに行けばいいよ」って、「じゃあここをこうするよ」っていう共生社会ということも言われていました。本当にそこがいろんな志布志市のまちづくりの原点ではなかろうかなと思うんですね。そしてそのことがこの本市で成し得ていなかったとしたならば、全然本市は福祉だけでなくも福祉にしてもですが、福祉のまちだ、子育て支援日本一になってはいませんが、「そういうまちだよ」って、「一生懸命やっているよ」っていうのを、大きく叫ぶことはできないのではないかな、そういうところが出て、初めてそういう福祉のまちになっていくのではと思いますが、市長どうですか。

○市長（下平晴行君） これは障がいにかかわらず、やはり行政に携わる職員としてはあらゆることを自分のことだと思って対応していくべきだというふうに、昨日も課長会で言ったということをお願いしましたが、そういうような考え方で取り組みをしていきたいと考えております。

○14番（鶴迫京子君） 本当に保健とか福祉とか医療とか大変難しい分野ではありますが、しっかりやはり人ごとと捉えずに我がことと捉えて、そして、まず自分の心に落としてみて、その相談されていることがどういうことなのかということをしっかり自分の心に落としてから返事を返す。同じノーという返事であっても、そこにそういう認識があったり知識があったり、思いやりがあったりしたならば、同じノーでも違う形のノーが返ってくるのではないかと思います。そしてそういう方々というのは、しっかりそういうことを受け止められる感受性を持っていらっしゃると思います。ですので、やはりそこはさすが人として大事なことはなかろうかと思っております。そういうことなので、相談窓口をそういうみんなが通るところではなくて、どこか別にしてくださいとかそういうことがいろいろ出てくるわけでありますので、ぜひそういうことを本当に真剣に考えてやっていただきたいと思っております。そうでなかったら、志布志市はやっぱ誇れるまちにはならないと思っておりますので、ぜひ歯科衛生士の採用ということで、よろしく願いいたします。

このことはどうなのかなということ、それなりに質問はあれですが、担当課なり今どういふふうに進んでいるのというような感じで、聞いていきたいと思っておりますので、ぜひ市長にもそういうことで、歯と口の健康を守るということで、一生懸命やっていただきたいなと思っております。

最後に一言だけ、まちづくり、スポーツ振興、そして歯と口の健康ということで今回質問しましたが、市長の思いを一回聞いて終わりたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまちを目指して、医療も含めて福祉も含めてですね、取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 宏二君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から9月24日まで休会とします。

9月25日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後 2 時03分 散会

令和2年第3回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：令和2年9月25日（金曜日）午前10時03分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第62号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第63号 志布志市田之浦ふるさと交流館条例及び志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第64号 志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第65号 志布志市志布志農村研修センター条例の制定について
- 日程第7 議案第66号 志布志市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第67号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第9 議案第68号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第69号 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第70号 令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第74号 財産の取得について
- 日程第13 議案第75号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第14 陳情第4号 休校時において小中学校でオンライン授業を実施するための速やかな検討及び予算措置に関する陳情書
- 日程第15 陳情第6号 大規模な災害の予兆、発生に対する志布志市内の児童生徒の安全を保障することを目的とした陳情書
- 日程第16 陳情第7号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情
- 日程第17 報告第4号 継続費精算報告書について
- 日程第18 報告第5号 令和元年度志布志市健全化判断比率について
- 日程第19 報告第6号 令和元年度志布志市資金不足比率について
- 日程第20 認定第1号 令和元年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第2号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第3号 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第4号 令和元年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第5号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第25 認定第6号 令和元年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第7号 令和元年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第8号 令和元年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第9号 令和元年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第30 発議第3号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意
見書の提出について
- 日程第31 閉会中の継続審査申し出について
(文教厚生常任委員長)
- 日程第32 閉会中の継続調査申し出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（19名）

| | |
|-------------|-------------|
| 2番 南 利 尋 | 3番 尖 信 一 |
| 4番 市ヶ谷 孝 | 5番 青 山 浩 二 |
| 6番 野 村 広 志 | 7番 八 代 誠 |
| 8番 小 辻 一 海 | 9番 持 留 忠 義 |
| 10番 平 野 栄 作 | 11番 西江園 明 |
| 12番 丸 山 一 | 13番 玉 垣 大二郎 |
| 14番 鶴 迫 京 子 | 15番 小 野 広 嗣 |
| 16番 長 岡 耕 二 | 17番 岩 根 賢 二 |
| 18番 東 宏 二 | 19番 小 園 義 行 |
| 20番 福 重 彰 史 | |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 市 長 下 平 晴 行 | 副 市 長 武 石 裕 二 |
| 教 育 長 和 田 幸 一 郎 | 総 務 課 長 北 野 保 |
| 財 務 課 長 折 田 孝 幸 | 企画政策課長 西 洋 一 |
| 情報管理課長 岡 崎 康 治 | 港湾商工課長 假 屋 眞 治 |
| 税 務 課 長 吉 田 秀 浩 | 市民環境課長 留 中 政 文 |
| 福 祉 課 長 木 村 勝 志 | 保 健 課 長 川 上 桂 一 郎 |
| 農政畜産課長 重 山 浩 | 耕地林務水産課長 立 山 憲 一 |
| 建 設 課 長 鮎 川 勝 彦 | 松 山 支 所 長 中 吉 広 志 |
| 志布志支所長 小 山 錠 二 | 水 道 課 長 新 崎 昭 彦 |
| 会 計 管 理 者 桑 迫 悟 | 農業委員会事務局長 小 野 幸 喜 |
| 教育総務課長 萩 迫 和 彦 | 学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎 |
| 生涯学習課長 江 川 一 正 | |

議会事務局職員出席者

| | |
|-------------------|-----------------|
| 事 務 局 長 藤 後 広 幸 | 次 長 松 永 憲 一 |
| 調 査 管 理 係 長 毛 野 仁 | 議 事 係 長 末 原 和 幸 |

午前10時03分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。

日程第2 報告

○議長（東 宏二君） 日程第2、報告を申し上げます。

産業建設常任委員長から、報告書が提出されましたので、配付いたしました。参考にしていただきたいと思えます。

日程第3 議案第62号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第3、議案第62号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第62号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本市の幼稚園は休園中の山重幼稚園だけなのか、ほかは全て認定こども園なのか、幼稚園と位置付けられる民間の幼稚園はあるのかとただしたところ、本市において、幼稚園と位置付けられるのは、山重幼稚園のみである。他の民間保育所等は、保育所が5園、認定こども園が13園で、民間の幼稚園はないとの答弁でありました。

幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳までの子どもの保育料が無償となり、0歳から2歳までの子どもの保育料が支払い対象となるが、保育園等に通っている0歳から2歳までの子どもは本市に何人いるのかとただしたところ、0歳から2歳児で保育園等に通っている子どもは、本市で456人であるとの答弁でありました。

年収360万円以下の世帯の副食費は免除されるが、副食費が免除とならない対象者はどれくらいいるのかとただしたところ、副食費が免除とならないのは、9月分で509人であるとの答弁で

ありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第62号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第62号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第63号 志布志市田之浦ふるさと交流館条例及び志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第4、議案第63号、志布志市田之浦ふるさと交流館条例及び志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第63号、志布志市田之浦ふるさと交流館条例及び志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長及び総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、指定管理者は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができるかとあるが、どういう手順を踏めばよいのか。また、市長の承認を得て、臨時に休館することができるかとある。今回の新型コロナウイルス感染拡大を受け、市が臨時休館としたが、どういう手順だったのかとただしたところ、開館時間の変更については、指定管理者から市に時間変更の申請をしてもらう。今回の新型コロナウイルス感染拡大を受けた臨時休館については、市

から施設を閉めていただく依頼をし、施設利用者に臨時休館を周知するため、市が張り紙をしたところであるとの答弁でありました。

指定管理者が行う業務に、市長のみの権限に属する事務を除くとあるが、どのような業務かとただしたところ、減免申請の許可、臨時休館の許可、開閉館時間の変更が該当するとの答弁でありました。

田之浦ふるさと交流館と内之倉農村広場は場所が離れているが、指定管理者は別々の事業者との認識で良いか。また、今回は非公募だが、どのように指定管理者を求めていくのかとただしたところ、別々の事業者へ指定管理をお願いする予定であり、事前に各校区公民館に条例改正について説明を行った。各校区公民館を指定管理者にと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第63号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第63号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第64号 志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第65号 志布志市志布志農村研修センター条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第5、議案第64号及び日程第6、議案第65号、以上2件を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第64号、志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長及び総務課長、志布志支所産業建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、森山地区生活改善研修センター、潤ヶ野地区営農研修センター、八野地区農業構造改善センター、帖五区農産加工研修センターの4施設のうち、3施設の管理形態を直営から指定管理者制度へ変更することで1施設が残ることになるが、直営で残ることになる帖五区農産加工研修センターは、今後どこの課が所管することになるのかとただしたところ、今後においても、志布志支所産業建設課が所管するとの答弁でありました。

帖五区農産加工研修センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時まで、加工調理室の使用時間は、午前8時30分から午後5時までとなっているが、加工調理室で食材加工を行う場合、完成まで時間を要するため、午後5時以降について、置いて帰れるような柔軟な取り扱いができないのかとただしたところ、今後においても、加工調理室に食材加工品等を置ける対応を取っていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第64号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号、志布志市志布志農村研修センター条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長及び総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、指定管理者制度は事務の簡素化につながるのか。また、指定管理者が行う具体的な業務内容は何か、施設管理料はおおむね幾らになるのかとただしたところ、現在、施設の利用者は市に使用許可申請を出しているが、今後は指定管理者が直接申請を受け付け、許可することができるようになるため、事務の簡素化が図られる。また、業務内容については、利用の許可、予約の受け付け、鍵の開け閉め、光熱水費等の支払い、簡易な除草作業等であり、施設管理料は、おおむね年間30万円から50万円であるとの答弁でありました。

災害発生時に施設が避難所になった場合は、指定管理者が待機することになるのかとただしたところ、現在、避難所の運営については、日中は市職員が、夜間は消防団が待機しており、これまでどおりの対応となるとの答弁でありました。

避難所の開設について、指定管理者は開閉館時間の変更を市長に申請する必要があるのか。また、選挙の投票所に指定された場合、投票日と他の予約が重なった際のキャンセル連絡など、指定管理者の負担が懸念されるが、負担増にはならないのかとただしたところ、避難所や投票所の開設については、市から指定管理者へ連絡し、鍵の開閉を依頼する流れであり、指定管理者が負担を受けることがないように連携を図りながら運営したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第65号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

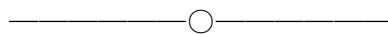
○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
これから、議案第64号に対する討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。議案第64号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第64号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。
これから、議案第65号に対する討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。議案第65号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第65号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第66号 志布志市選挙公報の発行に関する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第7、議案第66号、志布志市選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第66号、志布志市選挙公報の発行に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、9月15日、委員6人出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、各候補者が政治姿勢を市民に訴える機会の創設と市民の方々に政治及び選挙に関心を持つことで投票率向上にもつなげるため、条例を定め、市長、市議選において選挙公報を発行することのだが、これまでどのような協議がなされてきたのかとただしたところ、平成30年6月の一般質問を受け、県内他自治体の選挙公報発行状況等確認したところ、19市中17市において既に発行していたこと、また、来年度予定されている市長、市議選での投票率向上を図る観点からも、本年6月に開催された選挙管理委員会にて発行に向けた最終的な協議がまとまり、今回の提案に至ったとの答弁でありました。

発行される選挙公報の配布・周知の方法や、選挙公報への掲載方法の詳細についてただしたところ、当該公報については、市内全世帯への紙媒体での配布とともに、市ホームページへの掲載を予定している。また、選挙公報への掲載については、立候補者の申請によるものであることから、申請者のみを掲載することになり、その掲載順序は届け出を締め切った後、選挙管理委員会にて、くじにより定めるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第66号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第66号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第67号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第9号）

○議長（東 宏二君） 日程第8、議案第67号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案は、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第67号、令和2年度志

布志市一般会計補正予算（第9号）について、予算審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月14日、委員全員出席の下、審査に資するため、橋りょうの流出箇所、用水路の大規模崩壊箇所、農道の大規模崩落箇所、山腹崩壊箇所等の現地調査を実施した後、9月16日に、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まず初めに、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、財政調整基金繰入金について5億7,000万円を超える減額となっているが、その要因は何かとただしたところ、減額の主な要因としては、普通交付税が増額になったこと及び本年7月豪雨に伴う補正予算第7号に係る災害対策事業の財源として、財政調整基金を充当していたものを、関係課と協議し地方債への財源振替を行ったことが要因である。今回、財政調整基金繰入金の減額はできたものの、前年度と比較すると増加しており、依然として厳しい財政状況であるとの答弁でありました。

次に、学校教育課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、学習指導員及びスクール・サポート・スタッフの募集について、学校に一任しているように見えるが、市を挙げて見つけた方がいいのではないかとただしたところ、公募という方法も検討したが、学校応援団や学校運営協議会など、学校のことを知り尽くした方に支援・指導をお願いした方がベストと考えている。また、スクール・サポート・スタッフの配置について、国の計画では、卒業生の保護者など地域の人材活用が望ましいと示されており、まづもって学校で捜していただいているとの答弁でありました。

次に、学習指導員及びスクール・サポート・スタッフの勤務時間はどれくらいなのかとただしたところ、学習指導員は、1日5時間の平日勤務、スクール・サポート・スタッフは、1日2時間または4時間の月17日勤務を想定しているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、城山総合公園駐車場下法面の崩壊については、排水がオーバーフローしたのか。斜面の補修には、板柵工より竹柵工による土留めがよいのではないかとただしたところ、崩壊の原因は、排水のオーバーフローではない。勾配は公園側に傾斜しており、そちらの側溝で排水している。現在は、板柵工による土留めを予定しているが、再度、技術者と検討していくとの答弁でありました。

次に、落雷による川西地区公民館及び潤ヶ野地区営農研修センターの空調機故障について、新しい空調機の設置はいつ頃かとただしたところ、補正予算議決後、速やかに着工するとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

総務課分の主な質疑といたしまして、新型コロナウイルスに係る感染リスクの低減、本庁・支所間の移動時間及びコスト削減を図ることを目的とするテレビ会議システム導入事業について、導入によりどの程度の経費削減につながるのかとただしたところ、システムの導入にあたり、利活用が見込まれる庁舎間の移動を伴う会議について調査したところ、会議の種類として43種類、延べ人数で年間2,269人、公用車1,133台分の移動が見込まれ、年間270万円程度の経費削減につながると試算しているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「チョイソコしぶし」運行事業については、市民・交通事業者・行政が連携し、交通機関の利便性向上を図ることを目的に、本年7月から12月までの6か月間、志布志地域の6校区を対象エリアとして無償による実証運行を行っているが、現在の登録者数は何名か。また、今後、どのように事業を展開していく考えかとただしたところ、当該事業における登録者数については、本年8月末現在で209名である。まず、来年1月から、これまで実証運行を行ってきた6つのエリアで1乗車当たり200円とする有料運行を開始するとともに、事業者停留所設置に係るスポンサー料についても有償化するところである。

今後は、当該事業のエリア拡大について、実証運行の詳細な検証等を行いながら、外部有識者も委員に入っている地域公共交通活性化会議において十分な協議を重ねた上で判断していくことになるとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ふるさと納税推進事業において、寄附見込額の増に伴い、歳入予算15億円増額することのだが、昨年度同時期と比較した寄附額の現状と増額の主な要因についてただしたところ、本市のふるさと納税の寄附額については、令和2年9月15日現在で、約15億円、前年度と比較し200%以上の寄附が寄せられている。この主な要因として、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、自宅で過ごす機会が増えたことにより、外食ではなく自宅で食事をする人が多くなったことが考えられ、本市の返礼品についても肉、レトルト食品及び冷凍食品等の需要が伸びている傾向にある。

しかし、これについては、本市だけの寄附額が伸びているわけではなく、全国的に伸びていることから、これまで駆け込み需要で寄附額が集中していた年末における寄附額の伸びについて危惧されるところであるとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、基幹システムの変更に伴い、印刷製本費が増額されている要因につ

いてただしたところ、基幹システムが変更されることで、税務課が発行する各納付書のレイアウトにも変更が生じることから、専用の用紙を使用した納付書の印字テストのほか、印字が指定された枠内に納まるかなどの調整を繰り返し行うためのテスト用納付書費用について、既定予算では不足が生じるためであるとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、災害等廃棄物処理事業で4棟の家屋を解体・撤去するとあるが、解体の意思を示した家屋についてのみ実施するのか。解体を希望されないところもあったのかとただしたところ、災害確認調査については、総務課が窓口となり、税務課と建設課が現地調査を行った。損壊の種類としては、全壊、大規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊と被害状況により分かれており、今回、13棟を調査し、所有者から解体・撤去の希望の意思があった全壊1棟、大規模半壊1棟、半壊2棟について事業を実施するとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、生活困窮者住居確保給付金については、生活困窮者に対しての生活支援を目的とする事業であるが、対象となる人数は出ているのかとただしたところ、当初予算において、11世帯の給付が確定しているところである。

今回の補正は、今後の予定として、単身世帯、2人世帯、3人から5人世帯と単価があるが、具体的には、単身世帯が2万4,200円の9世帯の6か月分、2人世帯が2万9,000円の6世帯の6か月分、3人から5人世帯が3万1,500円の6世帯の6か月分で考えているとの答弁でありました。

次に、被災者生活支援金支給事業については、自然災害において住家等に著しい被害を受けた被災者の生活支援を目的とする事業である。県の基金が財源となっているが、市からの持ち出しはないのかとただしたところ、市の持ち出しはなく、全て、県の被災者生活支援基金を充当するとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特別会計繰入金金の算定根拠は何かとただしたところ、国民健康保険などの医療給付費以外に係る事務費として、前年度に特別会計へ繰り入れた金額から、執行残や国県の補助金等により補てんされた金額から算出した精算額を、翌年度に一般会計へ返還しているとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、畜産共進会等謝礼事業について、今年度はコロナ禍の影響で各種共進会が中止となり、先が見通せない中、令和4年に鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共

進会に向けて、生産者の意欲に影響がないか、とただしたところ、4月、5月の価格が下がった際は導入意欲も低迷していたが、臨時交付金を活用し導入支援事業を創設したことで生産基盤の維持が図られたことと、優良牛の導入に効果があったことをみると、令和4年の全国和牛能力共進会への意欲の向上につながったと考えているとの答弁でありました。

次に、産地パワーアップ事業について、事業主体の事業取り下げによる補助金の減額補正となっているが、今後、事業主体の状況によって再度取り組むことは可能かとただしたところ、事業主体は、できるだけ早く取り組みたいという意向を持っていたが、コロナ禍から情勢の回復を待たために取り下げたものであり、事業の中止ではなく、延期という考え方であるとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県営土地改良事業負担金について、事業費変更及び負担率の改定による増額補正となっているが、受益者への影響はどうかとただしたところ、今回は、市の負担金を増額するものであり、個人の負担には影響がないものである。また、各土地改良区についても、個人と同様に負担を求めるものではないとの答弁でありました。

次に、歳入の農林水産業費分担金で計上されている災害分担金について、具体的にどこからの受け入れとなるのかとただしたところ、農地災害復旧事業において、補助残の2割を農地所有者が負担することになっており、その負担金を災害分担金として算出した額である。なお、激甚災害指定を受けた場合については、農地所有者の負担はなくなるため、減額補正をすることになるとの答弁でありました。

最後に、建設課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公共土木施設災害復旧工事に伴う立木補償費について、査定の手法及び善意による寄附があった場合などに係る補償の考え方についてただしたところ、災害復旧にあたっては、通常、作業を道路敷地内で完了させることを目指すが、どうしても私有地を利用しなければ作業に影響があると認められる場合は、買収の上で、私有地内にある樹木の種類や大きさ等によって定められた単価に基づき、算定される補償費を支払うものである。なお、土地所有者の善意により寄附の申し出があった場合は、譲渡契約の締結や、起工承諾書などをいただいた上で復旧作業にあたっているとの答弁でありました。

次に、公共土木施設災害復旧事業について、用地取得費として1,200万円の計上があるが、具体的にどこかとただしたところ、今回の用地取得については、東原・立本線の上畑橋落橋に係る護岸部分、上門線や猜ヶ宇都線、東大久保1号線などの法面部分において復旧作業を行う必要がある路線を対象としているとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第67号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第9号）については、全会一致をもって、原案

のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

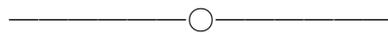
これから、採決します。

お諮りします。議案第67号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第68号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（東 宏二君） 日程第9、議案第68号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第68号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、国民健康保険税の減免が出てくると思うが、本市でどれくらい減免が出てくる予想なのかとただしたところ、現在、7件、169万円程度の減免となっているが、新型コロナウイルス感染拡大の終息が見えない状況であり、第2波、第3波も考えられるため、今後増加するという懸念もあるとの答弁でありました。

国民健康保険税の減免については、国が補てんすることになっているが、補てんされるのは今年度なのか次年度なのかとただしたところ、今年度の減免に係る国の財源措置については、減免額の10分の6が補助金、10分の4が国民健康保険の特別調整交付金により補てんされる。現在、補助金については申請済みであり、今年度中に入る予定であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第68号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

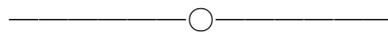
以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。議案第68号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第68号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第69号 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第10、議案第69号、令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第69号、令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和2年度から後期高齢者医療の保険料が、所得割率9.57%、均等割額5万500円から、所得割率10.38%、均等割額5万5,100円に引き上がって、全国平均よりも高い状況である。今年度の滞納状況はどうなっているかとただしたところ、8月末現在の収納状況は、調定額2億6,226万2,700円、収入済み額8,534万7,900円、徴収率にして32.11%となっているとの答弁でありました。

保険料の引き上げもあり、滞納に影響してくるのではないかとと思われるが、前年度と比較して、どのような状況かとただしたところ、前年度同時期と比較した徴収率は、2.65ポイント下がっている状況であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第69号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

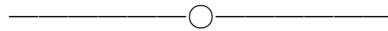
○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。

お諮りします。議案第69号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第69号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第11 議案第70号 令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（東 宏二君） 日程第11、議案第70号、令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第70号、令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、
文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和3年度に向けて、介護保険事業計画の見直し作業に取り掛かっていると思うが、国は介護保険制度の改正や見直しを考えていないのかとただしたところ、今年度は、8期介護保険事業計画の策定中であり、7月から現在まで、3回の策定委員会を開催している。国から制度見直しに関する正式な通知等は来ていないが、引き続き、情報収集に努めたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第70号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

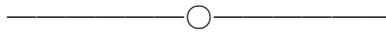
以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

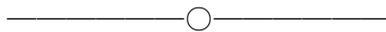
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。議案第70号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第70号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



○議長（東 宏二君） お諮りします。
日程第12、議案第74号及び日程第13、議案第75号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第74号及び議案第75号、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第12 議案第74号 財産の取得について

○議長（東 宏二君） 日程第12、議案第74号、財産の取得についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。
議案第74号、財産の取得について説明を申し上げます。
本案は、児童・生徒が使用するタブレット端末を買収するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号、及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、タブレット端末2,199台を、児童・生徒の学習用として、随意契約により、9,893万3,010円で、鹿児島市金生町4番10号の富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店から買収するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育総務課長（萩迫和彦君） それでは、議案第74号、財産の取得について、補足して御説明申し上げます。

国の全国一律学校 I C T環境整備の早期実現に伴い、多様な子どもたち一人ひとりに応じた学びを実現させるために、国の補助事業を活用して児童・生徒1人1台の端末を整備するものです。

今回の業者選定につきましては、鹿児島県が共同調達の取りまとめを行い、希望した市町村の端末台数等を把握して、プロポーザル方式により富士電機 I Tソリューション株式会社鹿児島支店を選定しましたので、市はこの業者と随意契約を締結し学習用タブレット端末を購入するものです。

それでは、取得する財産の内容につきまして、御説明申し上げます。

付議案件説明資料の2ページをお開きください。

取得する財産は、タブレット端末で、数量は2,199台です。調達物件の製品概要の主な仕様につきましては、O Sはマイクロソフト、Windows10、プロ64ビット日本語版で、C P Uはインテル、セルロン、N4000、内臓ディスクは、eMMC、メモリは4ギガバイト、ディスプレイは10.1インチのタッチパネル対応となっています。この仕様につきましては、国が示したモデルに沿った内容となっております。

納入期限は、令和3年3月31日となっているところでございます。

以上で、議案第74号、財産の取得についての補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第74号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、可決することに決定しました。

ここで、換気のため10分程度休憩します。11時10分から開会いたします。

○

午前10時58分 休憩

午前11時07分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

日程第13 議案第75号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第10号）

○議長（東 宏二君） 日程第13、議案第75号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第10号）について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、台風10号による災害廃棄物の処理に伴う災害等廃棄物処理事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ347億8,078万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目、衛生費国庫補助金は、災害等廃棄物処理事業を175万円増額するものであります。

予算書の6ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として175万円増額するものであります。

予算書の7ページ及び付議案件説明資料を御覧ください。

歳出の4款、衛生費、2項、清掃費、2目、塵芥処理費は、台風10号により夏井海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分を行い、生活環境の保全を図る災害等廃棄物処理事業に係る経費を350万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（南 利尋君） 漂着ごみの処理ということで補正予算（第10号）で計上されていますけど、昨日行ってみますと、このプリントをいただいて、この現場を見てみたんですけど、一番ひどいところはこの現場ももちろんそうなんですけど、ちょうど川が真ん中に流れているんですけど、あの奥の方が一番ひどい状況があるわけですね。そこで見てみますとプラスチックとかビニールとか、そういうのも混ざった流木がもう多く流れてきていまして、この350万円の中に、その流木、プラスチック、ビニール、その中での処理の予算計上なのかというのが1点と、もう一つ、範囲的には砂浜はもちろんなんですけど、岩場も結構そういうプラスチックとか流木とかも引っかかっているような状態があるわけですね。この範囲的にはどこまでの作業を計画されたのかをお伺いします。

○市民環境課長（留中政文君） 今の御質問にお答えします。

災害廃棄物が、今、川のところにたくさん流れているというようなことですが、プラスチックごみにつきましては、業者の方にお願ひするというにしておりますので、業者の方が回収する場合は、産業廃棄物というようなことで処理をするということになります。

範囲はどこまでかというようなことでございますが、志布志湾には四つの海岸保全区域が指定されておまして、今回の事業の対象は海岸保全区域外というようなところで、夏井漁港より東側の夏井海岸について台風10号により漂着した廃棄物を回収するというようなことであります。

その岩場のところにつきましては、国の補助が2分の1あるとはいえ、自主財源も必要であるというようなことから、費用対効果も考えて、今回は岩場の手前までということで範囲を指定したところでございます。

○2番(南 利尋君) ということは、パラダイスの下辺りの砂浜までは範囲に入ることと認識してよろしいですかね。それと、産業廃棄物なわけですから、業者の方でもそれは産業廃棄物という扱いであれば、もう全部一緒にからまったプラスチックとかビニールとかも一挙に撤去、行ってみれば、やっぱり波に打たれて、砂浜の中に入っているそういう危険なプラスチックが、角だけ出ている部分とかですね、そういう砂浜にも漂着物が沈んでいる状況もあるわけですね。表面だけの撤去のこの予算なのか、それを含めた業者への依頼は、結局砂浜の安全確保という観点からも協議されたのかということで、もう一回お願いします。

○市民環境課長(留中政文君) 範囲につきましては、旧パラダイスのところから手前の方を考えております。

そのプラスチックにつきましては、砂浜の中に入っているプラスチックもあるということですが、一応業者の方にも願ひするのは露出している範囲というか、見える範囲のごみについては回収をお願いしたいというふうに思っております。

○2番(南 利尋君) であれば、一応見えている範囲であれば、流木、プラスチック、ビニールは全てこの事業で撤去をしていただけるということによろしいですか。

○市民環境課長(留中政文君) はい、そのように考えております。

○議長(東 宏二君) ほかに質疑はありませんか。

○12番(丸山 一君) 写真を見る限りでは、範囲が狭いなと思っていたんですが、今のやり取りの中で、パラダイスの前までが含まれるということで、このすばやい対応には非常に感謝をしております。なぜかと言いますと、夏井海岸のウミガメが上陸するのは、一番頭数が多いのはパラダイス前なんです。あそこの砂場が一番多いですから、そこまでが範囲ということで非常に喜んでおります。

そこで聞きたいのは、あそこは国定公園内ですので、環境省なりとの協議はあったのかどうか。それと海岸については、大体通山押切海岸の場合は、海岸線はこれは県の所管課なんです。ですから、通山押切海岸に漂着したものに関しましては県土木の方、今でいう大隅地域振興局の土木建築課曾於市駐在ですけど、そこで年間200万円ぐらいの予算を計上していただいて、かなりの量の漂着ごみが出た場合は、県の方で処理をしてもらうようにしているんですけど、この説

明書によると、国庫となっていますので、これは国土交通省なのか環境省なのか、そういうところの説明をお願いします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） まず日南海岸国定公園でございますけれども、これにつきましては、ダグリ岬のところから砂浜のところのちょうど水の道ができていまして河川が流れております。そこまでが第二種特別地域ということで、国定公園の自然公園区域に指定されているところでございます。

あとは、この事業が環境省の事業ということで、当然今度は県を通して補助金申請をしますので、その中でそういうことをしてもいいよということの許可をもらいますので、それをもって協議ということになるように理解しているところでございます。

○市民環境課長（留中政文君） 通山の海岸につきましては、海岸保全区域としましては、志布志・有明・大崎海岸ということで、所管は国土交通省の管理となっているようでございます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 今回流木につきましては、まず7月の豪雨のときに県河川から流れ出まして、それが志布志湾のところに浮遊しておりました。それが打ち寄せまして、夏井の海水浴場にも少し上がっておりました。それから、県境にかけまして岩場のところにも打ち上げていたところでした。対策をどうしようかということで、県ともずっと協議をしているところでした。その後、台風10号が発生しまして、岩場にあったやつはほとんど海の方へ行きまして、それが押し寄せて今回の夏井の海水浴場の方にほとんど来ているような状況というふうに把握しているところでございます。今回、当然ここは一般海岸保全地域になりますので、ということは県・市町村が管理をするということになるんですけれども、これについて、今回の事業というのが、鹿児島県が策定しております「海岸漂着物対策推進地域計画」というのがあって、この事業の中で市の方が予算措置をして要望すれば補助事業でできるという仕組みがありましたので、今回その事業を県と話しながら知り得ましたので、今回この補助事業を入れて、この流木を撤去したいと考えております。

○12番（丸山 一君） 今の説明で分かったんですけども、先ほどの質疑の中でもありましたけど、流木がこれだけあるということは、この中にビニール・プラスチック類も相当混ざっているはずですよ。先の9月議会においては、市は処理をしたときの災害等における仮置き場はまだ策定はしてなかったんですけども、今回の場合は、これは市がそういう仮置き場を設けてそこに置くのか、はたまた処理をする業者任せにするのか、一般ごみ等もなかなか大変なんですよ、混ざっている場合は。ですから先ほど同僚議員の質疑の中にもありましたけど、果たして妥当な金額なのかなという気がするんですけど、それについてお願いします。

○市民環境課長（留中政文君） 今回は委託ということで、処理については業者の方に委託をしたいというふうに考えております。ということで、業者の方がその仮置き場というかそういうところも考えて、処分の方をしていくものというふうに考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（八代 誠君） 今、課長の説明で、業者に保管を任せるという話もあったわけなんです

が、それじゃちょっとおかしいのかなというふうに考えるところです。まず1点目に、この委託料、これは随契なのか、指名競争入札等を行っているのか、まずそのことについて示していただきたいのと、業者にお問い合わせすれば産業廃棄物ということになると、その業者が自分のそういう保管所に一時保管というのは、それじゃちょっとおかしいのかなと、処分場にしっかり処分していくというのが本来の手続きだろうと思いますが、そこの部分について確認をお願いします。

○市民環境課長（留中政文君） 先ほどちょっと一時保管と申し上げました。大変失礼いたしました。業者の方が直接産業廃棄物のその処理場に持っていくということでございます。訂正したいと思います。

契約につきましては、指名競争入札を考えております。この前私も行ってみましたが、やはり休みの日とか夕方とかたくさんの方の市民の方が散策というか、散歩とかに来られていらっしゃって、非常に安全性の面からも早急に撤去した方がいいのかなというふうに考えておりますので、議決後には早急な事業実施をしたいというふうに考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

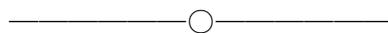
これから、採決します。

お諮りします。議案第75号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第14 陳情第4号 休校時において小中学校でオンライン授業を実施するための速やかな検討及び予算措置に関する陳情書

○議長（東 宏二君） 日程第14、陳情第4号、休校時において小中学校でオンライン授業を実施するための速やかな検討及び予算措置に関する陳情書を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました陳情第4号、休校時において小中学校でオンライン授業を実施するための速やかな検討及び予算措置に関する陳情書について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、陳情者である内藤由佳氏から参考人意見聴取を行った後、執行部から教育総務課長及び学校教育課長、財務課長、情報管理課長ほか担当職員の出

席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

参考人意見聴取での主な意見といたしまして、

子どもの教育環境は、家庭間格差に縛られており、保護者の支援を受けられない子どもたちがたくさんいる。そのような子どもたちが今回一番の被害者になっている。

学校は子どもたちの生活の要、将来の礎であり、学校で子どもと先生が対面することが学校教育の基本だと思う。

市議会におかれては、コロナ禍で学校に行けないときのための対応を考えてほしい。予算という形で市議会に提案されたときは、ぜひ賛成していただきたいとの意見でありました。

執行部より、参考意見として、教育総務課長から、前回の審査後の動きとしては、今回の議会で1人1台タブレット端末の財産の取得について追加議案をお願いするところである。また、8月の臨時議会において、より効果的に動画等の配信ができるよう各学校にカメラ・マイクを配備することとして予算を計上している。

学校教育課長から、新学習指導要領では「教育の情報化」に向けて「情報活用能力」の育成を全ての教育活動の基盤にすることとして、情報教育の充実、教科指導におけるICTの活用、校務の情報化を図っていくこととされている。

「教育の情報化」を進めるにあたっては、①学校内の整備と活用、②学校間、学校と関係機関等の活用、③学校と家庭での活用という手順で進めていこうと考えている。

オンライン授業の実施にあたっては、教師の指導力・操作スキルの向上、保護者・子どもの情報モラルの育成、Wi-Fi環境のない家庭への対応が課題である。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

主な質疑といたしまして、国・県の支援体制に何か動きがあったかとただしたところ、GIGAスクール構想に係る支援に変更はない。オンライン授業の実施に向けたカメラ・マイクの購入について、国に補助金申請しているところであるとの答弁でありました。

小・中学生のいる家庭でWi-Fiが設置されていない件数を把握しているかとただしたところ、オンライン授業についてのアンケートを6月に実施した。インターネット不可が200世帯13.1%で、インターネット可が1,331世帯86.9%であるとの答弁でありました。

基本的には学校に行って勉強することが教育だと思う。コロナ禍などで学校に行けないときに使うものであって、利用頻度や費用対効果を考えると導入することはいかがなものかとただしたところ、まずは、1人1台の校内整備・活用が第一優先で、先生方のスキルアップや子どもたちへのパソコンの使い方を周知して活用を図ること、そして学校間のネット会議、その次の段階として、家庭と学校をつなぐネット環境の整備であると考えている。

また、使い方によっては、ゲーム依存など様々な弊害が予想されるため、そういったことを含めて、教育・学びの場を設定したいとの答弁でありました。

以上で質疑を集結し、陳情書の取り扱いについて審査に入りました。

主な意見として、本日、陳情者の内藤由佳氏から参考人意見聴取を行い、本陳情の趣旨は十分

理解できた。既に本市では国が進めるGIGAスクール構想に基づき、オンライン授業を見据えた校内環境整備を着実に進めており、陳情項目1については、採択すべきものとする。

しかし、陳情項目2の全ての小中学生がオンライン授業を受講できる環境を整備するための予算措置を講じることは、志布志市議会に権限がないことから、本陳情については、陳情項目2を除く、項目1を一部採択すべきである。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第4号については、全会一致で一部採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

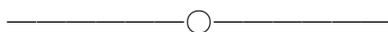
○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。

お諮りします。陳情第4号に対する所管委員長の報告は一部採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、陳情第4号は、所管委員長の報告のとおり一部採択と決定しました。



日程第15 陳情第6号 大規模な災害の予兆、発生に対する志布志市内の児童生徒の安全を保障することを目的とした陳情書

○議長（東 宏二君） 日程第15、陳情第6号、大規模な災害の予兆、発生に対する志布志市内の児童生徒の安全を保障することを目的とした陳情書を議題とします。

本案は、総務生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました陳情第6号、大規模な災害の予兆、発生に対する志布志市内の児童生徒の安全を保障することを目的とした陳情書について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員6人出席の下、執行部から総務課長、学校教育課長、教育総務課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考意見として、陳情項目1の「志布志市内の小中学校休校基準の明示」、陳情項目2の「予測可能な災害の早期情報収集と速やかな休校措置の発令」、陳情項目3の「過去の経験」や「従来の基本的対応によらない新しい判断基準の制定」、及び、陳情項目6の「児童生

徒の保護者による自主的な自宅待機の際の出席停止扱いの施行」について、今回の対応で見た課題や反省点を踏まえ、より実効性のある危機管理マニュアルへの見直しを行い、周知を徹底し、学校や保護者との共通認識に努めることとしたい。

また、予測可能な災害等については、情報を速やかに収集し、各学校との連携を図りながら、なるべく早く協議・判断していくとともに、生命に関わるような緊急を要する事態等においては、学校からの指示を待たずとも危機管理マニュアルに基づき、保護者の判断で休ませてよいことも共通理解を図り周知していきたい。

陳情項目4の「判断には市長や教育長、教育委員以外に気象予報士や防災士など有識者の意見も採用」及び陳情項目5の「災害発生時の災害箇所等の速やかな情報収集と情報発信」については、避難勧告発令時等において各課との連携が取れていなかったことによる対応の遅れやホームページ情報の更新遅れ、また、BTVの光ケーブル寸断による防災行政無線と行政告知放送の連動ができなくなったこと等、市民に御迷惑をおかけしたことについて深く反省している。

市役所内には、防災士の資格を持った職員が3名おり、そのうち1名は総務課に配属されていることから、更なる情報収集に努めるとともに、今後は、LINE、ホームページ、安全・安心メール、防災行政無線、行政告知放送に加え、FM志布志との連携や通行止め等の道路情報を地図上に示したものを導入するなど、いち早く市民に情報発信できる態勢づくりについて関係課で協議している。

陳情項目7の「オンライン授業の早期整備と早期実施」について、教育の情報化に向けては、情報活用能力の育成を全ての教育活動の基盤にするとことから、本市としては学校内の整備と活用、学校間や学校と関係機関等での活用、学校と家庭での活用について、順に進めていく考えである。現在、校内LANの整備や1人1台タブレット配置に取り組んでおり、今後、オンライン授業をより効果的に実施するためカメラやマイクについても各学校へ配備し、動画等の配信ができるよう環境整備を図っていくこととしている。

一方で、オンライン授業の実施にあたっては、教師の指導力や操作スキルの向上、保護者・子どもの情報モラルの育成、Wi-Fi環境のない家庭への対応が課題とされており、教職員の各種研修会への参加促進や、本年度配置したGIGAスクールサポーターによる指導を行いながら、その実施に向け取り組んでいる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、災害発生時の災害箇所等の速やかな情報発信において、今後本市が導入を検討しているシステムの詳細についてただしたところ、7月豪雨時における情報発信面での課題を基に、台風10号襲来時には、TOYOTAと連携した「通れた道マップ」を市のホームページに掲載し、市民向けに情報発信を行ったところである。今後はより正確な最新の情報を市民へ伝えられるよう、市の職員が写真や文字で瞬時に掲載できるシステムの導入についても検討を進めているとの答弁でありました。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大や緊急的な災害発生時における小・中学校の臨時休業や

児童・生徒の出席停止の判断は、誰が行うのかとただしたところ、緊急的な災害発生時等については、学校教育法施行規則により学校長が判断することになっている。また、新型コロナウイルスなどの感染症については、学校保健安全法により、臨時休業は市の教育委員会が判断し、出席停止は学校長が判断することとなっている。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止による、一部の学校の臨時休業措置については、この学校保健安全法を基に策定した本市独自の衛生管理対応マニュアルに基づき、臨時休業を判断したとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、陳情書の取り扱いについて審査に入りました。

主な意見として、新型コロナウイルス感染症拡大が終息せず、これまで経験したことのない災害が多発した中、市民の生命を守るための情報収集や情報発信について早急な対応を求める本陳情の趣旨については十分理解できるところである。オンライン授業の早期実施という点においては、早期対応は難しい部分もあるが、執行部は既に陳情7項目全てにおいて、対応済みや取り組みを開始していることから、本陳情については採択すべきである。

以上のような、意見が出され、起立採決の結果、陳情第6号については、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 本陳情に対して、陳情の理由というところから全部拝見させていただきまして、国に意見書を上げてくださいという陳情ではありません。志布志市に、この陳情項目をきちんとやってくださいという陳情であります。その中で委員会の中で、それぞれ理由があるわけですが、そういったものについて陳情者の意見を聴取しようという、そういった意見がなかったのかというのが1点であります。それぞれについて、新型コロナウイルスの感染防止、こういったものについての情報発信とかされておられませんとかいろんなことがあります。その中で今言いました、委員会として陳情者にお越しいただいて意見を聞くというそういったものはなかったのかと。

それと併せて、先ほど陳情第4号でオンラインの関係で一部採択ということで全会一致ここではあったわけですが、このオンライン授業の関係なんかもほかの陳情との関係で合同審査とかそういうのも必要はないということと判断されてのことですけど、そこらについて委員会の中で合同審査の協議とかそういったものはなかったのか、2つ目ですね。

そして、ほとんどが実施がされているというような状況で、学校長の判断が求められているものが多くあります。その中で危機管理マニュアルによって判断したというのがありましたが、そこについて、この陳情を一部採択ということに、そういう議論はなかったのかですね、その3点についてお願いします。

○総務常任委員長（野村広志君） 今、御報告申し上げて、意見があったところの1点目の陳情者の意見を聞くということが委員会で議論されなかったのかという点については、委員会の中で

はそういった議論はなかったということでございます。

2点目の合同審査の必要性についてということですが、委員の中から合同審査の必要性については問われたところでは、全員の意見を集約したところでは、その必要性については総務常任委員会ですっきりと審議をするということで結論を得たところでありました。

3点目の一部採択という点についても、委員の中での意見もあったところですが、最終的には先ほど申し上げたとおり、全てのことについて実施がされているというようなことを含めて、起立採決により採択されるべきということでの委員会の判断といたしました。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

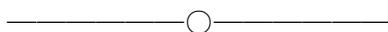
これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。陳情第6号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（東 宏二君） 起立多数であります。

したがって、陳情第6号は、採択されました。



日程第16 陳情第7号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情

○議長（東 宏二君） 日程第16、陳情第7号、国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました陳情第7号、国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考意見として、学校教育課長から、法の趣旨に基づき、教育課題の解決と国民の負託に応える教育の振興・充実を目指す中であって、教育の機会均等と水準の維持向上、豊かな学びや学校の働き方改革の実現のために、現在の学級編制の標準を引き下げることが、重要なことであると考えている。

一方、教職員や財源、空き教室の確保、新型コロナウイルス対応等、克服しなければならない

課題もある中、文部科学大臣が「令和時代のスタンダードとしての『新しい時代の学びの環境の姿』と「少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備や関連する施設設備等の環境の在り方」について議論を進めていくと述べており、国の施策の動向を注視していきたいと考えている。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

主な質疑といたしまして、20人学級となるとクラスが増え、先生の負担が増えるという懸念があるのではないか。また、20人学級にすることで、どの程度学級数が増えるのかとただしたところ、

20人学級にすることで、教職員の確保、財源、空き教室の確保等が問題になってくる。試算によると、20人学級にすると小学校で33学級増・中学校で18学級増の合計51学級増、30人学級にすると小学校で5学級増・中学校で5学級増の合計10学級増、35人学級にすると小学校で1学級増・中学校で1学級増の合計2学級増となるとの答弁でありました。

田之浦小学校は少ない人数だが、複式学級にあっても特認校制度があるため、地域の方々から大変ありがたいと言われている。様々な課題もあるが、教育委員会として20人学級をどう考えるかとただしたところ、一人の先生が見る子どもの数が少ないほど、きめ細やかな対応ができるというメリットがある。しかし、今の教育界の現状をみると、正規職員の確保もままならない状況があり、人材確保の問題や施設の物理的な制約もあるとの答弁でありました。

以上で質疑を集結し、陳情書の取り扱いについて審議に入りました。

主な意見として、教育の機会均等を保障するためには、国が責任を持って少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善・教室確保を行うことを要請する本陳情の趣旨は十分理解できるものであり、本陳情については採択すべきである。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第7号については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。陳情第7号に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



日程第17 報告第4号 継続費精算報告書について

○議長（東 宏二君） 日程第17、報告第4号、継続費精算報告書についてを議題とします。
報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第4号、継続費精算報告書について説明を申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業について、志布志市一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、御報告申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業の平成30年度の全体計画年割2億円に対し、実績支出済額8,000万円、令和元年度の全体計画年割額2億円に対し、実績支出済額2億7,522万円、合計で全体計画総額4億円に対し、実績支出済額3億5,522万円を精算いたしました。

よろしく願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

以上で、継続費精算報告書についての報告を終わります。



日程第18 報告第5号 令和元年度志布志市健全化判断比率について

○議長（東 宏二君） 日程第18、報告第5号、令和元年度志布志市健全化判断比率についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第5号、令和元年度志布志市健全化判断比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度志布志市健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

一般会計をはじめ、全ての会計が赤字ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されませんでした。また、実質公債費比率につきましても、本市の早期健全化基準が25.0%に対しまして10.4%、将来負担比率につきましても、本市の早期健全化基準が350.0%に対しまして18.9%であり、いずれも早期健全化基準を下回っております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

以上で、令和元年度志布志市健全化判断比率についての報告を終わります。

○

日程第19 報告第6号 令和元年度志布志市資金不足比率について

○議長（東 宏二君） 日程第19、報告第6号、令和元年度志布志市資金不足比率についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第6号、令和元年度志布志市資金不足比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度志布志市資金不足比率を、監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

資金不足比率の対象の公営企業会計である水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計、国民宿舎特別会計及び工業団地整備事業特別会計に資金不足額がなく、資金不足比率は算定されませんでしたので、これらの公営企業会計の経営は健全であります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

以上で、令和元年度志布志市資金不足比率についての報告を終わります。

昼食のため暫時休憩します。午後は1時5分から開会します。

○

午前11時55分 休憩

午後1時04分 再開

○

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○

日程第20 認定第1号 令和元年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（東 宏二君） 日程第20、認定第1号、令和元年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、令和元年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

令和元年度決算につきましては、これまでの取り組みをなお一層本格化させるとともに、全ての事務事業について、これまでの成果や課題を踏まえた優先度評価と、スクラップ・アンド・ビルドの徹底による事業の見直しを行い、真に必要な事業を見極めながら、健全な財政運営の維持

と持続可能な市政運営を図りました。

主要施策成果説明書の一般会計の1ページをお開きください。

決算額は、歳入総額277億65万2,000円、歳出総額273億7,231万2,000円、差引残額3億2,834万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2,911万円を差し引いた実質収支額は2億9,923万円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

2ページをお開きください。

歳入のうち市税、繰入金、繰越金等の自主財源は総額130億8,114万8,000円、構成比47.2%、平成30年度と比較しますと、13億1,788万円の増額となっておりますが、ふるさと志基金繰入金、ふるさと納税による寄附金の増加等によるものであります。

地方交付税、地方譲与税、国県支出金等の依存財源は総額146億1,950万4,000円、構成比52.8%、平成30年度と比較しますと、10億9,592万9,000円の減額となっておりますが、国庫支出金や県支出金が減額となったこと等によるものであります。

6ページをお開きください。

次に、歳出の主なものを性質別に述べますと、人件費、公債費及び扶助費の義務的経費は103億658万8,000円、構成比37.6%、平成30年度と比較しますと、4,481万1,000円の減額となっておりますが、保育所運営事業の減額等によるものであります。

普通建設事業費及び災害復旧費の投資的経費は39億3,635万3,000円、構成比14.4%、平成30年度と比較しますと、4億8,814万7,000円の減額となっておりますが、災害復旧費は増加したものの、大規模な補助事業がなかったことに伴う減額等によるものであります。

物件費、補助費等その他の経費は131億2,937万1,000円、構成比48%、平成30年度と比較しますと、10億9,282万9,000円の増額となっておりますが、ふるさと納税推進事業に伴う役務費、積立金の増額等によるものであります。

7ページをお開きください。

令和元年度末地方債残高につきましては224億3,885万4,000円で、平成30年度と比較しますと、6億6,052万2,000円、2.9%の減少となっております。市民一人当たりで換算しますと71万3,000円の残高となります。

8ページから9ページの本市の主な決算財政指数をみますと、財政状況はおおむね健全であると考えております。

しかしながら、今後、地方交付税は普通交付税が合併算定替の特例が終了すること等から歳入の伸びが厳しい一方で、人口減少、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となってきたことから、「入るを量りて出ざるを制す」を念頭に、引き続き財源確保に努めるとともに、貴重な財源を有効に活用し、事務事業の整理・統合・縮減の徹底や真に必要な事業の見極めを行いながら、また、公共施設の維持管理に必要な費用については、その機能を維持しつつ、建物の統廃合等を

推進することにより、費用の圧縮を図るなどの手法を最大限活用し、健全な財政運営を推進してまいります。

詳細につきましては、主要施策成果説明書をお目通しくださいますようお願い申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから、質疑を行います。会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告が提出されておりますので、まず、岩根賢二君の質疑を許可します。

○17番（岩根賢二君） 私自身もちろん決算審査の委員になるわけですので、詳しいことはまた委員会でお尋ねをしたいと思いますが、今日は本会議ということで、市長にお聞きしたいと思って2点ほど挙げさせていただきました。

今の市長の説明にもありましたけれども、主要施策成果説明書の中で、令和元年度決算の概要というところの最後に、「公共施設の統廃合により健全な財政運営を推進してまいります」ということで、ただいま市長も壇上で述べられました。このことについて何か具体的な案があるのかということをお伺いを1点。

そして2点目に、主要施策成果説明書の346ページに有明市民グラウンドの整備事業についてということで詳細が述べられておりますけれども、本事業は、その前年度に335万円余りをかけて実施したばかりの事業を修正するものでありました。このことを踏まえ、いろいろ反省点や改善策があるのではないかと思いますので、その点について市長にお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 1点目についてお答えいたします。

公共施設の統廃合等の個別の具体的な案は、これからでございます。平成29年3月に策定した志布志市公共施設等総合管理計画に基づき、令和3年3月までに策定予定の個別施設計画において、志布志市が保有する施設の今後の在り方、方針についてお示しをする予定であります。

具体的には公共施設等総合管理計画にある建物の削減に取り組むため、老朽化した建物の解体・除去を推進し、更新費用の削減を図ることや対象施設ごとに施設の健全度・コストの状況などの基礎情報の把握に努め、経済情勢を注視しながらまちづくりの方向性を踏まえ、総合的な評価を行い、市が保有する施設の総延床面積を削減する取り組みにより、健全な財政運営を推進してまいりたいと考えているところでございます。

2点目でございます。有明市民グラウンドの整備事業についてでございますが、議員御指摘の事業に関しましては、平成30年度に実施したものを令和元年度に修正業務として実施した事業であります。令和元年度の補正予算計上の際に、予算特別委員会において担当課長が反省の弁を述べたところであります。主な原因としては担当課の意向が当初の段階で設計業者に伝わっていなかったこと、またサンプルより大きな石粉が見られたため、取り除くよう指示したところであるが十分ではなかったということでもあります。しかしながら工事としては設計どおり施工されており、検査では合格となったところであります。

今回の反省を踏まえ、事業実施の際は事前に入念な確認を行い、両者の立場に立った整備が図られるよう技術職員とも連携を十分に取り、二度とこのようなことがないように指示をしたとこ

ろでございます。

○17番（岩根賢二君） 1点目については、昨年のこの主要施策成果説明書でも全く同じ文言が使われておりましたので、1年間かけて何か策があったのかなということでお尋ねいたしました。今の市長の答弁では、令和3年3月までということですから、今年度中にはそういう具体的なものを策定しようということだということに理解をいたしました。

2点目につきましては、市長がおっしゃるとおりに、これは前年度に実施した事業の修正ということで委員会でも課長が謝罪の言葉を述べられて、今後こういうことがないようにということの答弁はあったわけです。それはそれでももちろん承知しているんですけども、ただ、この事業が具体的に言えば1,000万円以上合計でかかったわけですね。本当ならばそれ以内で、最初の335万円で済ませる事業であったのではないかなと思いますので、昨年度こういう作業をしなければいけなかったということについては、予算の使い方としては、市長がいつもおっしゃっております「入るを量りて出ざるを制す」ということについて考えれば、ちょっとどうだったのかなという疑問が残るわけです。その点についてのお答えを一ついただきたいのと、それと現在今事業が終わって、今のこのグラウンドの状態ということについて、市長はこれでもう大丈夫だということでお考えなのか、それともまだちょっと駄目だったなというふうな点があるのではないかとということで、私自身は懸念しているわけですけども、そういうことについての確認はどうだったのかなということでお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 1点目でございますが、私も先ほど議員の方からおっしゃいますように、「入るを量りて出ざるを制す」ということで、収入をどう得て歳出を抑えるかということですが、これはまさに、いわゆる関係課が予算の執行にあたって、できるだけ予算を少なく抑えようということ、私は取り組みをしたというふうに、一方では理解をしているところでありますが、しかし、こういうふうに市民の皆さんにも迷惑をかけたということでは、必要な事業についてはしっかりと予算を投資して、対応すべきではないかというふうに考えているところでございます。

2点目のグラウンドの状態は大丈夫かということですが、これは1回はちょっと石がグラウンド・ゴルフに対しては大きいというようなことで利用できないということでの再事業、予算を組んで対応したところでありますが、今のところではもう大丈夫だというふうに理解をしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 1点目については、無駄遣いをしないということで認識されていると思います。現在のこのグラウンドの状況についての認識が、ちょっと私どもの捉え方と違うなということを考えているわけですが、このグラウンドにつきましては、有明地域の野球とかソフトボールの専用グラウンドにするというふうなことで、整備が行われたわけですね。その一方で、ほかの競技でも使用したいということであれば使用できますよということ、そういうスタンスだと思っておりますが、現在のグラウンドの状況は、入って見られたら分かると思うんですけど、非常に土が柔らかくて、安全性はあるのかも分かりませんが、いろんな球技をするのには、

ちょっと適当ではないというような判断が、私自身はグラウンド・ゴルフに関係しているものですから、グラウンド・ゴルフの関係者の方から言わせると、とてもあそこでは競技はできないと。野球とかソフトボールをした後は、もう土が柔らかいものですから、非常にでこぼこがそのまま残って整地をしていないということで、とてもグラウンド・ゴルフができないよというようなことで、有明地域に関しましては、ほとんどここを予定しているんだけど、使用できないということで山重地区の専用のグラウンド・ゴルフ場を利用しているというような状況があります。

そこでお尋ねをしたいのは、このグラウンドを今整備ができて、利用して、利用者の方に「ここはどうですか」と、「具合はどうですかね」と、「使いやすいですか、それとも何か不足な点はありませんか」というふうな聞き取りはされていないのかなという、その点を1点お伺いします。

○生涯学習課長（江川一正君） ただいま岩根議員の方から御質問のございました利用者からの御意見でございます。こちらの施設につきましては、シルバー人材センターの方の指定管理施設という形での管理を今委託をしているところでございます。シルバー人材センターからの報告といたしましては、私どもの方に御意見等はいただいている状況ですが、今回こういう御意見等がありましたので、改めてシルバー人材センターの方に確認を取り、また利用されている方たちからも、御意見等を伺うような形に今後していきたいと考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（丸山 一君） 今、岩根議員が言われたので大体分かったんですけど、実際有明のグラウンドは、僕らがまだ若い頃から、30代の頃からソフトボールを一生懸命やってきて、その当時は集落対抗で58チームぐらいあって、年に4、5回あそこを利用した経緯がありまして、非常に使いやすいグラウンドであって喜んでいただけなんですけど、その後、再度1,000万円以上の予算が組み込まれて、その結果どう言われるかということ、先日も言われたんですけども、グラウンド・ゴルフがあそこではできないと。山重地区の専用グラウンドまで行くのは遠いと。実際70歳、80歳の人たちだから大変だろうと思うんですよ。

○議長（東 宏二君） 丸山議員、この決算認定のときは発言通告が必要でありますので、委員会の中で質疑をしていただければと思います。

○12番（丸山 一君） そのことで、私は一般会計の方ではございませんので、ちょっと一般会計の方で審議していただければなということで、ちょっと申し上げているんですけど。岩根議員も言われたとおり、あとをどうするかということ、使い勝手のいいグラウンドに、またそこで成果についても協議していただければと思って質疑をしております。

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号については、9人の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については、9人の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、南利尋君、市ヶ谷孝君、八代誠君、持留忠義君、平野栄作君、鶴迫京子さん、小野広嗣君、長岡耕二君、岩根賢二君、以上9人を指名したいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました9人を一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において一般会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において、特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

○

午後1時25分 休憩

午後1時34分 再開

○

○議長（東 宏二君） 再開します。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。委員長に八代誠君、副委員長に南利尋君。

以上であります。

○

日程第21 認定第2号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第3号 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第23 認定第4号 令和元年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第24 認定第5号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第25 認定第6号 令和元年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第26 認定第7号 令和元年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第27 認定第8号 令和元年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

日程第28 認定第9号 令和元年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（東 宏二君） 日程第21、認定第2号から日程第28、認定第9号まで、以上8件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第2号、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額45億1,115万6,768円、歳出総額43億1,351万8,755円、実質収支額は1億9,763万8,013円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

また、国民健康保険基金の総額は、令和2年3月31日現在で1億1,004万5,829円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が7億5,432万6,676円、構成比16.7%、県支出金が32億435万6,508円、構成比71.0%、繰入金が3億1,799万8,872円、構成比7.0%となっております。

また、国民健康保険税の現年課税分の収納額は7億1,170万6,631円で、収納率は95.6%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が30億9,785万7,470円、構成比71.8%、国民健康保険事業費納付金が11億1,687万8,135円、構成比25.9%、保健事業費が4,051万1,657円、構成比0.9%、諸支出金が2,732万904円、構成比0.6%となっております。

令和元年度につきましては、前年度より療養給付費等は増加し、実質単年度収支は2,589万2,159円の赤字となっております。

国民健康保険は、他の医療保険制度と比較して前期高齢者が多くを占めており、更に医療技術の高度化などに伴い医療需要が高まり、国保財政は非常に厳しい状況が続いております。

平成30年度から財政運営の責任主体となった県と一体となり、引き続き国保財政安定化のため、国保税収納率向上による財源確保に努めるとともに、特定健康診査及び特定保健指導の受診率等の向上並びに健康増進事業を積極的に展開し、医療費の適正化に取り組んでまいります。

次に、認定第3号、令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額3億9,941万1,184円、歳出総額3億9,861万1,563円、実質収支額は79万9,621円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が2億3,075万3,667円、構成比57.8%、繰入金が1億6,181万8,243円、構成比40.5%となっております。

歳出の主なものは、広域連合納付金が3億8,943万1,650円、構成比97.7%、保健事業費が627万4,470円、構成比1.6%、諸支出金が67万2,599円、構成比0.2%となっております。

後期高齢者医療の事務につきましては、資格等の手続き、被保険者証の発行等の窓口業務のほか、健康保持増進事業として長寿健診等を実施してまいりました。

今後も、ますます進展する高齢化に伴い、被保険者数は増加し、医療費は更に増えることが見込まれますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化を推進するとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、認定第4号、令和元年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額42億8,778万4,323円、歳出総額38億8,115万1,263円、実質収支額は4億663万3,060円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険料が6億9,182万8,722円、構成比16.1%、国庫支出金が10億4,033万1,830円、構成比24.3%、支払基金交付金が10億803万9,000円、構成比23.5%、県支出金が5億7,638万3,368円、構成比13.4%、繰入金が5億3,468万2,472円、構成比12.5%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が36億9,125万5,112円、構成比95.1%、諸支出金が1億92万4,241円、構成比2.6%、地域支援事業費が8,175万7,129円、構成比2.1%となっております。

今後も市の介護保険事業計画に基づき、事業を実施し、介護予防の推進及び多様な生活支援の充実を図るとともに、高齢者もその家族も、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

次に、認定第5号、令和元年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額2億9,678万6,754円、歳出総額2億9,395万6,535円、実質収支額は283万219円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が7,300万2,870円、構成比24.6%、一般会計繰入金1億8,193万9,000円、構成比61.3%、市債が3,940万円、構成比13.3%となっております。

歳出の主なものは、職員の人件費のほか、市内4地区の浄化センターの維持管理等に要する経費の総務費が9,061万2,553円、構成比30.8%、公債費が2億334万3,982円、構成比69.2%となっております。

今後も、加入率及び収納率の向上を図り、効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第6号、令和元年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額884万1,967円、歳出総額856万5,112円、実質収支額は27万6,855円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が855万2,000円、構成比96.7%、繰越金が28万9,951円、構成比3.3%となっております。

歳出の主なものは、委託料が602万6,400円、構成比70.4%、公債費が252万4,312円、構成比29.5%となっております。

次に、認定第7号、令和元年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額7,236万8,897円、歳出総額7,115万8,706円、実質収支額は121万191円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、公営企業収入が2,000万円、構成比27.6%、一般会計繰入金5,200万円、構成比71.9%となっております。

歳出の主なものは、管理費が3,958万2,607円、構成比55.6%、公債費が3,157万6,099円、構成比44.4%となっております。

次に、認定第8号、令和元年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額4億7,520万4,436円、歳出総額4億7,519万1,719円、実質収支額は1万2,717円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、市債が3億3,810万円、構成比71.1%、基金繰入金1億3,537万8,124円、構成比28.5%となっております。

歳出の主なものは、事業費が3億4,943万2,097円、構成比73.5%となっております。

今後は、4工区については早期分譲につなげるとともに、5工区についても、早期造成及び分譲等につなげるよう進めてまいります。

次に、認定第9号、令和元年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算の結果、総収益が5億7,388万2,041円、総費用が5億1,006万9,165円となり、6,381万2,876円の純利益となりました。

総収益の主なものは、営業収益が5億624万7,274円、構成比88.2%、営業外収益が6,341万7,467円、構成比11.1%となっております。

総費用の主なものは、営業費用が4億8,687万9,960円、構成比95.5%、営業外費用が2,269万705円、構成比4.4%となっております。

令和元年度は、国庫補助事業を活用し、老朽化した旧簡易水道4か所の施設整備及び機器更新を行ったところであります。

今後も市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、重要施設の耐震化対策及び老朽化施設の更新にも努めてまいります。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号から認定第9号まで、以上8件について

は、8人の委員で構成する特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、8人の委員で構成する特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、尖信一君、青山浩二君、野村広志君、小辻一海君、西江園明君、丸山一君、玉垣大二郎君、小園義行君、以上8人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました8人を特別会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において特別会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において、特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。併せて議場の換気をするため、10分程度休憩いたします。

○

午後1時54分 休憩

午後2時04分 再開

○

○議長（東 宏二君） 再開します。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。委員長に玉垣大二郎君、副委員長に小辻一海君。

以上であります。

○

**日程第29 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書の提出について**

○議長（東 宏二君） 日程第29、発議第2号及び日程第30、発議第3号、以上2件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

日程第29、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○6番（野村広志君） ただいま議題となりました発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

提出の理由としましては、新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正を強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、大島理森、参議院議長、山東昭子、内閣総理大臣、菅義偉、内閣官房

長官、加藤勝信、総務大臣、武田良太、財務大臣、麻生太郎、経済産業大臣、梶山弘志、経済再生担当大臣、西村康稔、まち・ひと・しごと創生担当大臣、坂本哲志でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方よろしくお願いたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。



日程第30 発議第3号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出について

○議長（東 宏二君） 日程第30、発議第3号、国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました発議第3号、国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第7号、国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情」については、文教厚生常任委員会に付託となっておりましたが、審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業中や学校再開への移行段階で、「3密」を避けるためにクラスの2分の1程度で授業ができる分散登校や時間差登校が全国的に行われました。20人程度で授業を受けた子どもたちからは「いつもより勉強がよく分かった」、「手を上げやすかった」などの声が聞こえ、教職員からは「ゆとりをもって子どもたち一人ひとりと丁寧に関わることができた」、保護者からは「感染から子どもを守るには20人くらいが丁度いい」などの肯定的な声が挙がりました。20人で授業を受けられるようにすることが感染拡大を防ぐとともに、豊かな学びを実現することにつながることで実感されました。

学校を再開するにあたり、感染拡大防止対策として教室の「密」を避けるための少人数学級・

授業、学校規模の縮小などが必要であります。そのためには教職員を増やすことが不可欠でもあります。現行の40人学級では、子どもたちのいのちと健康を守ることが困難であります。教室に「社会的距離」を確保するには、20人程度で授業できるようにすることが必要であり、いま「20人学級」を展望した少人数学級の前進が求められています。

更に、教職員も40人学級で感染防止対策をしながら、授業時間の確保に追われている学校現場の状況があります。「子どもも教職員も疲弊している」、「消毒作業など過重な労働」、「感染拡大を招いてはならないという精神的な負担」など悲痛な声が上がっております。

様々課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりに行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施していますが、国の責任による少人数学級は小学校2年生で止まったまま8年連続で見送られております。

コロナ禍の中で「20人学級」を展望した少人数学級の前進は圧倒的多数の保護者と教職員、地域住民の強い願いでもあります。それに応えて自治体独自の少人数学級は今年度も着実に前進しています。

しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実であります。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押し付けることなく、国が責任を持って少人数学級の前進とそのための教職員定数改善を行うことが極めて重要であります。

よって、国会及び政府における地方教育行政の実情認識と地方自治体の計画的な教育行政確保のため地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、大島理森、参議院議長、山東昭子、内閣総理大臣、菅義偉、文部科学大臣、萩生田光一でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（東 宏二君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

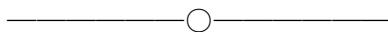
したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました発議第2号及び発議第3号についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。



日程第31 閉会中の継続審査申し出について

○議長（東 宏二君） 日程第31、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

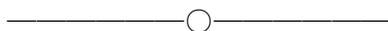
配付してある文書写しのとおり、文教厚生常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



日程第32 閉会中の継続調査申し出について

○議長（東 宏二君） 日程第32、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

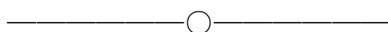
配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（東 宏二君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和2年第3回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午後2時15分 閉会